

野村資産設計ファンド

2015／2020／2025／2030／2035／2040／2045／2050／2060

愛称：未来時計

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2024年3月22日）

この目論見書により行なう野村資産設計ファンド2015／2020／2025／2030／2035／2040／2045／2050／2060の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月21日に関東財務局長に提出しており、2023年9月22日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	：	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	：	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	：	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	4
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	30
4【手数料等及び税金】	41
5【運用状況】	45
第2【管理及び運営】	102
1【申込（販売）手続等】	102
2【換金（解約）手続等】	103
3【資産管理等の概要】	104
4【受益者の権利等】	109
第3【ファンドの経理状況】	111
1【財務諸表】	111
2【ファンドの現況】	434
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	439
第三部【委託会社等の情報】	440
第1【委託会社等の概況】	440
1【委託会社等の概況】	440
2【事業の内容及び営業の概況】	442
3【委託会社等の経理状況】	443
4【利害関係人との取引制限】	494
5【その他】	494
約款	495

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村資産設計ファンド 2015

野村資産設計ファンド 2020

野村資産設計ファンド 2025

野村資産設計ファンド 2030

野村資産設計ファンド 2035

野村資産設計ファンド 2040

野村資産設計ファンド 2045

野村資産設計ファンド 2050

野村資産設計ファンド 2060

(以上を総称して「野村資産設計ファンド」または「各ファンド」という場合、愛称として「未来時計」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合、愛称として「未来時計 2015」、「未来時計 2020」、「未来時計 2025」、「未来時計 2030」、「未来時計 2035」、「未来時計 2040」、「未来時計 2045」、「未来時計 2050」、「未来時計 2060」という場合があります。また、各々、「野村資産設計ファンド 2015」を「2015」、「野村資産設計ファンド 2020」を「2020」、「野村資産設計ファンド 2025」を「2025」、「野村資産設計ファンド 2030」を「2030」、「野村資産設計ファンド 2035」を「2035」、「野村資産設計ファンド 2040」を「2040」、「野村資産設計ファンド 2045」を「2045」、「野村資産設計ファンド 2050」を「2050」、「野村資産設計ファンド 2060」を「2060」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき4兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.5%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位(当初元本1口=1円)

(7) 【申込期間】

2023年9月22日から2024年9月19日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、販売会社の定める期日までに申込代金をお支払いください。(詳しくは販売会社にお問い合わせください。)各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆野村資産設計ファンドは、安定運用開始時期（ターゲットイヤー）の異なるスイッチング可能なファンドで構成されています。
- ◆国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象^{※1}とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象資産等の追加が行なわれる場合があります。
- ◆各ファンドには、それぞれ安定運用開始時期（ターゲットイヤー）が定められており、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減（ぜんげん）と公社債の実質組入れの漸増（ぜんぞう）を行ない、リスクの漸減（ぜんげん）を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

※1 各ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

各ファンドの受益権の信託金限度額は各々2兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

- (野村資産設計ファンド 2015) (野村資産設計ファンド 2020) (野村資産設計ファンド 2025)
 (野村資産設計ファンド 2030) (野村資産設計ファンド 2035) (野村資産設計ファンド 2040)
 (野村資産設計ファンド 2045) (野村資産設計ファンド 2050) (野村資産設計ファンド 2060)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内	株式 債券	インデックス型
	海外 内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (合成指数)
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分 変更型))	その他 (安定運用 開始前 年2回、 安定運用 開始以降 年12回(毎月))	アフリカ 中近東 (中東) エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種

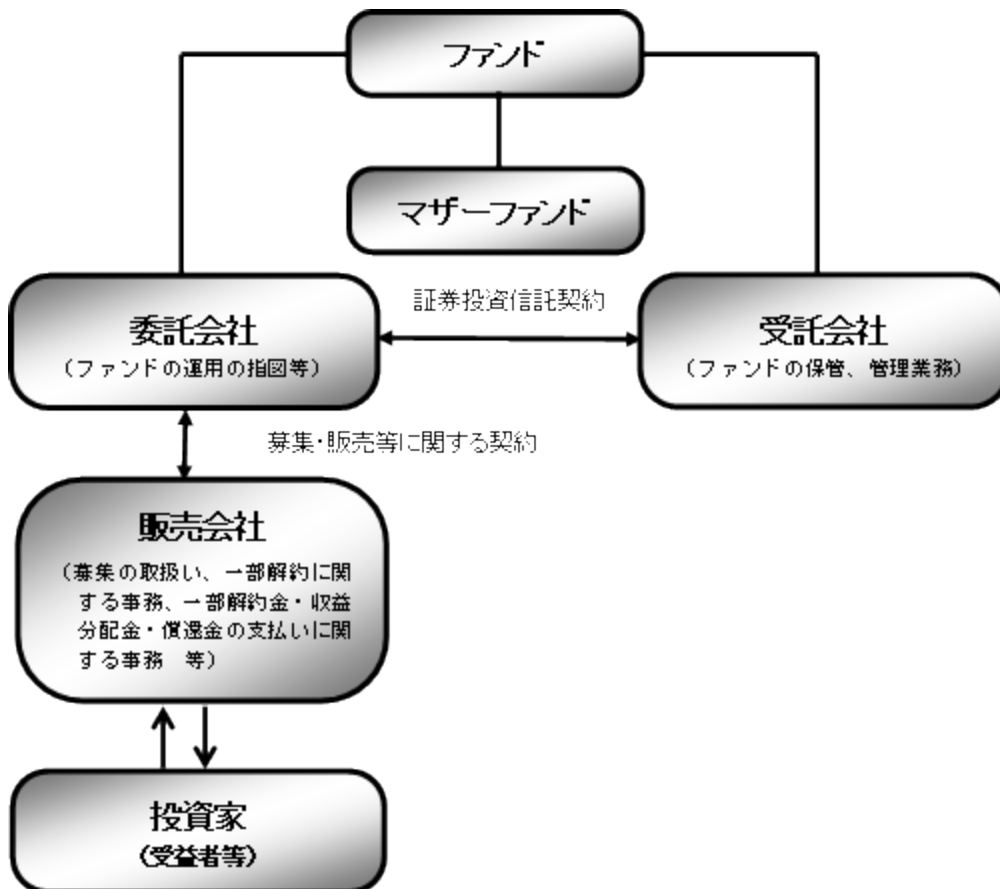
指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

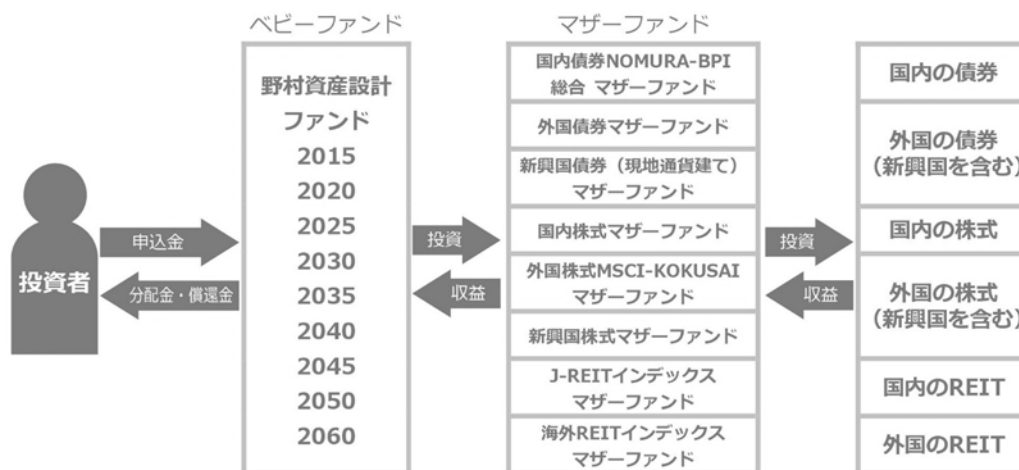
2007年6月11日	野村資産設計ファンド 2015/2020/2025/2030/2035/2040 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2010年9月10日	野村資産設計ファンド 2045 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年9月17日	野村資産設計ファンド 2050 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2019年9月13日	野村資産設計ファンド 2060 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



ファンド	野村資産設計ファンド 2015 野村資産設計ファンド 2020 野村資産設計ファンド 2025 野村資産設計ファンド 2030 野村資産設計ファンド 2035 野村資産設計ファンド 2040 野村資産設計ファンド 2045 野村資産設計ファンド 2050 野村資産設計ファンド 2060
マザーファンド (親投資信託)	国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド 国内株式マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 新興国株式マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●各ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2024年2月末現在)■

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額
17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

◆運用にあたっては、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

◆将来の市場構造変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

[2] 各ファンドには、それぞれ安定運用開始時期（ターゲットイヤー）が定められており、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的※に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減（ぜんげん）と公社債の実質組入れの漸増（ぜんぞう）を行ない、リスクの漸減（ぜんげん）を図ることを基本とします。

※定期的な基本投資割合の変更は、当面、原則年1回行なうことを基本とします。

◆各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

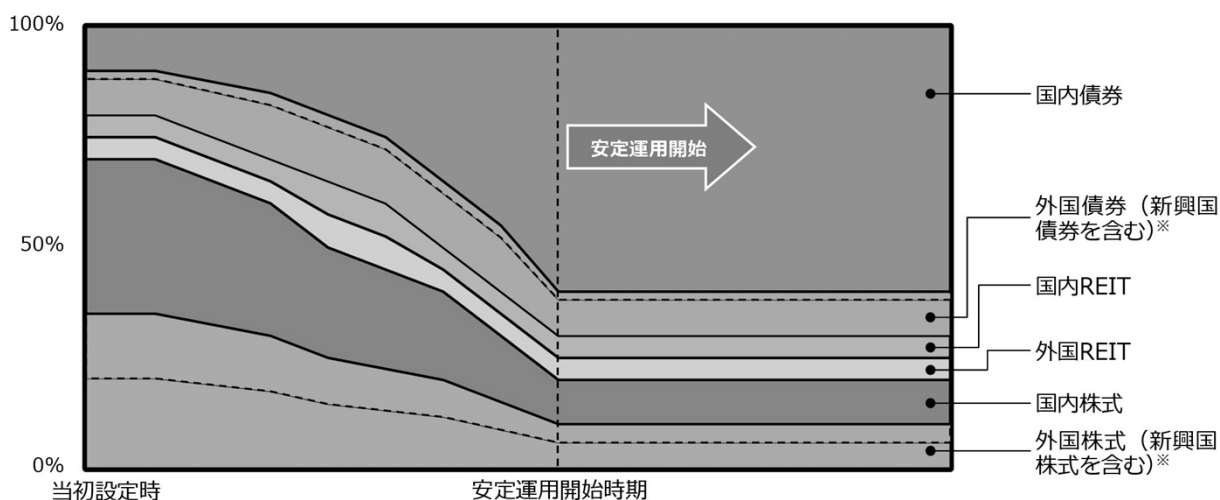
◆各ファンドの安定運用開始時期（ターゲットイヤー）は以下の通りです。

野村資産設計ファンド 2015	2015年6月の決算日の翌日（第16計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2020	2020年6月の決算日の翌日（第26計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2025	2025年6月の決算日の翌日（第36計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2030	2030年6月の決算日の翌日（第46計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2035	2035年6月の決算日の翌日（第56計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2040	2040年6月の決算日の翌日（第66計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2045	2045年6月の決算日の翌日（第71計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2050	2050年6月の決算日の翌日（第71計算期間開始日）
野村資産設計ファンド 2060	2060年6月の決算日の翌日（第83計算期間開始日）

※「野村資産設計ファンド 2015」は2015年6月23日から、「野村資産設計ファンド 2020」は2020年6月23日から、安定運用を開始しました。

■基本投資割合のイメージ図■

『野村資産設計ファンド 2060』の例



※新興国債券、新興国株式の割合は、各々外国債券、外国株式内に点線で示しています。

※上記の図表は現時点で決定している基本投資割合をもとにしたイメージ図であり、また、実際に上記のような運用を行なうことを保証するものではありません。

[3] 各ファンドにおける各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下の通りとします。

■2024年3月現在の基本投資割合■

	野村資産設計ファンド							各ファンド共通 (注1)
	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	54%	41%	31%	23%	18%	14%	10%	60%
外国債券マザーファンド	9.2%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	10.7%	7.6%	10% (注2)
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	2.8%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.3%	2.4%	10% (注2)
国内株式マザーファンド	12%	17%	21%	23.5%	27%	31%	35%	5%
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	7%	9.9%	12.2%	13.6%	15.7%	18%	20.3%	5%
新興国株式マザーファンド	5%	7.1%	8.8%	9.9%	11.3%	13%	14.7%	5%
J-REITインデックスマザーファンド	5%	5%	6%	7.5%	6.5%	5%	5%	5%
海外REITインデックスマザーファンド	5%	5%	6%	7.5%	6.5%	5%	5%	5%

<ターゲットイヤーの到来以降>

注1 「野村資産設計ファンド 2015」は2015年6月23日から、「野村資産設計ファンド 2020」は2020年6月23日から、安定運用を開始しました。

注2 各々、2本のマザーファンドの合計の投資割合とします。

*家計や市場の構造変化等を考慮し、上記の基本投資割合が変更となる場合があります。

〈ご参考：当初設定時の基本投資割合〉

	野村資産設計ファンド					
	2015	2020	2025	2030	2035	2040
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	39%	29%	22%	17%	13.5%	11%
外国債券マザーファンド	15%	15%	15%	15%	13.5%	11%
国内株式マザーファンド	18%	21.5%	24%	28%	31.5%	34%
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	18%	21.5%	24%	28%	31.5%	34%
J-REIT インデックス マザーファンド	5%	6.5%	7.5%	6%	5%	5%
海外 REIT インデックス マザーファンド	5%	6.5%	7.5%	6%	5%	5%

	野村資産設計ファンド		
	2045	2050	2060
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	10%	10%	10%
外国債券マザーファンド	8.4%	8.1%	8.2%
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1.6%	1.9%	1.8%
国内株式マザーファンド	35%	35%	35%
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	24.3%	21.2%	20.3%
新興国株式マザーファンド	10.7%	13.8%	14.7%
J-REIT インデックス マザーファンド	5%	5%	5%
海外 REIT インデックス マザーファンド	5%	5%	5%

[4] 各ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動をめざす対象指数の月次リターンに、委託会社が定める各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとし、原則として毎月、リバランスを行ない、その指数への連動をめざします。

■各マザーファンドの投資方針等について■

〔国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド〕

（対象指数：NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合））

- ・主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

「NOMURA-BPI 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

〔外国債券マザーファンド〕

（対象指数：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））

- ・主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

〔新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド〕

（対象指数：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース））

- ・現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※公社債等の発注業務（発注に伴う裁量権は付与しないものとします。）の一部をノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッドに代行させます。

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）」は、JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (US\$ベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成される時価総額加重平均指数であり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

〔国内株式マザーファンド〕

（対象指数：東証株価指数 (TOPIX)）

- ・主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数 (TOPIX) の動きに連動する投資成果を目指します。

「東証株価指数 (TOPIX)」は、株式会社 J P X 総研が発表している株価指標で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の 1 つです。

東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

〔外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド〕

（対象指数：MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし））

- ・主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）*の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

※配当再投資・GROSS(税込)の指数とします。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの

時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

〔新興国株式マザーファンド〕

(対象指数：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース))

- ・新興国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)」は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

〔J-REIT インデックス マザーファンド〕

(対象指数：東証 REIT 指数 (配当込み))

- ・J-REIT を主要投資対象とし、東証 REIT 指数 (配当込み) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

「東証 REIT 指数 (配当込み)」は、東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄に投資した場合の投資成果 (市場における価格の変動と配当金の受け取りを合わせた投資成果) を表す指数です。

東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄を対象とした時価総額加重平均を、2003 年 3 月 31 日を 1,000 として指数化したものです。

東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値及び東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数 (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

〔海外 REIT インデックス マザーファンド〕

(対象指数：S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース))

- ・日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ・REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、ドルベース) をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

S&P 先進国 REIT 指数は、S&P の持つグローバル・インデックスである S&P グローバル株価指数から、REIT 及び REIT と同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託 (REIT) 及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行な

われますので、変動することがあります。

[5] 為替ヘッジは行ないません。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象とします。

◆各ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」への投資を通じて、実質的に国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）に投資を行ないます。

◆将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

■各マザーファンドの主要投資対象■

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とします。
外国債券マザーファンド	外国の公社債を主要投資対象とします。
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。
国内株式マザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とします。
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式を主要投資対象とします。
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証券）※1を含みます。）を主要投資対象とします。
J-REIT インデックス マザーファンド	J-REIT※2を主要投資対象とします。
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT※3を主要投資対象とします。

※1 Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※3 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

<各ファンド共通>

①投資の対象とする資産の種類（約款第 15 条）

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲等(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記②に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)各マザーファンドの概要

「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連

動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資は行ないません。
- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利

用は行ないません。

- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内株式マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ②非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。
- ⑤スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の

20%以内とします。

- ④有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債*への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「新興国株式マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- ⑤外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「J-REIT インデックス マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規

則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「海外 REIT インデックス マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

*S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券*(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

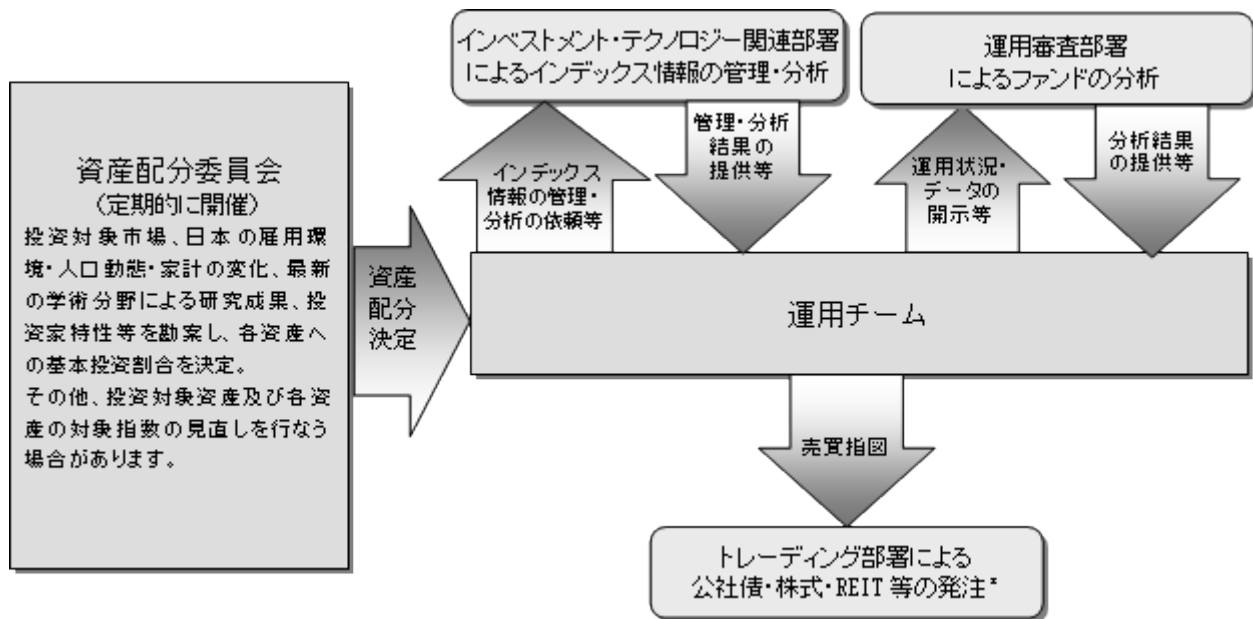
ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

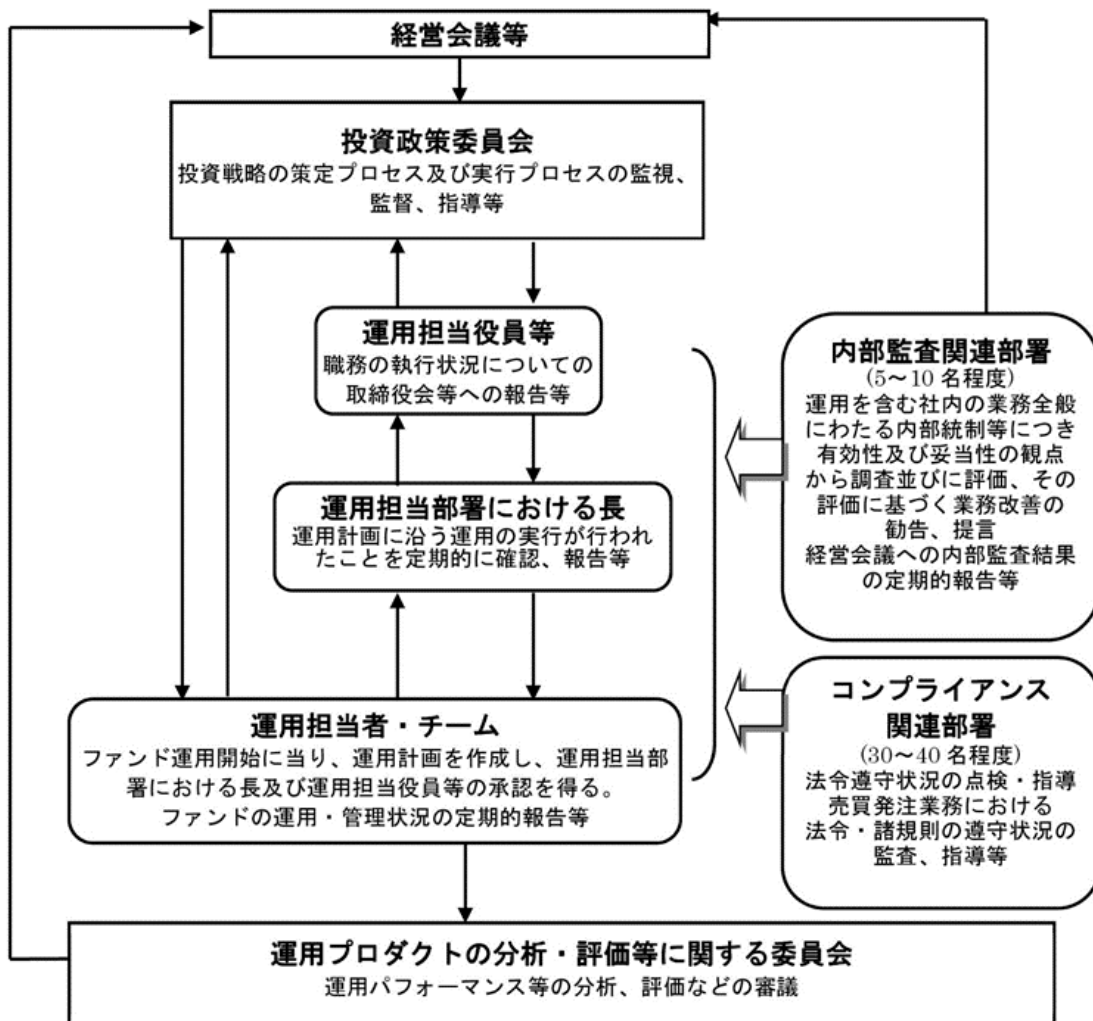


*新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドにおける公社債等の発注業務（発注に伴う裁量権は付与しないものとします。）の一部をノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッドに代行させます。

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（安定運用開始時期前は年2回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針（分配方針）に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

※利子・配当等収益とは、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

<安定運用開始時期前>

原則として**毎年6月、12月の各22日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

<安定運用開始時期以降>

原則として**毎月22日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。*1

[分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。*2

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

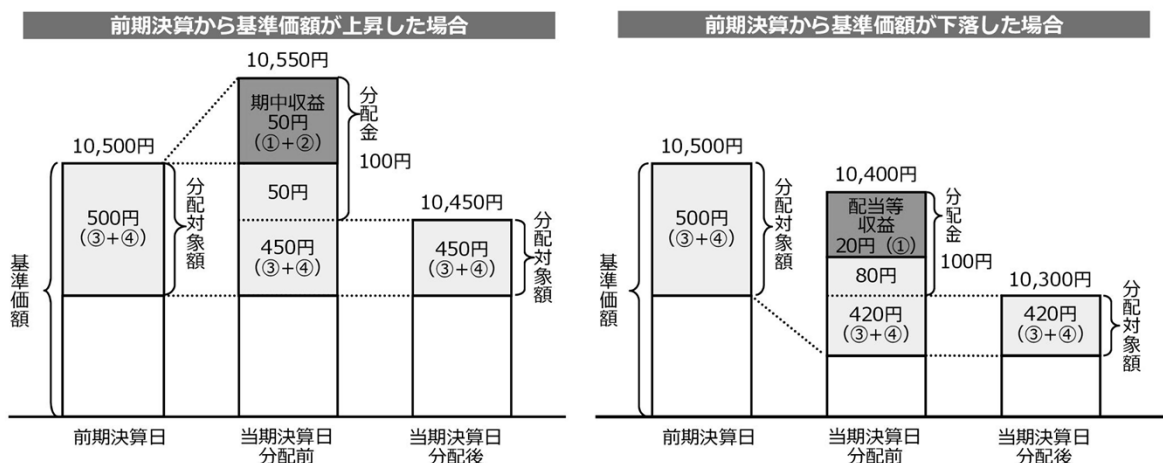


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

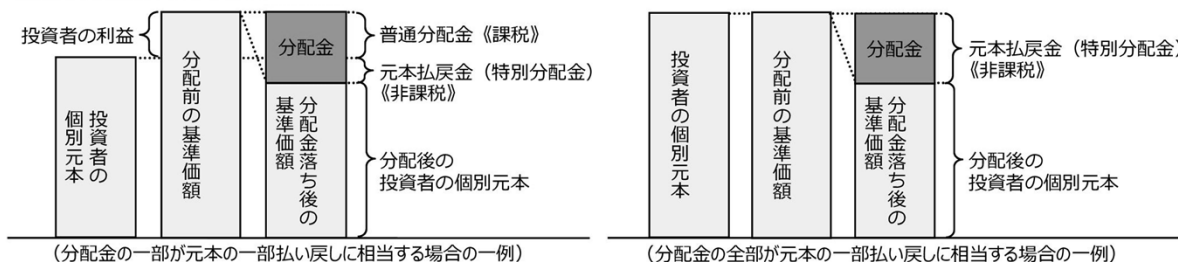
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。

◆投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

各ファンドに共通

①株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの利用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

④公社債の借入れ(約款第 19 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ

野村資産設計ファンド 2015/2020/2025/2030/2035/2040(約款第 26 条)

野村資産設計ファンド 2045/2050/2060(約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合など

には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆各マザーファンドが対象とする指数等の著作権等について

■国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドについて■

「NOMURA-BPI 総合」

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■外国債券マザーファンドについて■

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

■新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドについて■

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース）」

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性及び本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連

絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。

当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

■国内株式マザーファンドについて■

「東証株価指数 (TOPIX)」

- ① 東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX) の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数 (TOPIX) の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび新興国株式マザーファンドについて■

「MSCI」

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデ

一々の独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

■J-REIT インデックス マザーファンドについて■

「東証 REIT 指数 (配当込み)」

- ① 東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値及び東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数 (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値及び東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■海外 REIT インデックス マザーファンドについて■

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社(以下、S&P)により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネ

ームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害(逸失利益を含む)につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

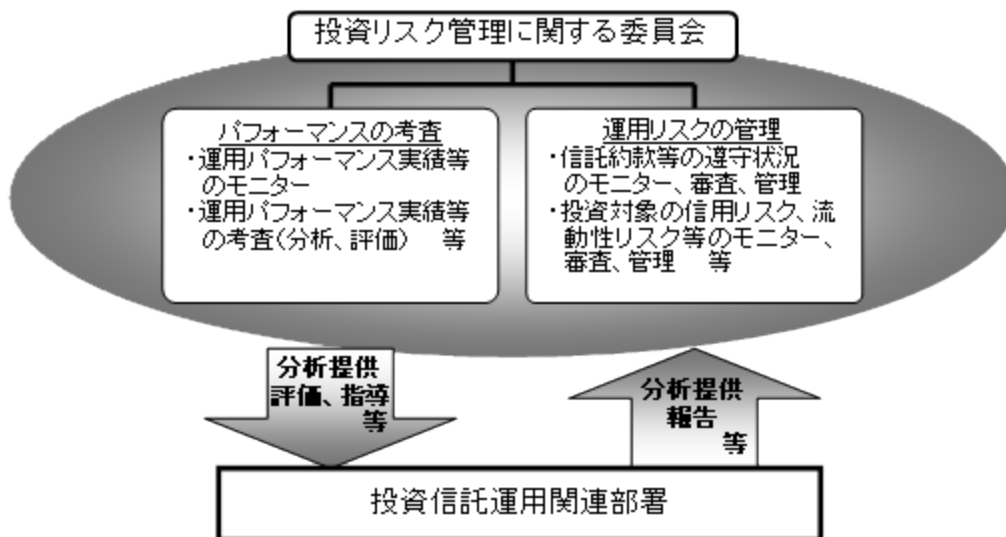
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

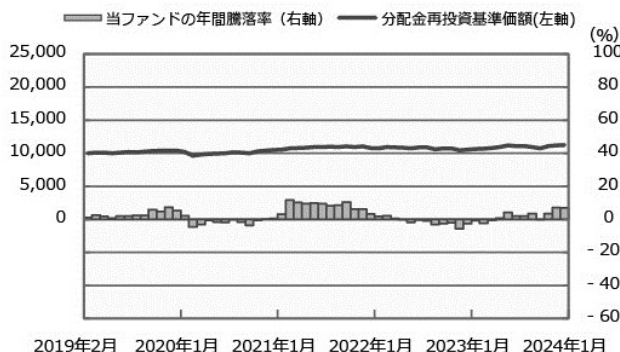


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

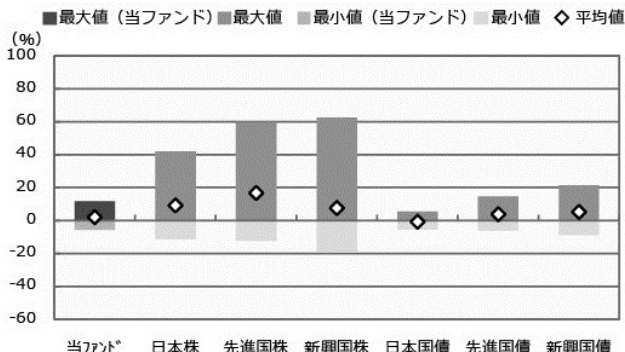
リスクの定量的比較 (2019年2月末～2024年1月末：月次)

野村資産設計ファンド2015

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



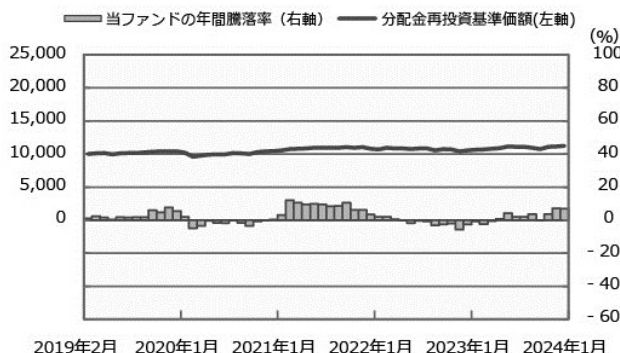
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	11.7	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 5.7	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.2	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

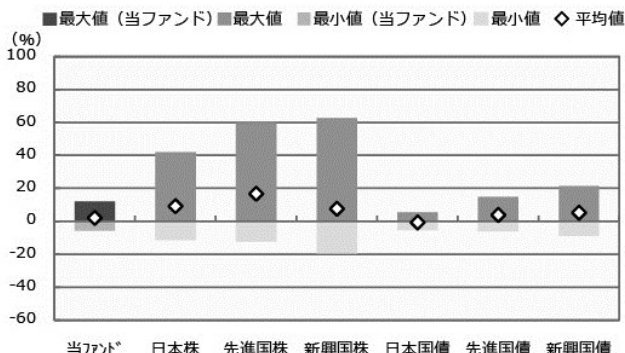
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村資産設計ファンド2020

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



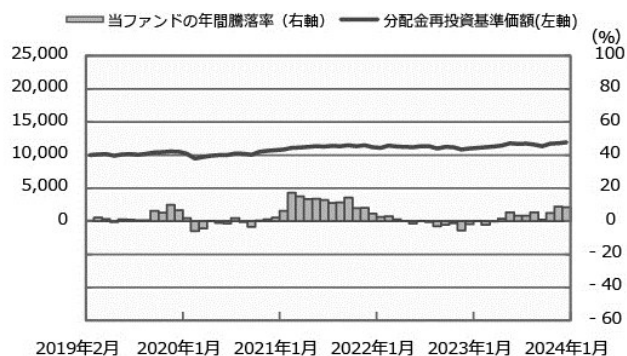
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	12.0	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 5.7	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.1	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

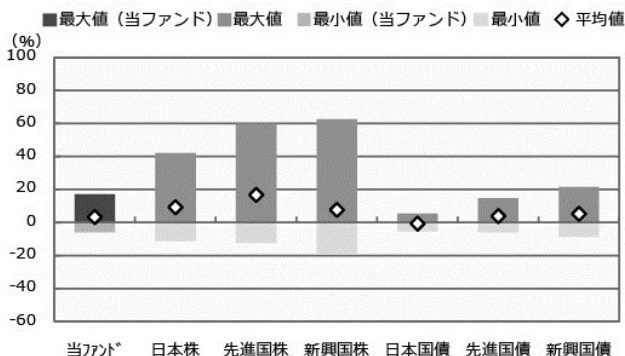
野村資産設計ファンド2025

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

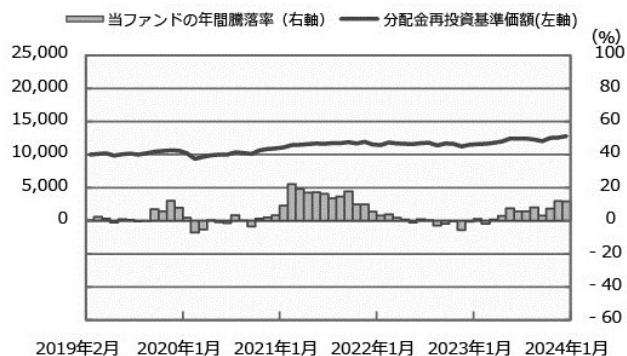
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.2	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 6.0	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.2	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

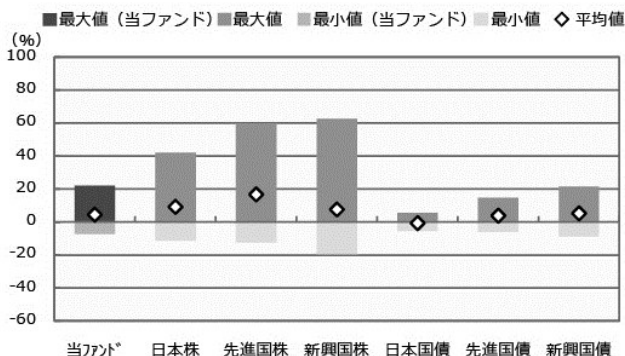
野村資産設計ファンド2030

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

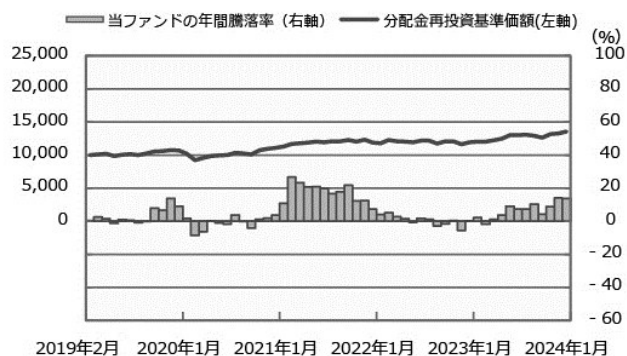
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	22.1	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 7.2	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	4.4	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

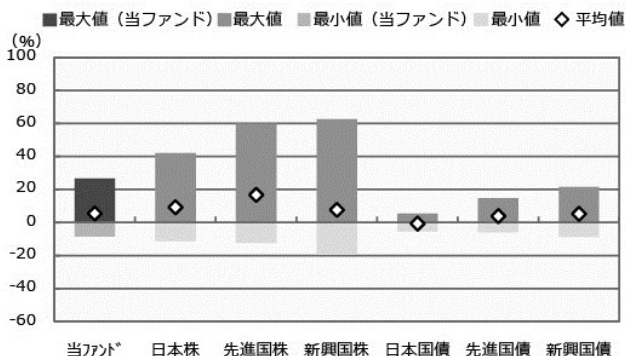
野村資産設計ファンド2035

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

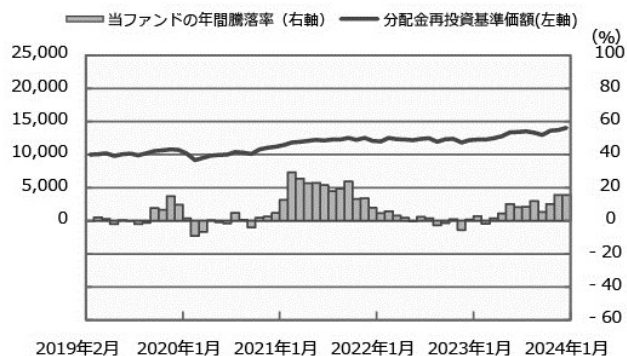
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.6	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 8.6	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	5.5	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

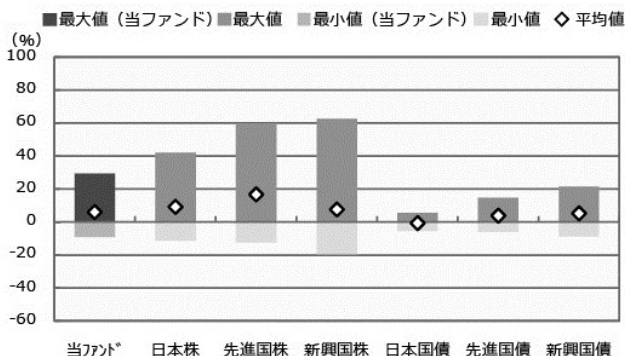
野村資産設計ファンド2040

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

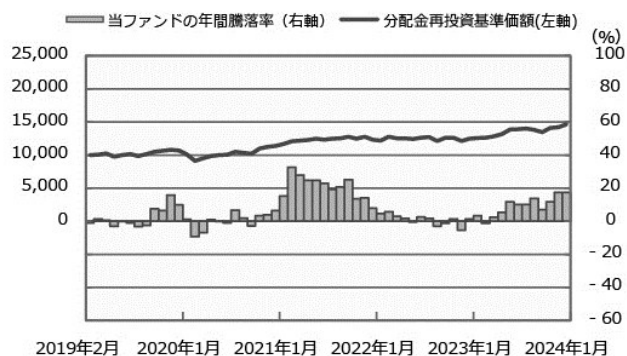
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	29.3	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 9.1	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.0	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

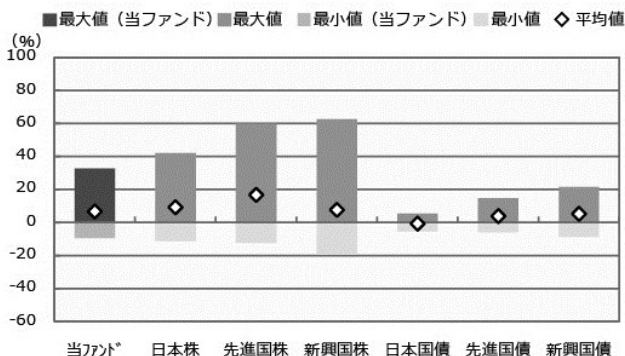
野村資産設計ファンド2045

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

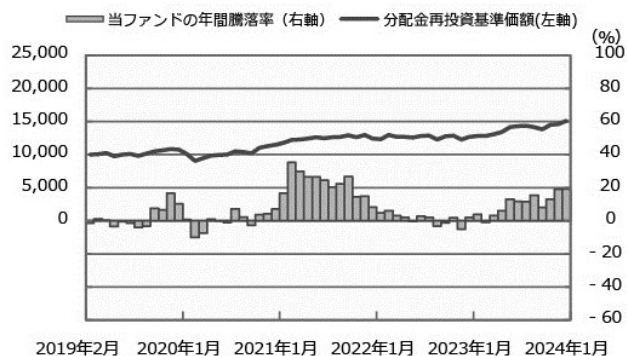
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	32.6	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 9.4	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.7	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

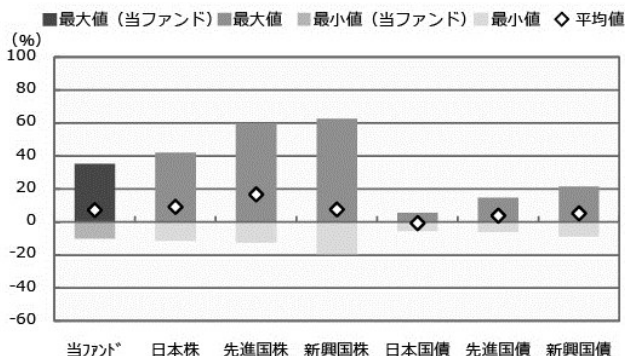
野村資産設計ファンド2050

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

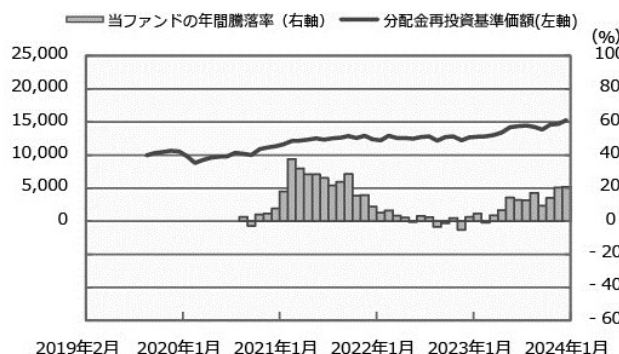
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	35.2	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 10.1	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	7.3	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

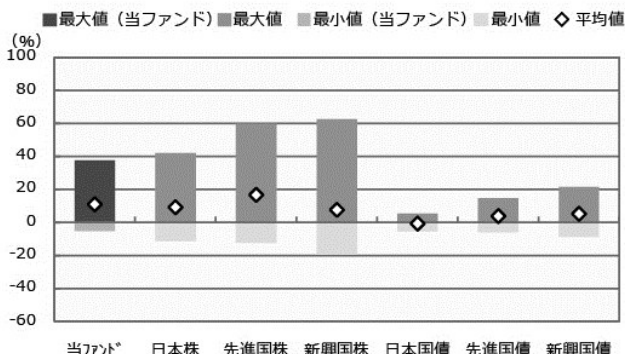
野村資産設計ファンド2060

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド* 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	37.6	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 5.2	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	11.0	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2020年9月から2024年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、当ファンドは基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載していません。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年2月から2024年1月の5年間（当ファンドは2020年9月から2024年1月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
* 当ファンドは基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMS LLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.65%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.5%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドについて、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該ファンドの純資産総額に、計算期間に応じ、下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

①安定運用開始前

野村資産設計ファンド2015	:	第1計算期間から第15計算期間まで
野村資産設計ファンド2020	:	第1計算期間から第25計算期間まで
野村資産設計ファンド2025	:	第1計算期間から第35計算期間まで
野村資産設計ファンド2030	:	第1計算期間から第45計算期間まで
野村資産設計ファンド2035	:	第1計算期間から第55計算期間まで
野村資産設計ファンド2040	:	第1計算期間から第65計算期間まで
野村資産設計ファンド2045	:	第1計算期間から第70計算期間まで
野村資産設計ファンド2050	:	第1計算期間から第70計算期間まで
野村資産設計ファンド2060	:	第1計算期間から第82計算期間まで

信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.946% (税抜年0.86%)	年0.33%	年0.48%	年0.05%

②安定運用開始時期以降

野村資産設計ファンド2015	:	第16計算期間（2015年6月開始）以降
野村資産設計ファンド2020	:	第26計算期間（2020年6月開始）以降
野村資産設計ファンド2025	:	第36計算期間（2025年6月開始）以降
野村資産設計ファンド2030	:	第46計算期間（2030年6月開始）以降
野村資産設計ファンド2035	:	第56計算期間（2035年6月開始）以降
野村資産設計ファンド2040	:	第66計算期間（2040年6月開始）以降
野村資産設計ファンド2045	:	第71計算期間（2045年6月開始）以降

野村資産設計ファンド 2050 : 第 71 計算期間 (2050 年 6 月開始) 以降

野村資産設計ファンド 2060 : 第 83 計算期間 (2060 年 6 月開始) 以降

信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.847% (税抜年 0.77%)	年 0.28%	年 0.44%	年 0.05%

* 「野村資産設計ファンド 2015」は 2015 年 6 月 23 日から、「野村資産設計ファンド 2020」は 2020 年 6 月 23 日から、安定運用を開始しました。

上記のファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益 分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

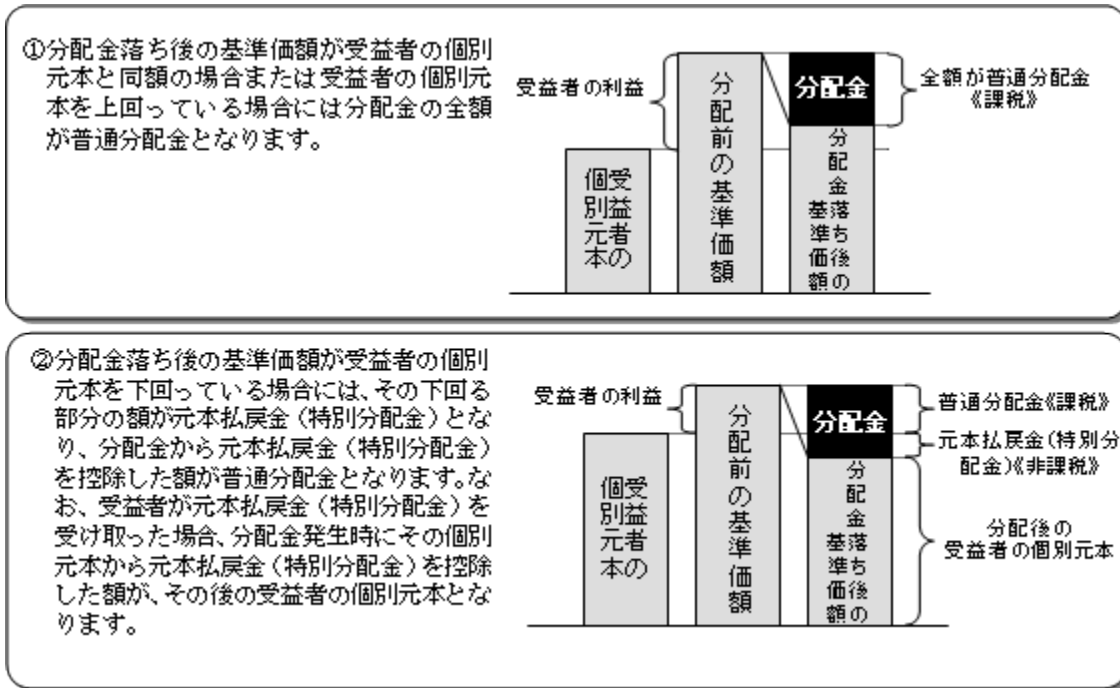
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合

などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 1 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

5 【運用状況】

以下は2024年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村資産設計ファンド2015

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	702,900,878	99.75
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,739,171	0.24
合計 (純資産総額)		704,640,049	100.00

野村資産設計ファンド2020

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	779,040,742	99.74
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,956,947	0.25
合計 (純資産総額)		780,997,689	100.00

野村資産設計ファンド2025

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	997,670,935	99.90
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	997,920	0.09
合計 (純資産総額)		998,668,855	100.00

野村資産設計ファンド2030

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,223,301,148	99.90
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,223,156	0.09
合計 (純資産総額)		1,224,524,304	100.00

野村資産設計ファンド2035

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	990,193,037	99.90
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	988,877	0.09
合計 (純資産総額)		991,181,914	100.00

野村資産設計ファンド2040

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,598,494,409	99.90
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,596,410	0.09

合計（純資産総額）	1,600,090,819	100.00
-----------	---------------	--------

野村資産設計ファンド2045

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	315,309,673	99.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	314,324	0.09
合計（純資産総額）		315,623,997	100.00

野村資産設計ファンド2050

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	311,974,614	99.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	311,622	0.09
合計（純資産総額）		312,286,236	100.00

野村資産設計ファンド2060

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	232,003,460	99.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	222,699	0.09
合計（純資産総額）		232,226,159	100.00

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	825,829,080,300	82.02
地方債証券	日本	57,827,529,510	5.74
特殊債券	日本	70,845,300,568	7.03
社債券	日本	49,683,024,000	4.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,662,832,252	0.26
合計（純資産総額）		1,006,847,766,630	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	383,616,641,082	47.02
	カナダ	16,413,533,042	2.01
	メキシコ	6,940,980,897	0.85
	ドイツ	41,992,872,371	5.14
	イタリア	71,551,524,123	8.77
	フランス	56,764,905,669	6.95
	オランダ	11,698,572,157	1.43
	スペイン	45,751,588,451	5.60
	ベルギー	14,049,143,672	1.72

	オーストリア	10,277,051,042	1.25
	フィンランド	2,905,590,531	0.35
	アイルランド	3,884,360,638	0.47
	イギリス	42,212,387,233	5.17
	スウェーデン	1,654,379,765	0.20
	ノルウェー	1,403,940,413	0.17
	デンマーク	2,215,460,873	0.27
	ポーランド	4,189,452,681	0.51
	オーストラリア	11,148,513,604	1.36
	ニュージーランド	1,926,481,820	0.23
	シンガポール	3,402,618,754	0.41
	マレーシア	4,063,683,169	0.49
	中国	64,569,073,510	7.91
	イスラエル	2,554,277,960	0.31
	小計	805,187,033,457	98.70
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,555,222,135	1.29
合計（純資産総額）		815,742,255,592	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	1,005,890,096	9.70
	ブラジル	1,010,126,284	9.74
	チリ	192,789,707	1.86
	コロンビア	438,262,547	4.22
	ペルー	228,338,335	2.20
	ウルグアイ	14,702,736	0.14
	ドミニカ共和国	24,468,600	0.23
	セルビア	27,133,170	0.26
	トルコ	82,620,326	0.79
	チェコ	614,008,508	5.92
	ハンガリー	312,122,377	3.01
	ポーランド	758,869,168	7.32
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	387,177,473	3.73
	マレーシア	1,005,495,195	9.70
	タイ	972,871,441	9.38
	インドネシア	1,001,277,738	9.66
	中国	1,025,618,010	9.89
	南アフリカ	828,187,147	7.99
	小計		9,929,958,858
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	433,758,568	4.18

合計（純資産総額）	10,363,717,426	100.00
-----------	----------------	--------

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	648,398,814,200	98.29
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	11,270,301,265	1.70
合計（純資産総額）		659,669,115,465	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	7,583,895,000	1.14

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	1,503,230,988,683	72.47
	カナダ	67,880,220,081	3.27
	ドイツ	48,647,225,799	2.34
	イタリア	14,698,570,541	0.70
	フランス	67,100,821,516	3.23
	オランダ	28,874,064,548	1.39
	スペイン	14,206,799,293	0.68
	ベルギー	4,290,690,002	0.20
	オーストリア	1,103,935,374	0.05
	ルクセンブルグ	273,830,887	0.01
	フィンランド	6,156,149,345	0.29
	アイルランド	1,909,877,671	0.09
	ポルトガル	1,123,261,542	0.05
	スイス	664,208,238	0.03
	イギリス	83,700,330,571	4.03
	スイス	57,053,268,200	2.75
	スウェーデン	17,407,695,736	0.83
	ノルウェー	3,674,609,169	0.17
	デンマーク	19,550,128,028	0.94
	オーストラリア	39,899,704,030	1.92
ニュージーランド	1,108,313,828	0.05	
香港	10,435,770,685	0.50	
シンガポール	6,059,200,121	0.29	
イスラエル	2,093,093,824	0.10	
小計		2,001,142,757,712	96.48
新株予約権証券	カナダ	0	0.00

投資証券	アメリカ	34,433,327,851	1.66
	カナダ	165,540,145	0.00
	フランス	754,646,957	0.03
	ベルギー	194,363,550	0.00
	イギリス	698,473,767	0.03
	オーストラリア	2,360,801,452	0.11
	香港	468,391,140	0.02
	シンガポール	794,436,069	0.03
	小計	39,869,980,931	1.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,036,475,272	1.59
合計（純資産総額）		2,074,049,213,915	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,764,629,687	1.19
	買建	カナダ	1,101,757,817	0.05
	買建	ドイツ	3,063,326,311	0.14
	買建	イギリス	1,362,666,512	0.06
	買建	スイス	914,393,557	0.04
	買建	オーストラリア	680,068,991	0.03

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,099,605,361	2.98
	メキシコ	2,717,028,141	2.61
	ブラジル	5,680,444,235	5.46
	チリ	236,898,333	0.22
	コロンビア	57,279,894	0.05
	ギリシャ	519,726,153	0.49
	トルコ	687,806,571	0.66
	チェコ	158,456,588	0.15
	ハンガリー	258,252,552	0.24
	ポーランド	948,839,412	0.91
	香港	18,522,195,440	17.81
	マレーシア	1,373,570,864	1.32
	タイ	1,675,451,133	1.61
	フィリピン	649,011,077	0.62
	インドネシア	1,946,743,966	1.87
	韓国	12,272,813,291	11.80
	台湾	16,740,718,961	16.10

	インド	17,616,735,280	16.94
	カタール	892,381,651	0.85
	エジプト	16,003,102	0.01
	南アフリカ	2,985,093,644	2.87
	アラブ首長国連邦	1,312,678,686	1.26
	クウェート	851,747,851	0.81
	サウジアラビア	4,368,061,279	4.20
	小計	95,587,543,465	91.94
投資信託受益証券	アメリカ	3,635,741,452	3.49
投資証券	メキシコ	121,075,316	0.11
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,614,793,457	4.43
合計（純資産総額）		103,959,153,690	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3,952,702,917	3.80
	買建	香港	563,117,195	0.54

（参考） J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	52,593,283,600	97.43
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,385,973,691	2.56
合計（純資産総額）		53,979,257,291	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,380,578,000	2.55

（参考） 海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	55,472,944,575	76.42
	カナダ	1,103,969,035	1.52
	ドイツ	27,577,548	0.03
	イタリア	6,306,017	0.00
	フランス	1,292,134,127	1.78
	オランダ	131,805,362	0.18
	スペイン	295,123,054	0.40
	ベルギー	798,361,799	1.09
	アイルランド	30,327,752	0.04
	シンガポール	23,458,001	0.03

	ガンジー	78,206,454	0.10
	イギリス	3,553,592,692	4.89
	オーストラリア	4,872,644,926	6.71
	ニュージーランド	212,655,119	0.29
	香港	803,788,746	1.10
	シンガポール	2,339,443,608	3.22
	韓国	129,424,736	0.17
	イスラエル	94,046,559	0.12
	小計	71,265,810,110	98.17
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,321,428,726	1.82
合計（純資産総額）		72,587,238,836	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,266,985,291	1.74

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村資産設計ファンド2015

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	330,353,347	1.2643	417,665,737	1.2569	415,221,121	58.92
2	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	26,438,819	2.8356	74,969,916	2.8426	75,154,986	10.66
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	18,827,656	2.8669	53,977,007	2.8642	53,926,172	7.65
4	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	6,932,858	6.0928	42,240,518	6.1884	42,903,298	6.08
5	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	13,296,717	2.6755	35,575,367	2.6185	34,817,453	4.94
6	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	9,757,631	3.5676	34,811,325	3.5420	34,561,529	4.90
7	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	16,655,662	1.7430	29,030,819	1.7533	29,202,372	4.14
8	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	9,759,879	1.7612	17,189,099	1.7535	17,113,947	2.42

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

野村資産設計ファンド2020

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資比率
----	------	----	-----	----	------	------	------	------	------

					(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	366,140,793	1.2642	462,875,191	1.2569	460,202,362	58.92
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	29,301,400	2.8355	83,084,120	2.8426	83,292,159	10.66
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	20,866,230	2.8669	59,821,395	2.8642	59,765,055	7.65
4	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	7,683,415	6.0928	46,813,511	6.1884	47,548,045	6.08
5	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザ ーファンド	14,737,033	2.6754	39,427,459	2.6185	38,588,920	4.94
6	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	10,813,798	3.5676	38,579,306	3.5420	38,302,472	4.90
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	18,460,464	1.7430	32,176,589	1.7533	32,366,731	4.14
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券(現地通貨建て)マザ ーファンド	10,821,214	1.7611	19,057,240	1.7535	18,974,998	2.42

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.74
合計	99.74

野村資産設計ファンド2025

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	420,716,990	1.2668	532,964,283	1.2569	528,799,184	52.95
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	44,892,013	2.6000	116,719,234	2.8426	127,610,036	12.77
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	32,249,122	2.8068	90,516,836	2.8642	92,367,935	9.24
4	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	11,839,238	5.8018	68,688,892	6.1884	73,265,940	7.33
5	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザ ーファンド	18,815,123	2.5849	48,635,212	2.6185	49,267,399	4.93
6	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	28,058,444	1.7213	48,297,000	1.7533	49,194,869	4.92
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	13,806,311	3.5044	48,382,837	3.5420	48,901,953	4.89
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券(現地通貨建て)マザ ーファンド	16,118,403	1.7082	27,533,457	1.7535	28,263,619	2.83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

野村資産設計ファンド2030

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	388,887,079	1.2667	492,640,685	1.2569	488,792,169	39.91
2	日本	親投資信託	国内株式マザーファンド	77,432,451	2.5997	201,308,817	2.8426	220,109,485	17.97

		受益証券							
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	48,664,182	2.8066	136,580,894	2.8642	139,383,950	11.38
4	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	20,386,778	5.8017	118,279,460	6.1884	126,161,536	10.30
5	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	48,532,003	1.7212	83,533,284	1.7533	85,091,160	6.94
6	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	22,907,568	2.5847	59,209,585	2.6185	59,983,466	4.89
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	16,808,803	3.5043	58,903,420	3.5420	59,536,780	4.86
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	25,231,025	1.7081	43,097,980	1.7535	44,242,602	3.61

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

野村資産設計ファンド2035

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	236,842,392	1.2669	300,055,627	1.2569	297,687,202	30.03
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	77,038,637	2.6004	200,331,272	2.8426	218,990,029	22.09
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	20,234,246	5.8022	117,403,143	6.1884	125,217,607	12.63
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	39,186,493	2.8068	109,988,649	2.8642	112,237,953	11.32
5	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	48,425,918	1.7213	83,355,533	1.7533	84,905,162	8.56
6	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	22,140,603	2.5848	57,229,031	2.6185	57,975,168	5.84
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	16,246,519	3.5046	56,937,551	3.5420	57,545,170	5.80
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	20,322,068	1.7083	34,716,189	1.7535	35,634,746	3.59

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

野村資産設計ファンド2040

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	138,739,640	2.5999	360,709,191	2.8426	394,381,300	24.64
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	282,789,396	1.2670	358,294,165	1.2569	355,437,991	22.21
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	36,299,608	5.8017	210,599,436	6.1884	224,636,494	14.03
4	日本	親投資信託	外国債券マザーファンド	63,059,525	2.8067	176,992,962	2.8642	180,615,091	11.28

		受益証券							
5	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	87,660,287	1.7214	150,902,193	1.7533	153,694,781	9.60
6	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザ ーファンド	44,539,343	2.5848	115,125,294	2.6185	116,626,269	7.28
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	32,681,519	3.5044	114,529,116	3.5420	115,757,940	7.23
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	32,702,905	1.7082	55,863,578	1.7535	57,344,543	3.58

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

野村資産設計ファンド2045

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	31,303,370	2.6005	81,404,481	2.8426	88,982,959	28.19
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	43,459,761	1.2669	55,063,334	1.2569	54,624,573	17.30
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	8,229,352	5.8023	47,749,809	6.1884	50,926,521	16.13
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	12,387,948	2.8068	34,770,815	2.8642	35,481,560	11.24
5	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	19,667,040	1.7213	33,853,614	1.7533	34,482,221	10.92
6	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザ ーファンド	7,580,226	2.5850	19,595,021	2.6185	19,848,821	6.28
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	5,562,209	3.5047	19,493,999	3.5420	19,701,344	6.24
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	6,422,398	1.7082	10,970,963	1.7535	11,261,674	3.56

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

野村資産設計ファンド2050

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	35,402,295	2.6005	92,063,669	2.8426	100,634,563	32.22
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	9,293,515	5.8023	53,923,763	6.1884	57,511,988	18.41
3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	33,297,093	1.2670	42,187,417	1.2569	41,851,116	13.40
4	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	22,269,821	1.7212	38,330,816	1.7533	39,045,677	12.50
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	11,449,728	2.8067	32,135,952	2.8642	32,794,310	10.50
6	日本	親投資信託	J-REITインデックス マザ	5,743,754	2.5848	14,846,456	2.6185	15,040,019	4.81

		受益証券	ーファンド						
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	4,214,631	3.5047	14,771,018	3.5420	14,928,223	4.78
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	5,799,098	1.7082	9,906,020	1.7535	10,168,718	3.25

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

野村資産設計ファンド2060

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	29,609,741	2.6040	77,105,581	2.8426	84,168,649	36.24
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	7,764,271	5.8077	45,093,177	6.1884	48,048,414	20.69
3	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	18,654,918	1.7218	32,120,850	1.7533	32,707,667	14.08
4	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	17,618,743	1.2668	22,319,967	1.2569	22,144,998	9.53
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	6,024,532	2.8077	16,915,274	2.8642	17,255,464	7.43
6	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックス マザーファンド	4,254,758	2.5857	11,001,601	2.6185	11,141,083	4.79
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	3,122,169	3.5056	10,945,157	3.5420	11,058,722	4.76
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	3,124,302	1.7088	5,338,973	1.7535	5,478,463	2.35

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 2回	23,000,000,000	99.94	22,988,000,000	99.96	22,992,640,000	0.005	2025/9/1	2.28
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 3回	13,000,000,000	99.85	12,980,855,000	99.95	12,993,500,000	0.005	2025/10/1	1.29
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	13,000,000,000	98.35	12,785,665,000	98.09	12,752,090,000	0.1	2030/9/20	1.26
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 5回	12,000,000,000	99.95	11,994,360,000	99.90	11,988,960,000	0.005	2025/12/1	1.19
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	10,150,000,000	100.02	10,152,436,000	99.54	10,104,223,500	0.1	2028/3/20	1.00
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3	10,000,000,000	101.03	10,103,340,000	100.55	10,055,900,000	0.4	2025/6/20	0.99

			39回									
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 2回	10,000,000,000	99.51	9,951,900,000	100.11	10,011,400,000	0.3	2028/9/20	0.99	
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 47回	10,000,000,000	99.91	9,991,000,000	99.89	9,989,900,000	0.1	2027/6/20	0.99	
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 63回	10,050,000,000	97.67	9,816,008,000	97.25	9,774,228,000	0.1	2031/6/20	0.97	
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 51回	9,500,000,000	99.83	9,484,420,000	99.39	9,442,335,000	0.1	2028/6/20	0.93	
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 62回	9,200,000,000	98.44	9,056,817,000	97.58	8,977,544,000	0.1	2031/3/20	0.89	
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 3回	9,000,000,000	99.76	8,978,600,000	99.57	8,962,110,000	0.005	2027/6/20	0.89	
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 64回	9,050,000,000	97.46	8,820,177,000	96.95	8,774,156,000	0.1	2031/9/20	0.87	
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 66回	9,000,000,000	98.00	8,820,308,000	97.16	8,744,670,000	0.2	2032/3/20	0.86	
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 3回	8,500,000,000	100.41	8,535,330,000	100.57	8,548,535,000	0.4	2028/9/20	0.84	
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 7回	8,000,000,000	100.54	8,043,380,000	99.95	7,996,720,000	0.2	2028/3/20	0.79	
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	8,000,000,000	100.12	8,009,716,000	99.78	7,982,640,000	0.1	2027/9/20	0.79	
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 61回	8,000,000,000	98.15	7,852,110,000	97.85	7,828,720,000	0.1	2030/12/20	0.77	
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	8,000,000,000	97.11	7,769,465,000	97.53	7,802,400,000	0.4	2033/6/20	0.77	
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 67回	8,000,000,000	99.25	7,940,020,000	96.88	7,750,800,000	0.2	2032/6/20	0.76	
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 65回	8,000,000,000	97.30	7,784,728,000	96.67	7,733,840,000	0.1	2031/12/20	0.76	
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 68回	8,000,000,000	98.17	7,853,600,000	96.59	7,727,760,000	0.2	2032/9/20	0.76	
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	7,500,000,000	100.69	7,552,398,000	100.94	7,571,025,000	0.8	2033/9/20	0.75	
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	7,500,000,000	100.46	7,534,510,000	98.66	7,399,800,000	0.5	2033/3/20	0.73	
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 59回	7,500,000,000	98.81	7,410,967,000	98.31	7,373,700,000	0.1	2030/6/20	0.73	
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 46回	7,000,000,000	100.31	7,021,700,000	99.98	6,998,880,000	0.1	2027/3/20	0.69	
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 4回	7,000,000,000	99.95	6,997,130,000	99.78	6,984,810,000	0.1	2027/9/20	0.69	
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1	8,020,000,000	90.63	7,268,968,200	86.96	6,974,593,000	0.5	2041/3/20	0.69	

			76回									
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第159回	7,000,000,000	99.67	6,977,015,000	99.39	6,957,510,000	0.1	2028/6/20	0.69	
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第352回	7,000,000,000	99.75	6,983,170,000	99.22	6,945,540,000	0.1	2028/9/20	0.68	

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.02
地方債証券	5.74
特殊債券	7.03
社債券	4.93
合計	99.73

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	86,650,000	17,256.41	14,952,682,187	16,554.99	14,344,901,811	6.25	2030/5/15	1.75
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	82,500,000	16,653.55	13,739,180,737	16,043.75	13,236,098,942	5.375	2031/2/15	1.62
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	84,200,000	15,997.65	13,470,025,177	15,546.35	13,090,028,354	5.25	2028/11/15	1.60
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	87,650,000	15,446.83	13,539,152,507	14,840.30	13,007,524,358	4.125	2032/11/15	1.59
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	70,850,000	15,606.36	11,057,108,539	15,243.18	10,799,794,768	6	2026/2/15	1.32
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000	18,441.49	10,686,847,081	18,486.13	10,712,714,190	5.5	2029/4/25	1.31
7	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	56,600,000	18,540.46	10,493,902,185	18,856.75	10,672,921,460	4.75	2035/4/25	1.30
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,200,000	12,872.06	9,164,913,236	13,155.86	9,366,977,913	0.5	2027/4/30	1.14
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,200,000	13,603.53	9,141,572,432	13,718.69	9,218,960,640	0.375	2025/11/30	1.13
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,600,000	13,824.85	8,930,855,685	13,920.70	8,992,777,391	2	2026/11/15	1.10
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000	16,014.74	8,647,963,803	16,459.31	8,888,029,182	3.85	2029/12/15	1.08
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,823.95	8,879,129,186	13,547.50	8,701,565,557	2.875	2032/5/15	1.06
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,300,000	13,630.13	8,491,573,701	13,932.23	8,679,782,181	0.25	2025/5/31	1.06
14	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	49,600,000	17,336.65	8,598,982,939	17,181.81	8,522,181,630	5.9	2026/7/30	1.04
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,173.52	8,312,497,161	13,154.71	8,300,625,474	1.125	2028/2/29	1.01
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	50,950,000	16,005.10	8,154,602,246	16,124.97	8,215,675,272	3.6	2025/9/29	1.00
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000	18,078.94	7,927,619,213	18,534.12	8,127,213,462	5.75	2033/2/1	0.99
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	102,200,000	8,551.27	8,739,400,467	7,870.87	8,044,029,459	1.375	2050/8/15	0.98
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,500,000	14,172.29	8,007,343,982	14,208.02	8,027,534,830	2.25	2025/11/15	0.98
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,850,000	13,435.96	7,638,346,083	13,806.01	7,848,716,708	0.25	2025/8/31	0.96
21	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	42,150,000	18,511.38	7,802,547,869	18,172.75	7,659,814,956	6.5	2027/7/4	0.93

22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	53,000,000	14,362.98	7,612,380,926	14,400.53	7,632,282,626	3	2025/10/31	0.93
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000	19,733.25	7,528,236,407	19,752.05	7,535,409,286	5.75	2032/10/25	0.92
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	96,900,000	7,985.24	7,737,704,187	7,612.08	7,376,106,385	1.25	2050/5/15	0.90
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,174.59	7,587,297,656	14,731.65	7,365,828,057	4	2030/2/28	0.90
26	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,300,000	17,630.43	7,105,066,350	17,727.87	7,144,333,786	5.15	2028/10/31	0.87
27	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000	18,428.32	7,094,903,511	18,398.64	7,083,478,558	6	2029/1/31	0.86
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,150,000	16,102.28	6,948,136,739	16,363.33	7,060,777,455	3.85	2026/9/15	0.86
29	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	36,500,000	19,028.58	6,945,433,967	19,220.39	7,015,444,358	5.75	2032/7/30	0.86
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,500,000	14,454.99	7,010,674,935	14,410.04	6,988,870,785	3	2025/9/30	0.85

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.70
合 計	98.70

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	7,600,000	2,214.78	168,323,622	2,246.95	170,768,879	—	2026/7/1	1.64
2	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	550,000	2,809.88	154,547,302	2,967.41	163,207,738	10	2029/1/1	1.57
3	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	520,000	2,913.93	151,534,658	3,003.96	156,206,230	10	2027/1/1	1.50
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000	2,060.79	148,377,176	2,081.47	149,866,112	2.69	2026/8/12	1.44
5	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,500,000	704.20	137,320,139	723.61	141,104,535	8	2030/1/31	1.36
6	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,200,000	3,961.86	126,779,526	4,022.60	128,723,430	7.5	2028/7/25	1.24
7	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	5,000,000	2,421.18	121,059,404	2,453.45	122,672,968	—	2025/7/1	1.18
8	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	5,500,000	2,114.23	116,283,145	2,205.21	121,286,908	—	2026/1/1	1.17
9	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000	2,899.03	113,355,795	2,998.52	117,242,169	10	2025/1/1	1.13
10	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000	833.52	109,191,217	837.12	109,663,139	8.5	2029/5/31	1.05
11	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000	833.12	108,305,666	819.57	106,545,303	10.5	2026/12/21	1.02
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000	766.14	100,364,953	793.83	103,992,035	5.75	2026/3/5	1.00
13	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000	605.71	107,817,502	576.03	102,533,874	8.75	2048/2/28	0.98
14	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	2,515.90	85,540,805	2,828.80	96,179,396	1.75	2032/4/25	0.92
15	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	4,500,000	2,081.34	93,660,503	2,129.41	95,823,831	3.02	2031/5/27	0.92
16	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,800,000	673.45	92,936,307	683.22	94,285,016	8.25	2032/3/31	0.90

17	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000	798.84	90,269,122	793.16	89,627,398	7.75	2031/5/29	0.86
18	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000	2,967.46	80,121,422	3,249.60	87,739,410	0.25	2026/10/25	0.84
19	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	4,200,000	2,058.73	86,467,041	2,060.41	86,537,592	2.47	2024/9/2	0.83
20	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,400,000	3,545.59	85,094,252	3,589.02	86,136,562	3.25	2025/7/25	0.83
21	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	12,500,000	647.69	80,962,238	660.89	82,611,437	8.875	2035/2/28	0.79
22	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	11,900,000	661.96	78,774,325	690.58	82,179,589	5	2030/9/30	0.79
23	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000	772.47	81,882,625	750.14	79,515,785	8	2047/11/7	0.76
24	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000	747.37	76,979,230	768.96	79,203,596	5.5	2027/3/4	0.76
25	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000	2,970.76	68,327,698	3,260.36	74,988,443	2.75	2029/10/25	0.72
26	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000	2,888.60	72,215,477	2,904.70	72,617,600	10	2033/1/1	0.70
27	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000	3,125.93	68,770,645	3,157.64	69,468,100	3.885	2029/8/15	0.67
28	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,800,000	598.54	70,628,722	578.81	68,300,730	8.75	2044/1/31	0.65
29	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	1,900,000	3,268.25	62,096,767	3,498.34	66,468,623	0.75	2025/4/25	0.64
30	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	2,100,000	3,155.77	66,271,287	3,156.51	66,286,713	3.899	2027/11/16	0.63

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	95.81
合計	95.81

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,838,100	1,981.80	19,497,161,050	3,000.00	29,514,300,000	4.47
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,267,400	12,562.34	15,921,518,692	14,695.00	18,624,443,000	2.82
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,746,400	889.60	9,560,090,845	1,395.00	14,991,228,000	2.27
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	179,200	63,971.69	11,463,727,768	66,580.00	11,931,136,000	1.80
5	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	379,200	16,187.43	6,138,274,756	27,865.00	10,566,408,000	1.60
6	日本	株式	日立製作所	電気機器	869,700	7,937.66	6,903,388,950	11,675.00	10,153,747,500	1.53
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	53,451,600	167.41	8,948,551,790	186.30	9,958,033,080	1.50
8	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,254,600	5,767.10	7,235,404,315	7,700.00	9,660,420,000	1.46
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,756,200	1,865.21	7,006,123,026	2,565.00	9,634,653,000	1.46
10	日本	株式	信越化学工業	化学	1,627,400	4,084.04	6,646,373,408	5,875.00	9,560,975,000	1.44
11	日本	株式	任天堂	その他製品	1,131,200	5,794.06	6,554,251,236	8,310.00	9,400,272,000	1.42
12	日本	株式	三井物産	卸売業	1,428,300	4,476.01	6,393,091,386	6,031.00	8,614,077,300	1.30
13	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,274,300	4,804.39	6,122,240,270	6,752.00	8,604,073,600	1.30
14	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス	1,363,600	3,934.57	5,365,181,510	5,927.00	8,082,057,200	1.22

			イングス	業						
15	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,369,300	1,243.08	5,431,416,164	1,675.50	7,320,762,150	1.10
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,590,300	4,551.87	7,238,846,904	4,362.00	6,936,888,600	1.05
17	日本	株式	第一三共	医薬品	1,565,400	4,408.24	6,900,666,900	4,423.00	6,923,764,200	1.04
18	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,744,200	2,801.39	4,886,195,810	3,930.00	6,854,706,000	1.03
19	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,388,600	4,232.04	5,876,620,587	4,897.00	6,799,974,200	1.03
20	日本	株式	HOYA	精密機器	352,700	15,071.89	5,315,856,494	18,945.00	6,681,901,500	1.01
21	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,381,900	2,048.91	4,880,320,401	2,702.00	6,435,893,800	0.97
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	886,400	5,305.47	4,702,772,080	6,460.00	5,726,144,000	0.86
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,891,900	1,542.98	4,462,144,241	1,963.50	5,678,245,650	0.86
24	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	974,700	4,886.86	4,763,223,682	5,502.00	5,362,799,400	0.81
25	日本	株式	ダイキン工業	機械	216,000	25,567.89	5,522,665,990	23,885.00	5,159,160,000	0.78
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,630,100	2,590.54	4,222,849,700	3,015.00	4,914,751,500	0.74
27	日本	株式	SMC	機械	54,200	70,037.19	3,796,015,980	82,910.00	4,493,722,000	0.68
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,014,100	1,752.94	3,530,613,744	2,203.00	4,437,062,300	0.67
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,072,000	3,015.46	3,232,577,885	3,895.00	4,175,440,000	0.63
30	日本	株式	丸紅	卸売業	1,580,500	1,986.91	3,140,318,135	2,541.50	4,016,840,750	0.60

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.34
		建設業	2.06
		食料品	3.25
		繊維製品	0.37
		パルプ・紙	0.16
		化学	5.79
		医薬品	4.48
		石油・石炭製品	0.45
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.95
		非鉄金属	0.65
		金属製品	0.51
		機械	5.29
		電気機器	17.16
		輸送用機器	8.45
		精密機器	2.31
		その他製品	2.38
		電気・ガス業	1.35
陸運業	2.65		

		海運業	0.89
		空運業	0.43
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.49
		卸売業	7.14
		小売業	4.11
		銀行業	7.02
		証券、商品先物取引業	0.84
		保険業	2.40
		その他金融業	1.13
		不動産業	1.89
		サービス業	4.63
合 計			98.29

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピ ュータ・周 辺機器	3,741,900	24,122.42	90,263,693,130	27,745.30	103,820,145,554	5.00
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	1,689,300	42,562.14	71,900,225,133	60,287.45	101,843,596,887	4.91
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	591,140	42,519.15	25,134,770,649	92,623.03	54,753,182,092	2.63
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,222,500	15,485.60	34,416,754,634	23,460.45	52,140,850,125	2.51
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,420,000	15,216.17	21,606,969,417	22,347.92	31,734,050,660	1.53
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	532,000	31,895.07	16,968,180,606	59,028.85	31,403,349,796	1.51
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,249,600	15,246.38	19,051,886,135	22,582.52	28,219,126,364	1.36
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	683,700	29,334.21	20,055,801,589	28,269.10	19,327,586,747	0.93
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	106,217	96,378.75	10,237,061,956	178,264.00	18,934,668,138	0.91
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	193,080	52,678.93	10,171,247,984	95,166.79	18,374,805,551	0.88
11	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	695,500	19,193.72	13,349,236,030	26,008.63	18,089,008,077	0.87
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	313,100	45,576.60	14,270,033,888	57,123.98	17,885,518,921	0.86
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/	221,670	69,780.77	15,468,304,285	74,307.65	16,471,777,995	0.79

				ヘルスケア・サービス						
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	384,600	32,999.94	12,691,779,436	40,893.48	15,727,633,369	0.75
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	958,800	16,139.58	15,474,631,608	15,470.61	14,833,228,059	0.71
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	576,346	22,678.52	13,070,675,759	23,426.51	13,501,777,350	0.65
17	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	201,400	53,364.07	10,747,525,188	65,687.78	13,229,519,798	0.63
18	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	564,100	21,766.86	12,278,689,827	23,237.64	13,108,358,083	0.63
19	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	239,400	42,343.12	10,136,943,326	52,690.10	12,614,011,137	0.60
20	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	781,100	11,765.19	9,189,793,671	16,056.37	12,541,632,169	0.60
21	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	96,490	99,644.45	9,614,692,982	128,183.96	12,368,470,397	0.59
22	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	105,970	73,555.89	7,794,718,712	103,394.18	10,956,681,996	0.52
23	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	607,300	15,651.58	9,505,209,915	17,950.93	10,901,601,611	0.52
24	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	639,000	18,850.41	12,045,417,764	16,950.96	10,831,666,699	0.52
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	422,400	23,197.55	9,798,645,162	24,333.94	10,278,658,790	0.49
26	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	109,000	57,886.64	6,309,644,593	92,655.49	10,099,449,282	0.48
27	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	232,840	29,288.96	6,819,642,404	42,454.56	9,885,120,100	0.47
28	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	386,648	14,650.57	5,664,615,501	25,387.45	9,816,007,928	0.47
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	434,200	23,889.39	10,372,773,198	22,150.20	9,617,619,445	0.46
30	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	106,100	50,784.57	5,388,242,887	83,048.51	8,811,447,707	0.42

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.55
		メディア	0.66
		娯楽	1.04
		不動産管理・開発	0.32
		エネルギー設備・サービス	0.24
		石油・ガス・消耗燃料	4.31
		化学	1.75
		建設資材	0.31
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.37
		紙製品・林産品	0.08
		航空宇宙・防衛	1.67
		建設関連製品	0.61

建設・土木	0.30
電気設備	0.88
コングロマリット	0.89
機械	1.81
商社・流通業	0.46
商業サービス・用品	0.57
航空貨物・物流サービス	0.46
旅客航空輸送	0.04
海上運輸	0.06
陸上運輸	1.09
運送インフラ	0.10
自動車用部品	0.14
自動車	1.53
家庭用耐久財	0.29
レジャー用品	0.01
繊維・アパレル・贅沢品	1.19
ホテル・レストラン・レジャー	2.05
販売	0.08
大規模小売り	2.92
専門小売り	1.59
生活必需品流通・小売り	1.69
飲料	1.52
食品	1.37
タバコ	0.50
家庭用品	1.03
パーソナルケア用品	0.58
ヘルスケア機器・用品	2.19
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.99
バイオテクノロジー	1.82
医薬品	4.93
銀行	5.34
金融サービス	3.11
保険	3.04
情報技術サービス	1.45
ソフトウェア	9.07
通信機器	0.67
コンピュータ・周辺機器	5.28
電子装置・機器・部品	0.49
半導体・半導体製造装置	7.08
各種電気通信サービス	0.96
無線通信サービス	0.21

		電力	1.51
		ガス	0.09
		総合公益事業	0.68
		水道	0.08
		消費者金融	0.39
		資本市場	3.14
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.20
		専門サービス	0.99
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.92
合計			98.40

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,461,000	2,422.61	5,962,052,897	3,040.76	7,483,332,017	7.19
2	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	477,130	7,253.72	3,460,968,792	8,239.86	3,931,489,173	3.78
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA UCITS ETF	—	6,499,800	708.65	4,606,144,738	559.36	3,635,741,452	3.49
4	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	669,600	6,181.36	4,139,041,114	5,166.60	3,459,559,378	3.32
5	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	1,640,480	1,499.55	2,459,996,298	1,342.60	2,202,509,268	2.11
6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	304,200	4,098.01	1,246,617,286	5,039.29	1,532,954,300	1.47
7	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	59,730	9,553.86	570,652,323	18,485.06	1,104,112,873	1.06
8	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	329,300	2,274.55	749,010,303	2,956.09	973,442,248	0.93
9	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	517,300	1,672.34	865,105,945	1,820.25	941,615,842	0.90
10	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	9,608,000	104.17	1,000,937,085	87.74	843,058,764	0.81
11	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	54,550	9,794.04	534,265,008	15,182.21	828,189,556	0.79
12	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	278,688	2,924.83	815,115,273	2,585.29	720,491,250	0.69
13	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	340,052	2,101.95	714,775,636	2,049.28	696,863,920	0.67
14	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	199,100	2,951.09	587,563,286	3,472.02	691,279,381	0.66
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	150,538	3,142.04	472,997,794	4,561.15	686,626,880	0.66

				造装置						
16	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	506,940	2,443.37	1,238,643,864	1,234.09	625,613,640	0.60
17	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	89,025	5,878.00	523,289,128	6,802.98	605,635,695	0.58
18	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,237,649	504.42	624,303,077	483.11	597,924,074	0.57
19	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	476,000	751.70	357,809,296	1,201.32	571,831,336	0.55
20	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	193,350	2,603.21	503,330,868	2,877.67	556,398,461	0.53
21	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	83,600	6,167.30	515,587,032	6,631.82	554,420,152	0.53
22	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	5,640,000	83.84	472,894,294	90.71	511,604,400	0.49
23	サウジアラビア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	290,084	1,442.40	418,418,903	1,659.16	481,296,060	0.46
24	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	483,991	794.75	384,652,875	966.24	467,654,060	0.44
25	ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	石油・ガス・消耗燃料	372,000	829.56	308,598,079	1,256.44	467,398,178	0.44
26	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	18,620	23,875.85	444,568,393	25,006.88	465,628,134	0.44
27	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	222,300	1,425.61	316,915,018	2,073.98	461,046,532	0.44
28	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	6,390,000	83.80	535,536,437	71.89	459,407,133	0.44
29	インド	株式	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	70,400	4,296.28	302,458,277	6,503.60	457,853,933	0.44
30	香港	株式	BAIDU INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	225,360	2,191.25	493,820,686	1,951.15	439,712,967	0.42

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.53
		メディア	0.05
		娯楽	0.94
		不動産管理・開発	1.32
		エネルギー設備・サービス	0.04
		石油・ガス・消耗燃料	5.14
		化学	2.18
		建設資材	0.88
		容器・包装	0.05
		金属・鉱業	3.51
		紙製品・林産品	0.16
		航空宇宙・防衛	0.35
		建設関連製品	0.03

建設・土木	0.62
電気設備	1.05
コングロマリット	1.22
機械	0.51
商社・流通業	0.13
商業サービス・用品	0.05
航空貨物・物流サービス	0.19
旅客航空輸送	0.32
海上運輸	0.29
陸上運輸	0.27
運送インフラ	0.71
自動車用部品	0.61
自動車	2.78
家庭用耐久財	0.25
繊維・アパレル・贅沢品	0.83
ホテル・レストラン・レジャー	1.70
大規模小売り	4.37
専門小売り	0.61
生活必需品流通・小売り	1.39
飲料	1.21
食品	1.39
タバコ	0.35
家庭用品	0.07
パーソナルケア用品	0.69
ヘルスケア機器・用品	0.13
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.77
バイオテクノロジー	0.66
医薬品	1.15
銀行	16.29
金融サービス	1.19
保険	2.28
情報技術サービス	2.44
ソフトウェア	0.15
通信機器	0.17
コンピュータ・周辺機器	6.09
電子装置・機器・部品	2.09
半導体・半導体製造装置	10.10
各種電気通信サービス	1.31
無線通信サービス	1.51
電力	1.12
ガス	0.39

		総合公益事業	0.03
		水道	0.11
		消費者金融	0.64
		資本市場	0.77
		各種消費者サービス	0.23
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.81
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.43
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.49
投資証券	—	—	0.11
合計			95.56

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,988	569,280	3,408,853,613	597,000	3,574,836,000	6.62
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5,272	541,470	2,854,634,003	566,000	2,983,952,000	5.52
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	16,598	164,628	2,732,503,894	161,400	2,678,917,200	4.96
4	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	24,602	97,939	2,409,500,712	100,200	2,465,120,400	4.56
5	日本	投資証券	KDX不動産投資法人 投資証券	14,770	156,406	2,310,130,151	160,200	2,366,154,000	4.38
6	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	8,941	299,663	2,679,287,914	262,600	2,347,906,600	4.34
7	日本	投資証券	GLP投資法人 投資証券	17,337	145,962	2,530,559,665	131,700	2,283,282,900	4.22
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,737	283,969	2,197,073,525	260,700	2,017,035,900	3.73
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	10,227	178,447	1,824,985,101	170,600	1,744,726,200	3.23
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	11,481	146,648	1,683,669,386	149,400	1,715,261,400	3.17
11	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,036	352,228	1,773,822,441	325,000	1,636,700,000	3.03
12	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	24,851	56,837	1,412,463,612	60,700	1,508,455,700	2.79
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	17,181	72,689	1,248,873,418	75,900	1,304,037,900	2.41
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,510	349,866	1,228,030,986	353,500	1,240,785,000	2.29
15	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	15,423	79,761	1,230,163,292	78,500	1,210,705,500	2.24
16	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,772	654,852	1,160,398,838	614,000	1,088,008,000	2.01
17	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,693	403,905	1,087,717,156	402,000	1,082,586,000	2.00
18	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	7,831	154,251	1,207,945,048	133,600	1,046,221,600	1.93
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	6,561	160,413	1,052,473,464	149,400	980,213,400	1.81
20	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク	2,135	501,421	1,070,535,295	442,500	944,737,500	1.75

			投資法人 投資証券						
21	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,288	319,442	1,050,325,829	272,800	896,966,400	1.66
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	6,296	153,975	969,431,471	138,900	874,514,400	1.62
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,904	479,758	913,459,839	436,000	830,144,000	1.53
24	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	6,035	148,010	893,241,271	137,200	828,002,000	1.53
25	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	7,558	112,312	848,856,236	106,100	801,903,800	1.48
26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,524	342,603	864,732,252	309,500	781,178,000	1.44
27	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	4,802	157,656	757,065,295	155,300	745,750,600	1.38
28	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	9,893	71,119	703,586,013	74,900	740,985,700	1.37
29	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	1,063	605,099	643,221,165	629,000	668,627,000	1.23
30	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,772	417,635	740,049,983	369,500	654,754,000	1.21

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.43
合計	97.43

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	335,970	17,777.47	5,972,697,712	18,669.50	6,272,392,419	8.64
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	34,140	109,904.63	3,752,144,326	124,175.12	4,239,338,904	5.84
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	201,220	12,067.54	2,428,231,501	12,826.52	2,580,952,656	3.55
4	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	302,433	8,672.54	2,622,864,189	8,141.80	2,462,351,721	3.39
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	118,610	16,391.95	1,944,249,279	20,544.86	2,436,826,082	3.35
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	57,530	42,025.44	2,417,723,993	42,016.33	2,417,199,925	3.33
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	110,110	15,790.82	1,738,727,681	21,279.66	2,343,103,473	3.22
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	376,100	4,721.83	1,775,882,290	4,461.91	1,678,125,103	2.31
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	76,810	20,934.68	1,607,993,172	21,477.37	1,649,677,404	2.27
10	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	628,300	1,924.69	1,209,286,280	2,456.20	1,543,233,476	2.12
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	51,630	27,591.57	1,424,553,228	26,328.82	1,359,357,080	1.87
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	125,630	9,657.54	1,213,277,445	8,749.71	1,099,226,695	1.51
13	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	106,160	8,335.23	884,869,021	10,071.76	1,069,218,360	1.47
14	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	209,100	5,028.05	1,051,365,754	4,880.95	1,020,607,481	1.40
15	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	56,860	17,575.70	999,354,778	17,883.06	1,016,830,792	1.40
16	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	146,330	6,718.30	983,089,501	6,934.85	1,014,776,601	1.39
17	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	45,280	19,093.23	864,541,722	18,337.51	830,322,634	1.14
18	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	42,460	22,417.61	951,851,808	19,177.07	814,258,541	1.12
19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	23,360	34,381.88	803,160,818	34,596.04	808,163,693	1.11
20	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	256,700	2,598.27	666,976,148	2,903.78	745,401,353	1.02
21	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	447,200	1,486.75	664,875,666	1,642.13	734,362,674	1.01
22	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	79,580	10,137.01	806,703,272	9,199.74	732,115,508	1.00

23	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	242,300	2,824.58	684,398,058	3,020.34	731,830,442	1.00
24	香港	投資証券	LINK REIT	933,200	875.75	817,254,974	743.47	693,813,670	0.95
25	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	67,840	9,639.71	653,958,598	10,017.16	679,564,779	0.93
26	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	97,200	7,285.36	708,137,305	6,763.69	657,430,862	0.90
27	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	76,840	7,572.54	581,874,196	7,849.65	603,167,874	0.83
28	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	115,800	5,175.19	599,287,604	5,207.03	602,975,174	0.83
29	アメリカ	投資証券	UDR INC	110,100	6,185.05	680,974,973	5,382.62	592,626,902	0.81
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	59,880	8,943.62	535,543,998	9,322.20	558,213,875	0.76

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.17
合計	98.17

②【投資不動産物件】

野村資産設計ファンド2015

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2020

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2025

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2030

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2035

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2040

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2045

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2050

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2060

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村資産設計ファンド2015

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2020

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2025

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2030

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2035

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2040

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2045

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2050

該当事項はありません。

野村資産設計ファンド2060

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2024年03月限)	買建	297	日本円	7,203,446,015	7,583,895,000	1.14

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカンタイ ル取引所	E-mini S&P500株 価指数先物(2024 年03月限)	買建	678	米ドル	164,066,850	24,208,063,719	167,838,900	24,764,629,687	1.19
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60株価指 数先物(2024年03 月限)	買建	39	カナダド ル	9,908,100	1,090,485,479	10,010,520	1,101,757,817	0.05
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50株価指 数先物(2024年03 月限)	買建	409	ユーロ	18,585,650	2,973,146,428	19,149,380	3,063,326,311	0.14
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200株価指数先 物(2024年03月 限)	買建	37	豪ドル	6,928,950	673,216,782	6,999,475	680,068,991	0.03
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100株価指数先 物(2024年03月 限)	買建	95	英ポンド	7,232,820	1,354,924,174	7,274,150	1,362,666,512	0.06
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI株価指数先物 (2024年03月限)	買建	47	スイスフ ラン	5,253,610	899,260,426	5,342,020	914,393,557	0.04

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI エマージング・マーケット指数先物(2024年03月限)	買建	543	米ドル	26,990,840	3,982,498,440	26,788,905	3,952,702,917	3.80
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物(2024年02月限)	買建	90	米ドル	3,891,415	574,178,282	3,816,450	563,117,195	0.54

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	評価額(円)	投資比率(%)
REIT 指数先物取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2024年03月限)	買建	773	日本円	1,386,196,170	1,380,578,000	2.55

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先物(2024年03月限)	買建	253	米ドル	8,791,370	1,297,166,647	8,586,820	1,266,985,291	1.74

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村資産設計ファンド2015

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末(第15期までにおいては各決算期末)の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13計算期間	(2014年6月23日)	2,065	2,065	0.9958	0.9958
第14計算期間	(2014年12月22日)	1,852	1,853	1.0688	1.0693
第15計算期間	(2015年6月22日)	1,613	1,613	1.0906	1.0911
第1特定期間	(2015年12月22日)	1,337	1,338	1.0658	1.0668
第2特定期間	(2016年6月22日)	1,228	1,229	1.0549	1.0559
第3特定期間	(2016年12月22日)	1,119	1,120	1.0814	1.0824
第4特定期間	(2017年6月22日)	1,011	1,011	1.0849	1.0859
第5特定期間	(2017年12月22日)	959	960	1.1121	1.1131

第6 特定期間	(2018年 6月 22日)	905	906	1.0961	1.0971
第7 特定期間	(2018年 12月 25日)	830	831	1.0516	1.0526
第8 特定期間	(2019年 6月 24日)	845	845	1.1035	1.1045
第9 特定期間	(2019年 12月 23日)	825	825	1.1238	1.1248
第10 特定期間	(2020年 6月 22日)	773	773	1.0757	1.0767
第11 特定期間	(2020年 12月 22日)	768	769	1.1112	1.1122
第12 特定期間	(2021年 6月 22日)	788	789	1.1661	1.1671
第13 特定期間	(2021年 12月 22日)	779	780	1.1663	1.1673
第14 特定期間	(2022年 6月 22日)	729	729	1.1269	1.1279
第15 特定期間	(2022年 12月 22日)	707	708	1.1005	1.1015
第16 特定期間	(2023年 6月 22日)	725	725	1.1641	1.1651
第17 特定期間	(2023年 12月 22日)	703	703	1.1567	1.1577
	2023年 1月末日	711	—	1.1061	—
	2月末日	716	—	1.1166	—
	3月末日	717	—	1.1217	—
	4月末日	722	—	1.1313	—
	5月末日	714	—	1.1423	—
	6月末日	727	—	1.1679	—
	7月末日	717	—	1.1587	—
	8月末日	712	—	1.1574	—
	9月末日	700	—	1.1426	—
	10月末日	684	—	1.1185	—
	11月末日	706	—	1.1553	—
	12月末日	702	—	1.1612	—
	2024年 1月末日	704	—	1.1689	—

野村資産設計ファンド2020

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末（第25期までにおいては各決算期末）の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13 計算期間	(2014年 6月 23日)	1,131	1,131	0.9703	0.9703
第14 計算期間	(2014年 12月 22日)	1,139	1,140	1.0550	1.0555
第15 計算期間	(2015年 6月 22日)	1,085	1,086	1.0890	1.0895
第16 計算期間	(2015年 12月 22日)	1,013	1,014	1.0541	1.0546
第17 計算期間	(2016年 6月 22日)	885	885	1.0223	1.0228
第18 計算期間	(2016年 12月 22日)	903	903	1.0732	1.0737
第19 計算期間	(2017年 6月 22日)	898	898	1.0873	1.0878
第20 計算期間	(2017年 12月 22日)	850	851	1.1310	1.1315

第21 計算期間	(2018年 6月 22日)	835	836	1.1152	1.1157
第22 計算期間	(2018年 12月 25日)	787	788	1.0675	1.0680
第23 計算期間	(2019年 6月 24日)	827	827	1.1304	1.1309
第24 計算期間	(2019年 12月 23日)	845	845	1.1597	1.1602
第25 計算期間	(2020年 6月 22日)	794	794	1.1136	1.1141
第1 特定期間	(2020年 12月 22日)	786	787	1.1504	1.1514
第2 特定期間	(2021年 6月 22日)	789	789	1.2075	1.2085
第3 特定期間	(2021年 12月 22日)	786	786	1.2079	1.2089
第4 特定期間	(2022年 6月 22日)	773	773	1.1673	1.1683
第5 特定期間	(2022年 12月 22日)	758	759	1.1401	1.1411
第6 特定期間	(2023年 6月 22日)	807	808	1.2062	1.2072
第7 特定期間	(2023年 12月 22日)	777	778	1.1989	1.1999
	2023年 1月末日	766	—	1.1460	—
	2月末日	773	—	1.1569	—
	3月末日	778	—	1.1622	—
	4月末日	788	—	1.1722	—
	5月末日	791	—	1.1836	—
	6月末日	809	—	1.2102	—
	7月末日	804	—	1.2007	—
	8月末日	807	—	1.1994	—
	9月末日	796	—	1.1841	—
	10月末日	773	—	1.1592	—
	11月末日	792	—	1.1973	—
	12月末日	778	—	1.2035	—
	2024年 1月末日	780	—	1.2116	—

野村資産設計ファンド2025

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13 計算期間	(2014年 6月 23日)	995	995	0.9690	0.9690
第14 計算期間	(2014年 12月 22日)	940	940	1.0645	1.0650
第15 計算期間	(2015年 6月 22日)	917	917	1.1110	1.1115
第16 計算期間	(2015年 12月 22日)	852	853	1.0634	1.0639
第17 計算期間	(2016年 6月 22日)	831	831	1.0118	1.0123
第18 計算期間	(2016年 12月 22日)	878	878	1.0857	1.0862
第19 計算期間	(2017年 6月 22日)	877	878	1.1070	1.1075
第20 計算期間	(2017年 12月 22日)	884	884	1.1677	1.1682
第21 計算期間	(2018年 6月 22日)	881	881	1.1452	1.1457

第22 計算期間	(2018年12月25日)	846	846	1.0784	1.0789
第23 計算期間	(2019年6月24日)	916	917	1.1541	1.1546
第24 計算期間	(2019年12月23日)	943	943	1.2002	1.2007
第25 計算期間	(2020年6月22日)	906	907	1.1443	1.1448
第26 計算期間	(2020年12月22日)	956	956	1.2079	1.2084
第27 計算期間	(2021年6月22日)	993	993	1.2945	1.2950
第28 計算期間	(2021年12月22日)	1,008	1,008	1.3029	1.3034
第29 計算期間	(2022年6月22日)	974	974	1.2675	1.2680
第30 計算期間	(2022年12月22日)	961	961	1.2448	1.2453
第31 計算期間	(2023年6月22日)	1,030	1,031	1.3392	1.3397
第32 計算期間	(2023年12月22日)	995	995	1.3420	1.3425
	2023年1月末日	975	—	1.2571	—
	2月末日	988	—	1.2699	—
	3月末日	988	—	1.2763	—
	4月末日	1,006	—	1.2898	—
	5月末日	1,009	—	1.3077	—
	6月末日	1,036	—	1.3448	—
	7月末日	1,017	—	1.3371	—
	8月末日	1,029	—	1.3381	—
	9月末日	1,011	—	1.3216	—
	10月末日	990	—	1.2945	—
	11月末日	1,021	—	1.3406	—
	12月末日	996	—	1.3480	—
	2024年1月末日	998	—	1.3622	—

野村資産設計ファンド2030

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13 計算期間	(2014年6月23日)	801	801	0.9696	0.9696
第14 計算期間	(2014年12月22日)	777	778	1.0775	1.0780
第15 計算期間	(2015年6月22日)	800	801	1.1318	1.1323
第16 計算期間	(2015年12月22日)	733	734	1.0756	1.0761
第17 計算期間	(2016年6月22日)	687	688	1.0116	1.0121
第18 計算期間	(2016年12月22日)	733	733	1.1020	1.1025
第19 計算期間	(2017年6月22日)	725	725	1.1277	1.1282
第20 計算期間	(2017年12月22日)	781	781	1.2006	1.2011
第21 計算期間	(2018年6月22日)	783	784	1.1750	1.1755
第22 計算期間	(2018年12月25日)	770	770	1.0911	1.0916

第23 計算期間	(2019年 6月 24日)	843	844	1.1803	1.1808
第24 計算期間	(2019年 12月 23日)	875	875	1.2415	1.2420
第25 計算期間	(2020年 6月 22日)	874	874	1.1731	1.1736
第26 計算期間	(2020年 12月 22日)	940	940	1.2570	1.2575
第27 計算期間	(2021年 6月 22日)	1,019	1,019	1.3677	1.3682
第28 計算期間	(2021年 12月 22日)	1,060	1,060	1.3799	1.3804
第29 計算期間	(2022年 6月 22日)	1,077	1,077	1.3436	1.3441
第30 計算期間	(2022年 12月 22日)	1,081	1,082	1.3225	1.3230
第31 計算期間	(2023年 6月 22日)	1,205	1,205	1.4487	1.4492
第32 計算期間	(2023年 12月 22日)	1,211	1,211	1.4632	1.4637
	2023年 1月末日	1,108	—	1.3434	—
	2月末日	1,122	—	1.3569	—
	3月末日	1,132	—	1.3628	—
	4月末日	1,150	—	1.3796	—
	5月末日	1,172	—	1.4053	—
	6月末日	1,213	—	1.4564	—
	7月末日	1,215	—	1.4529	—
	8月末日	1,221	—	1.4570	—
	9月末日	1,202	—	1.4385	—
	10月末日	1,176	—	1.4076	—
	11月末日	1,214	—	1.4639	—
	12月末日	1,218	—	1.4719	—
	2024年 1月末日	1,224	—	1.4980	—

野村資産設計ファンド2035

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13 計算期間	(2014年 6月 23日)	530	530	0.9457	0.9457
第14 計算期間	(2014年 12月 22日)	555	555	1.0546	1.0551
第15 計算期間	(2015年 6月 22日)	528	528	1.1158	1.1163
第16 計算期間	(2015年 12月 22日)	481	481	1.0546	1.0551
第17 計算期間	(2016年 6月 22日)	454	454	0.9829	0.9829
第18 計算期間	(2016年 12月 22日)	495	495	1.0824	1.0829
第19 計算期間	(2017年 6月 22日)	496	496	1.1110	1.1115
第20 計算期間	(2017年 12月 22日)	521	521	1.1910	1.1915
第21 計算期間	(2018年 6月 22日)	533	533	1.1637	1.1642
第22 計算期間	(2018年 12月 25日)	505	505	1.0701	1.0706
第23 計算期間	(2019年 6月 24日)	581	582	1.1680	1.1685

第24 計算期間	(2019年12月23日)	617	617	1.2403	1.2408
第25 計算期間	(2020年6月22日)	607	607	1.1582	1.1587
第26 計算期間	(2020年12月22日)	670	670	1.2537	1.2542
第27 計算期間	(2021年6月22日)	762	762	1.3924	1.3929
第28 計算期間	(2021年12月22日)	787	787	1.4088	1.4093
第29 計算期間	(2022年6月22日)	786	786	1.3720	1.3725
第30 計算期間	(2022年12月22日)	853	853	1.3530	1.3535
第31 計算期間	(2023年6月22日)	966	966	1.5004	1.5009
第32 計算期間	(2023年12月22日)	974	975	1.5250	1.5255
	2023年1月末日	888	—	1.3809	—
	2月末日	903	—	1.3946	—
	3月末日	908	—	1.3974	—
	4月末日	915	—	1.4178	—
	5月末日	948	—	1.4488	—
	6月末日	974	—	1.5100	—
	7月末日	971	—	1.5112	—
	8月末日	977	—	1.5175	—
	9月末日	954	—	1.4971	—
	10月末日	936	—	1.4626	—
	11月末日	975	—	1.5269	—
	12月末日	977	—	1.5362	—
	2024年1月末日	991	—	1.5713	—

野村資産設計ファンド2040

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13 計算期間	(2014年6月23日)	1,825	1,825	0.9321	0.9321
第14 計算期間	(2014年12月22日)	1,648	1,649	1.0406	1.0411
第15 計算期間	(2015年6月22日)	1,554	1,554	1.1121	1.1126
第16 計算期間	(2015年12月22日)	1,385	1,386	1.0407	1.0412
第17 計算期間	(2016年6月22日)	1,257	1,257	0.9537	0.9537
第18 計算期間	(2016年12月22日)	1,342	1,342	1.0669	1.0674
第19 計算期間	(2017年6月22日)	1,227	1,228	1.1021	1.1026
第20 計算期間	(2017年12月22日)	1,183	1,184	1.1941	1.1946
第21 計算期間	(2018年6月22日)	1,144	1,145	1.1620	1.1625
第22 計算期間	(2018年12月25日)	1,032	1,032	1.0566	1.0571
第23 計算期間	(2019年6月24日)	1,129	1,129	1.1587	1.1592
第24 計算期間	(2019年12月23日)	1,207	1,207	1.2381	1.2386

第25計算期間	(2020年6月22日)	1,116	1,116	1.1526	1.1531
第26計算期間	(2020年12月22日)	1,181	1,181	1.2570	1.2575
第27計算期間	(2021年6月22日)	1,311	1,312	1.4066	1.4071
第28計算期間	(2021年12月22日)	1,345	1,345	1.4256	1.4261
第29計算期間	(2022年6月22日)	1,338	1,338	1.3885	1.3890
第30計算期間	(2022年12月22日)	1,356	1,356	1.3704	1.3709
第31計算期間	(2023年6月22日)	1,538	1,539	1.5328	1.5333
第32計算期間	(2023年12月22日)	1,567	1,567	1.5652	1.5657
	2023年1月末日	1,399	—	1.4032	—
	2月末日	1,417	—	1.4171	—
	3月末日	1,418	—	1.4176	—
	4月末日	1,447	—	1.4404	—
	5月末日	1,484	—	1.4753	—
	6月末日	1,557	—	1.5437	—
	7月末日	1,575	—	1.5488	—
	8月末日	1,581	—	1.5571	—
	9月末日	1,558	—	1.5347	—
	10月末日	1,513	—	1.4972	—
	11月末日	1,575	—	1.5678	—
	12月末日	1,572	—	1.5787	—
	2024年1月末日	1,600	—	1.6198	—

野村資産設計ファンド2045

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8計算期間	(2014年6月23日)	88	88	1.6243	1.6248
第9計算期間	(2014年12月22日)	86	86	1.8203	1.8208
第10計算期間	(2015年6月22日)	135	135	1.9595	1.9600
第11計算期間	(2015年12月22日)	121	121	1.8275	1.8280
第12計算期間	(2016年6月22日)	113	113	1.6647	1.6652
第13計算期間	(2016年12月22日)	123	123	1.8834	1.8839
第14計算期間	(2017年6月22日)	120	120	1.9535	1.9540
第15計算期間	(2017年12月22日)	119	119	2.1350	2.1355
第16計算期間	(2018年6月22日)	133	133	2.0729	2.0734
第17計算期間	(2018年12月25日)	130	130	1.8624	1.8629
第18計算期間	(2019年6月24日)	145	145	2.0528	2.0533
第19計算期間	(2019年12月23日)	149	149	2.2083	2.2088
第20計算期間	(2020年6月22日)	145	145	2.0568	2.0573

第21 計算期間	(2020年12月22日)	148	148	2.2705	2.2710
第22 計算期間	(2021年6月22日)	191	191	2.5462	2.5467
第23 計算期間	(2021年12月22日)	208	208	2.5825	2.5830
第24 計算期間	(2022年6月22日)	231	231	2.5170	2.5175
第25 計算期間	(2022年12月22日)	251	251	2.4898	2.4903
第26 計算期間	(2023年6月22日)	299	299	2.8192	2.8197
第27 計算期間	(2023年12月22日)	309	309	2.8881	2.8886
	2023年1月末日	266	—	2.5579	—
	2月末日	269	—	2.5826	—
	3月末日	273	—	2.5872	—
	4月末日	280	—	2.6297	—
	5月末日	280	—	2.7011	—
	6月末日	302	—	2.8396	—
	7月末日	309	—	2.8542	—
	8月末日	316	—	2.8705	—
	9月末日	317	—	2.8306	—
	10月末日	310	—	2.7600	—
	11月末日	313	—	2.8955	—
	12月末日	311	—	2.9146	—
	2024年1月末日	315	—	3.0035	—

野村資産設計ファンド2050

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1 計算期間	(2015年12月22日)	31	31	1.0144	1.0149
第2 計算期間	(2016年6月22日)	63	63	0.9193	0.9193
第3 計算期間	(2016年12月22日)	91	91	1.0500	1.0505
第4 計算期間	(2017年6月22日)	133	133	1.0935	1.0940
第5 計算期間	(2017年12月22日)	154	154	1.2018	1.2023
第6 計算期間	(2018年6月22日)	190	190	1.1658	1.1663
第7 計算期間	(2018年12月25日)	187	187	1.0381	1.0386
第8 計算期間	(2019年6月24日)	222	222	1.1489	1.1494
第9 計算期間	(2019年12月23日)	239	240	1.2417	1.2422
第10 計算期間	(2020年6月22日)	219	219	1.1512	1.1517
第11 計算期間	(2020年12月22日)	234	234	1.2786	1.2791
第12 計算期間	(2021年6月22日)	245	245	1.4435	1.4440
第13 計算期間	(2021年12月22日)	253	253	1.4651	1.4656
第14 計算期間	(2022年6月22日)	255	256	1.4268	1.4273

第15計算期間	(2022年12月22日)	259	259	1.4146	1.4151
第16計算期間	(2023年6月22日)	292	292	1.6168	1.6173
第17計算期間	(2023年12月22日)	304	304	1.6606	1.6611
	2023年1月末日	268	—	1.4574	—
	2月末日	272	—	1.4711	—
	3月末日	275	—	1.4749	—
	4月末日	275	—	1.4997	—
	5月末日	284	—	1.5438	—
	6月末日	296	—	1.6285	—
	7月末日	298	—	1.6402	—
	8月末日	306	—	1.6494	—
	9月末日	303	—	1.6279	—
	10月末日	294	—	1.5864	—
	11月末日	307	—	1.6670	—
	12月末日	307	—	1.6766	—
	2024年1月末日	312	—	1.7358	—

野村資産設計ファンド2060

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2019年12月23日)	21	21	1.0588	1.0593
第2計算期間	(2020年6月22日)	76	76	0.9785	0.9785
第3計算期間	(2020年12月22日)	88	88	1.0938	1.0943
第4計算期間	(2021年6月22日)	111	111	1.2431	1.2436
第5計算期間	(2021年12月22日)	149	149	1.2634	1.2639
第6計算期間	(2022年6月22日)	168	168	1.2288	1.2293
第7計算期間	(2022年12月22日)	180	180	1.2211	1.2216
第8計算期間	(2023年6月22日)	209	209	1.4071	1.4076
第9計算期間	(2023年12月22日)	226	226	1.4490	1.4495
	2023年1月末日	192	—	1.2617	—
	2月末日	195	—	1.2733	—
	3月末日	199	—	1.2761	—
	4月末日	197	—	1.2987	—
	5月末日	200	—	1.3394	—
	6月末日	209	—	1.4174	—
	7月末日	211	—	1.4315	—
	8月末日	216	—	1.4390	—

9月末日	216	—	1.4206	—
10月末日	227	—	1.3819	—
11月末日	225	—	1.4556	—
12月末日	226	—	1.4644	—
2024年1月末日	232	—	1.5219	—

②【分配の推移】

野村資産設計ファンド2015

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	0.0000円
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	0.0005円
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	0.0005円
第1特定期間	2015年6月23日～2015年12月22日	0.0060円
第2特定期間	2015年12月23日～2016年6月22日	0.0060円
第3特定期間	2016年6月23日～2016年12月22日	0.0060円
第4特定期間	2016年12月23日～2017年6月22日	0.0060円
第5特定期間	2017年6月23日～2017年12月22日	0.0060円
第6特定期間	2017年12月23日～2018年6月22日	0.0060円
第7特定期間	2018年6月23日～2018年12月25日	0.0060円
第8特定期間	2018年12月26日～2019年6月24日	0.0060円
第9特定期間	2019年6月25日～2019年12月23日	0.0060円
第10特定期間	2019年12月24日～2020年6月22日	0.0060円
第11特定期間	2020年6月23日～2020年12月22日	0.0060円
第12特定期間	2020年12月23日～2021年6月22日	0.0060円
第13特定期間	2021年6月23日～2021年12月22日	0.0060円
第14特定期間	2021年12月23日～2022年6月22日	0.0060円
第15特定期間	2022年6月23日～2022年12月22日	0.0060円
第16特定期間	2022年12月23日～2023年6月22日	0.0060円
第17特定期間	2023年6月23日～2023年12月22日	0.0060円

※第1特定期間以降については、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村資産設計ファンド2020

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	0.0000円
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	0.0005円
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	0.0005円
第16計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	0.0005円
第17計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	0.0005円
第18計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	0.0005円

第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 1 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0060 円
第 2 特定期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0060 円
第 3 特定期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0060 円
第 4 特定期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0060 円
第 5 特定期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0060 円
第 6 特定期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0060 円
第 7 特定期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0060 円

※第 1 特定期間以降については、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村資産設計ファンド 2025

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 13 計算期間	2013 年 12 月 25 日～2014 年 6 月 23 日	0.0000 円
第 14 計算期間	2014 年 6 月 24 日～2014 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド 2030

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	0.0000円
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	0.0005円
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	0.0005円
第16計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	0.0005円
第17計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	0.0005円
第18計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	0.0005円
第19計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	0.0005円
第20計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	0.0005円
第21計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	0.0005円
第22計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	0.0005円
第23計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	0.0005円
第24計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	0.0005円
第25計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	0.0005円
第26計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	0.0005円
第27計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	0.0005円
第28計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	0.0005円
第29計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	0.0005円
第30計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	0.0005円
第31計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	0.0005円
第32計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	0.0005円

野村資産設計ファンド2035

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	0.0000円
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	0.0005円
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	0.0005円
第16計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	0.0005円
第17計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	0.0000円
第18計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	0.0005円
第19計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	0.0005円
第20計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	0.0005円
第21計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	0.0005円
第22計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	0.0005円
第23計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	0.0005円
第24計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	0.0005円
第25計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	0.0005円
第26計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	0.0005円
第27計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	0.0005円
第28計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	0.0005円
第29計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	0.0005円

第30計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	0.0005円
第31計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	0.0005円
第32計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	0.0005円

野村資産設計ファンド2040

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	0.0000円
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	0.0005円
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	0.0005円
第16計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	0.0005円
第17計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	0.0000円
第18計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	0.0005円
第19計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	0.0005円
第20計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	0.0005円
第21計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	0.0005円
第22計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	0.0005円
第23計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	0.0005円
第24計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	0.0005円
第25計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	0.0005円
第26計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	0.0005円
第27計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	0.0005円
第28計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	0.0005円
第29計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	0.0005円
第30計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	0.0005円
第31計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	0.0005円
第32計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	0.0005円

野村資産設計ファンド2045

	計算期間	1口当たりの分配金
第8計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	0.0005円
第9計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	0.0005円
第10計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	0.0005円
第11計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	0.0005円
第12計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	0.0005円
第13計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	0.0005円
第14計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	0.0005円
第15計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	0.0005円
第16計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	0.0005円
第17計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	0.0005円
第18計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	0.0005円

第 19 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 20 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 23 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 25 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 26 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 27 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド 2050

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2015 年 9 月 17 日～2015 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 2 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	0.0000 円
第 3 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 4 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 5 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 6 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 7 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	0.0005 円
第 8 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	0.0005 円
第 9 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 10 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 11 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 12 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 13 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 14 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 15 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 16 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 17 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.0005 円

野村資産設計ファンド 2060

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2019 年 9 月 13 日～2019 年 12 月 23 日	0.0005 円
第 2 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	0.0000 円
第 3 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 4 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 5 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 6 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	0.0005 円
第 7 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	0.0005 円
第 8 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	0.0005 円

第9計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	0.0005円
--------	------------------------	---------

③【収益率の推移】

野村資産設計ファンド2015

	計算期間	収益率
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	2.6%
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	7.4%
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	2.1%
第1特定期間	2015年6月23日～2015年12月22日	△1.7%
第2特定期間	2015年12月23日～2016年6月22日	△0.5%
第3特定期間	2016年6月23日～2016年12月22日	3.1%
第4特定期間	2016年12月23日～2017年6月22日	0.9%
第5特定期間	2017年6月23日～2017年12月22日	3.1%
第6特定期間	2017年12月23日～2018年6月22日	△0.9%
第7特定期間	2018年6月23日～2018年12月25日	△3.5%
第8特定期間	2018年12月26日～2019年6月24日	5.5%
第9特定期間	2019年6月25日～2019年12月23日	2.4%
第10特定期間	2019年12月24日～2020年6月22日	△3.7%
第11特定期間	2020年6月23日～2020年12月22日	3.9%
第12特定期間	2020年12月23日～2021年6月22日	5.5%
第13特定期間	2021年6月23日～2021年12月22日	0.5%
第14特定期間	2021年12月23日～2022年6月22日	△2.9%
第15特定期間	2022年6月23日～2022年12月22日	△1.8%
第16特定期間	2022年12月23日～2023年6月22日	6.3%
第17特定期間	2023年6月23日～2023年12月22日	△0.1%

※第15期まで

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

※第1特定期間以降

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出してあります。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド2020

	計算期間	収益率
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	2.9%
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	8.8%
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	3.3%
第16計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	△3.2%
第17計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	△3.0%

第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	5.0%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	1.4%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	4.1%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△1.4%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△4.2%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	5.9%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	2.6%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△3.9%
第 1 特定期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	3.8%
第 2 特定期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	5.5%
第 3 特定期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.5%
第 4 特定期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.9%
第 5 特定期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.8%
第 6 特定期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	6.3%
第 7 特定期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	△0.1%

※第 25 期まで

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

※第 1 特定期間以降

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2025

	計算期間	収益率
第 13 計算期間	2013 年 12 月 25 日～2014 年 6 月 23 日	3.4%
第 14 計算期間	2014 年 6 月 24 日～2014 年 12 月 22 日	9.9%
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	4.4%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△4.2%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△4.8%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	7.4%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	2.0%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	5.5%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△1.9%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△5.8%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	7.1%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	4.0%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△4.6%
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	5.6%
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	7.2%
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.7%

第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.7%
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.8%
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	7.6%
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	0.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2030

	計算期間	収益率
第 13 計算期間	2013 年 12 月 25 日～2014 年 6 月 23 日	3.9%
第 14 計算期間	2014 年 6 月 24 日～2014 年 12 月 22 日	11.2%
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	5.1%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△4.9%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△5.9%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	9.0%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	2.4%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	6.5%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△2.1%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△7.1%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	8.2%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	5.2%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△5.5%
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	7.2%
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	8.8%
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	0.9%
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.6%
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.5%
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	9.6%
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	1.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2035

	計算期間	収益率
第 13 計算期間	2013 年 12 月 25 日～2014 年 6 月 23 日	3.9%
第 14 計算期間	2014 年 6 月 24 日～2014 年 12 月 22 日	11.6%
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	5.9%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△5.4%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△6.8%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	10.2%

第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	2.7%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	7.2%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△2.3%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△8.0%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	9.2%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	6.2%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△6.6%
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	8.3%
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	11.1%
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	1.2%
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.6%
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.3%
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	10.9%
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	1.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド 2040

	計算期間	収益率
第 13 計算期間	2013 年 12 月 25 日～2014 年 6 月 23 日	3.7%
第 14 計算期間	2014 年 6 月 24 日～2014 年 12 月 22 日	11.7%
第 15 計算期間	2014 年 12 月 23 日～2015 年 6 月 22 日	6.9%
第 16 計算期間	2015 年 6 月 23 日～2015 年 12 月 22 日	△6.4%
第 17 計算期間	2015 年 12 月 23 日～2016 年 6 月 22 日	△8.4%
第 18 計算期間	2016 年 6 月 23 日～2016 年 12 月 22 日	11.9%
第 19 計算期間	2016 年 12 月 23 日～2017 年 6 月 22 日	3.3%
第 20 計算期間	2017 年 6 月 23 日～2017 年 12 月 22 日	8.4%
第 21 計算期間	2017 年 12 月 23 日～2018 年 6 月 22 日	△2.6%
第 22 計算期間	2018 年 6 月 23 日～2018 年 12 月 25 日	△9.0%
第 23 計算期間	2018 年 12 月 26 日～2019 年 6 月 24 日	9.7%
第 24 計算期間	2019 年 6 月 25 日～2019 年 12 月 23 日	6.9%
第 25 計算期間	2019 年 12 月 24 日～2020 年 6 月 22 日	△6.9%
第 26 計算期間	2020 年 6 月 23 日～2020 年 12 月 22 日	9.1%
第 27 計算期間	2020 年 12 月 23 日～2021 年 6 月 22 日	11.9%
第 28 計算期間	2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 22 日	1.4%
第 29 計算期間	2021 年 12 月 23 日～2022 年 6 月 22 日	△2.6%
第 30 計算期間	2022 年 6 月 23 日～2022 年 12 月 22 日	△1.3%
第 31 計算期間	2022 年 12 月 23 日～2023 年 6 月 22 日	11.9%
第 32 計算期間	2023 年 6 月 23 日～2023 年 12 月 22 日	2.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記

載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド2045

	計算期間	収益率
第8計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	4.0%
第9計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	12.1%
第10計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	7.7%
第11計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	△6.7%
第12計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	△8.9%
第13計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	13.2%
第14計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	3.7%
第15計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	9.3%
第16計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	△2.9%
第17計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	△10.1%
第18計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	10.3%
第19計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	7.6%
第20計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	△6.8%
第21計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	10.4%
第22計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	12.2%
第23計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	1.4%
第24計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	△2.5%
第25計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	△1.1%
第26計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	13.3%
第27計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	2.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド2050

	計算期間	収益率
第1計算期間	2015年9月17日～2015年12月22日	1.5%
第2計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	△9.4%
第3計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	14.3%
第4計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	4.2%
第5計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	9.9%
第6計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	△3.0%
第7計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	△10.9%
第8計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	10.7%
第9計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	8.1%
第10計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	△7.2%
第11計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	11.1%

第12計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	12.9%
第13計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	1.5%
第14計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	△2.6%
第15計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	△0.8%
第16計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	14.3%
第17計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	2.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村資産設計ファンド2060

	計算期間	収益率
第1計算期間	2019年9月13日～2019年12月23日	5.9%
第2計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	△7.6%
第3計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	11.8%
第4計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	13.7%
第5計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	1.7%
第6計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	△2.7%
第7計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	△0.6%
第8計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	15.3%
第9計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	3.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

野村資産設計ファンド2015

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	49,806,840	176,045,342	2,074,589,700
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	34,737,309	376,367,378	1,732,959,631
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	52,708,438	306,552,875	1,479,115,194
第1特定期間	2015年6月23日～2015年12月22日	3,093,976	227,542,458	1,254,666,712
第2特定期間	2015年12月23日～2016年6月22日	3,050,658	92,990,322	1,164,727,048
第3特定期間	2016年6月23日～2016年12月22日	2,859,684	132,747,220	1,034,839,512
第4特定期間	2016年12月23日～2017年6月22日	2,571,376	105,478,896	931,931,992
第5特定期間	2017年6月23日～2017年12月22日	4,379,500	73,518,969	862,792,523
第6特定期間	2017年12月23日～2018年6月22日	2,031,303	38,324,758	826,499,068
第7特定期間	2018年6月23日～2018年12月25日	1,921,777	38,678,679	789,742,166
第8特定期間	2018年12月26日～2019年6月24日	6,721,033	30,678,589	765,784,610
第9特定期間	2019年6月25日～2019年12月23日	3,376,902	34,948,584	734,212,928
第10特定期間	2019年12月24日～2020年6月22日	2,762,064	18,149,013	718,825,979

第11 特定期間	2020年6月23日～2020年12月22日	2,342,287	29,240,558	691,927,708
第12 特定期間	2020年12月23日～2021年6月22日	2,987,522	18,795,019	676,120,211
第13 特定期間	2021年6月23日～2021年12月22日	1,536,227	9,269,325	668,387,113
第14 特定期間	2021年12月23日～2022年6月22日	1,506,920	22,895,659	646,998,374
第15 特定期間	2022年6月23日～2022年12月22日	1,419,903	5,423,106	642,995,171
第16 特定期間	2022年12月23日～2023年6月22日	1,427,275	21,320,772	623,101,674
第17 特定期間	2023年6月23日～2023年12月22日	1,304,440	16,386,055	608,020,059

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2020

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13 計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	77,807,300	76,441,797	1,166,482,173
第14 計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	37,215,979	123,227,224	1,080,470,928
第15 計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	39,675,353	123,285,959	996,860,322
第16 計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	36,867,971	72,189,213	961,539,080
第17 計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	45,408,342	140,996,260	865,951,162
第18 計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	30,499,022	54,875,306	841,574,878
第19 計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	45,921,028	61,215,675	826,280,231
第20 計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	31,695,332	105,558,990	752,416,573
第21 計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	26,595,125	29,390,249	749,621,449
第22 計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	18,259,268	29,894,608	737,986,109
第23 計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	20,518,024	26,578,082	731,926,051
第24 計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	24,016,918	27,077,414	728,865,555
第25 計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	21,755,247	37,207,109	713,413,693
第1 特定期間	2020年6月23日～2020年12月22日	17,244,135	46,978,130	683,679,698
第2 特定期間	2020年12月23日～2021年6月22日	32,045,778	62,074,000	653,651,476
第3 特定期間	2021年6月23日～2021年12月22日	20,523,145	23,400,437	650,774,184
第4 特定期間	2021年12月23日～2022年6月22日	39,854,998	28,224,709	662,404,473
第5 特定期間	2022年6月23日～2022年12月22日	24,248,665	21,426,508	665,226,630
第6 特定期間	2022年12月23日～2023年6月22日	31,459,144	27,287,098	669,398,676
第7 特定期間	2023年6月23日～2023年12月22日	32,483,977	53,437,604	648,445,049

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2025

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13 計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	74,132,165	78,104,077	1,027,174,403
第14 計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	35,623,589	179,582,849	883,215,143
第15 計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	44,072,012	101,523,862	825,763,293
第16 計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	27,490,596	51,460,910	801,792,979
第17 計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	32,410,121	12,854,681	821,348,419

第18 計算期間	2016年 6月 23日～2016年 12月 22日	53,755,751	66,373,742	808,730,428
第19 計算期間	2016年 12月 23日～2017年 6月 22日	43,479,561	59,290,236	792,919,753
第20 計算期間	2017年 6月 23日～2017年 12月 22日	34,153,861	69,745,371	757,328,243
第21 計算期間	2017年 12月 23日～2018年 6月 22日	33,215,776	21,145,870	769,398,149
第22 計算期間	2018年 6月 23日～2018年 12月 25日	38,251,265	22,791,422	784,857,992
第23 計算期間	2018年 12月 26日～2019年 6月 24日	26,516,631	17,089,173	794,285,450
第24 計算期間	2019年 6月 25日～2019年 12月 23日	30,771,190	38,959,289	786,097,351
第25 計算期間	2019年 12月 24日～2020年 6月 22日	38,214,527	31,854,138	792,457,740
第26 計算期間	2020年 6月 23日～2020年 12月 22日	20,480,047	21,083,535	791,854,252
第27 計算期間	2020年 12月 23日～2021年 6月 22日	16,223,813	40,988,849	767,089,216
第28 計算期間	2021年 6月 23日～2021年 12月 22日	15,365,572	8,519,690	773,935,098
第29 計算期間	2021年 12月 23日～2022年 6月 22日	23,588,524	28,882,329	768,641,293
第30 計算期間	2022年 6月 23日～2022年 12月 22日	18,754,228	14,994,778	772,400,743
第31 計算期間	2022年 12月 23日～2023年 6月 22日	25,476,357	28,136,893	769,740,207
第32 計算期間	2023年 6月 23日～2023年 12月 22日	30,114,393	58,223,336	741,631,264

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2030

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13 計算期間	2013年 12月 25日～2014年 6月 23日	41,222,342	62,321,693	826,202,727
第14 計算期間	2014年 6月 24日～2014年 12月 22日	35,919,368	140,151,799	721,970,296
第15 計算期間	2014年 12月 23日～2015年 6月 22日	42,469,106	56,751,800	707,687,602
第16 計算期間	2015年 6月 23日～2015年 12月 22日	29,584,326	54,904,567	682,367,361
第17 計算期間	2015年 12月 23日～2016年 6月 22日	24,738,872	27,297,113	679,809,120
第18 計算期間	2016年 6月 23日～2016年 12月 22日	32,037,161	46,590,661	665,255,620
第19 計算期間	2016年 12月 23日～2017年 6月 22日	43,336,987	65,582,038	643,010,569
第20 計算期間	2017年 6月 23日～2017年 12月 22日	35,087,090	27,501,109	650,596,550
第21 計算期間	2017年 12月 23日～2018年 6月 22日	38,366,225	21,877,184	667,085,591
第22 計算期間	2018年 6月 23日～2018年 12月 25日	55,320,612	16,559,755	705,846,448
第23 計算期間	2018年 12月 26日～2019年 6月 24日	27,092,233	17,939,191	714,999,490
第24 計算期間	2019年 6月 25日～2019年 12月 23日	28,476,901	38,381,895	705,094,496
第25 計算期間	2019年 12月 24日～2020年 6月 22日	63,578,099	23,552,824	745,119,771
第26 計算期間	2020年 6月 23日～2020年 12月 22日	26,252,512	23,324,175	748,048,108
第27 計算期間	2020年 12月 23日～2021年 6月 22日	32,282,718	35,021,191	745,309,635
第28 計算期間	2021年 6月 23日～2021年 12月 22日	40,875,939	17,864,070	768,321,504
第29 計算期間	2021年 12月 23日～2022年 6月 22日	47,250,344	13,751,141	801,820,707
第30 計算期間	2022年 6月 23日～2022年 12月 22日	31,850,744	15,650,873	818,020,578
第31 計算期間	2022年 12月 23日～2023年 6月 22日	31,317,311	17,314,400	832,023,489
第32 計算期間	2023年 6月 23日～2023年 12月 22日	28,989,965	33,240,063	827,773,391

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2035

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	55,728,142	111,230,483	561,028,549
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	40,235,064	74,432,025	526,831,588
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	18,367,272	71,467,689	473,731,171
第16計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	34,896,361	52,467,887	456,159,645
第17計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	19,297,350	13,477,733	461,979,262
第18計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	20,465,186	24,485,403	457,959,045
第19計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	20,326,833	31,530,715	446,755,163
第20計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	24,294,642	33,413,107	437,636,698
第21計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	34,745,743	14,067,862	458,314,579
第22計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	21,480,682	7,397,857	472,397,404
第23計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	40,605,218	14,747,085	498,255,537
第24計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	23,510,287	24,070,137	497,695,687
第25計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	40,612,881	13,857,268	524,451,300
第26計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	21,289,021	11,027,064	534,713,257
第27計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	27,218,980	14,599,458	547,332,779
第28計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	22,419,188	10,785,624	558,966,343
第29計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	38,409,768	24,304,858	573,071,253
第30計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	63,499,031	5,913,212	630,657,072
第31計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	43,317,856	29,873,955	644,100,973
第32計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	34,740,506	39,709,962	639,131,517

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2040

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	99,553,262	145,639,523	1,958,658,290
第14計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	48,559,728	422,566,292	1,584,651,726
第15計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	45,284,736	232,357,844	1,397,578,618
第16計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	39,738,583	106,176,474	1,331,140,727
第17計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	34,669,502	46,860,574	1,318,949,655
第18計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	30,127,316	91,244,407	1,257,832,564
第19計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	41,534,117	185,305,817	1,114,060,864
第20計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	28,348,068	151,022,179	991,386,753
第21計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	40,499,017	46,875,042	985,010,728
第22計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	35,018,485	43,084,476	976,944,737
第23計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	33,816,357	36,230,759	974,530,335
第24計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	34,081,111	33,658,906	974,952,540
第25計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	32,608,430	39,297,749	968,263,221
第26計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	22,677,277	51,047,758	939,892,740
第27計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	35,447,489	42,784,646	932,555,583

第28計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	27,523,370	16,350,944	943,728,009
第29計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	38,475,267	18,224,928	963,978,348
第30計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	43,666,824	18,071,696	989,573,476
第31計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	41,270,126	27,027,261	1,003,816,341
第32計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	48,917,196	51,496,305	1,001,237,232

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2045

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第8計算期間	2013年12月25日～2014年6月23日	42,635,854	16,546,943	54,608,543
第9計算期間	2014年6月24日～2014年12月22日	28,823,803	35,927,990	47,504,356
第10計算期間	2014年12月23日～2015年6月22日	43,180,540	21,452,083	69,232,813
第11計算期間	2015年6月23日～2015年12月22日	18,424,823	21,417,032	66,240,604
第12計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	10,464,010	8,761,369	67,943,245
第13計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	16,608,757	18,860,946	65,691,056
第14計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	7,436,339	11,263,411	61,863,984
第15計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	9,394,032	15,389,249	55,868,767
第16計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	14,069,776	5,589,130	64,349,413
第17計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	10,236,752	4,417,257	70,168,908
第18計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	17,744,138	17,033,007	70,880,039
第19計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	6,098,841	9,487,443	67,491,437
第20計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	12,234,012	8,972,977	70,752,472
第21計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	6,303,729	11,553,445	65,502,756
第22計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	18,342,834	8,509,041	75,336,549
第23計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	14,269,317	8,875,586	80,730,280
第24計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	17,130,982	5,968,788	91,892,474
第25計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	14,808,532	5,842,336	100,858,670
第26計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	19,030,353	13,620,958	106,268,065
第27計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	14,420,431	13,658,921	107,029,575

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2050

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2015年9月17日～2015年12月22日	33,984,346	2,992,575	30,991,771
第2計算期間	2015年12月23日～2016年6月22日	54,275,921	15,855,590	69,412,102
第3計算期間	2016年6月23日～2016年12月22日	81,663,130	64,210,905	86,864,327
第4計算期間	2016年12月23日～2017年6月22日	96,938,200	62,085,968	121,716,559
第5計算期間	2017年6月23日～2017年12月22日	53,511,264	46,402,814	128,825,009
第6計算期間	2017年12月23日～2018年6月22日	42,722,490	8,321,773	163,225,726
第7計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	26,029,774	9,044,380	180,211,120

第8計算期間	2018年12月26日～2019年6月24日	27,685,692	14,037,264	193,859,548
第9計算期間	2019年6月25日～2019年12月23日	17,428,286	18,026,464	193,261,370
第10計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	12,482,017	15,431,237	190,312,150
第11計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	7,465,897	14,062,424	183,715,623
第12計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	10,279,509	23,818,075	170,177,057
第13計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	9,179,820	6,489,414	172,867,463
第14計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	15,171,538	8,629,926	179,409,075
第15計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	9,280,470	4,984,373	183,705,172
第16計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	11,150,251	13,974,137	180,881,286
第17計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	9,661,716	7,215,484	183,327,518

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村資産設計ファンド2060

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2019年9月13日～2019年12月23日	20,474,503	96,641	20,377,862
第2計算期間	2019年12月24日～2020年6月22日	69,095,429	11,343,124	78,130,167
第3計算期間	2020年6月23日～2020年12月22日	21,722,771	18,912,212	80,940,726
第4計算期間	2020年12月23日～2021年6月22日	31,904,666	22,875,658	89,969,734
第5計算期間	2021年6月23日～2021年12月22日	43,700,054	15,331,685	118,338,103
第6計算期間	2021年12月23日～2022年6月22日	27,765,715	8,776,965	137,326,853
第7計算期間	2022年6月23日～2022年12月22日	26,372,596	15,798,830	147,900,619
第8計算期間	2022年12月23日～2023年6月22日	22,928,854	21,708,719	149,120,754
第9計算期間	2023年6月23日～2023年12月22日	32,774,626	25,825,943	156,069,437

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

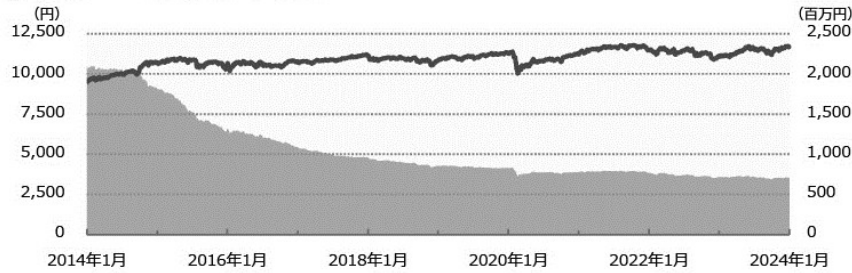


運用実績 (2024年1月31日現在)

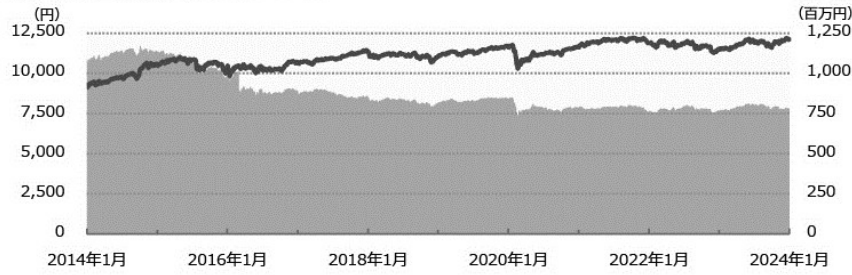
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

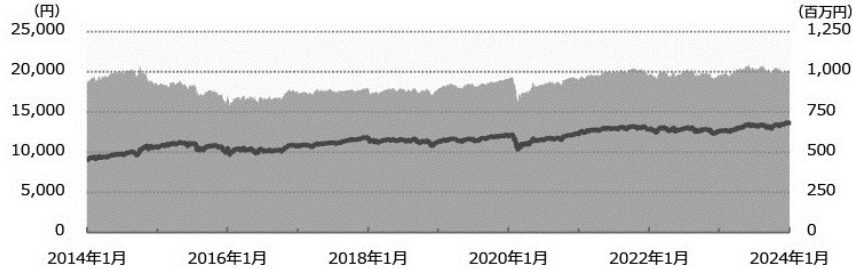
■ 野村資産設計ファンド2015



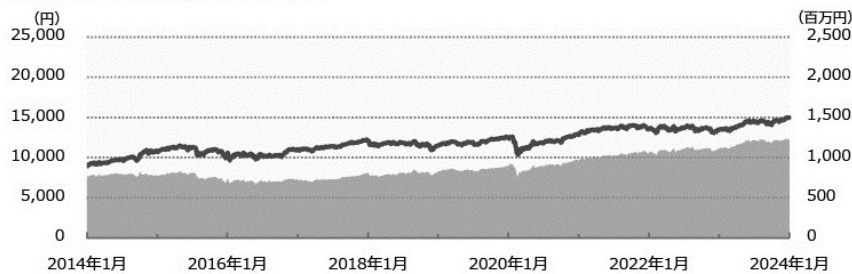
■ 野村資産設計ファンド2020



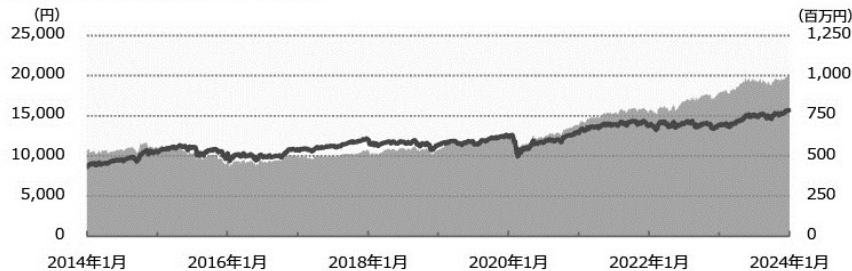
■ 野村資産設計ファンド2025



■ 野村資産設計ファンド2030



■ 野村資産設計ファンド2035



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 野村資産設計ファンド2015

2024年1月	10 円
2023年12月	10 円
2023年11月	10 円
2023年10月	10 円
2023年9月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	1,040 円

■ 野村資産設計ファンド2020

2024年1月	10 円
2023年12月	10 円
2023年11月	10 円
2023年10月	10 円
2023年9月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	490 円

■ 野村資産設計ファンド2025

2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	5 円
2021年12月	5 円
設定来累計	95 円

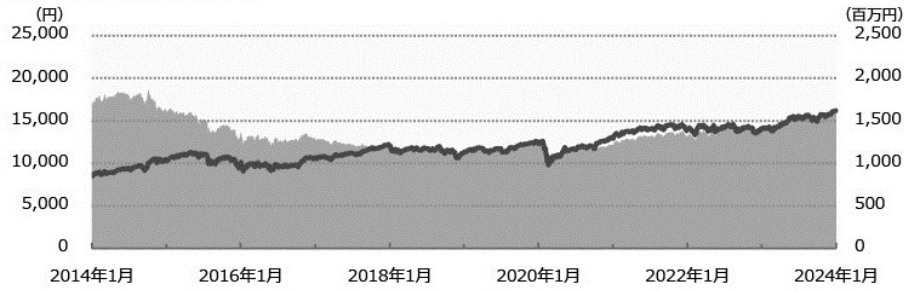
■ 野村資産設計ファンド2030

2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	5 円
2021年12月	5 円
設定来累計	95 円

■ 野村資産設計ファンド2035

2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	5 円
2021年12月	5 円
設定来累計	90 円

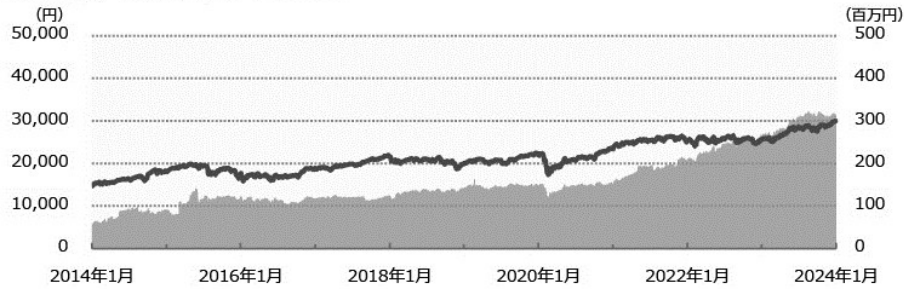
野村資産設計ファンド2040



野村資産設計ファンド2040

2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	5 円
2021年12月	5 円
設定来累計	90 円

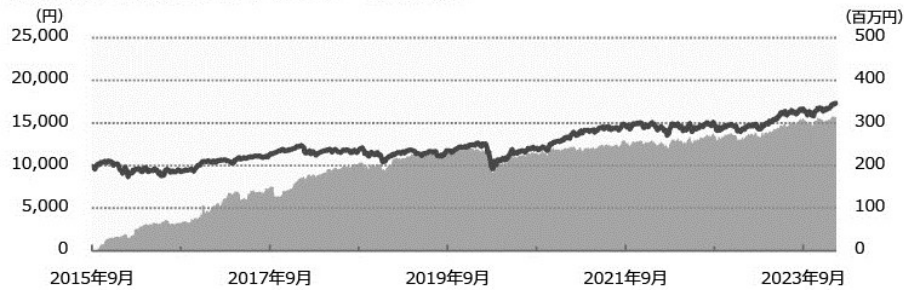
野村資産設計ファンド2045



野村資産設計ファンド2045

2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	5 円
2021年12月	5 円
設定来累計	125 円

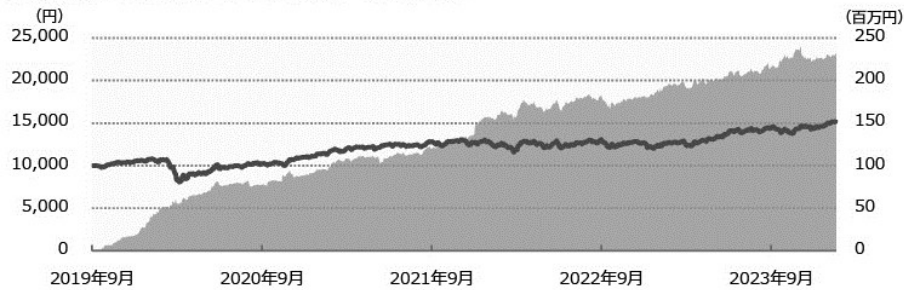
野村資産設計ファンド2050 (設定来)



野村資産設計ファンド2050

2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	5 円
2021年12月	5 円
設定来累計	80 円

野村資産設計ファンド2060 (設定来)



野村資産設計ファンド2060

2023年12月	5 円
2023年6月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	5 円
2021年12月	5 円
設定来累計	40 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)									
	野村資産設計ファンド									
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	58.9	58.9	53.0	39.9	30.0	22.2	17.3	13.4	9.5	
外国債券マザーファンド	7.7	7.7	9.2	11.4	11.3	11.3	11.2	10.5	7.4	
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	2.4	2.4	2.8	3.6	3.6	3.6	3.6	3.3	2.4	
国内株式マザーファンド	10.7	10.7	12.8	18.0	22.1	24.6	28.2	32.2	36.2	
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	6.1	6.1	7.3	10.3	12.6	14.0	16.1	18.4	20.7	
新興国株式マザーファンド	4.1	4.1	4.9	6.9	8.6	9.6	10.9	12.5	14.1	
J-REITインデックス マザーファンド	4.9	4.9	4.9	4.9	5.8	7.3	6.3	4.8	4.8	
海外REITインデックス マザーファンド	4.9	4.9	4.9	4.9	5.8	7.2	6.2	4.8	4.8	

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)									
			野村資産設計ファンド									
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
1	国庫債券 利付（2年）第452回	国債証券	1.3	1.3	1.2	0.9	0.7	0.5	0.4	0.3	0.2	
2	国庫債券 利付（2年）第453回	国債証券	0.8	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	
3	国庫債券 利付（10年）第360回	国債証券	0.7	0.7	0.7	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	
4	国庫債券 利付（2年）第455回	国債証券	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	
5	国庫債券 利付（10年）第350回	国債証券	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)									
			野村資産設計ファンド									
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	
5	US TREASURY BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)									
			野村資産設計ファンド									
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060	
1	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
2	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
3	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
5	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.5	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3	1.4	1.6
2	ソニーグループ	電気機器	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8
4	キーエンス	電気機器	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7
5	東京エレクトロン	電気機器	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
3	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
2	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5
4	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5
5	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

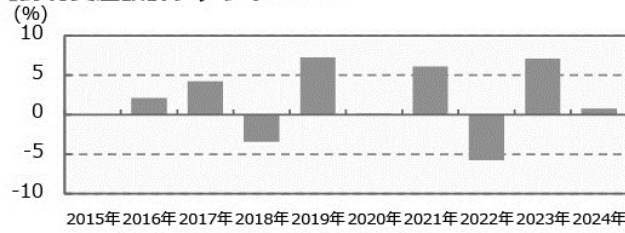
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2
4	日本都市ファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
5	KDX不動産投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

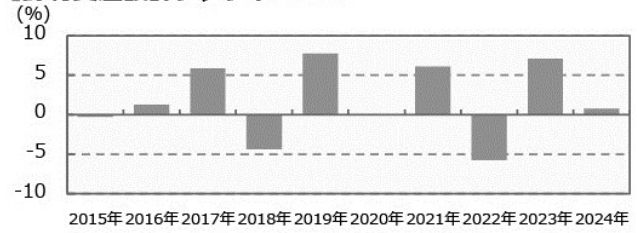
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)								
			野村資産設計ファンド								
			2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2060
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4
2	EQUINIX INC	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
4	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

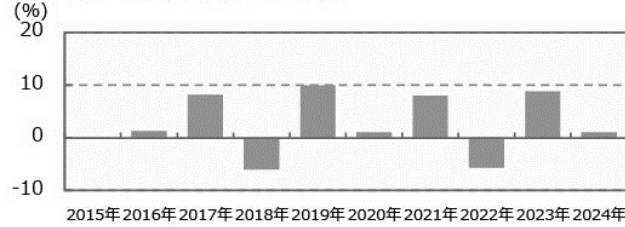
■ 野村資産設計ファンド2015



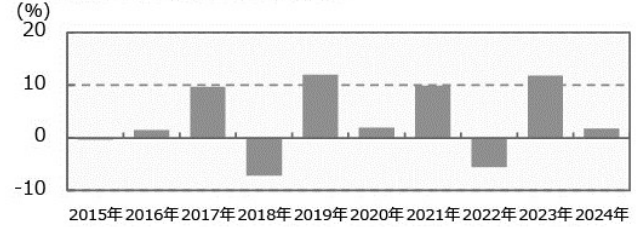
■ 野村資産設計ファンド2020



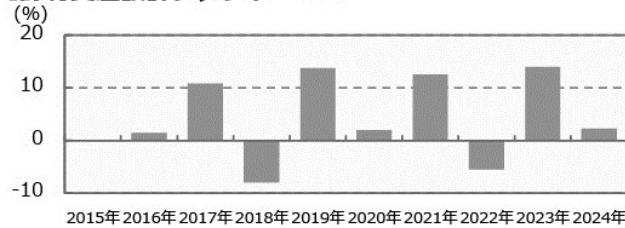
■ 野村資産設計ファンド2025



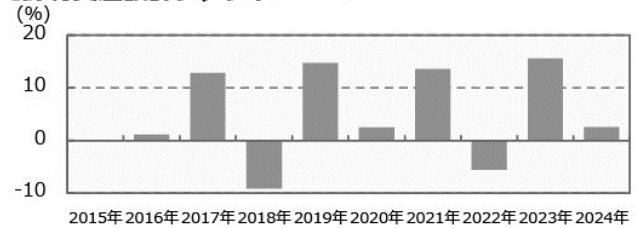
■ 野村資産設計ファンド2030



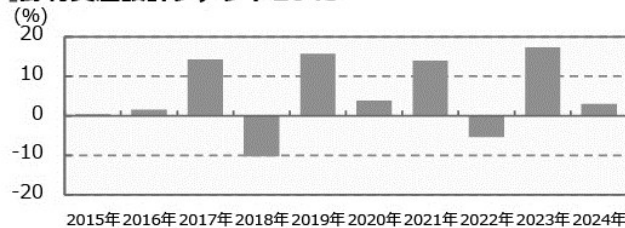
■ 野村資産設計ファンド2035



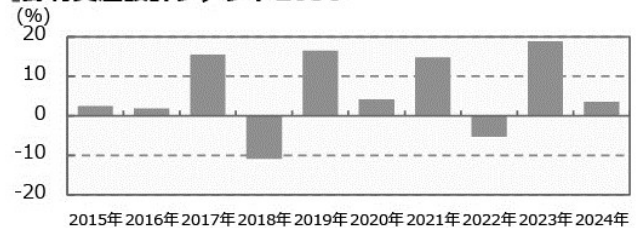
■ 野村資産設計ファンド2040



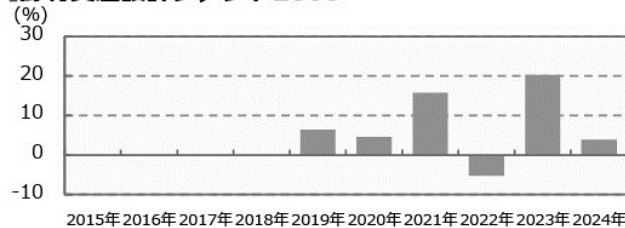
■ 野村資産設計ファンド2045



■ 野村資産設計ファンド2050



■ 野村資産設計ファンド2060



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドは合成指数をベンチマークとしていますが、年1回基本投資割合を変更するため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークは掲載しておりません。
- ・『2050』の2015年は設定日（2015年9月17日）から年末までの収益率。
- ・『2060』の2019年は設定日（2019年9月13日）から年末までの収益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、ターゲットイヤーに達したファンドについて安定運用開始以降の購入を停止する場合があります。

(2) 申込締切時間

午後3時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 販売単位

1万円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。

(4) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(6) スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

また、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合、ターゲットイヤーに達したファンドについて安定運用開始以降のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定

に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金(解約)手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4) 換金価額

解約申込み受付日の翌営業日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(野村資産設計ファンド 2015/2020/2025/2030/2035/2040 2007年6月11日設定、野村資産設計ファンド 2045 2010年9月10日設定、野村資産設計ファンド 2050 2015年9月17日設定、野村資産設計ファンド 2060 2019年9月13日設定)。

(4) 【計算期間】

(※)年6月22日(当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。)までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(注)上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧ください。

「野村資産設計ファンド 2015」の場合	2015
「野村資産設計ファンド 2020」の場合	2020
「野村資産設計ファンド 2025」の場合	2025
「野村資産設計ファンド 2030」の場合	2030
「野村資産設計ファンド 2035」の場合	2035
「野村資産設計ファンド 2040」の場合	2040
「野村資産設計ファンド 2045」の場合	2045
「野村資産設計ファンド 2050」の場合	2050
「野村資産設計ファンド 2060」の場合	2060

(5) 【その他】

<野村資産設計ファンド 2015/2020/2025/2030/2035/2040>

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日、および償還時に、交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年6月、12月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、

これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i)または「(e) 信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

<野村資産設計ファンド 2045/2050/2060>

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、

この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年6月、12月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受

託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

< 収益分配金再投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

< 収益分配金再投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村資産設計ファンド2015

野村資産設計ファンド2020

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2023年6月23日から2023年12月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村資産設計ファンド2025

野村資産設計ファンド2030

野村資産設計ファンド2035

野村資産設計ファンド2040

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間(2023年6月23日から2023年12月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村資産設計ファンド2045

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間(2023年6月23日から2023年12月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村資産設計ファンド2050

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2023年6月23日から2023年12月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村資産設計ファンド2060

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2023年6月23日から2023年12月22日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2015の2023年6月23日から2023年12月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2015の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2015】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年6月22日現在)	当期 (2023年12月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,322,487	2,214,129
親投資信託受益証券	724,157,325	702,160,455
流動資産合計	726,479,812	704,374,584
資産合計	726,479,812	704,374,584
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	623,101	608,020
未払解約金	-	3,500
未払受託者報酬	33,654	31,771
未払委託者報酬	484,624	457,500
未払利息	4	-
その他未払費用	2,008	1,895
流動負債合計	1,143,391	1,102,686
負債合計	1,143,391	1,102,686
純資産の部		
元本等		
元本	623,101,674	608,020,059
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	102,234,747	95,251,839
(分配準備積立金)	130,235,591	127,359,492
元本等合計	725,336,421	703,271,898
純資産合計	725,336,421	703,271,898
負債純資産合計	726,479,812	704,374,584

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月23日 至 2023年6月22日	当期 自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	47,210,872	2,076,506
営業収益合計	47,210,872	2,076,506
営業費用		
支払利息	233	304
受託者報酬	196,148	194,479
委託者報酬	2,824,549	2,800,421
その他費用	11,698	11,601
営業費用合計	3,032,628	3,006,805

営業利益又は営業損失（△）	44,178,244	△930,299
経常利益又は経常損失（△）	44,178,244	△930,299
当期純利益又は当期純損失（△）	44,178,244	△930,299
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	56,112	3,210
期首剰余金又は期首欠損金（△）	64,614,787	102,234,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	164,995	195,320
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	164,995	195,320
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,845,002	2,564,718
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,845,002	2,564,718
分配金	3,822,165	3,680,001
期末剰余金又は期末欠損金（△）	102,234,747	95,251,839

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023年6月22日現在	当期 2023年12月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 623,101,674口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 608,020,059口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1641円 (10,000口当たり純資産額) (11,641円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1567円 (10,000口当たり純資産額) (11,567円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	当期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																												
1. 分配金の計算過程 2022年12月23日から2023年1月23日まで	1. 分配金の計算過程 2023年6月23日から2023年7月24日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>819,448円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>19,648,310円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>133,074,968円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>153,542,726円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>643,125,789口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,387円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>643,125円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	819,448円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	19,648,310円	分配準備積立金額	D	133,074,968円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,542,726円	当ファンドの期末残存口数	F	643,125,789口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,387円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	643,125円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>892,229円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>19,223,442円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>129,516,681円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>149,632,352円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>619,878,800口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,413円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>619,878円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	892,229円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	19,223,442円	分配準備積立金額	D	129,516,681円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149,632,352円	当ファンドの期末残存口数	F	619,878,800口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,413円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	619,878円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	819,448円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	19,648,310円																																																											
分配準備積立金額	D	133,074,968円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,542,726円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	643,125,789口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,387円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	643,125円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	892,229円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	19,223,442円																																																											
分配準備積立金額	D	129,516,681円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149,632,352円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	619,878,800口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,413円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	619,878円																																																											

2023年1月24日から2023年2月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	671,267円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,637,032円
分配準備積立金額	D	132,785,289円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,093,588円
当ファンドの期末残存口数	F	641,117,547口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,387円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	641,117円

2023年2月23日から2023年3月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	542,074円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,620,046円
分配準備積立金額	D	132,330,232円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	152,492,352円
当ファンドの期末残存口数	F	639,004,528口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,386円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	639,004円

2023年3月23日から2023年4月24日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,594,725円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,651,528円
分配準備積立金額	D	132,045,394円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,291,647円
当ファンドの期末残存口数	F	638,344,012口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,401円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	638,344円

2023年4月25日から2023年5月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	738,583円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,671,977円
分配準備積立金額	D	132,773,675円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,184,235円
当ファンドの期末残存口数	F	637,474,797口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,402円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	637,474円

2023年5月23日から2023年6月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,028,652円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円

2023年7月25日から2023年8月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	319,904円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,139,497円
分配準備積立金額	D	128,887,864円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	148,347,265円
当ファンドの期末残存口数	F	615,780,074口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,409円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	615,780円

2023年8月23日から2023年9月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	786,270円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,098,547円
分配準備積立金額	D	127,949,949円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,834,766円
当ファンドの期末残存口数	F	612,931,905口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,411円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	612,931円

2023年9月23日から2023年10月23日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	822,767円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,106,476円
分配準備積立金額	D	127,822,854円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,752,097円
当ファンドの期末残存口数	F	611,712,353口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,415円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	611,712円

2023年10月24日から2023年11月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	719,537円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,151,697円
分配準備積立金額	D	127,981,149円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,852,383円
当ファンドの期末残存口数	F	611,680,129口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,417円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	611,680円

2023年11月23日から2023年12月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	689,515円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円

後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	19,277,542円	収益調整金額	C	19,081,877円
分配準備積立金額	D	129,830,040円	分配準備積立金額	D	127,277,997円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	150,136,234円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,049,389円
当ファンドの期末残存口数	F	623,101,674口	当ファンドの期末残存口数	F	608,020,059口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,409円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,418円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	623,101円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	608,020円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022年12月23日 至 2023年6月22日	当期 自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023年6月22日現在	当期 2023年12月22日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	当期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	当期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
期首元本額 642,995,171 円	期首元本額 623,101,674 円
期中追加設定元本額 1,427,275 円	期中追加設定元本額 1,304,440 円
期中一部解約元本額 21,320,772 円	期中一部解約元本額 16,386,055 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	当期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	13,647,518	2,829,572
合計	13,647,518	2,829,572

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	26,507,011	68,907,625	
		外国債券マザーファンド	18,943,398	53,168,435	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	7,090,532	41,137,139	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	333,298,608	422,289,336	
		J-REITインデックス マザーファンド	13,144,434	33,965,217	
		海外REITインデックス マザーファンド	10,597,103	37,136,487	
		新興国株式マザーファンド	16,821,904	28,955,543	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	9,719,933	16,600,673	
	小計		銘柄数: 8 組入時価比率: 99.8%	436,122,923	702,160,455 100.0%

合計		702,160,455
----	--	-------------

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2020の2023年6月23日から2023年12月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2020の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2020】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年6月22日現在)	当期 (2023年12月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,748,017	2,856,670
親投資信託受益証券	806,098,610	776,083,838
未収入金	922,616	1,221,010
流動資産合計	809,769,243	780,161,518
資産合計	809,769,243	780,161,518
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	669,398	648,445
未払解約金	1,066,691	1,575,389
未払受託者報酬	37,267	35,428
未払委託者報酬	536,635	510,188
未払利息	5	1
その他未払費用	2,224	2,116
流動負債合計	2,312,220	2,771,567
負債合計	2,312,220	2,771,567
純資産の部		
元本等		
元本	669,398,676	648,445,049
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	138,058,347	128,944,902
(分配準備積立金)	135,569,129	125,805,790
元本等合計	807,457,023	777,389,951
純資産合計	807,457,023	777,389,951
負債純資産合計	809,769,243	780,161,518

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月23日 至 2023年6月22日	当期 自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	51,634,394	2,198,099
営業収益合計	51,634,394	2,198,099
営業費用		
支払利息	294	415
受託者報酬	213,317	219,128
委託者報酬	3,071,725	3,155,455
その他費用	12,730	13,087

営業費用合計	3,298,066	3,388,085
営業利益又は営業損失(△)	48,336,328	△1,189,986
経常利益又は経常損失(△)	48,336,328	△1,189,986
当期純利益又は当期純損失(△)	48,336,328	△1,189,986
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	172,728	△10,491
期首剰余金又は期首欠損金(△)	93,218,465	138,058,347
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,176,761	6,312,273
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,176,761	6,312,273
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,481,430	10,252,663
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,481,430	10,252,663
分配金	4,019,049	3,993,560
期末剰余金又は期末欠損金(△)	138,058,347	128,944,902

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2023年6月22日現在	当期 2023年12月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 669,398,676 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 648,445,049 口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2062円 (10,000口当たり純資産額) (12,062円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1989円 (10,000口当たり純資産額) (11,989円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	当期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																						
1. 分配金の計算過程 2022年12月23日から2023年1月23日まで	1. 分配金の計算過程 2023年6月23日から2023年7月24日まで																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>880,174円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>101,322,313円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>138,764,017円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>240,966,504円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>667,094,293口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,612円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	880,174円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	101,322,313円	分配準備積立金額	D	138,764,017円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240,966,504円	当ファンドの期末残存口数	F	667,094,293口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,612円	10,000口当たり分配金額	H	10円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>996,900円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>108,611,337円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>134,766,025円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>244,374,262円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>670,975,535口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,642円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	996,900円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	108,611,337円	分配準備積立金額	D	134,766,025円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	244,374,262円	当ファンドの期末残存口数	F	670,975,535口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,642円	10,000口当たり分配金額	H	10円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	880,174円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																					
収益調整金額	C	101,322,313円																																																					
分配準備積立金額	D	138,764,017円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240,966,504円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	667,094,293口																																																					
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,612円																																																					
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	996,900円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																					
収益調整金額	C	108,611,337円																																																					
分配準備積立金額	D	134,766,025円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	244,374,262円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	670,975,535口																																																					
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,642円																																																					
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																					

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	667,094円
---------	-------------------------	----------

2023年1月24日から2023年2月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	723,973円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	102,650,237円
分配準備積立金額	D	138,437,553円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	241,811,763円
当ファンドの期末残存口数	F	669,270,182口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,613円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	669,270円

2023年2月23日から2023年3月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	581,365円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	103,893,205円
分配準備積立金額	D	137,631,272円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	242,105,842円
当ファンドの期末残存口数	F	670,319,336口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,611円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	670,319円

2023年3月23日から2023年4月24日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,734,149円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	105,148,296円
分配準備積立金額	D	136,867,284円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	243,749,729円
当ファンドの期末残存口数	F	671,894,429口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,627円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	671,894円

2023年4月25日から2023年5月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	806,578円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	105,687,715円
分配準備積立金額	D	137,097,408円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	243,591,701円
当ファンドの期末残存口数	F	671,074,202口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,629円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	671,074円

2023年5月23日から2023年6月22日まで

項目		

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	670,975円
---------	-------------------------	----------

2023年7月25日から2023年8月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	360,265円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	110,511,682円
分配準備積立金額	D	133,825,565円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	244,697,512円
当ファンドの期末残存口数	F	672,702,650口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,637円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	672,702円

2023年8月23日から2023年9月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	885,318円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	111,337,523円
分配準備積立金額	D	132,529,393円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	244,752,234円
当ファンドの期末残存口数	F	672,246,449口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,640円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	672,246円

2023年9月23日から2023年10月23日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	928,647円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	111,100,095円
分配準備積立金額	D	130,744,554円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	242,773,296円
当ファンドの期末残存口数	F	666,062,382口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,644円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	666,062円

2023年10月24日から2023年11月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	810,901円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	111,314,382円
分配準備積立金額	D	129,730,796円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	241,856,079円
当ファンドの期末残存口数	F	663,130,909口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,647円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	663,130円

2023年11月23日から2023年12月22日まで

項目		

費用控除後の配当等収益額	A	1,143,347円	費用控除後の配当等収益額	A	765,389円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	107,227,278円	収益調整金額	C	110,167,099円
分配準備積立金額	D	135,095,180円	分配準備積立金額	D	125,688,846円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,465,805円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236,621,334円
当ファンドの期末残存口数	F	669,398,676口	当ファンドの期末残存口数	F	648,445,049口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,637円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,649円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	669,398円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	648,445円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022年12月23日 至 2023年6月22日	当期 自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023年6月22日現在	当期 2023年12月22日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	当期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	当期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
期首元本額 665,226,630 円	期首元本額 669,398,676 円
期中追加設定元本額 31,459,144 円	期中追加設定元本額 32,483,977 円
期中一部解約元本額 27,287,098 円	期中一部解約元本額 53,437,604 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	当期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	15,324,988	3,177,792
合計	15,324,988	3,177,792

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	29,294,171	76,153,126	
		外国債券マザーファンド	20,935,648	58,760,083	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	7,836,638	45,465,822	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	368,417,361	466,784,796	
		J-REITインデックス マザーファンド	14,526,591	37,536,711	
		海外REITインデックス マザーファンド	11,712,270	41,044,478	
		新興国株式マザーファンド	18,599,007	32,014,470	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	10,729,172	18,324,352	
	小計		銘柄数: 8	482,050,858	776,083,838

	組入時価比率：99.8%		100.0%
合計			776,083,838

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2025の2023年6月23日から2023年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2025の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2025】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 31 期 (2023 年 6 月 22 日現在)	第 32 期 (2023 年 12 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,824,816	5,947,331
親投資信託受益証券	1,029,786,297	994,219,010
未収入金	335,754	3,426,027
流動資産合計	1,035,946,867	1,003,592,368
資産合計	1,035,946,867	1,003,592,368
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	384,870	370,815
未払解約金	30,924	3,149,742
未払受託者報酬	271,414	279,591
未払委託者報酬	4,396,839	4,529,317
未払利息	10	2
その他未払費用	16,224	16,714
流動負債合計	5,100,281	8,346,181
負債合計	5,100,281	8,346,181
純資産の部		
元本等		
元本	769,740,207	741,631,264
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	261,106,379	253,614,923
(分配準備積立金)	240,457,817	226,317,278
元本等合計	1,030,846,586	995,246,187
純資産合計	1,030,846,586	995,246,187
負債純資産合計	1,035,946,867	1,003,592,368

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
営業収益		
有価証券売買等損益	78,238,682	7,155,843
営業収益合計	78,238,682	7,155,843
営業費用		
支払利息	542	547
受託者報酬	271,414	279,591
委託者報酬	4,396,839	4,529,317
その他費用	16,224	16,714

営業費用合計	4,685,019	4,826,169
営業利益又は営業損失(△)	73,553,663	2,329,674
経常利益又は経常損失(△)	73,553,663	2,329,674
当期純利益又は当期純損失(△)	73,553,663	2,329,674
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,286,535	△387,608
期首剰余金又は期首欠損金(△)	189,061,421	261,106,379
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,064,745	9,898,384
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,064,745	9,898,384
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,902,045	19,736,307
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,902,045	19,736,307
分配金	384,870	370,815
期末剰余金又は期末欠損金(△)	261,106,379	253,614,923

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第31期 2023年6月22日現在	第32期 2023年12月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 769,740,207口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 741,631,264口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3392円 (10,000口当たり純資産額) (13,392円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3420円 (10,000口当たり純資産額) (13,420円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	第32期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>9,000,340円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>12,821,695円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>131,229,598円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>219,020,652円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>372,072,285円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>769,740,207口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>4,833円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>384,870円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,000,340円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	12,821,695円	収益調整金額	C	131,229,598円	分配準備積立金額	D	219,020,652円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	372,072,285円	当ファンドの期末残存口数	F	769,740,207口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,833円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	384,870円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,943,163円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>135,417,189円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>222,744,930円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>362,105,282円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>741,631,264口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>4,882円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>370,815円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,943,163円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	135,417,189円	分配準備積立金額	D	222,744,930円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	362,105,282円	当ファンドの期末残存口数	F	741,631,264口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,882円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	370,815円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,000,340円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	12,821,695円																																																											
収益調整金額	C	131,229,598円																																																											
分配準備積立金額	D	219,020,652円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	372,072,285円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	769,740,207口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,833円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	384,870円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,943,163円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	135,417,189円																																																											
分配準備積立金額	D	222,744,930円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	362,105,282円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	741,631,264口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,882円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	370,815円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 31 期 2023 年 6 月 22 日現在	第 32 期 2023 年 12 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日
------------------------------	-----------------------------

至 2023 年 6 月 22 日		至 2023 年 12 月 22 日	
期首元本額	772,400,743 円	期首元本額	769,740,207 円
期中追加設定元本額	25,476,357 円	期中追加設定元本額	30,114,393 円
期中一部解約元本額	28,136,893 円	期中一部解約元本額	58,223,336 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	75,429,217	7,142,069
合計	75,429,217	7,142,069

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 12 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 12 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	45,063,654	117,147,474	
		外国債券マザーファンド	32,488,123	91,184,414	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	12,124,498	70,342,700	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	425,056,036	538,545,997	
		J-REITインデックス マザーファンド	18,622,056	48,119,392	
		海外REITインデックス マザーファンド	15,014,292	52,616,084	
		新興国株式マザーファンド	28,383,990	48,857,361	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	16,046,366	27,405,588	
	小計		銘柄数: 8 組入時価比率: 99.9%	592,799,015	994,219,010 100.0%
合計				994,219,010	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2030の2023年6月23日から2023年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2030の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2030】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 31 期 (2023 年 6 月 22 日現在)	第 32 期 (2023 年 12 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,805,692	7,324,932
親投資信託受益証券	1,204,097,427	1,209,944,945
未収入金	238,783	1,647,734
流動資産合計	1,211,141,902	1,218,917,611
資産合計	1,211,141,902	1,218,917,611
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	416,011	413,886
未払解約金	-	1,546,591
未払受託者報酬	310,243	331,860
未払委託者報酬	5,025,873	5,375,974
未払利息	12	2
その他未払費用	18,563	19,848
流動負債合計	5,770,702	7,688,161
負債合計	5,770,702	7,688,161
純資産の部		
元本等		
元本	832,023,489	827,773,391
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	373,347,711	383,456,059
(分配準備積立金)	307,350,667	307,417,757
元本等合計	1,205,371,200	1,211,229,450
純資産合計	1,205,371,200	1,211,229,450
負債純資産合計	1,211,141,902	1,218,917,611

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
営業収益		
有価証券売買等損益	110,626,304	18,237,402
営業収益合計	110,626,304	18,237,402
営業費用		
支払利息	614	662
受託者報酬	310,243	331,860
委託者報酬	5,025,873	5,375,974
その他費用	18,563	19,848

営業費用合計	5,355,293	5,728,344
営業利益又は営業損失(△)	105,271,011	12,509,058
経常利益又は経常損失(△)	105,271,011	12,509,058
当期純利益又は当期純損失(△)	105,271,011	12,509,058
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,196,347	13,556
期首剰余金又は期首欠損金(△)	263,843,420	373,347,711
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,444,126	12,940,421
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,444,126	12,940,421
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,598,488	14,913,689
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,598,488	14,913,689
分配金	416,011	413,886
期末剰余金又は期末欠損金(△)	373,347,711	383,456,059

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第31期 2023年6月22日現在	第32期 2023年12月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 832,023,489口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 827,773,391口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4487円 (10,000口当たり純資産額) (14,487円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4632円 (10,000口当たり純資産額) (14,632円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	第32期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>11,832,833円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>36,509,895円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>219,633,037円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>259,423,950円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>527,399,715円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>832,023,489口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>6,338円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>416,011円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,832,833円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	36,509,895円	収益調整金額	C	219,633,037円	分配準備積立金額	D	259,423,950円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	527,399,715円	当ファンドの期末残存口数	F	832,023,489口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,338円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	416,011円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,230,302円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>4,265,200円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>229,007,228円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>295,336,141円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>536,838,871円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>827,773,391口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>6,485円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>413,886円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,230,302円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,265,200円	収益調整金額	C	229,007,228円	分配準備積立金額	D	295,336,141円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	536,838,871円	当ファンドの期末残存口数	F	827,773,391口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,485円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	413,886円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	11,832,833円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	36,509,895円																																																											
収益調整金額	C	219,633,037円																																																											
分配準備積立金額	D	259,423,950円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	527,399,715円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	832,023,489口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,338円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	416,011円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	8,230,302円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,265,200円																																																											
収益調整金額	C	229,007,228円																																																											
分配準備積立金額	D	295,336,141円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	536,838,871円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	827,773,391口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,485円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	413,886円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 31 期 2023 年 6 月 22 日現在	第 32 期 2023 年 12 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	<p>同左</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日

至 2023 年 6 月 22 日		至 2023 年 12 月 22 日	
期首元本額	818,020,578 円	期首元本額	832,023,489 円
期中追加設定元本額	31,317,311 円	期中追加設定元本額	28,989,965 円
期中一部解約元本額	17,314,400 円	期中一部解約元本額	33,240,063 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	107,400,250	17,542,847
合計	107,400,250	17,542,847

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 12 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 12 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	77,810,598	202,276,430	
		外国債券マザーファンド	49,065,654	137,712,571	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	20,899,932	121,255,135	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	393,348,078	498,372,014	
		J-REITインデックス マザーファンド	22,697,244	58,649,678	
		海外REITインデックス マザーファンド	18,299,898	64,130,162	
		新興国株式マザーファンド	49,150,575	84,602,884	
		新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	25,145,542	42,946,071	
	小計		銘柄数: 8 組入時価比率: 99.9%	656,417,521	1,209,944,945 100.0%
合計				1,209,944,945	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2035の2023年6月23日から2023年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2035の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2035】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 31 期 (2023 年 6 月 22 日現在)	第 32 期 (2023 年 12 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,672,837	5,845,645
親投資信託受益証券	965,380,595	973,636,188
未収入金	-	647,411
流動資産合計	971,053,432	980,129,244
資産合計	971,053,432	980,129,244
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	322,050	319,565
未払解約金	20,350	550,811
未払受託者報酬	249,003	265,085
未払委託者報酬	4,033,809	4,294,343
未払利息	10	2
その他未払費用	14,879	15,843
流動負債合計	4,640,101	5,445,649
負債合計	4,640,101	5,445,649
純資産の部		
元本等		
元本	644,100,973	639,131,517
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	322,312,358	335,552,078
(分配準備積立金)	255,064,356	255,251,584
元本等合計	966,413,331	974,683,595
純資産合計	966,413,331	974,683,595
負債純資産合計	971,053,432	980,129,244

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
営業収益		
有価証券売買等損益	100,320,591	20,951,346
営業収益合計	100,320,591	20,951,346
営業費用		
支払利息	478	521
受託者報酬	249,003	265,085
委託者報酬	4,033,809	4,294,343
その他費用	14,879	15,843

営業費用合計	4,298,169	4,575,792
営業利益又は営業損失(△)	96,022,422	16,375,554
経常利益又は経常損失(△)	96,022,422	16,375,554
当期純利益又は当期純損失(△)	96,022,422	16,375,554
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,888,393	489,382
期首剰余金又は期首欠損金(△)	222,641,384	322,312,358
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,464,199	17,545,856
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,464,199	17,545,856
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,605,204	19,872,743
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,605,204	19,872,743
分配金	322,050	319,565
期末剰余金又は期末欠損金(△)	322,312,358	335,552,078

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第31期 2023年6月22日現在	第32期 2023年12月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 644,100,973口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 639,131,517口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5004円 (10,000口当たり純資産額) (15,004円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5250円 (10,000口当たり純資産額) (15,250円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	第32期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>10,466,656円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>41,048,717円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>207,592,382円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>203,871,033円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>462,978,788円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>644,100,973口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>7,187円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>322,050円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,466,656円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	41,048,717円	収益調整金額	C	207,592,382円	分配準備積立金額	D	203,871,033円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	462,978,788円	当ファンドの期末残存口数	F	644,100,973口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,187円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	322,050円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,151,686円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>7,734,486円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>219,492,575円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>239,684,977円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>475,063,724円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>639,131,517口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>7,432円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>319,565円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,151,686円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,734,486円	収益調整金額	C	219,492,575円	分配準備積立金額	D	239,684,977円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	475,063,724円	当ファンドの期末残存口数	F	639,131,517口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,432円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	319,565円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	10,466,656円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	41,048,717円																																																											
収益調整金額	C	207,592,382円																																																											
分配準備積立金額	D	203,871,033円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	462,978,788円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	644,100,973口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,187円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	322,050円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	8,151,686円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,734,486円																																																											
収益調整金額	C	219,492,575円																																																											
分配準備積立金額	D	239,684,977円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	475,063,724円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	639,131,517口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,432円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	319,565円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 31 期 2023 年 6 月 22 日現在	第 32 期 2023 年 12 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日
------------------------------	-----------------------------

至 2023 年 6 月 22 日		至 2023 年 12 月 22 日	
期首元本額	630,657,072 円	期首元本額	644,100,973 円
期中追加設定元本額	43,317,856 円	期中追加設定元本額	34,740,506 円
期中一部解約元本額	29,873,955 円	期中一部解約元本額	39,709,962 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	95,809,725	19,800,614
合計	95,809,725	19,800,614

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 12 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 12 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	77,411,830	201,239,793	
		外国債券マザーファンド	39,517,047	110,912,495	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	20,742,854	120,343,816	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	239,528,587	303,482,719	
		J-REITインデックス マザーファンド	21,935,715	56,681,887	
		海外REITインデックス マザーファンド	17,685,981	61,978,751	
		新興国株式マザーファンド	49,037,717	84,408,622	
		新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	20,251,833	34,588,105	
	小計		銘柄数: 8 組入時価比率: 99.9%	486,111,564	973,636,188 100.0%
合計				973,636,188	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2040の2023年6月23日から2023年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2040の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2040】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第31期 (2023年6月22日現在)	第32期 (2023年12月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,505,882	10,445,888
親投資信託受益証券	1,537,000,142	1,565,482,691
未収入金	675,145	3,562,799
流動資産合計	1,546,181,169	1,579,491,378
資産合計	1,546,181,169	1,579,491,378
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	501,908	500,618
未払解約金	271,366	4,403,397
未払受託者報酬	391,213	429,274
未払委託者報酬	6,337,586	6,954,268
未払利息	15	3
その他未払費用	23,412	25,696
流動負債合計	7,525,500	12,313,256
負債合計	7,525,500	12,313,256
純資産の部		
元本等		
元本	1,003,816,341	1,001,237,232
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	534,839,328	565,940,890
(分配準備積立金)	503,322,634	510,422,756
元本等合計	1,538,655,669	1,567,178,122
純資産合計	1,538,655,669	1,567,178,122
負債純資産合計	1,546,181,169	1,579,491,378

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第31期 自 2022年12月23日 至 2023年6月22日	第32期 自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	170,223,305	40,444,678
営業収益合計	170,223,305	40,444,678
営業費用		
支払利息	832	907
受託者報酬	391,213	429,274
委託者報酬	6,337,586	6,954,268
その他費用	23,412	25,696

営業費用合計	6,753,043	7,410,145
営業利益又は営業損失(△)	163,470,262	33,034,533
経常利益又は経常損失(△)	163,470,262	33,034,533
当期純利益又は当期純損失(△)	163,470,262	33,034,533
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,996,390	456,007
期首剰余金又は期首欠損金(△)	366,489,299	534,839,328
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,411,996	26,468,577
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,411,996	26,468,577
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,033,931	27,444,923
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,033,931	27,444,923
分配金	501,908	500,618
期末剰余金又は期末欠損金(△)	534,839,328	565,940,890

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第31期 2023年6月22日現在	第32期 2023年12月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,003,816,341口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,001,237,232口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5328円 (10,000口当たり純資産額) (15,328円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5652円 (10,000口当たり純資産額) (15,652円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	第32期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>17,666,966円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>73,640,380円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>201,036,233円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>412,517,196円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>704,860,775円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,003,816,341口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>7,021円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>501,908円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,666,966円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	73,640,380円	収益調整金額	C	201,036,233円	分配準備積立金額	D	412,517,196円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	704,860,775円	当ファンドの期末残存口数	F	1,003,816,341口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,021円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	501,908円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>14,725,349円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>17,853,177円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>224,313,214円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>478,344,848円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>735,236,588円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,001,237,232口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>7,343円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>500,618円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,725,349円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	17,853,177円	収益調整金額	C	224,313,214円	分配準備積立金額	D	478,344,848円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	735,236,588円	当ファンドの期末残存口数	F	1,001,237,232口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,343円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	500,618円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	17,666,966円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	73,640,380円																																																											
収益調整金額	C	201,036,233円																																																											
分配準備積立金額	D	412,517,196円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	704,860,775円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,003,816,341口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,021円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	501,908円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	14,725,349円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	17,853,177円																																																											
収益調整金額	C	224,313,214円																																																											
分配準備積立金額	D	478,344,848円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	735,236,588円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,001,237,232口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,343円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	500,618円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 31 期 2023 年 6 月 22 日現在	第 32 期 2023 年 12 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日
------------------------------	-----------------------------

至 2023 年 6 月 22 日		至 2023 年 12 月 22 日	
期首元本額	989, 573, 476 円	期首元本額	1, 003, 816, 341 円
期中追加設定元本額	41, 270, 126 円	期中追加設定元本額	48, 917, 196 円
期中一部解約元本額	27, 027, 261 円	期中一部解約元本額	51, 496, 305 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 31 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 32 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	165, 600, 265	39, 268, 380
合計	165, 600, 265	39, 268, 380

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 12 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 12 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	139, 335, 433	362, 216, 391	
		外国債券マザーファンド	63, 553, 474	178, 375, 535	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	37, 192, 215	215, 778, 073	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	285, 834, 227	362, 151, 965	
		J-REITインデックス マザーファンド	44, 103, 053	113, 962, 288	
		海外REITインデックス マザーファンド	35, 558, 482	124, 611, 144	
		新興国株式マザーファンド	88, 745, 188	152, 757, 092	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	32, 572, 284	55, 630, 203	
	小計		銘柄数: 8 組入時価比率: 99.9%	726, 894, 356	1, 565, 482, 691 100.0%
合計				1, 565, 482, 691	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2045の2023年6月23日から2023年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2045の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2045】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第26期 (2023年6月22日現在)	第27期 (2023年12月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,839,416	2,157,955
親投資信託受益証券	299,281,140	308,798,326
未収入金	26,284	1,023,637
流動資産合計	302,146,840	311,979,918
資産合計	302,146,840	311,979,918
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	53,134	53,514
未払解約金	1,212,606	1,326,604
未払受託者報酬	74,684	86,006
未払委託者報酬	1,209,776	1,393,274
未払利息	5	-
その他未払費用	4,426	5,103
流動負債合計	2,554,631	2,864,501
負債合計	2,554,631	2,864,501
純資産の部		
元本等		
元本	106,268,065	107,029,575
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	193,324,144	202,085,842
(分配準備積立金)	50,221,933	51,391,386
元本等合計	299,592,209	309,115,417
純資産合計	299,592,209	309,115,417
負債純資産合計	302,146,840	311,979,918

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期 自 2022年12月23日 至 2023年6月22日	第27期 自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	35,991,007	9,177,863
営業収益合計	35,991,007	9,177,863
営業費用		
支払利息	146	163
受託者報酬	74,684	86,006
委託者報酬	1,209,776	1,393,274
その他費用	4,426	5,103

営業費用合計	1,289,032	1,484,546
営業利益又は営業損失(△)	34,701,975	7,693,317
経常利益又は経常損失(△)	34,701,975	7,693,317
当期純利益又は当期純損失(△)	34,701,975	7,693,317
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,205,978	569,591
期首剰余金又は期首欠損金(△)	150,255,488	193,324,144
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,020,495	26,559,207
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,020,495	26,559,207
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,394,702	24,867,721
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,394,702	24,867,721
分配金	53,134	53,514
期末剰余金又は期末欠損金(△)	193,324,144	202,085,842

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第26期 2023年6月22日現在	第27期 2023年12月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 106,268,065口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 107,029,575口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.8192円 (10,000口当たり純資産額) (28,192円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.8881円 (10,000口当たり純資産額) (28,881円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	第27期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,446,036円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>18,584,244円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>143,102,211円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>28,244,787円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>193,377,278円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>106,268,065口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>18,197円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>53,134円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,446,036円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	18,584,244円	収益調整金額	C	143,102,211円	分配準備積立金額	D	28,244,787円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	193,377,278円	当ファンドの期末残存口数	F	106,268,065口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,197円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	53,134円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,988,120円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>4,135,606円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>150,694,456円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>44,321,174円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>202,139,356円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>107,029,575口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>18,886円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>53,514円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,988,120円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,135,606円	収益調整金額	C	150,694,456円	分配準備積立金額	D	44,321,174円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	202,139,356円	当ファンドの期末残存口数	F	107,029,575口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,886円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	53,514円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,446,036円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	18,584,244円																																																											
収益調整金額	C	143,102,211円																																																											
分配準備積立金額	D	28,244,787円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	193,377,278円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	106,268,065口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,197円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	53,134円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,988,120円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,135,606円																																																											
収益調整金額	C	150,694,456円																																																											
分配準備積立金額	D	44,321,174円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	202,139,356円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	107,029,575口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,886円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	53,514円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 26 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 27 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 26 期 2023 年 6 月 22 日現在	第 27 期 2023 年 12 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 26 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 27 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 26 期 自 2022 年 12 月 23 日	第 27 期 自 2023 年 6 月 23 日
------------------------------	-----------------------------

至 2023 年 6 月 22 日		至 2023 年 12 月 22 日	
期首元本額	100,858,670 円	期首元本額	106,268,065 円
期中追加設定元本額	19,030,353 円	期中追加設定元本額	14,420,431 円
期中一部解約元本額	13,620,958 円	期中一部解約元本額	13,658,921 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 26 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 27 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	34,091,964	8,403,306
合計	34,091,964	8,403,306

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 12 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 12 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	31,611,483	82,177,211	
		外国債券マザーファンド	12,550,978	35,226,829	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	8,478,155	49,187,711	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	44,173,404	55,967,702	
		J-REITインデックス マザーファンド	7,547,566	19,502,910	
		海外REITインデックス マザーファンド	6,085,330	21,325,430	
		新興国株式マザーファンド	19,999,443	34,425,041	
		新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	6,432,164	10,985,492	
	小計		銘柄数: 8 組入時価比率: 99.9%	136,878,523	308,798,326 100.0%
合計				308,798,326	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2050の2023年6月23日から2023年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2050の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2050】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (2023年6月22日現在)	第17期 (2023年12月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,593,465	1,752,306
親投資信託受益証券	292,127,752	304,091,907
未収入金	133,675	666,234
流動資産合計	293,854,892	306,510,447
資産合計	293,854,892	306,510,447
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	90,440	91,663
未払解約金	20,015	557,743
未払受託者報酬	75,163	83,106
未払委託者報酬	1,217,575	1,346,238
未払利息	2	-
その他未払費用	4,454	4,919
流動負債合計	1,407,649	2,083,669
負債合計	1,407,649	2,083,669
純資産の部		
元本等		
元本	180,881,286	183,327,518
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	111,565,957	121,099,260
(分配準備積立金)	73,490,380	78,524,506
元本等合計	292,447,243	304,426,778
純資産合計	292,447,243	304,426,778
負債純資産合計	293,854,892	306,510,447

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期 自 2022年12月23日 至 2023年6月22日	第17期 自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	38,598,253	9,556,730
営業収益合計	38,598,253	9,556,730
営業費用		
支払利息	108	114
受託者報酬	75,163	83,106
委託者報酬	1,217,575	1,346,238
その他費用	4,454	4,919

営業費用合計	1,297,300	1,434,377
営業利益又は営業損失(△)	37,300,953	8,122,353
経常利益又は経常損失(△)	37,300,953	8,122,353
当期純利益又は当期純損失(△)	37,300,953	8,122,353
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,312,045	179,770
期首剰余金又は期首欠損金(△)	76,172,237	111,565,957
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,315,278	6,137,504
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,315,278	6,137,504
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,820,026	4,455,121
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,820,026	4,455,121
分配金	90,440	91,663
期末剰余金又は期末欠損金(△)	111,565,957	121,099,260

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第16期 2023年6月22日現在	第17期 2023年12月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 180,881,286口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 183,327,518口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6168円 (10,000口当たり純資産額) (16,168円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6606円 (10,000口当たり純資産額) (16,606円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	第17期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,434,794円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>20,863,942円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>42,253,280円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>49,282,084円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>115,834,100円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>180,881,286口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>6,403円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>90,440円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,434,794円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	20,863,942円	収益調整金額	C	42,253,280円	分配準備積立金額	D	49,282,084円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115,834,100円	当ファンドの期末残存口数	F	180,881,286口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,403円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	90,440円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,977,519円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>4,965,064円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>46,657,250円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>70,673,586円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>125,273,419円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>183,327,518口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>6,833円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>91,663円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,977,519円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,965,064円	収益調整金額	C	46,657,250円	分配準備積立金額	D	70,673,586円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	125,273,419円	当ファンドの期末残存口数	F	183,327,518口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,833円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	91,663円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,434,794円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	20,863,942円																																																											
収益調整金額	C	42,253,280円																																																											
分配準備積立金額	D	49,282,084円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115,834,100円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	180,881,286口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,403円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	90,440円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,977,519円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,965,064円																																																											
収益調整金額	C	46,657,250円																																																											
分配準備積立金額	D	70,673,586円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	125,273,419円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	183,327,518口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,833円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	91,663円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 16 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 17 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 16 期 2023 年 6 月 22 日現在	第 17 期 2023 年 12 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 16 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 17 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 16 期 自 2022 年 12 月 23 日	第 17 期 自 2023 年 6 月 23 日
------------------------------	-----------------------------

至 2023 年 6 月 22 日		至 2023 年 12 月 22 日	
期首元本額	183,705,172 円	期首元本額	180,881,286 円
期中追加設定元本額	11,150,251 円	期中追加設定元本額	9,661,716 円
期中一部解約元本額	13,974,137 円	期中一部解約元本額	7,215,484 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 16 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 17 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	36,925,472	9,192,510
合計	36,925,472	9,192,510

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 12 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 12 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	35,785,346	93,027,585	
		外国債券マザーファンド	11,614,992	32,599,798	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	9,583,775	55,602,187	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	33,874,979	42,919,598	
		J-REITインデックス マザーファンド	5,724,347	14,791,712	
		海外REITインデックス マザーファンド	4,615,336	16,173,983	
		新興国株式マザーファンド	22,685,365	39,048,318	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	5,813,412	9,928,726	
	小計		銘柄数: 8 組入時価比率: 99.9%	129,697,552	304,091,907 100.0%
合計				304,091,907	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村資産設計ファンド2060の2023年6月23日から2023年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村資産設計ファンド2060の2023年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村資産設計ファンド2060】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (2023年6月22日現在)	第9期 (2023年12月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,483,788	1,371,824
親投資信託受益証券	209,610,281	225,900,304
未収入金	-	28,763
流動資産合計	211,094,069	227,300,891
資産合計	211,094,069	227,300,891
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	74,560	78,034
未払解約金	262,998	43,546
未払受託者報酬	53,680	60,281
未払委託者報酬	869,529	976,537
未払利息	2	-
その他未払費用	3,161	3,556
流動負債合計	1,263,930	1,161,954
負債合計	1,263,930	1,161,954
純資産の部		
元本等		
元本	149,120,754	156,069,437
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	60,709,385	70,069,500
(分配準備積立金)	32,774,691	33,866,097
元本等合計	209,830,139	226,138,937
純資産合計	209,830,139	226,138,937
負債純資産合計	211,094,069	227,300,891

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 2022年12月23日 至 2023年6月22日	第9期 自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	29,252,053	8,069,912
営業収益合計	29,252,053	8,069,912
営業費用		
支払利息	93	68
受託者報酬	53,680	60,281
委託者報酬	869,529	976,537
その他費用	3,161	3,556

営業費用合計	926,463	1,040,442
営業利益又は営業損失(△)	28,325,590	7,029,470
経常利益又は経常損失(△)	28,325,590	7,029,470
当期純利益又は当期純損失(△)	28,325,590	7,029,470
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,041,289	827,008
期首剰余金又は期首欠損金(△)	32,705,534	60,709,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,670,079	13,776,158
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,670,079	13,776,158
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,875,969	10,540,471
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,875,969	10,540,471
分配金	74,560	78,034
期末剰余金又は期末欠損金(△)	60,709,385	70,069,500

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年6月23日から2023年12月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2023年6月22日現在	第9期 2023年12月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 149,120,754口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 156,069,437口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4071円 (10,000口当たり純資産額) (14,071円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4490円 (10,000口当たり純資産額) (14,490円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自2022年12月23日 至2023年6月22日	第9期 自2023年6月23日 至2023年12月22日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,478,251円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>16,933,418円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>28,195,610円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>13,437,582円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>61,044,861円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>149,120,754口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>4,093円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>74,560円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,478,251円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,933,418円	収益調整金額	C	28,195,610円	分配準備積立金額	D	13,437,582円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	61,044,861円	当ファンドの期末残存口数	F	149,120,754口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,093円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	74,560円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,163,472円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>4,038,990円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>36,203,403円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>27,741,669円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>70,147,534円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>156,069,437口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>4,494円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>78,034円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,163,472円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,038,990円	収益調整金額	C	36,203,403円	分配準備積立金額	D	27,741,669円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,147,534円	当ファンドの期末残存口数	F	156,069,437口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,494円	10,000口当たり分配金額	H	5円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	78,034円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,478,251円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,933,418円																																																											
収益調整金額	C	28,195,610円																																																											
分配準備積立金額	D	13,437,582円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	61,044,861円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	149,120,754口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,093円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	74,560円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,163,472円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,038,990円																																																											
収益調整金額	C	36,203,403円																																																											
分配準備積立金額	D	27,741,669円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,147,534円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	156,069,437口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,494円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	78,034円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 8 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 9 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 8 期 2023 年 6 月 22 日現在	第 9 期 2023 年 12 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 8 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 9 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 8 期 自 2022 年 12 月 23 日	第 9 期 自 2023 年 6 月 23 日
-----------------------------	----------------------------

至 2023 年 6 月 22 日		至 2023 年 12 月 22 日	
期首元本額	147,900,619 円	期首元本額	149,120,754 円
期中追加設定元本額	22,928,854 円	期中追加設定元本額	32,774,626 円
期中一部解約元本額	21,708,719 円	期中一部解約元本額	25,825,943 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 8 期 自 2022 年 12 月 23 日 至 2023 年 6 月 22 日	第 9 期 自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	27,459,431	7,159,108
合計	27,459,431	7,159,108

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 12 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 12 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	30,033,938	78,076,225	
		外国債券マザーファンド	6,131,924	17,210,471	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	8,034,526	46,613,909	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	17,986,046	22,788,320	
		J-REITインデックス マザーファンド	4,255,273	10,995,625	
		海外REITインデックス マザーファンド	3,430,862	12,023,112	
		新興国株式マザーファンド	19,070,000	32,825,191	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	3,142,720	5,367,451	
	小計	銘柄数: 8 組入時価比率: 99.9%	92,085,289	225,900,304 100.0%	
合計			225,900,304		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村資産設計ファンド」の各ファンドは、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年12月22日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,990,390,831
国債証券	817,579,672,550
地方債証券	57,972,644,226
特殊債券	69,563,506,845
社債券	49,376,112,000
未収入金	3,880,750,000
未収利息	1,175,149,584
前払費用	82,323,765
流動資産合計	1,006,620,549,801
資産合計	1,006,620,549,801
負債の部	
流動負債	
未払金	1,099,781,000
未払解約金	900,859,614
未払利息	2,462
流動負債合計	2,000,643,076
負債合計	2,000,643,076
純資産の部	
元本等	
元本	792,900,651,398
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	211,719,255,327
元本等合計	1,004,619,906,725
純資産合計	1,004,619,906,725
負債純資産合計	1,006,620,549,801

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月22日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2670円
(10,000口当たり純資産額)	(12,670円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月23日 至 2023年12月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月22日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年12月22日現在	
期首	2023年6月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	711,087,345,281円
同期中における追加設定元本額	125,596,151,310円
同期中における一部解約元本額	43,782,845,193円
期末元本額	792,900,651,398円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	337,134,803円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	43,745,214,289円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	20,060,915,680円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,984,137,944円
野村資産設計ファンド2015	333,298,608円
野村資産設計ファンド2020	368,417,361円
野村資産設計ファンド2025	425,056,036円
野村資産設計ファンド2030	393,348,078円
野村資産設計ファンド2035	239,528,587円

野村資産設計ファンド2040	285,834,227円
野村日本債券インデックスファンド	604,623,116円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	134,511,512,917円
のむらップ・ファンド（保守型）	22,190,006,315円
のむらップ・ファンド（普通型）	56,672,393,144円
のむらップ・ファンド（積極型）	5,993,591,377円
野村日本債券インデックス（野村SMA向け）	9,860,735,663円
野村資産設計ファンド2045	44,173,404円
野村円債投資インデックスファンド	534,205,543円
野村インデックスファンド・国内債券	2,519,553,448円
マイ・ロード	39,451,748,778円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,560,434,898円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	20,486,711,526円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	1,837,648,770円
野村資産設計ファンド2050	33,874,979円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	35,041,699円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	14,090,542円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	6,324,660円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,642,377円
のむらップ・ファンド（やや保守型）	2,481,068,113円
のむらップ・ファンド（やや積極型）	1,314,531,648円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	36,147,470円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	19,332,810円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	93,614,714円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	23,848,192円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	9,623,138円
野村6資産均等バランス	8,687,154,456円
世界6資産分散ファンド	186,850,225円
野村資産設計ファンド2060	17,986,046円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	103,297,160,954円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	23,494,807,277円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	460,326,102円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	90,717,990円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,291,056,541円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	355,816,033円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	12,520,932円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	8,706,691円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	168,802円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,079,203,881円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	1,073,761円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	18,283,939円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	33,900,656円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	386,115,045円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	270,491,721円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,048,696,557円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	103,495,156円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,561,356,018円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	423,558,237円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	15,333,558円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	43,561,714,399円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	64,944,315,524円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	28,151,088,331円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）	51,686,243,286円
マイバランスDC30	18,919,614,055円
マイバランスDC50	17,027,514,915円
マイバランスDC70	6,808,449,558円

野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,445,020,092円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	2,939,133,971円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	9,216,063,339円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	3,908,050,714円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	392,681,322円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	65,025,608円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	83,973,429円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	231,353,183円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	100,646,126円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	34,229,761円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	3,526,503,464円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	1,577,007,558円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	723,366,021円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	834,276,221円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	17,458,950円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	319,256,210円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	683,048,080円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	6,143,054,207円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	204,258,671円
マイターゲット2070(確定拠出年金向け)	158,971円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第446回	2,000,000,000	2,000,820,000	
		国庫債券 利付(2年)第449回	3,500,000,000	3,500,245,000	
		国庫債券 利付(2年)第452回	27,000,000,000	26,995,410,000	
		国庫債券 利付(2年)第453回	13,000,000,000	12,994,150,000	
		国庫債券 利付(2年)第455回	12,000,000,000	11,990,640,000	
		国庫債券 利付(5年)第144回	4,400,000,000	4,406,204,000	
		国庫債券 利付(5年)第145回	3,900,000,000	3,905,733,000	
		国庫債券 利付(5年)第146回	5,100,000,000	5,107,038,000	
		国庫債券 利付(5年)第147回	5,600,000,000	5,595,576,000	
		国庫債券 利付(5年)第148回	6,500,000,000	6,492,720,000	
		国庫債券 利付(5年)第149回	4,100,000,000	4,093,809,000	
		国庫債券 利付(5年)第150回	6,300,000,000	6,286,833,000	
		国庫債券 利付(5年)第151回	4,500,000,000	4,487,670,000	
		国庫債券 利付(5年)第152回	4,000,000,000	4,001,280,000	
		国庫債券 利付(5年)第153回	9,000,000,000	8,967,150,000	

国庫債券	利付（5年）第154回	5,500,000,000	5,493,840,000
国庫債券	利付（5年）第155回	1,500,000,000	1,508,610,000
国庫債券	利付（5年）第156回	3,000,000,000	3,005,340,000
国庫債券	利付（5年）第157回	8,000,000,000	8,006,720,000
国庫債券	利付（5年）第158回	5,000,000,000	4,983,150,000
国庫債券	利付（5年）第159回	7,000,000,000	6,968,850,000
国庫債券	利付（5年）第160回	3,500,000,000	3,500,000,000
国庫債券	利付（5年）第161回	2,000,000,000	2,008,440,000
国庫債券	利付（5年）第162回	10,000,000,000	10,028,100,000
国庫債券	利付（5年）第163回	6,000,000,000	6,043,500,000
国庫債券	利付（40年）第1回	1,860,000,000	2,194,558,200
国庫債券	利付（40年）第2回	2,700,000,000	3,068,415,000
国庫債券	利付（40年）第3回	900,000,000	1,022,445,000
国庫債券	利付（40年）第4回	1,630,000,000	1,850,604,200
国庫債券	利付（40年）第5回	1,300,000,000	1,417,663,000
国庫債券	利付（40年）第6回	2,000,000,000	2,134,380,000
国庫債券	利付（40年）第7回	1,500,000,000	1,528,995,000
国庫債券	利付（40年）第8回	1,500,000,000	1,418,310,000
国庫債券	利付（40年）第9回	4,850,000,000	3,362,068,500
国庫債券	利付（40年）第10回	1,810,000,000	1,471,258,500
国庫債券	利付（40年）第11回	1,750,000,000	1,367,730,000
国庫債券	利付（40年）第12回	2,370,000,000	1,648,856,400
国庫債券	利付（40年）第13回	4,070,000,000	2,802,113,600
国庫債券	利付（40年）第14回	2,960,000,000	2,173,557,600
国庫債券	利付（40年）第15回	4,000,000,000	3,231,360,000
国庫債券	利付（40年）第16回	4,000,000,000	3,531,960,000
国庫債券	利付（10年）第339回	10,000,000,000	10,058,600,000
国庫債券	利付（10年）第340回	4,200,000,000	4,228,056,000
国庫債券	利付（10年）第341回	2,600,000,000	2,613,910,000
国庫債券	利付（10年）第342回	4,550,000,000	4,556,051,500
国庫債券	利付（10年）第343回	6,000,000,000	6,007,440,000
国庫債券	利付（10年）第344回	6,400,000,000	6,406,976,000
国庫債券	利付（10年）第345回	7,000,000,000	7,005,180,000

	国庫債券 利付（10年）第346回	7,000,000,000	7,002,240,000
	国庫債券 利付（10年）第347回	10,000,000,000	9,996,500,000
	国庫債券 利付（10年）第348回	6,800,000,000	6,792,384,000
	国庫債券 利付（10年）第349回	3,800,000,000	3,791,716,000
	国庫債券 利付（10年）第350回	10,150,000,000	10,115,794,500
	国庫債券 利付（10年）第351回	9,500,000,000	9,457,725,000
	国庫債券 利付（10年）第352回	7,000,000,000	6,954,080,000
	国庫債券 利付（10年）第353回	5,000,000,000	4,963,050,000
	国庫債券 利付（10年）第354回	3,000,000,000	2,974,440,000
	国庫債券 利付（10年）第355回	1,000,000,000	990,810,000
	国庫債券 利付（10年）第356回	1,500,000,000	1,484,745,000
	国庫債券 利付（10年）第357回	4,500,000,000	4,448,340,000
	国庫債券 利付（10年）第358回	5,570,000,000	5,498,425,500
	国庫債券 利付（10年）第359回	7,500,000,000	7,390,425,000
	国庫債券 利付（10年）第360回	13,000,000,000	12,777,570,000
	国庫債券 利付（10年）第361回	8,000,000,000	7,844,880,000
	国庫債券 利付（10年）第362回	9,200,000,000	8,996,496,000
	国庫債券 利付（10年）第363回	9,050,000,000	8,823,750,000
	国庫債券 利付（10年）第364回	9,050,000,000	8,799,948,500
	国庫債券 利付（10年）第365回	8,000,000,000	7,757,200,000
	国庫債券 利付（10年）第366回	9,000,000,000	8,779,500,000
	国庫債券 利付（10年）第367回	8,000,000,000	7,782,400,000
	国庫債券 利付（10年）第368回	8,000,000,000	7,760,080,000
	国庫債券 利付（10年）第369回	7,000,000,000	6,955,130,000
	国庫債券 利付（10年）第370回	7,500,000,000	7,437,600,000

国庫債券 利付（10年）第371回	7,000,000,000	6,865,110,000
国庫債券 利付（10年）第372回	4,500,000,000	4,572,270,000
国庫債券 利付（30年）第1回	2,000,000,000	2,287,140,000
国庫債券 利付（30年）第2回	500,000,000	563,975,000
国庫債券 利付（30年）第3回	160,000,000	180,036,800
国庫債券 利付（30年）第4回	1,400,000,000	1,640,660,000
国庫債券 利付（30年）第5回	150,000,000	169,344,000
国庫債券 利付（30年）第6回	900,000,000	1,033,947,000
国庫債券 利付（30年）第7回	600,000,000	687,612,000
国庫債券 利付（30年）第8回	100,000,000	110,710,000
国庫債券 利付（30年）第9回	265,000,000	284,164,800
国庫債券 利付（30年）第10回	250,000,000	261,392,500
国庫債券 利付（30年）第11回	660,000,000	726,455,400
国庫債券 利付（30年）第12回	720,000,000	819,727,200
国庫債券 利付（30年）第13回	1,090,000,000	1,232,027,000
国庫債券 利付（30年）第14回	800,000,000	936,120,000
国庫債券 利付（30年）第15回	1,000,000,000	1,182,170,000
国庫債券 利付（30年）第16回	1,415,000,000	1,675,204,350
国庫債券 利付（30年）第17回	1,500,000,000	1,762,830,000
国庫債券 利付（30年）第18回	2,200,000,000	2,565,222,000
国庫債券 利付（30年）第19回	1,550,000,000	1,807,858,000
国庫債券 利付（30年）第20回	770,000,000	916,346,200
国庫債券 利付（30年）第21回	300,000,000	350,367,000
国庫債券 利付（30年）第22回	600,000,000	715,242,000
国庫債券 利付（30年）第23回	840,000,000	1,002,094,800
国庫債券 利付（30年）第24回	700,000,000	835,618,000
国庫債券 利付（30年）第25回	500,000,000	585,475,000
国庫債券 利付（30年）第26回	850,000,000	1,005,516,000
国庫債券 利付（30年）第27回	1,150,000,000	1,375,779,500
国庫債券 利付（30年）第28回	1,000,000,000	1,196,580,000
国庫債券 利付（30年）第29回	2,000,000,000	2,367,220,000
国庫債券 利付（30年）第30回	2,500,000,000	2,923,825,000
国庫債券 利付（30年）第31回	1,700,000,000	1,961,375,000
国庫債券 利付（30年）第32回	4,000,000,000	4,667,520,000
国庫債券 利付（30年）第33回	2,400,000,000	2,686,320,000

国庫債券	利付（30年）第34回	4,500,000,000	5,164,695,000
国庫債券	利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,565,328,000
国庫債券	利付（30年）第36回	3,500,000,000	3,898,440,000
国庫債券	利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,521,214,000
国庫債券	利付（30年）第38回	1,600,000,000	1,725,728,000
国庫債券	利付（30年）第39回	1,400,000,000	1,530,592,000
国庫債券	利付（30年）第40回	1,300,000,000	1,396,603,000
国庫債券	利付（30年）第41回	1,500,000,000	1,583,865,000
国庫債券	利付（30年）第42回	1,600,000,000	1,687,648,000
国庫債券	利付（30年）第43回	1,000,000,000	1,053,620,000
国庫債券	利付（30年）第44回	1,400,000,000	1,473,416,000
国庫債券	利付（30年）第45回	1,700,000,000	1,726,163,000
国庫債券	利付（30年）第46回	1,800,000,000	1,824,966,000
国庫債券	利付（30年）第47回	1,700,000,000	1,751,816,000
国庫債券	利付（30年）第48回	1,900,000,000	1,885,845,000
国庫債券	利付（30年）第49回	2,900,000,000	2,873,407,000
国庫債券	利付（30年）第50回	2,400,000,000	2,102,352,000
国庫債券	利付（30年）第51回	4,150,000,000	3,231,148,500
国庫債券	利付（30年）第52回	2,200,000,000	1,790,558,000
国庫債券	利付（30年）第53回	1,700,000,000	1,411,918,000
国庫債券	利付（30年）第54回	1,700,000,000	1,473,390,000
国庫債券	利付（30年）第55回	1,500,000,000	1,296,255,000
国庫債券	利付（30年）第56回	1,700,000,000	1,464,771,000
国庫債券	利付（30年）第57回	2,000,000,000	1,718,180,000
国庫債券	利付（30年）第58回	3,000,000,000	2,569,680,000
国庫債券	利付（30年）第59回	1,600,000,000	1,333,744,000
国庫債券	利付（30年）第60回	1,650,000,000	1,437,645,000
国庫債券	利付（30年）第61回	2,000,000,000	1,655,060,000
国庫債券	利付（30年）第62回	3,000,000,000	2,347,710,000
国庫債券	利付（30年）第63回	4,000,000,000	3,034,880,000
国庫債券	利付（30年）第64回	3,300,000,000	2,493,975,000
国庫債券	利付（30年）第65回	3,800,000,000	2,863,148,000
国庫債券	利付（30年）第66回	4,500,000,000	3,374,370,000
国庫債券	利付（30年）第67回	3,500,000,000	2,766,575,000
国庫債券	利付（30年）第68回	3,450,000,000	2,717,427,000
国庫債券	利付（30年）第69回	2,700,000,000	2,180,331,000

国庫債券	利付（30年）第70回	2,610,000,000	2,100,684,600
国庫債券	利付（30年）第71回	2,700,000,000	2,165,805,000
国庫債券	利付（30年）第72回	2,200,000,000	1,760,418,000
国庫債券	利付（30年）第73回	2,000,000,000	1,596,500,000
国庫債券	利付（30年）第74回	2,000,000,000	1,727,980,000
国庫債券	利付（30年）第75回	2,000,000,000	1,862,540,000
国庫債券	利付（30年）第76回	2,000,000,000	1,906,240,000
国庫債券	利付（30年）第77回	1,600,000,000	1,596,832,000
国庫債券	利付（30年）第78回	2,000,000,000	1,903,260,000
国庫債券	利付（30年）第79回	1,500,000,000	1,356,690,000
国庫債券	利付（30年）第80回	4,000,000,000	4,173,800,000
国庫債券	利付（20年）第75回	600,000,000	615,720,000
国庫債券	利付（20年）第76回	910,000,000	931,603,400
国庫債券	利付（20年）第78回	800,000,000	822,504,000
国庫債券	利付（20年）第79回	860,000,000	885,473,200
国庫債券	利付（20年）第80回	1,400,000,000	1,443,540,000
国庫債券	利付（20年）第81回	360,000,000	372,409,200
国庫債券	利付（20年）第82回	820,000,000	849,684,000
国庫債券	利付（20年）第83回	1,370,000,000	1,426,293,300
国庫債券	利付（20年）第84回	1,200,000,000	1,246,920,000
国庫債券	利付（20年）第85回	400,000,000	418,380,000
国庫債券	利付（20年）第86回	1,700,000,000	1,785,697,000
国庫債券	利付（20年）第87回	500,000,000	524,090,000
国庫債券	利付（20年）第88回	1,100,000,000	1,161,424,000
国庫債券	利付（20年）第89回	470,000,000	495,074,500
国庫債券	利付（20年）第90回	1,500,000,000	1,587,705,000
国庫債券	利付（20年）第91回	250,000,000	265,300,000
国庫債券	利付（20年）第92回	650,000,000	689,214,500
国庫債券	利付（20年）第93回	2,300,000,000	2,441,588,000
国庫債券	利付（20年）第94回	3,700,000,000	3,939,723,000
国庫債券	利付（20年）第95回	1,500,000,000	1,614,315,000
国庫債券	利付（20年）第96回	1,500,000,000	1,603,905,000
国庫債券	利付（20年）第97回	1,500,000,000	1,615,770,000
国庫債券	利付（20年）第98回	1,300,000,000	1,395,498,000
国庫債券	利付（20年）第99回	1,100,000,000	1,184,997,000
国庫債券	利付（20年）第100回	820,000,000	889,765,600

	回			
	国庫債券 利付（20年）第101回	750,000,000	820,110,000	
	国庫債券 利付（20年）第102回	1,500,000,000	1,647,045,000	
	国庫債券 利付（20年）第103回	600,000,000	656,148,000	
	国庫債券 利付（20年）第104回	400,000,000	433,876,000	
	国庫債券 利付（20年）第105回	1,900,000,000	2,066,478,000	
	国庫債券 利付（20年）第106回	400,000,000	436,924,000	
	国庫債券 利付（20年）第107回	800,000,000	873,312,000	
	国庫債券 利付（20年）第108回	1,000,000,000	1,081,790,000	
	国庫債券 利付（20年）第109回	900,000,000	976,446,000	
	国庫債券 利付（20年）第110回	2,600,000,000	2,847,702,000	
	国庫債券 利付（20年）第111回	500,000,000	552,455,000	
	国庫債券 利付（20年）第112回	500,000,000	549,750,000	
	国庫債券 利付（20年）第113回	500,000,000	551,845,000	
	国庫債券 利付（20年）第115回	1,000,000,000	1,113,040,000	
	国庫債券 利付（20年）第116回	1,100,000,000	1,228,249,000	
	国庫債券 利付（20年）第117回	1,400,000,000	1,554,658,000	
	国庫債券 利付（20年）第118回	1,100,000,000	1,217,788,000	
	国庫債券 利付（20年）第119回	800,000,000	875,496,000	
	国庫債券 利付（20年）第120回	800,000,000	865,328,000	
	国庫債券 利付（20年）第121回	1,900,000,000	2,094,522,000	
	国庫債券 利付（20年）第122回	900,000,000	986,211,000	
	国庫債券 利付（20年）第123回	2,000,000,000	2,237,140,000	
	国庫債券 利付（20年）第124回	1,400,000,000	1,555,932,000	
	国庫債券 利付（20年）第125回	1,800,000,000	2,029,176,000	
	国庫債券 利付（20年）第126回	1,200,000,000	1,335,900,000	

	回			
	国庫債券 利付（20年）第127回	1,200,000,000	1,327,464,000	
	国庫債券 利付（20年）第128回	2,800,000,000	3,100,720,000	
	国庫債券 利付（20年）第129回	1,300,000,000	1,430,182,000	
	国庫債券 利付（20年）第130回	2,200,000,000	2,422,948,000	
	国庫債券 利付（20年）第131回	800,000,000	875,088,000	
	国庫債券 利付（20年）第132回	1,300,000,000	1,423,617,000	
	国庫債券 利付（20年）第133回	1,900,000,000	2,095,301,000	
	国庫債券 利付（20年）第134回	1,900,000,000	2,097,790,000	
	国庫債券 利付（20年）第135回	700,000,000	767,326,000	
	国庫債券 利付（20年）第136回	700,000,000	761,789,000	
	国庫債券 利付（20年）第137回	1,000,000,000	1,097,220,000	
	国庫債券 利付（20年）第138回	800,000,000	864,408,000	
	国庫債券 利付（20年）第139回	1,000,000,000	1,089,090,000	
	国庫債券 利付（20年）第140回	3,000,000,000	3,293,070,000	
	国庫債券 利付（20年）第141回	2,600,000,000	2,856,022,000	
	国庫債券 利付（20年）第142回	950,000,000	1,051,678,500	
	国庫債券 利付（20年）第143回	2,300,000,000	2,507,782,000	
	国庫債券 利付（20年）第144回	1,300,000,000	1,406,041,000	
	国庫債券 利付（20年）第145回	3,300,000,000	3,632,277,000	
	国庫債券 利付（20年）第146回	4,500,000,000	4,953,060,000	
	国庫債券 利付（20年）第147回	5,500,000,000	6,004,020,000	
	国庫債券 利付（20年）第148回	4,800,000,000	5,191,440,000	
	国庫債券 利付（20年）第149回	4,350,000,000	4,703,698,500	
	国庫債券 利付（20年）第150回	4,030,000,000	4,313,832,900	
	国庫債券 利付（20年）第151回	5,000,000,000	5,244,300,000	

	回			
	国庫債券 利付（20年）第152回	3,150,000,000	3,300,255,000	
	国庫債券 利付（20年）第153回	2,500,000,000	2,642,575,000	
	国庫債券 利付（20年）第154回	1,820,000,000	1,901,153,800	
	国庫債券 利付（20年）第155回	3,850,000,000	3,927,770,000	
	国庫債券 利付（20年）第156回	5,150,000,000	4,885,084,000	
	国庫債券 利付（20年）第157回	5,540,000,000	5,104,722,200	
	国庫債券 利付（20年）第158回	1,970,000,000	1,878,867,800	
	国庫債券 利付（20年）第159回	2,010,000,000	1,935,368,700	
	国庫債券 利付（20年）第160回	1,500,000,000	1,457,625,000	
	国庫債券 利付（20年）第161回	2,100,000,000	2,007,327,000	
	国庫債券 利付（20年）第162回	3,000,000,000	2,858,490,000	
	国庫債券 利付（20年）第163回	2,000,000,000	1,898,340,000	
	国庫債券 利付（20年）第164回	3,600,000,000	3,356,892,000	
	国庫債券 利付（20年）第165回	3,000,000,000	2,787,270,000	
	国庫債券 利付（20年）第166回	4,000,000,000	3,809,160,000	
	国庫債券 利付（20年）第167回	1,600,000,000	1,473,632,000	
	国庫債券 利付（20年）第168回	3,200,000,000	2,890,752,000	
	国庫債券 利付（20年）第169回	4,430,000,000	3,922,144,800	
	国庫債券 利付（20年）第170回	4,300,000,000	3,787,698,000	
	国庫債券 利付（20年）第171回	5,000,000,000	4,381,700,000	
	国庫債券 利付（20年）第172回	4,840,000,000	4,290,611,600	
	国庫債券 利付（20年）第173回	6,350,000,000	5,600,763,500	
	国庫債券 利付（20年）第174回	6,970,000,000	6,116,105,300	
	国庫債券 利付（20年）第175回	6,000,000,000	5,332,080,000	
	国庫債券 利付（20年）第176回	8,020,000,000	7,096,657,400	

		回			
		国庫債券 利付（20年）第177回	6,570,000,000	5,687,057,700	
		国庫債券 利付（20年）第178回	5,950,000,000	5,222,493,500	
		国庫債券 利付（20年）第179回	6,000,000,000	5,246,700,000	
		国庫債券 利付（20年）第180回	3,500,000,000	3,218,320,000	
		国庫債券 利付（20年）第181回	3,000,000,000	2,800,290,000	
		国庫債券 利付（20年）第182回	2,500,000,000	2,410,125,000	
		国庫債券 利付（20年）第183回	3,500,000,000	3,542,490,000	
		国庫債券 利付（20年）第184回	2,500,000,000	2,400,900,000	
		国庫債券 利付（20年）第185回	1,500,000,000	1,435,500,000	
		国庫債券 利付（20年）第186回	4,000,000,000	4,090,280,000	
		大韓民国円貨債券（2023）第3回	100,000,000	101,365,000	
		ポーランド共和国 第16回円貨債券（2023）	100,000,000	100,179,000	
		ポーランド共和国 第17回円貨債券（2023）	100,000,000	101,100,000	
		ハンガリー円貨債券（2020）第8回	100,000,000	99,453,000	
		ハンガリー円貨債券（2020）第1回	100,000,000	98,281,000	
	小計	銘柄数：270 組入時価比率：81.4%	830,410,000,000	817,579,672,550 82.2%	
	合計			817,579,672,550	
地方債証券	日本円	東京都 公募第745回	300,000,000	301,869,000	
		東京都 公募第747回	100,000,000	100,599,000	
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,645,000	
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,727,000	
		東京都 公募第769回	500,000,000	499,735,000	
		東京都 公募第778回	100,000,000	99,455,000	
		東京都 公募第784回	200,000,000	199,054,000	
		東京都 公募第794回	100,000,000	98,148,000	
		東京都 公募第800回	100,000,000	98,008,000	
		東京都 公募第813回	200,000,000	195,532,000	

東京都	公募第822回	130,000,000	125,184,800
東京都	公募第830回	400,000,000	387,608,000
東京都	公募第843回	400,000,000	402,484,000
東京都	公募(30年)第7回	100,000,000	117,760,000
東京都	公募第10回	200,000,000	229,812,000
東京都	公募(30年)第5回	200,000,000	156,922,000
東京都	公募第7回	100,000,000	103,529,000
東京都	公募(20年)第13回	100,000,000	107,436,000
東京都	公募(20年)第16回	200,000,000	216,198,000
東京都	公募(20年)第17回	200,000,000	216,982,000
東京都	公募(20年)第20回	280,000,000	306,689,600
東京都	公募第23回	100,000,000	111,000,000
東京都	公募(20年)第26回	100,000,000	108,913,000
東京都	公募(20年)第28回	100,000,000	107,685,000
東京都	公募(20年)第29回	200,000,000	215,110,000
東京都	公募(20年)第30回	100,000,000	106,748,000
東京都	公募(5年)第32回	300,000,000	299,574,000
北海道	公募平成26年度第15回	100,000,000	100,394,000
北海道	公募平成27年度第7回	100,000,000	100,661,000
北海道	公募平成29年度第5回	200,000,000	199,614,000
北海道	公募平成29年度第7回	100,000,000	99,850,000
北海道	公募平成29年度第9回	100,000,000	99,781,000
北海道	公募平成30年度第15回	230,880,000	222,351,292
北海道	公募平成30年度第18回	200,000,000	197,514,000
北海道	公募令和2年度第4回	300,000,000	294,312,000
北海道	公募令和4年度第5回	100,000,000	96,798,000
北海道	公募令和5年度第2回	100,000,000	99,675,000
北海道	公募令和5年度第8回	100,000,000	101,280,000
北海道	公募令和5年度第10回	300,000,000	302,490,000
宮城県	公募第31回1号	300,000,000	302,034,000
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	99,807,000
神奈川県	公募第212回	100,000,000	100,408,000
神奈川県	公募第231回	200,000,000	199,610,000
神奈川県	公募第243回	200,000,000	195,958,000
神奈川県	公募第247回	339,150,000	331,990,543
神奈川県	公募第258回	100,000,000	97,023,000

神奈川県 公募（30年）第3回	100,000,000	119,000,000	
神奈川県 公募第7回	300,000,000	319,500,000	
神奈川県 公募（20年）第13回	100,000,000	110,536,000	
神奈川県 公募（20年）第14回	100,000,000	109,696,000	
神奈川県 公募（20年）第17回	200,000,000	220,612,000	
神奈川県 公募（20年）第20回	100,000,000	108,595,000	
神奈川県 公募（20年）第21回	200,000,000	217,738,000	
神奈川県 公募（20年）第26回	100,000,000	106,396,000	
神奈川県 公募（20年）第27回	100,000,000	105,493,000	
大阪府 公募第396回	200,000,000	201,238,000	
大阪府 公募第417回	102,000,000	102,121,380	
大阪府 公募第423回	100,000,000	99,759,000	
大阪府 公募第429回	179,000,000	178,275,050	
大阪府 公募第451回	130,000,000	127,199,800	
大阪府 公募第452回	100,000,000	97,748,000	
大阪府 公募第467回	140,000,000	136,066,000	
大阪府 公募第469回	150,000,000	145,063,500	
大阪府 公募第479回	200,000,000	194,006,000	
大阪府 公募第481回	100,000,000	97,554,000	
大阪府 公募第489回	176,000,000	174,880,640	
大阪府 公募（20年）第1回	100,000,000	110,005,000	
大阪府 公募（20年）第2回	100,000,000	110,462,000	
大阪府 公募第5回	100,000,000	110,731,000	
大阪府 公募第8回	100,000,000	109,320,000	
大阪府 公募（20年）第12回	200,000,000	211,880,000	
大阪府 公募（5年）第173回	200,000,000	199,586,000	
大阪府 公募（5年）第174回	200,000,000	199,550,000	
大阪府 公募（5年）第178回	400,000,000	398,800,000	
大阪府 公募（5年）第184回	400,000,000	398,252,000	
大阪府 公募（5年）第187回	144,000,000	143,268,480	
大阪府 公募（5年）第190回	200,000,000	198,808,000	
京都府 公募（20年）平成20年度第2回	200,000,000	217,848,000	
京都府 公募平成26年度第5回	100,000,000	106,154,000	
京都府 公募（20年）平成27年度第5回	200,000,000	206,514,000	
京都府 公募（15年）平成27年度第8回	100,000,000	101,976,000	

京都府 公募（15年）平成28年度第2回	200,000,000	195,184,000	
京都府 公募（20年）平成28年度第5回	100,000,000	91,916,000	
京都府 公募平成29年度第4回	100,000,000	99,878,000	
京都府 公募令和3年度第5回	100,000,000	84,868,000	
兵庫県 公募平成26年度第17回	100,000,000	100,424,000	
兵庫県 公募平成29年度第22回	100,000,000	99,598,000	
兵庫県 公募（30年）第2回	200,000,000	230,226,000	
兵庫県 公募（15年）第1回	300,000,000	311,490,000	
兵庫県 公募（15年）第3回	200,000,000	207,844,000	
兵庫県 公募（12年）第3回	300,000,000	301,770,000	
兵庫県 公募（15年）第8回	500,000,000	517,965,000	
兵庫県 公募（15年）第11回	100,000,000	101,602,000	
兵庫県 公募第2回	100,000,000	107,827,000	
兵庫県 公募第9回	100,000,000	110,592,000	
兵庫県 公募（20年）第11回	200,000,000	217,638,000	
兵庫県 公募（20年）第14回	100,000,000	108,597,000	
兵庫県 公募（20年）第21回	100,000,000	106,987,000	
兵庫県 公募（20年）第22回	100,000,000	105,446,000	
静岡県 公募平成27年度第11回	115,400,000	115,283,446	
静岡県 公募平成28年度第2回	300,000,000	299,496,000	
静岡県 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,887,000	
静岡県 公募（31年）第1回	174,000,000	171,403,920	
静岡県 公募（5年）令和3年度第2回	100,000,000	99,676,000	
静岡県 公募（5年）令和3年度第5回	300,000,000	298,809,000	
静岡県 公募（15年）第2回	200,000,000	208,218,000	
静岡県 公募（15年）第5回	200,000,000	206,970,000	
静岡県 公募（15年）第9回	100,000,000	101,724,000	
静岡県 公募（30年）第15回	100,000,000	78,225,000	
静岡県 公募（20年）第11回	100,000,000	108,997,000	
静岡県 公募（20年）第14回	200,000,000	217,672,000	
静岡県 公募（20年）第18回	100,000,000	106,336,000	
静岡県 公募（20年）第30回	200,000,000	174,076,000	
愛知県 公募平成20年度第8回	100,000,000	108,246,000	
愛知県 公募（20年）平成22年度第8回	200,000,000	218,546,000	

愛知県 公募（15年）平成23年度第13回	100,000,000	103,868,000
愛知県 公募（20年）平成24年度第4回	100,000,000	108,467,000
愛知県 公募（15年）平成24年度第14回	400,000,000	416,448,000
愛知県 公募平成24年度第17回	100,000,000	109,800,000
愛知県 公募（30年）平成25年度第8回	120,000,000	131,166,000
愛知県 公募（20年）平成25年度第17回	400,000,000	431,712,000
愛知県 公募平成26年度第8回	100,000,000	105,491,000
愛知県 公募平成26年度第13回	200,000,000	210,216,000
愛知県 公募平成26年度第17回	300,000,000	301,320,000
愛知県 公募（15年）平成27年度第2回	300,000,000	305,463,000
愛知県 公募（30年）平成27年度第8回	100,000,000	100,693,000
愛知県 公募平成27年度第15回	100,000,000	100,649,000
愛知県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,850,000
愛知県 公募平成29年度第9回	100,000,000	99,663,000
愛知県 公募平成30年度第7回	200,000,000	198,636,000
愛知県 公募令和3年度第10回	200,000,000	198,996,000
広島県 公募平成26年度第5回	109,650,000	109,943,862
広島県 公募平成26年度第7回	200,000,000	200,914,000
広島県 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,640,000
広島県 公募平成29年度第4回	211,300,000	210,945,016
広島県 公募令和2年度第2回	100,000,000	98,073,000
広島県 公募令和2年度第7回	300,000,000	293,190,000
広島県 公募令和5年度第4回	140,000,000	142,794,400
埼玉県 公募平成26年度第9回	100,000,000	100,398,000
埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	100,187,000
埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	99,689,000
埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	199,018,000
埼玉県 公募令和元年度第4回	100,000,000	98,174,000
埼玉県 公募令和2年度第4回	300,000,000	294,147,000
埼玉県 公募令和5年度第4回	100,000,000	100,106,000
埼玉県 公募（15年）第1回	200,000,000	206,050,000
埼玉県 公募（15年）第2回	200,000,000	205,232,000
埼玉県 公募（15年）第3回	100,000,000	98,495,000

埼玉県	公募（25年）第2回	200,000,000	178,976,000
埼玉県	公募（30年）第9回	200,000,000	168,598,000
埼玉県	公募（15年）第7回	100,000,000	93,521,000
埼玉県	公募（15年）第8回	100,000,000	92,845,000
埼玉県	公募（20年）第6回	100,000,000	108,924,000
埼玉県	公募（20年）第16回	100,000,000	103,108,000
埼玉県	公募（20年）第19回	200,000,000	187,926,000
埼玉県	公募（20年）第20回	100,000,000	94,472,000
埼玉県	公募（20年）第26回	100,000,000	86,443,000
福岡県	公募平成27年度第1回	300,000,000	302,091,000
福岡県	公募平成29年度第1回	100,000,000	99,912,000
福岡県	公募平成23年度第1回	100,000,000	103,793,000
福岡県	公募（15年）平成27年度第1回	200,000,000	203,878,000
福岡県	公募（15年）令和元年度第1回	100,000,000	94,283,000
福岡県	公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	119,157,000
福岡県	公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	105,697,000
福岡県	公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	86,488,000
福岡県	公募（30年・定時償還）令和元年度第3回	100,000,000	74,454,000
福岡県	公募（20年）平成20年度第1回	300,000,000	326,478,000
福岡県	公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	108,295,000
福岡県	公募（20年）平成22年度第1回	300,000,000	325,338,000
福岡県	公募（20年）平成22年度第2回	300,000,000	333,357,000
福岡県	公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	108,034,000
福岡県	公募（20年）平成26年度第1回	100,000,000	107,087,000
福岡県	公募（20年・定時償還）令和3年度第1回	100,000,000	85,418,000
千葉県	公募平成26年度第6回	120,000,000	120,326,400
千葉県	公募平成27年度第6回	200,000,000	201,316,000
千葉県	公募平成28年度第4回	200,000,000	199,504,000
千葉県	公募平成29年度第4回	100,000,000	99,641,000
千葉県	公募平成29年度第8回	100,000,000	99,599,000

千葉県	公募令和元年度第6回	300,000,000	294,822,000
千葉県	公募令和4年度第4回	100,000,000	97,426,000
千葉県	公募令和5年度第9回	200,000,000	200,214,000
千葉県	公募(20年)第1回	400,000,000	415,252,000
千葉県	公募(20年)第8回	100,000,000	110,780,000
千葉県	公募(20年)第13回	200,000,000	217,252,000
千葉県	公募(20年)第16回	200,000,000	214,482,000
千葉県	公募(20年)第17回	100,000,000	105,520,000
千葉県	公募(20年)第20回	100,000,000	93,482,000
千葉県	公募(20年)第25回	100,000,000	93,361,000
新潟県	公募平成30年度第2回	200,000,000	199,064,000
新潟県	公募令和2年度第2回	120,000,000	117,022,800
長野県	公募令和3年度第1回	300,000,000	292,479,000
茨城県	公募令和3年度第3回	200,000,000	199,120,000
茨城県	公募令和5年度第1回	100,000,000	99,517,000
群馬県	公募第12回	100,000,000	100,655,000
群馬県	公募(5年)第13回	300,000,000	298,689,000
群馬県	公募(20年)第3回	100,000,000	108,460,000
大分県	公募令和5年度第1回	100,000,000	101,280,000
共同発行市場地方債	公募第143回	540,000,000	542,273,400
共同発行市場地方債	公募第145回	1,000,000,000	1,004,090,000
共同発行市場地方債	公募第148回	100,000,000	100,686,000
共同発行市場地方債	公募第152回	400,000,000	402,784,000
共同発行市場地方債	公募第154回	400,000,000	402,148,000
共同発行市場地方債	公募第156回	200,000,000	199,752,000
共同発行市場地方債	公募第157回	300,000,000	299,475,000
共同発行市場地方債	公募第161回	300,000,000	299,118,000
共同発行市場地方債	公募第172回	600,000,000	599,880,000
共同発行市場地方債	公募第184回	100,000,000	99,298,000
共同発行市場地方債	公募第186回	400,000,000	398,028,000
共同発行市場地方債	公募第188回	300,000,000	298,602,000

共同発行市場地方債 公募第190回	610,000,000	603,283,900
共同発行市場地方債 公募第191回	100,000,000	98,781,000
共同発行市場地方債 公募第194回	300,000,000	295,542,000
共同発行市場地方債 公募第196回	400,000,000	392,576,000
共同発行市場地方債 公募第197回	300,000,000	294,351,000
共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	98,006,000
共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	294,030,000
共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	292,188,000
共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	389,216,000
共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	289,503,000
共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	243,152,500
共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	292,155,000
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	109,865,000
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	102,658,000
堺市 公募第3回	100,000,000	96,114,000
堺市 公募令和5年度第2回	200,000,000	201,650,000
長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	98,148,000
長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	97,619,000
島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	86,591,000
島根県 公募(5年)令和2年度第3回	150,000,000	149,670,000
佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,692,000
熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	131,549,880
熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,713,000
新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,765,000
新潟市 公募令和5年度第1回	200,000,000	201,852,000
浜松市 公募平成26年度第1回	100,000,000	100,271,000
静岡市 公募令和5年度第1回	100,000,000	101,996,000
大阪市 公募平成27年度第6回	100,000,000	100,648,000
大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	294,036,000
大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	291,492,000

	大阪市 公募（15年）第1回	100,000,000	104,059,000
	大阪市 公募（20年）第1回	300,000,000	323,589,000
	大阪市 公募（20年）第5回	100,000,000	109,905,000
	大阪市 公募（20年）第6回	100,000,000	109,080,000
	大阪市 公募（20年）第17回	200,000,000	217,680,000
	大阪市 公募（20年）第19回	100,000,000	102,470,000
	大阪市 公募（20年）第26回	100,000,000	93,937,000
	名古屋市 公募第501回	200,000,000	199,466,000
	名古屋市 公募第503回	100,000,000	99,620,000
	名古屋市 公募第504回	200,000,000	199,022,000
	名古屋市 公募第511回	200,000,000	195,606,000
	名古屋市 公募第512回	300,000,000	294,237,000
	名古屋市 公募（12年）第1回	200,000,000	202,736,000
	名古屋市 公募（15年）第2回	100,000,000	102,825,000
	名古屋市 公募（30年）第13回	100,000,000	87,472,000
	名古屋市 公募（20年）第18回	100,000,000	102,021,000
	名古屋市 公募（20年）第19回	100,000,000	92,296,000
	京都市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,887,000
	京都市 公募平成29年度第4回	101,280,000	101,095,670
	京都市 公募平成30年度第1回	101,090,000	100,641,160
	京都市 公募（20年）第2回	100,000,000	103,459,000
	京都市 公募（20年）第5回	200,000,000	212,900,000
	京都市 公募（20年）第6回	100,000,000	107,904,000
	京都市 公募（20年）第13回	100,000,000	105,027,000
	京都市 公募（20年）第15回	200,000,000	186,840,000
	神戸市 公募（20年）平成20年度第24回	100,000,000	108,442,000
	神戸市 公募（20年）平成26年度第3回	100,000,000	106,430,000
	神戸市 公募平成26年度第17回	300,000,000	300,639,000
	神戸市 公募平成28年度第1回	200,000,000	199,652,000
	神戸市 公募平成30年度第2回	200,000,000	168,598,000
	神戸市 公募令和3年度第6回	100,000,000	78,031,000
	横浜市 公募平成28年度第5回	300,000,000	300,282,000
	横浜市 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,943,000
	横浜市 公募2019年度第3回	200,000,000	195,912,000
	横浜市 公募（30年）第2回	200,000,000	233,930,000

	横浜市 公募（20年）第11回	100,000,000	105,975,000
	横浜市 公募（20年）第18回	100,000,000	109,701,000
	横浜市 公募（20年）第26回	100,000,000	109,314,000
	横浜市 公募（20年）第30回	100,000,000	105,261,000
	横浜市 公募（20年）第35回	100,000,000	93,012,000
	札幌市 公募（15年）平成23年度第9回	200,000,000	208,076,000
	札幌市 公募（20年）平成24年度第1回	100,000,000	109,243,000
	札幌市 公募（20年）平成24年度第11回	200,000,000	219,010,000
	札幌市 公募（5年）令和3年度第8回	100,000,000	96,456,000
	札幌市 公募（5年）令和4年度第4回	100,000,000	98,052,000
	札幌市 公募（20年）第6回	100,000,000	109,989,000
	川崎市 公募第95回	160,000,000	158,137,600
	川崎市 公募（20年）第14回	200,000,000	218,368,000
	川崎市 公募（20年）第17回	100,000,000	107,147,000
	川崎市 公募（20年）第19回	100,000,000	105,138,000
	川崎市 公募（20年）第22回	100,000,000	92,949,000
	川崎市 公募（30年）第11回	100,000,000	83,749,000
	川崎市 公募（5年）第67回	100,000,000	100,079,000
	北九州市 公募（10年）令和2年度第2回	200,000,000	194,662,000
	北九州市 公募（10年）令和5年度第2回	200,000,000	201,666,000
	北九州市 公募（20年）第3回	200,000,000	215,362,000
	北九州市 公募（20年）第14回	100,000,000	108,806,000
	福岡市 公募（20年）平成21年度第3回	200,000,000	219,608,000
	福岡市 公募（20年）平成23年度第4回	100,000,000	109,740,000
	福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	106,522,000
	福岡市 公募平成26年度第8回	160,000,000	160,740,800
	福岡市 公募（5年）2020年度第9回	300,000,000	299,217,000
	福岡市 公募（20年）2021年度第6回	100,000,000	85,779,000
	広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	503,240,000
	広島市 公募（10年）平成30年度第6回	241,000,000	238,134,510
	広島市 公募（10年）令和3年度	100,000,000	96,958,000

		第6回			
		さいたま市 公募第21回	200,000,000	201,852,000	
		三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	154,883,750	
		三重県 公募令和5年度第3回	200,000,000	201,852,000	
		福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	199,648,000	
		福井県 公募令和元年度第3回	200,000,000	195,884,000	
		福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	97,420,000	
		徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	199,426,000	
		徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	298,599,000	
		山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	97,942,000	
		岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	168,898,311	
		岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	293,358,000	
		岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	96,596,000	
		秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	112,840,816	
		神奈川県住宅供給公社債券 第4回	100,000,000	99,290,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第22回	100,000,000	85,398,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	108,837,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	330,156,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第128回	100,000,000	98,562,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	91,369,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	108,500,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	101,613,000	
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	92,953,000	
		東京都住宅供給公社債券 第19回	200,000,000	208,310,000	
		東京都住宅供給公社債券 第23回	100,000,000	102,203,000	
	小計	銘柄数：329 組入時価比率：5.8%	57,397,250,000	57,972,644,226 5.8%	
	合計			57,972,644,226	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	116,885,340	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	313,107,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	103,537,000	

	新関西国際空港社債 財投機関債第1 2回	100,000,000	102,971,000
	新関西国際空港社債 財投機関債第1 4回	100,000,000	103,495,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第4 7回	100,000,000	103,208,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第6 6回	400,000,000	398,984,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第7 8回	200,000,000	199,704,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第8 2回	100,000,000	99,928,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第8 6回	300,000,000	299,130,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第9 6回	200,000,000	198,296,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第1 0 1回	300,000,000	298,356,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第1 3 7回	400,000,000	398,484,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第1 3 8回	400,000,000	387,660,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第3 7回	400,000,000	399,168,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第4 1回	200,000,000	199,102,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第4 2回	300,000,000	299,064,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第5 2回	410,000,000	409,758,100
	日本政策投資銀行社債 政府保証第5 5回	300,000,000	296,061,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第6 2回	200,000,000	195,018,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第7 5回	370,000,000	360,191,300
	日本政策投資銀行社債 政府保証第7 8回	220,000,000	220,343,200
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1回	400,000,000	496,672,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	117,258,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	300,000,000	315,078,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 7回	100,000,000	105,787,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第2 3回	300,000,000	322,293,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第2 6回	100,000,000	118,399,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	246,540,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	300,000,000	327,381,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第43回	300,000,000	270,906,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	110,344,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第55回	100,000,000	110,336,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第89回	100,000,000	107,981,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第95回	200,000,000	216,978,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	377,804,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	600,000,000	656,394,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	297,219,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	100,359,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第151回	100,000,000	102,624,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第152回	100,000,000	100,792,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	102,154,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第160回	100,000,000	103,086,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	101,608,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	72,094,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	93,078,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	100,000,000	80,582,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	154,532,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第278回	300,000,000	299,343,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	109,748,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	219,728,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	220,114,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	221,546,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	220,946,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第111回	100,000,000	110,028,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	218,870,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	111,544,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第127回	300,000,000	331,164,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第146回	100,000,000	109,250,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第164回	100,000,000	108,473,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	106,700,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第167回	100,000,000	108,467,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	200,000,000	216,322,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第171回	300,000,000	322,623,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	324,714,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第176回	200,000,000	216,554,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第181回	100,000,000	108,431,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	109,034,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第185回	200,000,000	218,654,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第196回	400,000,000	438,688,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第214回	100,000,000	106,658,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	106,730,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	104,408,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第219回	100,000,000	106,632,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	104,225,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第228回	100,000,000	105,695,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第233回	100,000,000	104,804,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	514,980,000

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 1回	200,000,000	200,978,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 3回	444,000,000	445,926,960
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 5回	400,000,000	408,288,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 6回	200,000,000	206,098,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 5回	100,000,000	103,326,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 8回	400,000,000	402,104,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 6 1回	583,000,000	586,060,750
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 7 1回	151,000,000	150,640,620
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 6回	200,000,000	188,176,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 7回	100,000,000	99,774,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 0 6回	403,000,000	402,605,060
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 5回	100,000,000	99,772,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 1回	600,000,000	598,770,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 4回	100,000,000	99,526,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 5回	100,000,000	85,263,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 9回	500,000,000	498,655,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 4 2回	131,000,000	130,331,900
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 1回	100,000,000	99,352,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 4回	200,000,000	198,452,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 7回	100,000,000	99,509,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 9 8回	100,000,000	74,248,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 4 9回	500,000,000	499,275,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 5 3回	200,000,000	200,284,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	117,354,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第2 8回	500,000,000	593,205,000

	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	119,753,000
	公営企業債券 30年第4回財投機関債	300,000,000	360,846,000
	地方公営企業等金融機構債券(20年) 第1回	100,000,000	108,075,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第1回	300,000,000	329,616,000
	地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	109,658,000
	地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	105,398,000
	地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	332,157,000
	地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	442,156,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第10回	300,000,000	323,910,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第19回	200,000,000	217,982,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第20回	100,000,000	108,738,000
	地方公共団体金融機構債券 F96回	300,000,000	312,024,000
	地方公共団体金融機構債券 F104回	100,000,000	101,437,000
	地方公共団体金融機構債券 F122回	100,000,000	103,928,000
	地方公共団体金融機構債券 F124回	100,000,000	103,923,000
	地方公共団体金融機構債券 F132回	500,000,000	507,470,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第24回	200,000,000	216,212,000
	地方公共団体金融機構債券 F143回	300,000,000	311,562,000
	地方公共団体金融機構債券 F145回	200,000,000	202,308,000
	地方公共団体金融機構債券 F147回	100,000,000	103,361,000
	地方公共団体金融機構債券 F160回	100,000,000	102,975,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第29回	100,000,000	108,430,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第32回	100,000,000	107,381,000
	地方公共団体金融機構債券(15年) 第2回	200,000,000	207,332,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第37回	100,000,000	106,351,000

	地方公共団体金融機構債券（20年）第38回	100,000,000	105,827,000
	地方公共団体金融機構債券 F240回	300,000,000	310,617,000
	地方公共団体金融機構債券 F243回	300,000,000	313,842,000
	地方公共団体金融機構債券 F248回	100,000,000	105,107,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第39回	200,000,000	210,290,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第40回	100,000,000	104,640,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第69回	420,000,000	421,738,800
	地方公共団体金融機構債券（20年）第43回	100,000,000	102,176,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第72回	189,000,000	190,145,340
	政保 地方公共団体金融機構債券第73回	338,000,000	339,984,060
	地方公共団体金融機構債券（20年）第44回	100,000,000	103,392,000
	地方公共団体金融機構債券 第74回	500,000,000	502,895,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第75回	124,000,000	124,703,080
	政保 地方公共団体金融機構債券第76回	141,000,000	141,788,190
	政保 地方公共団体金融機構債券第77回	121,000,000	121,623,150
	地方公共団体金融機構債券 第77回	100,000,000	100,597,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第78回	616,000,000	619,252,480
	地方公共団体金融機構債券 F308回	200,000,000	201,894,000
	地方公共団体金融機構債券 第79回	400,000,000	402,392,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第80回	300,000,000	301,293,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第83回	116,000,000	115,718,120
	地方公共団体金融機構債券 第84回	100,000,000	99,721,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第53回	200,000,000	178,904,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第91回	300,000,000	299,376,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第58回	100,000,000	95,096,000

地方公共団体金融機構債券 第95回	200,000,000	199,634,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第98回	122,000,000	121,825,540	
地方公共団体金融機構債券 第101回	400,000,000	398,896,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第108回	157,000,000	156,087,830	
政保 地方公共団体金融機構債券 第110回	100,000,000	99,254,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第113回	110,000,000	109,445,600	
政保 地方公共団体金融機構債券 第119回	116,000,000	114,065,120	
政保 地方公共団体金融機構債券 第121回	100,000,000	97,817,000	
地方公共団体金融機構債券 2回	100,000,000	69,449,000	
地方公共団体金融機構債券 12回	200,000,000	157,482,000	
地方公共団体金融機構債券 第166回	200,000,000	199,304,000	
公営企業債券(20年) 第19回 財投機関債	100,000,000	106,275,000	
公営企業債券(20年) 第20回 財投機関債	100,000,000	106,384,000	
公営企業債券(20年) 第23回 財投機関債	200,000,000	214,776,000	
公営企業債券(20年) 第24回 財投機関債	100,000,000	108,286,000	
公営企業債券(20年) 第25回 財投機関債	100,000,000	109,417,000	
首都高速道路 第28回	200,000,000	198,828,000	
阪神高速道路 第25回	100,000,000	99,543,000	
日本政策金融公庫債券 政府保証第55回	108,000,000	106,519,320	
日本政策金融公庫債券 政府保証第63回	270,000,000	262,431,900	
都市再生債券 財投機関債第93回	100,000,000	103,529,000	
都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	103,152,000	
都市再生債券 財投機関債第101回	100,000,000	102,647,000	
都市再生債券 財投機関債第109回	100,000,000	102,538,000	
都市再生債券 財投機関債第113回	300,000,000	305,967,000	
都市再生債券 財投機関債第121回	200,000,000	198,314,000	
都市再生債券 財投機関債第127回	200,000,000	199,208,000	

	都市再生債券 財投機関債第141回	100,000,000	92,639,000
	都市再生債券 財投機関債第155回	100,000,000	74,576,000
	都市再生債券 財投機関債第166回	100,000,000	73,367,000
	都市再生債券 財投機関債第170回	100,000,000	85,765,000
	都市再生債券 財投機関債第191回	100,000,000	99,805,000
	本州四国連絡橋債券 財投機関債第7回	100,000,000	103,112,000
	民間都市開発推進機構 政府保証第17回	400,000,000	400,228,000
	関西国際空港債券 政府保証第54回	300,000,000	328,209,000
	福祉医療機構債券 第50回財投機関債	100,000,000	99,757,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第3回	400,000,000	425,624,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第6回	200,000,000	214,988,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第42回	100,000,000	102,244,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第49回	100,000,000	110,128,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第59回	100,000,000	109,155,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第75回	100,000,000	110,306,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第77回	300,000,000	311,376,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第78回	100,000,000	110,293,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第81回	100,000,000	109,397,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第85回	200,000,000	217,588,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第90回	200,000,000	208,074,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第94回	100,000,000	109,205,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第111回	100,000,000	103,882,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第112回	100,000,000	108,212,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第115回	100,000,000	108,838,000
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第120回	100,000,000	109,083,000

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	300,000,000	326,157,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	112,712,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	206,234,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第134回	100,000,000	104,111,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	100,000,000	104,178,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	103,653,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第162回	100,000,000	103,343,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	450,000,000	452,668,500
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第188回	300,000,000	299,172,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	299,241,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第208回	200,000,000	199,594,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第222回	200,000,000	199,164,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	96,867,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第227回	100,000,000	99,700,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	129,249,900
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	100,000,000	76,348,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	299,136,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第306回	100,000,000	92,292,000
成田国際空港 第17回	400,000,000	401,528,000
成田国際空港 第19回	100,000,000	100,078,000
成田国際空港 第39回	300,000,000	277,890,000
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第6回	200,000,000	205,630,000
商工債券 利付第845回い号	300,000,000	299,214,000
商工債券 利付第852回い号	100,000,000	99,445,000
商工債券 利付第854回い号	400,000,000	397,424,000
商工債券 利付第856回い号	200,000,000	198,604,000
商工債券 利付第862回い号	100,000,000	99,436,000
商工債券 利付第868回い号	100,000,000	99,272,000

商工債券 利付第871回い号	100,000,000	99,569,000
商工債券 利付第872回い号	100,000,000	99,921,000
商工債券 利付第876回い号	200,000,000	199,490,000
商工債券 利付第878回い号	100,000,000	99,550,000
商工債券 利付第879回い号	300,000,000	299,037,000
しんきん中金債券 利付第374回	300,000,000	298,950,000
しんきん中金債券 利付第377回	100,000,000	99,556,000
しんきん中金債券 利付第379回	400,000,000	398,052,000
しんきん中金債券 利付第380回	100,000,000	99,458,000
しんきん中金債券 利付第387回	100,000,000	99,432,000
しんきん中金債券 利付第400回	100,000,000	100,060,000
しんきん中金債券 利付第402回	100,000,000	99,656,000
しんきん中金債券 利付第403回	100,000,000	99,444,000
しんきん中金債券 利付第407回	300,000,000	300,351,000
商工債券 利付(3年)第274回	200,000,000	199,524,000
商工債券 利付(10年)第15回	200,000,000	200,798,000
商工債券 利付(10年)第16回	100,000,000	100,356,000
商工債券 利付(10年)第41回	300,000,000	287,814,000
国際協力機構債券 第6回財投機関債	200,000,000	220,526,000
国際協力機構債券 第15回財投機関債	100,000,000	108,086,000
国際協力機構債券 第25回財投機関債	100,000,000	105,888,000
国際協力機構債券 第32回財投機関債	100,000,000	102,272,000
国際協力機構債券 第35回財投機関債	100,000,000	99,677,000
国際協力機構債券 第40回財投機関債	100,000,000	99,775,000
国際協力機構債券 第68回財投機関債	100,000,000	97,195,000
東日本高速道路 第57回	100,000,000	99,665,000
東日本高速道路 第61回	200,000,000	196,078,000
東日本高速道路 第64回	100,000,000	97,809,000
東日本高速道路 第69回	100,000,000	98,038,000
東日本高速道路 第83回	200,000,000	199,034,000
東日本高速道路 第86回	400,000,000	397,268,000
東日本高速道路 第95回	750,000,000	748,050,000
中日本高速道路 第63回	100,000,000	100,684,000

中日本高速道路 第86回	500,000,000	498,320,000	
中日本高速道路 第89回	100,000,000	99,538,000	
中日本高速道路 第90回	300,000,000	298,452,000	
中日本高速道路 第91回	200,000,000	198,830,000	
中日本高速道路 第96回	100,000,000	100,333,000	
中日本高速道路 第97回	200,000,000	202,120,000	
中日本高速道路 第98回	300,000,000	301,713,000	
中日本高速道路 第101回	500,000,000	499,970,000	
西日本高速道路 第29回	200,000,000	200,348,000	
西日本高速道路 第30回	300,000,000	299,493,000	
西日本高速道路 第61回	300,000,000	298,476,000	
西日本高速道路 第64回	200,000,000	198,828,000	
西日本高速道路 第69回	200,000,000	199,446,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	200,000,000	210,572,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	290,547,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	292,881,000	
貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	20,206,000	20,285,409	
貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	9,917,000	9,960,039	
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	14,969,000	15,617,906	
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	51,285,000	53,529,744	
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	45,708,000	47,169,741	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	53,688,000	55,698,615	
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	39,752,000	41,004,188	
貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	26,534,000	27,464,547	
貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	49,851,000	51,715,427	
貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	57,534,000	59,092,596	
貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	86,748,000	88,766,625	
貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	76,533,000	78,729,497	
貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	51,466,000	52,790,734	

貸付債権担保第5 1 回住宅金融支援機構債券	18,469,000	19,093,067
貸付債権担保第4 3 回住宅金融支援機構債券	45,390,000	47,099,387
貸付債権担保第7 9 回住宅金融支援機構債券	30,121,000	30,636,671
貸付債権担保第8 1 回住宅金融支援機構債券	66,592,000	67,686,106
貸付債権担保第7 2 回住宅金融支援機構債券	28,743,000	29,260,374
貸付債権担保第7 0 回住宅金融支援機構債券	89,175,000	91,434,694
貸付債権担保第3 3 回住宅金融支援機構債券	18,938,000	19,747,978
貸付債権担保第3 4 回住宅金融支援機構債券	19,287,000	20,127,720
貸付債権担保第3 5 回住宅金融支援機構債券	18,199,000	18,980,647
貸付債権担保第4 6 回住宅金融支援機構債券	17,520,000	18,188,563
貸付債権担保第5 5 回住宅金融支援機構債券	49,622,000	51,168,717
貸付債権担保第5 6 回住宅金融支援機構債券	70,566,000	72,756,368
貸付債権担保第5 7 回住宅金融支援機構債券	23,663,000	24,415,720
貸付債権担保第7 6 回住宅金融支援機構債券	56,680,000	58,026,716
貸付債権担保第2 3 回住宅金融支援機構債券	53,900,000	55,874,896
貸付債権担保第3 2 回住宅金融支援機構債券	54,219,000	56,380,711
貸付債権担保第3 9 回住宅金融支援機構債券	95,630,000	98,681,553
貸付債権担保第5 8 回住宅金融支援機構債券	53,060,000	54,717,594
貸付債権担保第6 4 回住宅金融支援機構債券	94,197,000	96,157,239
貸付債権担保第7 1 回住宅金融支援機構債券	84,759,000	86,260,081
貸付債権担保第7 3 回住宅金融支援機構債券	67,916,000	69,764,673
貸付債権担保第7 5 回住宅金融支援機構債券	56,306,000	57,767,703
貸付債権担保第8 3 回住宅金融支援機構債券	144,400,000	146,402,828
貸付債権担保第8 4 回住宅金融支援機構債券	246,792,000	249,955,873
貸付債権担保第8 8 回住宅金融支援機構債券	38,365,000	38,641,995

貸付債権担保第89回住宅金融支援機構債券	39,411,000	39,723,923
貸付債権担保第90回住宅金融支援機構債券	40,304,000	40,438,212
貸付債権担保第92回住宅金融支援機構債券	85,566,000	85,118,489
貸付債権担保第93回住宅金融支援機構債券	91,364,000	90,030,999
貸付債権担保第94回住宅金融支援機構債券	48,035,000	47,872,161
貸付債権担保第96回住宅金融支援機構債券	51,473,000	51,077,687
貸付債権担保第97回住宅金融支援機構債券	151,722,000	151,151,525
貸付債権担保第98回住宅金融支援機構債券	158,166,000	158,188,143
貸付債権担保第99回住宅金融支援機構債券	106,544,000	106,346,893
貸付債権担保第100回住宅金融支援機構債券	52,006,000	51,884,826
貸付債権担保第101回住宅金融支援機構債券	53,133,000	53,155,847
貸付債権担保第115回住宅金融支援機構債券	203,013,000	196,074,015
貸付債権担保第116回住宅金融支援機構債券	136,570,000	132,437,391
貸付債権担保第117回住宅金融支援機構債券	137,012,000	132,563,220
貸付債権担保第118回住宅金融支援機構債券	68,071,000	65,950,588
貸付債権担保第119回住宅金融支援機構債券	136,804,000	132,405,751
貸付債権担保第120回住宅金融支援機構債券	68,702,000	66,155,903
貸付債権担保第121回住宅金融支援機構債券	69,540,000	67,044,209
貸付債権担保第123回住宅金融支援機構債券	70,846,000	68,371,349
貸付債権担保第125回住宅金融支援機構債券	281,920,000	271,238,051
貸付債権担保第126回住宅金融支援機構債券	213,906,000	205,794,684
貸付債権担保第128回住宅金融支援機構債券	142,322,000	136,849,719
貸付債権担保第129回住宅金融支援機構債券	145,924,000	140,513,138
貸付債権担保第134回住宅金融支援機構債券	147,936,000	141,426,816
貸付債権担保第135回住宅金融支援機構債券	74,371,000	71,074,877

貸付債權担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	74,982,000	71,896,490
貸付債權担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	75,073,000	71,630,902
貸付債權担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	232,617,000	220,727,945
貸付債權担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	230,733,000	218,935,621
貸付債權担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	409,060,000	383,338,307
貸付債權担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	164,922,000	156,136,605
貸付債權担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	167,206,000	157,768,893
貸付債權担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	263,892,000	248,881,823
貸付債權担保第 1 6 5 回住宅金融支援機構債券	174,712,000	165,233,874
貸付債權担保第 1 6 6 回住宅金融支援機構債券	263,607,000	250,302,754
貸付債權担保第 1 6 7 回住宅金融支援機構債券	175,682,000	166,704,649
貸付債權担保第 1 6 8 回住宅金融支援機構債券	175,204,000	166,088,135
貸付債權担保第 1 6 9 回住宅金融支援機構債券	266,988,000	252,725,501
貸付債權担保第 1 7 0 回住宅金融支援機構債券	445,025,000	421,109,356
貸付債權担保第 1 7 4 回住宅金融支援機構債券	272,514,000	258,029,880
貸付債權担保第 1 7 5 回住宅金融支援機構債券	275,187,000	259,996,677
貸付債權担保第 1 7 6 回住宅金融支援機構債券	274,914,000	258,592,355
貸付債權担保第 1 7 7 回住宅金融支援機構債券	183,662,000	173,916,894
貸付債權担保第 1 7 8 回住宅金融支援機構債券	275,487,000	262,831,127
貸付債權担保第 1 7 9 回住宅金融支援機構債券	276,450,000	262,992,414
貸付債權担保第 1 8 0 回住宅金融支援機構債券	184,732,000	176,550,219
貸付債權担保第 1 8 3 回住宅金融支援機構債券	565,008,000	540,113,747
貸付債權担保第 1 8 5 回住宅金融支援機構債券	285,399,000	273,911,690
貸付債權担保第 1 8 6 回住宅金融支援機構債券	190,874,000	185,943,724
貸付債權担保第 1 9 5 回住宅金融支援機構債券	197,728,000	196,419,040

	小計	貸付債権担保第197回住宅金融支援機構債券	297,807,000	299,736,789
		貸付債権担保第198回住宅金融支援機構債券	199,664,000	202,684,916
		貸付債権担保第199回住宅金融支援機構債券	400,000,000	403,680,000
		貸付債権担保第200回住宅金融支援機構債券	500,000,000	502,715,000
		銘柄数：374	68,657,490,000	69,563,506,845
		組入時価比率：6.9%		7.0%
合計				69,563,506,845
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BF C M） 第31回円貨社債	100,000,000	95,701,000
		フランス相互信用連合銀行（BF C M） 第42回円貨社債	200,000,000	201,042,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	98,933,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第25回非上位円貨社債	200,000,000	196,296,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第36回円貨社債	100,000,000	99,974,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第37回円貨社債	100,000,000	100,030,000
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	97,181,000
		スタンダード・チャータード 第3回円貨社債（2015）	100,000,000	99,813,000
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	99,440,000
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	97,444,000
		フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	100,003,000
		I N P E X 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	496,935,000
		清水建設 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,978,000
		長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,294,000
		戸田建設 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,237,000
		五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,198,000
		大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,772,000
		大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	287,982,000
		大和ハウス工業 第26回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,040,000

大和ハウス工業 第29回特定社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,982,000
明治ホールディングス 第10回社 債間限定同順位特約付	200,000,000	198,806,000
アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	298,464,000
アサヒグループホールディングス 第23回特定社債間限定同順位	100,000,000	99,883,000
麒麟ホールディングス 第10回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,478,000
コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,474,000
コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,406,000
ニチレイ 第24回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,919,000
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	99,056,000
三越伊勢丹ホールディングス 第6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,125,000
森ヒルズリート投資法人 第17回 特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	199,106,000
森ビル 第23回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	90,784,000
東急不動産ホールディングス 第2 0回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,714,000
東急不動産ホールディングス 第2 1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,664,000
東急不動産ホールディングス 第2 9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,650,000
セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	598,560,000
セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	198,442,000
東レ 第30回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	99,560,000
東レ 第33回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	98,668,000
旭化成 第12回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	97,205,000
旭化成 第25回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,537,000
日本土地建物 第4回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	195,982,000
王子ホールディングス 第34回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,462,000
王子ホールディングス 第42回社 債間限定同順位特約付	600,000,000	596,352,000
日本製紙 第15回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	92,275,000

大王製紙 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,128,000
レゾナックホールディングス 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,716,000
レゾナックホールディングス 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,894,000
住友化学 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,298,000
住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,206,000
住友化学 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,721,000
住友化学 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,115,000
住友化学 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,311,000
イビデン 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,104,000
日本酸素ホールディングス 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,943,000
日本酸素ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,262,000
三菱瓦斯化学 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,286,000
三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,732,000
J S R 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,320,000
三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,655,000
三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,270,000
三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,333,000
ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,274,000
UBE株式会社 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,070,000
電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,092,000
電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	295,068,000
武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,902,000
アステラス製薬 第1回無担保社債間限定	100,000,000	99,901,000
アステラス製薬 第3回無担保社債間限定	100,000,000	100,043,000
アステラス製薬 第4回無担保社債間限定	100,000,000	100,034,000

オリエンタルランド 第16回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,768,000	
オリエンタルランド 第18回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	193,730,000	
ヤフー 第12回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	197,964,000	
楽天 第13回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	73,632,000	
富士フイルムホールディングス 第 16回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,630,000	
出光興産 第14回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	95,443,000	
JXホールディングス 第13回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,696,000	
コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,828,000	
TOYO TIRE 第4回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,961,000	
ブリヂストン 第11回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,520,000	
住友理工 第7回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,789,000	
AGC 第2回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	98,475,000	
太平洋セメント 第27回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	98,544,000	
日本碍子 第7回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	97,076,000	
新日鐵住金 第9回社債間限定同順 位特約付	300,000,000	296,907,000	
ジェイ エフ イー ホールディン グス 第28回社債間限定同順	100,000,000	99,717,000	
ジェイ エフ イー ホールディン グス 第34回社債間限定同順	100,000,000	99,918,000	
三菱マテリアル 第36回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	98,181,000	
住友金属鉱山 第33回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	198,464,000	
住友金属鉱山 第35回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,704,000	
住友電気工業 第26回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	198,928,000	
LIXILグループ 第16回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	96,597,000	
YKK 第13回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,492,000	
住友重機械工業 第8回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,678,000	
日立建機 第20回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	95,579,000	

荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,573,000
ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,755,000
タダノ 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,320,000
セガサミーホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,047,000
日本精工 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,919,000
ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,105,000
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,550,000
日立製作所 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,108,000
日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,611,000
セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,691,000
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,086,000
パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,619,000
パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,082,000
パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,184,000
パナソニック 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,919,000
パナソニック 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,349,000
TDK 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,232,000
デンソー 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,981,000
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,214,000
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,382,000
三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ)	300,000,000	297,678,000
IHI 第47回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,766,000
IHI 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,824,000
JA三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,002,000
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,670,000

いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,054,000
トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	696,185,000
トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	289,758,000
SUBARU 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,676,000
楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,810,000
ニコン 第22回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,535,000
オリンパス 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,762,000
大日本印刷 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,274,000
大日本印刷 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,514,000
アシックス 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,551,000
丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,015,000
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,316,000
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,984,000
三井物産 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,471,000
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,802,000
日本紙パルプ商事 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,649,000
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,051,000
住友商事 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,392,000
住友商事 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,366,000
三菱商事 第80回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	104,289,000
クレディセゾン 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,198,000
クレディセゾン 第76回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,847,000
イオン 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,298,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第7回劣後特約付	100,000,000	101,110,000
りそなホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,760,000

三井住友トラス・ホールディングス 第2回劣後特約付	200,000,000	200,182,000
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,027,000
三菱東京UFJ銀行 第23回劣後特約付	100,000,000	110,203,000
三菱東京UFJ銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	106,661,000
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	100,117,000
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	100,414,000
三井住友信託銀行 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,056,000
セブン銀行 第12回社債間限定同順位特約付	300,000,000	298,704,000
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	105,433,000
芙蓉総合リース 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,896,000
みずほリース 第3回社債間限定同順位特約付	300,000,000	299,337,000
みずほリース 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,462,000
みずほリース 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,701,000
NTTファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,645,000
NTTファイナンス 第16回日本電信電話保証付	200,000,000	199,362,000
NTTファイナンス 第17回日本電信電話保証付	200,000,000	198,442,000
NTTファイナンス 第18回日本電信電話保証付	600,000,000	585,006,000
NTTファイナンス 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,471,000
NTTファイナンス 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,822,000
NTTファイナンス 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,939,000
日産フィナンシャルサービス 第56回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,812,000
東京センチュリー 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,788,000
東京センチュリー 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,456,000
東京センチュリー 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,017,000
ホンダファイナンス 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,782,000

ホンダファイナンス 第69回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	198,702,000
ホンダファイナンス 第83回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,802,000
SBIホールディングス 第26回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,398,000
トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,406,000
トヨタファイナンス 第94回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,778,000
トヨタファイナンス 第96回社債 間限定同順位特約付	800,000,000	795,496,000
リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,204,000
イオンフィナンシャルサービス 第 17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,388,000
イオンフィナンシャルサービス 第 21回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,206,000
アコム 第78回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,554,000
オリエントコーポレーション 第3 2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,282,000
日立キャピタル 第61回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,820,000
日立キャピタル 第80回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	96,937,000
オリックス 第189回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,794,000
オリックス 第202回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	95,548,000
三井住友ファイナンス&リース 第 27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,473,000
三菱UFJリース 第52回社債間 限定同順位特約付	400,000,000	397,528,000
三菱UFJリース 第56回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,407,000
三菱UFJリース 第76回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	291,795,000
大和証券グループ本社 第23回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,610,000
大和証券グループ本社 第36回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,126,000
大和証券グループ本社 第39回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,018,000
三井住友海上火災保険 第7回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,329,000
NECキャピタルソリューション 第19回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,194,000
三井不動産 第60回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,871,000

三井不動産 第71回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,834,000
三井不動産 第83回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,403,000
三井不動産 第84回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,829,000
三菱地所 第93回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	217,732,000
三菱地所 第120回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,324,000
三菱地所 第129回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,485,000
三菱地所 第135回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	95,727,000
東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,886,000
東京建物 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,750,000
ダイビル 第19回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,067,000
京阪神ビルディング 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,624,000
住友不動産 第109回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,344,000
イオンモール 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,830,000
イオンモール 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,388,000
エヌ・ティ・ティ都市開発 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,230,000
ジャパンリアルエステイト投資法人 第4回特定投資法人債間限定	100,000,000	103,670,000
日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	94,343,000
グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	99,504,000
野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	108,937,000
相鉄ホールディングス 第32回相模鉄道株式会社保証付	200,000,000	200,542,000
東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,637,000
東京急行電鉄 第83回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,444,000
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,440,000
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,388,000
京王電鉄 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,195,000

	京成電鉄 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,866,000
	東日本旅客鉄道 第57回社債間限定同順位特約付	200,000,000	217,736,000
	東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,925,000
	東日本旅客鉄道 第73回社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,260,000
	東日本旅客鉄道 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,765,000
	東日本旅客鉄道 第106回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,552,000
	東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,464,000
	東日本旅客鉄道 第119回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,494,000
	東日本旅客鉄道 第133回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,307,000
	東日本旅客鉄道 第142回社債間限定同順位特約付	200,000,000	110,414,000
	東日本旅客鉄道 第145回社債間限定同順位特約付	200,000,000	133,012,000
	東日本旅客鉄道 第147回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,567,000
	東日本旅客鉄道 第151回社債間限定同順位特約付	100,000,000	59,872,000
	東日本旅客鉄道 第153回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,127,000
	東日本旅客鉄道 第164回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,187,000
	東日本旅客鉄道 第165回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,796,000
	東日本旅客鉄道 第167回社債間限定同順位特約付	200,000,000	141,392,000
	東日本旅客鉄道 第184回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,907,000
	西日本旅客鉄道 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,190,000
	西日本旅客鉄道 第15回社債間限定同順位特約付	300,000,000	321,639,000
	西日本旅客鉄道 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,974,000
	西日本旅客鉄道 第60回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,896,000
	西日本旅客鉄道 第65回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,074,000
	西日本旅客鉄道 第66回社債間限定同順位特約付	200,000,000	172,824,000
	西日本旅客鉄道 第77回社債間限定同順位特約付	100,000,000	70,286,000

東海旅客鉄道 第51回社債間限定同順位特約付	200,000,000	219,218,000
東海旅客鉄道 第70回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,197,000
東海旅客鉄道 第73回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,784,000
東海旅客鉄道 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,111,000
東京地下鉄 第22回	100,000,000	99,378,000
東京地下鉄 第23回	100,000,000	92,108,000
東京地下鉄 第24回	100,000,000	84,063,000
東京地下鉄 第44回	100,000,000	62,441,000
東京地下鉄 第49回	100,000,000	84,860,000
西武ホールディングス 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,306,000
西日本鉄道 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,389,000
阪急阪神ホールディングス 第47回	400,000,000	409,784,000
阪急阪神ホールディングス 第49回	100,000,000	93,792,000
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,106,000
日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,636,000
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,314,000
日立物流 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,308,000
日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,048,000
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,639,000
九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	158,036,000
九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,105,000
日本航空 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,272,000
ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,319,000
KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,725,000
KDDI 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,844,000
ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,294,000
ソフトバンク 第12回社債間限定	200,000,000	195,264,000

同順位特約付			
ソフトバンク 第14回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,740,000	
ソフトバンク 第16回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	93,391,000	
ソフトバンク 第23回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	97,659,000	
東京電力 第548回	100,000,000	102,738,000	
東京電力 第560回	100,000,000	101,523,000	
中部電力 第524回	100,000,000	99,831,000	
中部電力 第530回	200,000,000	195,484,000	
中部電力 第559回	100,000,000	89,702,000	
中部電力 第560回	100,000,000	88,911,000	
関西電力 第509回	100,000,000	99,865,000	
関西電力 第511回	300,000,000	298,503,000	
関西電力 第520回	100,000,000	87,082,000	
関西電力 第522回	200,000,000	198,018,000	
関西電力 第535回	200,000,000	199,168,000	
関西電力 第536回	100,000,000	96,589,000	
関西電力 第556回	100,000,000	96,948,000	
関西電力 第557回	100,000,000	90,799,000	
中国電力 第394回	100,000,000	90,118,000	
中国電力 第400回	100,000,000	99,350,000	
中国電力 第406回	100,000,000	88,107,000	
中国電力 第416回	100,000,000	98,172,000	
中国電力 第422回	600,000,000	582,630,000	
中国電力 第425回	100,000,000	97,068,000	
中国電力 第448回	100,000,000	97,618,000	
北陸電力 第307回	100,000,000	101,701,000	
北陸電力 第312回	100,000,000	101,408,000	
北陸電力 第322回	100,000,000	99,602,000	
北陸電力 第326回	200,000,000	175,374,000	
北陸電力 第330回	100,000,000	98,043,000	
北陸電力 第339回	100,000,000	89,661,000	
東北電力 第481回	200,000,000	201,622,000	
東北電力 第484回	100,000,000	91,157,000	
東北電力 第491回	100,000,000	99,905,000	
東北電力 第508回	100,000,000	98,738,000	

	東北電力 第521回	300,000,000	292,602,000
	東北電力 第529回	200,000,000	198,608,000
	東北電力 第560回	200,000,000	193,880,000
	四国電力 第293回	100,000,000	90,771,000
	四国電力 第321回	100,000,000	77,250,000
	四国電力 第328回	100,000,000	98,263,000
	九州電力 第449回	200,000,000	199,670,000
	九州電力 第451回	100,000,000	99,831,000
	九州電力 第476回	100,000,000	98,461,000
	九州電力 第478回	100,000,000	87,496,000
	九州電力 第481回	300,000,000	293,226,000
	九州電力 第484回	200,000,000	195,080,000
	九州電力 第493回	300,000,000	297,909,000
	北海道電力 第323回	300,000,000	309,225,000
	北海道電力 第338回	100,000,000	91,145,000
	北海道電力 第350回	100,000,000	87,889,000
	北海道電力 第385回	100,000,000	98,259,000
	沖縄電力 第32回	100,000,000	99,886,000
	電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,659,000
	電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,053,000
	電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,859,000
	電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,584,000
	電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,667,000
	東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	100,512,000
	東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	300,009,000
	東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	295,602,000
	東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	100,184,000
	東京電力パワーグリッド 第32回	300,000,000	289,854,000
	東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	100,724,000
	東京電力パワーグリッド 第38回	400,000,000	400,544,000
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	386,880,000
	東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	291,483,000
	東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	96,858,000
	東京電力パワーグリッド 第51回	200,000,000	182,824,000

	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	98,737,000
	J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,977,000
	J E R A 第17回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,846,000
	東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	213,120,000
	東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,038,000
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,053,000
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,216,000
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,056,000
	大阪瓦斯 第43回社債間限定同順位特約付	200,000,000	151,760,000
	大阪瓦斯 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,264,000
	東邦瓦斯 第44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,663,000
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,061,000
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,732,000
	西部ガスホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,559,000
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,259,000
	ファーストリテイリング 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,898,000
小計	銘柄数：355 組入時価比率：4.9%	50,700,000,000	49,376,112,000 5.0%
合計			49,376,112,000
合計			994,491,935,621

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年12月22日現在)

資産の部

流動資産

預金	948,967,887
コール・ローン	884,811,988
国債証券	788,086,038,452
派生商品評価勘定	949,800
未収入金	785,401,051
未収利息	7,360,293,395
前払費用	778,448,743
その他未収収益	11,726,087
流動資産合計	798,856,637,403
資産合計	798,856,637,403
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,391,710
未払金	889,565,954
未払解約金	446,862,207
未払利息	311
その他未払費用	5,655,235
流動負債合計	1,345,475,417
負債合計	1,345,475,417
純資産の部	
元本等	
元本	284,145,104,035
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	513,366,057,951
元本等合計	797,511,161,986
純資産合計	797,511,161,986
負債純資産合計	798,856,637,403

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月22日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

1 口当たり純資産額	2,8067 円
(10,000 口当たり純資産額)	(28,067 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	245,251,411,253 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	258,788,910,704 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 6 月 23 日 至 2023 年 12 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 12 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023 年 12 月 22 日現在	
期首	2023 年 6 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	273,504,594,490 円
同期中における追加設定元本額	28,710,039,918 円
同期中における一部解約元本額	18,069,530,373 円
期末元本額	284,145,104,035 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト 30	74,258,883 円
バランスセレクト 50	75,490,974 円
バランスセレクト 70	81,485,437 円

野村外国債券インデックスファンド	239,952,503円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,270,870,897円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,499,597,387円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,684,637,278円
野村資産設計ファンド2015	18,943,398円
野村資産設計ファンド2020	20,935,648円
野村資産設計ファンド2025	32,488,123円
野村資産設計ファンド2030	49,065,654円
野村資産設計ファンド2035	39,517,047円
野村資産設計ファンド2040	63,553,474円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	77,768,412,755円
のむラップ・ファンド(保守型)	5,279,568,223円
のむラップ・ファンド(普通型)	30,745,191,000円
のむラップ・ファンド(積極型)	10,105,853,262円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	373,178,179円
野村資産設計ファンド2045	12,550,978円
野村インデックスファンド・外国債券	1,132,589,383円
マイ・ロード	6,393,638,706円
ネクストコア	73,988,481円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	344,628,113円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	6,792,426,885円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	978,439,179円
野村資産設計ファンド2050	11,614,992円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	3,982,229円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,931,671円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,925,145円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,710,561円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	995,296,530円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	1,778,662,355円
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,171,060円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,144,673円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	7,505,772円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,711,213円
インデックス・ブレンド(タイプV)	6,550,864円
野村6資産均等バランス	3,897,277,514円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	8,351,426,042円
世界6資産分散ファンド	83,825,777円
野村資産設計ファンド2060	6,131,924円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	12,491,827,757円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	8,105,158,684円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5,406,295円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	826,029,290円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	162,780,037円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	810,881,174円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	266,046,888円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,531,784円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	5,859,418円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	75,718円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	2,302,158,063円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	1,083,775円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	12,302,162円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	5,703,749円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	151,574,339円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	121,353,744円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,881,731,194円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	46,496,115円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	860,230,588円

ノムラ F O F s 用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,923,138,555 円
野村 F O F s 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	5,158,845 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,532,358 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,166,318 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	6,972,114 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	645,190,369 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,330,063,833 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,272,004,480 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,317,569,174 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	25,873,451,235 円
マイバランスDC30	2,322,646,828 円
マイバランスDC50	1,911,201,402 円
マイバランスDC70	1,531,009,922 円
野村DC外国債券インデックスファンド	10,956,301,593 円
野村DC運用戦略ファンド	3,421,207,092 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	472,637,801 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	475,073,165 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,113,767,411 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	460,107,311 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	29,361,136 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	72,930,354 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	37,672,629 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	28,858,852 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	22,379,880 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	11,736,626 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	407,449,692 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	216,486,205 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	141,530,967 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	187,138,703 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	5,952,729 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	71,613,126 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	61,286,552 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	344,474,458 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	91,635,729 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	35,648 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	70,850,000.00	73,376,794.40	
		US TREASURY BOND	26,750,000.00	28,822,079.07	
		US TREASURY BOND	84,200,000.00	89,173,062.50	
		US TREASURY BOND	100,000.00	104,937.50	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,833,648.26	
		US TREASURY BOND	200,000.00	187,054.68	

	US TREASURY N/B	1, 150, 000. 00	1, 120, 851. 87
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 898. 96
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 637. 34
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 340. 53
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 465. 78
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 973. 57
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 262. 80
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 599. 60
	US TREASURY N/B	300, 000. 00	289, 242. 18
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 367. 18
	US TREASURY N/B	28, 450, 000. 00	27, 584, 829. 81
	US TREASURY N/B	11, 600, 000. 00	11, 184, 483. 36
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 789. 06
	US TREASURY N/B	300, 000. 00	287, 800. 77
	US TREASURY N/B	20. 400, 000. 00	19, 691, 975. 16
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 507. 81
	US TREASURY N/B	11, 900, 000. 00	11, 293, 378. 46
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 457. 03
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 726. 56
	US TREASURY N/B	49, 800, 000. 00	47, 056, 134. 54
	US TREASURY N/B	16, 450, 000. 00	15, 906, 699. 27
	US TREASURY N/B	16, 000, 000. 00	15, 605, 936. 00
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 644. 53
	US TREASURY N/B	62, 300, 000. 00	58, 576, 596. 89
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 619. 14
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 443. 35
	US TREASURY N/B	200, 000. 00	187, 558. 58
	US TREASURY N/B	300, 000. 00	293, 232. 42
	US TREASURY N/B	2, 700, 000. 00	2, 633, 185. 53
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	93, 490. 23
	US TREASURY N/B	36, 750, 000. 00	35, 325, 937. 50
	US TREASURY N/B	40, 800, 000. 00	39, 679, 591. 20
	US TREASURY N/B	56, 850, 000. 00	52, 984, 865. 14
	US TREASURY N/B	48, 500, 000. 00	47, 343, 386. 55
	US TREASURY N/B	200, 000. 00	185, 949. 20
	US TREASURY N/B	450, 000. 00	448, 883. 77

	US TREASURY N/B	53,000,000.00	51,715,370.10
	US TREASURY N/B	44,000,000.00	40,791,951.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,089.84
	US TREASURY N/B	56,500,000.00	54,350,350.15
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,263.67
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,320.31
	US TREASURY N/B	40,200,000.00	37,266,654.24
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,384.76
	US TREASURY N/B	27,170,000.00	26,306,608.04
	US TREASURY N/B	200,000.00	184,992.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,191.40
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,730.46
	US TREASURY N/B	35,180,000.00	32,442,556.25
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,258,476.45
	US TREASURY N/B	200,000.00	198,941.40
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,396.48
	US TREASURY N/B	14,800,000.00	13,655,890.44
	US TREASURY N/B	200,000.00	201,625.00
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,533,062.40
	US TREASURY N/B	200,000.00	185,242.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,996.09
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,984.37
	US TREASURY N/B	22,100,000.00	20,408,830.65
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,695,867.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,740.23
	US TREASURY N/B	300,000.00	285,996.09
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,566,457.01
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,912.10
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,703.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,318.35
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,857.42
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,856,940.98
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,425.78
	US TREASURY N/B	41,280,000.00	38,574,223.95
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,607.42
	US TREASURY N/B	48,400,000.00	45,059,262.60

	US TREASURY N/B	100,000.00	91,507.81
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,314.45
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,609.37
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,683.59
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,410.15
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,402,206.90
	US TREASURY N/B	300,000.00	276,333.96
	US TREASURY N/B	64,600,000.00	60,983,911.64
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,476.56
	US TREASURY N/B	2,750,000.00	2,566,254.62
	US TREASURY N/B	7,020,000.00	6,478,828.90
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,542.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,160.15
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,652.34
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,798.82
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,439.45
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,595.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,679.68
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,447.26
	US TREASURY N/B	71,200,000.00	63,430,577.68
	US TREASURY N/B	350,000.00	336,259.73
	US TREASURY N/B	750,000.00	711,342.75
	US TREASURY N/B	50,200,000.00	44,607,403.74
	US TREASURY N/B	500,000.00	477,851.55
	US TREASURY N/B	15,150,000.00	13,425,799.71
	US TREASURY N/B	300,000.00	292,769.52
	US TREASURY N/B	14,100,000.00	12,404,969.91
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,857.42
	US TREASURY N/B	600,000.00	565,019.52
	US TREASURY N/B	28,550,000.00	25,169,722.82
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,054.68
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,529.29
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,523.43
	US TREASURY N/B	12,350,000.00	10,832,059.03
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,523.43
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	938,535.10

	US TREASURY N/B	300,000.00	263,888.67
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,671.87
	US TREASURY N/B	500,000.00	438,720.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,720.70
	US TREASURY N/B	10,600,000.00	9,327,585.54
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,298.82
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,443.35
	US TREASURY N/B	63,100,000.00	56,306,887.47
	US TREASURY N/B	16,500,000.00	14,767,500.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,333.98
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,446,226.36
	US TREASURY N/B	46,850,000.00	41,777,021.09
	US TREASURY N/B	25,700,000.00	22,875,007.17
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,777.34
	US TREASURY N/B	150,000.00	143,326.17
	US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,899,441.28
	US TREASURY N/B	11,800,000.00	10,437,929.54
	US TREASURY N/B	3,300,000.00	2,931,843.75
	US TREASURY N/B	28,500,000.00	27,500,271.30
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,259.76
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,519.53
	US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,981,632.62
	US TREASURY N/B	38,550,000.00	36,238,503.45
	US TREASURY N/B	18,000,000.00	16,294,217.40
	US TREASURY N/B	16,300,000.00	15,110,608.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,013.67
	US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,756,206.67
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,980,890.52
	US TREASURY N/B	10,800,000.00	10,445,413.32
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,560.54
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,835.93
	US TREASURY N/B	41,000,000.00	39,353,591.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,767.57
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,406.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,144.53
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,775.39

	US TREASURY N/B	100,000.00	99,789.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,085.93
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,753.90
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,395,452.66
	US TREASURY N/B	50,000,000.00	50,220,700.00
	US TREASURY N/B	45,200,000.00	44,476,090.36
	US TREASURY N/B	25,700,000.00	25,110,706.71
	US TREASURY N/B	86,650,000.00	97,995,734.37
	US TREASURY N/B	29,400,000.00	23,989,135.80
	US TREASURY N/B	23,330,000.00	18,898,209.87
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,125,000.00
	US TREASURY N/B	82,500,000.00	90,424,504.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	83,363.28
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,718.75
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,714.84
	US TREASURY N/B	150,000.00	124,494.13
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,929.68
	US TREASURY N/B	64,230,000.00	59,508,086.58
	US TREASURY N/B	35,700,000.00	32,691,992.97
	US TREASURY N/B	87,650,000.00	89,094,848.89
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,955.07
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,984.37
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,875.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	105,023.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	106,617.18
	US TREASURY N/B	150,000.00	167,607.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	106,068.35
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,410.15
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,732.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	105,488.28
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,861.32
	US TREASURY N/B	100,000.00	106,800.78
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,624,618.90
	US TREASURY N/B	200,000.00	128,472.64
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,203.12
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,609,665.99

	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,423,679.60
	US TREASURY N/B	24,100,000.00	15,938,947.11
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,422,554.38
	US TREASURY N/B	200,000.00	143,511.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,017.57
	US TREASURY N/B	13,600,000.00	10,344,233.44
	US TREASURY N/B	34,300,000.00	32,597,725.30
	US TREASURY N/B	15,300,000.00	10,621,247.76
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,953,218.58
	US TREASURY N/B	9,300,000.00	6,719,794.05
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,609.37
	US TREASURY N/B	600,000.00	459,996.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,615.23
	US TREASURY N/B	500,000.00	438,349.60
	US TREASURY N/B	200,000.00	162,222.64
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,105.46
	US TREASURY N/B	100,000.00	80,859.37
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	971,445.30
	US TREASURY N/B	290,000.00	248,136.90
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,392.57
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,367.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,976.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,101.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,720.70
	US TREASURY N/B	7,600,000.00	6,705,366.76
	US TREASURY N/B	39,450,000.00	33,433,101.78
	US TREASURY N/B	36,600,000.00	30,328,674.18
	US TREASURY N/B	45,200,000.00	34,273,428.84
	US TREASURY N/B	22,900,000.00	18,919,334.22
	US TREASURY N/B	17,500,000.00	14,126,463.75
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,636,124.80
	US TREASURY N/B	55,700,000.00	41,835,919.09
	US TREASURY N/B	26,700,000.00	20,013,003.69
	US TREASURY N/B	40,500,000.00	28,832,517.00
	US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,979,687.36
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,638,085.80

	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,636,367.00	
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,892,222.30	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,913,384.49	
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,642.57	
	US TREASURY N/B	100,000.00	83,478.51	
	US TREASURY N/B	500,000.00	407,851.55	
	US TREASURY N/B	200,000.00	174,636.70	
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,544.92	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,640.62	
	US TREASURY N/B	250,000.00	174,960.92	
	US TREASURY N/B	300,000.00	215,689.44	
	US TREASURY N/B	200,000.00	131,777.34	
	US TREASURY N/B	95,800,000.00	51,715,158.36	
	US TREASURY N/B	102,200,000.00	57,050,349.72	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	19,454,939.98	
	US TREASURY N/B	22,600,000.00	14,365,565.70	
	US TREASURY N/B	150,000.00	107,229.48	
	US TREASURY N/B	100,000.00	65,451.17	
	US TREASURY N/B	100,000.00	63,388.67	
	US TREASURY N/B	100,000.00	69,541.01	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,861.32	
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,013.67	
小計	銘柄数 : 244	2,900,600,000.00	2,606,673,361.84	
			(371,033,886,324)	
	組入時価比率 : 46.5%		47.2%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,587,214.08	
	CANADIAN GOVERNMENT	34,000,000.00	32,801,190.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,528.82	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	3,079,809.39	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,383,985.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,982,551.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,376,637.22	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	325,043.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	639,732.01	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	285,365.37	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,500,000.00	12,631,226.40	

	CANADIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,551,598.94	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	185,122.08	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	3,034,187.62	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,618.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	237,871.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,680,000.00	8,672,090.88	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,706.79	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,431.22	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,150,000.00	6,368,107.46	
	CANADIAN GOVERNMENT	750,000.00	627,902.25	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,950,000.00	5,309,285.55	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	88,639.16	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,744.22	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	856,819.62	
	CANADIAN GOVERNMENT	19,550,000.00	23,716,163.65	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	8,107,851.74	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	112,276.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	10,078,398.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	574,210.62	
	CANADIAN GOVERNMENT	15,600,000.00	12,684,182.16	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	75,923.03	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,503,611.44	
小計	銘柄数 : 33	149,360,000.00	149,063,026.52	
			(15,973,593,921)	
	組入時価比率 : 2.0%		2.0%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,500,000.00	51,241,367.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	70,500,000.00	66,797,340.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	148,000,000.00	136,703,130.40	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	24,500,000.00	23,001,825.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	35,000,000.00	31,338,650.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	105,900,000.00	100,135,863.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	77,300,000.00	75,495,045.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	106,600,000.00	98,999,420.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,411,760.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	363,920.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	45,300,000.00	48,548,010.00	

小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	94,600,000.00	90,111,230.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	59,704,326.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	97,716,705.00
	銘柄数 : 14 組入時価比率 : 0.9%	943,300,000.00	885,568,591.40 (7,401,139,502) 0.9%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	583,002.72
	BELGIUM KINGDOM	9,600,000.00	10,027,776.00
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,709.70
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	3,807,572.00
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,097.10
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	93,164.20
	BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	10,341,156.60
	BELGIUM KINGDOM	9,100,000.00	10,174,236.80
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	90,020.00
	BELGIUM KINGDOM	2,800,000.00	2,392,392.80
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	89,395.90
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	676,900.00
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,858,967.40
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	4,047,793.20
	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	4,265,752.20
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,595,828.60
	BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,449,160.00
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	3,038,720.40
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,801,885.80
	BELGIUM KINGDOM GOVT	12,830,000.00	14,523,175.10
	BELGIUM KINGDOM GOVT	11,500,000.00	14,115,364.50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,180.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	24,100,000.00	23,106,646.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,950,000.00	4,057,171.40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,031.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,620.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,489.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	34,050,000.00	34,198,832.55	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	22,050,000.00	23,847,780.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,672.80	

	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,525.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,760.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,060.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,245.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,295.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,568.40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,480.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	38,850,000.00	43,445,955.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,705.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,635.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	87,940.90
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,069.80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,147.30
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	102,390.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,853.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	2,110,432.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	88,767.55
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	74,603.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,600,000.00	6,018,094.88
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,400,000.00	12,494,747.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,600,000.00	11,390,208.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	100,770.60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,795,267.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,156.90
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	87,891.13
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20,400,000.00	19,652,505.24
	BUNDESobligation	200,000.00	190,000.00
	BUNDESobligation	100,000.00	94,239.00
	BUNDESobligation	3,600,000.00	3,675,420.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,275.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,425.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,193.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,490.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,563.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	42,150,000.00	48,399,580.50
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,833.00

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 400, 000. 00	1, 594, 684. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	94, 358. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 100, 000. 00	1, 232, 429. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	92, 787. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	91, 233. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	92, 121. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	707, 469. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17, 800, 000. 00	22, 162, 424. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9, 200, 000. 00	9, 488, 696. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34, 900, 000. 00	43, 063, 808. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17, 800, 000. 00	22, 388, 128. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17, 400, 000. 00	21, 101, 554. 20
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	85, 704. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	35, 400, 000. 00	44, 953, 362. 60
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12, 600, 000. 00	17, 024, 680. 26
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15, 230, 000. 00	17, 597, 335. 97
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	104, 771. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	105, 153. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	82, 585. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19, 100, 000. 00	10, 417, 713. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	91, 814. 00
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	6, 550, 000. 00	6, 517, 905. 00
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	650, 000. 00	650, 416. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 310. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	96, 970. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	18, 000, 000. 00	18, 376, 200. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	23, 800, 000. 00	23, 866, 830. 40
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 410. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 866. 26
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	98, 330. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 167. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	48, 850, 000. 00	49, 387, 350. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	149, 100. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	98, 420. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	101, 280. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 240. 00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	8, 100, 000. 00	8, 385, 930. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	102, 220. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 250. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	98, 360. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	39, 950, 000. 00	41, 052, 620. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8, 600, 000. 00	9, 644, 040. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 820. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	94, 825. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	196, 360. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	194, 980. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14, 150, 000. 00	16, 033, 365. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 450. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	193, 600. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	40, 850, 000. 00	41, 707, 850. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	107, 960. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 520. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 000, 000. 00	10, 517, 000. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 940. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	167, 715. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	54, 000, 000. 00	56, 208, 600. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	102, 410. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16, 000, 000. 00	16, 502, 400. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500, 000. 00	523, 850. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	90, 410. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	118, 310. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	132, 150. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	82, 640. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	93, 180. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	43, 850, 000. 00	51, 681, 610. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600, 000. 00	645, 240. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	91, 750. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	32, 800, 000. 00	36, 883, 600. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15, 700, 000. 00	15, 249, 410. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 100, 000. 00	2, 169, 090. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	85, 030. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	102, 650. 00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,280.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	89,870.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	3,146,080.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	180,420.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	14,398,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,897,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,300,000.00	10,216,980.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	88,850.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,650.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,070.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	75,490.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,600,000.00	15,503,740.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,500,000.00	7,219,857.50
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	610,968.00
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	97,133.40
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,914,796.00
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,372,534.00
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,173,027.20
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,160,748.42
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,746,513.00
	FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,318,979.50
	FINNISH GOVERNMENT	3,000,000.00	3,014,100.00
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	393,888.00
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	773,205.90
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,560.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,500.00
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	145,357.50
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	191,334.80
	FRANCE (GOVT OF)	40,250,000.00	40,401,420.50
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,333.71
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	139,755.00
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	143,905.20
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,253.60
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,800.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,373.40
	FRANCE (GOVT OF)	19,660,000.00	20,156,277.38

	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,407.90
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	101,612.90
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	88,643.63
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	85,370.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	88,132.20
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	84,503.30
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	148,792.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	58,947.80
	FRANCE (GOVT OF)	44,000,000.00	25,440,712.00
	FRANCE (GOVT OF)	9,150,000.00	9,205,201.95
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	73,890.30
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	28,170,000.00	29,958,795.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	97,221.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	94,975.06
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300,000.00	307,320.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,750,000.00	8,908,812.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000.00	67,326,078.20
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	94,791.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000.00	48,249,754.70
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	56,600,000.00	68,730,738.40
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,200,000.00	11,804,409.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	15,350,000.00	18,960,396.75
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	106,132.80
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	16,150,000.00	19,505,808.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	840,000.00	1,035,300.00
	IRISH GOVERNMENT	730,000.00	751,261.25
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	189,915.26
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	568,457.04
	IRISH TSY 1.3% 2033	9,100,000.00	8,340,532.20
	IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	94,532.56
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,235,296.80
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,801,119.70
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	96,879.20
	IRISH TSY 2.4% 2030	8,300,000.00	8,419,520.00
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,406,961.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	9,100,000.00	8,776,871.74

	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,334,760.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,670.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,130.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	16,500,000.00	18,628,500.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,100.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	91,000.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	90,403.08	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	255,740.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	21,400,000.00	25,189,833.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	15,000,000.00	10,718,436.00	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	374,593.75	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	357,483.60	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	4,038,210.60	
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	3,127,221.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	651,038.16	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	868,091.40	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,500,000.00	5,375,441.50	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,286,310.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,913,184.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	8,800,000.00	9,970,684.24	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,600,000.00	10,579,200.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	606,916.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	10,350,000.00	10,203,506.10	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,750,000.00	3,183,136.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,100,000.00	3,275,918.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	5,458,600.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,243,292.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	3,243,570.85	
	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000.00	44,872,096.50	
	SPANISH GOVERNMENT	35,100,000.00	43,113,330.00	
	SPANISH GOVERNMENT	14,250,000.00	15,933,096.00	
小計	銘柄数：241	1,557,510,000.00	1,663,647,887.79	
			(260,460,713,312)	
	組入時価比率：32.7%		33.1%	
英ポンド	UK TREASURY	100,000.00	95,545.00	
	UK TREASURY	120,000.00	120,978.00	

	UK TREASURY	200,000.00	190,211.60
	UK TREASURY	100,000.00	96,806.00
	UK TREASURY	100,000.00	94,836.52
	UK TREASURY	100,000.00	91,397.53
	UK TREASURY	400,000.00	412,040.00
	UK TREASURY	200,000.00	184,701.84
	UK TREASURY	100,000.00	111,746.85
	UK TREASURY	11,700,000.00	10,125,180.00
	UK TREASURY	200,000.00	174,170.00
	UK TREASURY	100,000.00	108,305.50
	UK TREASURY	160,000.00	169,361.60
	UK TREASURY	13,000,000.00	14,001,566.80
	UK TREASURY	13,280,000.00	13,979,404.48
	UK TREASURY	100,000.00	78,084.88
	UK TREASURY	29,550,000.00	29,163,338.25
	UK TREASURY	4,250,000.00	4,667,103.50
	UK TREASURY	22,100,000.00	22,913,699.90
	UK TREASURY	500,000.00	516,400.00
	UK TREASURY	320,000.00	339,834.11
	UK TREASURY	9,890,000.00	9,072,255.24
	UK TREASURY	8,400,000.00	8,599,920.00
	UK TREASURY	100,000.00	61,270.00
	UK TREASURY	100,000.00	63,850.00
	UK TREASURY	100,000.00	102,568.00
	UK TREASURY	9,750,000.00	5,251,330.50
	UK TREASURY	100,000.00	94,780.00
	UK TREASURY	1,600,000.00	902,080.00
	UK TREASURY	1,550,000.00	897,295.00
	UK TREASURY	100,000.00	59,233.16
	UK TREASURY	100,000.00	100,420.00
	UK TREASURY	100,000.00	71,190.00
	UK TREASURY	200,000.00	182,868.80
	UK TSY 0 1/2% 2061	4,300,000.00	1,488,660.00
	UK TSY 0 5/8% 2050	52,400,000.00	23,401,735.20
	UK TSY 3 1/4% 2044	7,000,000.00	6,209,084.00
	UNITED KINGDOM GILT	30,930,000.00	30,624,875.55

小計	UNITED KINGDOM GILT	31,100,000.00	31,529,024.50
	UNITED KINGDOM GILT	8,350,000.00	8,696,434.82
	UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	543,200.00
	UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	546,350.00
	UNITED KINGDOM GILT	8,940,000.00	4,820,448.00
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	170,000.00	176,066.68
	銘柄数：44 組入時価比率：5.2%	272,960,000.00	231,129,651.81 (41,746,637,709) 5.3%
スウェーデンクローネ	SWEDISH GOVERNMENT	41,350,000.00	41,114,305.00
	SWEDISH GOVERNMENT	17,000,000.00	16,407,777.80
	SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	17,345,514.09
	SWEDISH GOVERNMENT	4,100,000.00	3,838,168.67
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	11,481,953.50
	SWEDISH GOVERNMENT	3,000,000.00	3,066,378.00
	SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	25,023,453.00
小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	118,150,000.00	118,277,550.06 (1,666,530,680) 0.2%
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	21,741,385.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,989,032.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,230,500.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,935,170.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,803,568.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	7,270,710.40
	NORWEGIAN GOVERNMENT	18,500,000.00	16,946,296.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,368,196.90
小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	106,800,000.00	100,284,858.30 (1,387,942,438) 0.2%
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	25,200,000.00	24,819,480.00
	KINGDOM OF DENMARK	3,300,000.00	3,107,605.71
	KINGDOM OF DENMARK	15,850,000.00	14,475,805.00
	KINGDOM OF DENMARK	2,600,000.00	2,597,920.00
	KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	56,445,204.54
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,365,435.00

小計	銘柄数 : 6	98,250,000.00	105,811,450.25	
	組入時価比率 : 0.3%		(2,222,040,455)	0.3%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,845,907.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,156,248.10	
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	52,300,758.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	10,700,000.00	11,835,072.05	
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,500,000.00	6,755,359.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,974,415.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	5,904,067.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,900,000.00	2,271,561.30	
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	17,467,552.70	
	小計	銘柄数 : 9	117,500,000.00	112,510,941.75
	組入時価比率 : 0.5%		(4,072,648,567)	0.5%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,750,000.00	7,685,041.05	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,430,000.00	16,630,408.21	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,350,000.00	1,395,397.26	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	3,093,878.72	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	287,389.47	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,660,962.05	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,795,010.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,557,781.64	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,710,233.76	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,790,699.12	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	881,980.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	484,738.68	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,083,653.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,800,000.00	19,521,953.84	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	275,274.99	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,657.91	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	352,025.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,400,000.00	11,911,874.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,998,450.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,250,000.00	2,639,687.37	
AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,563,420.00		

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,000,000.00	4,088,700.00
	銘柄数：22	125,630,000.00	116,506,217.37 (11,263,821,095)
	組入時価比率：1.4%		1.4%
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,100,000.00	3,979,870.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,113,020.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	900,000.00	756,367.83
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,100,000.00	1,975,080.66
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	100,800.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	249,450.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,717,813.20
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,245,072.92
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,686,822.80
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	697,800.00
小計	銘柄数：10	24,650,000.00	21,522,097.41 (1,927,734,265)
	組入時価比率：0.2%		0.2%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,084,572.50
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,530,000.00	4,431,699.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	477,000.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,850,000.00	5,959,980.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	199,400.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	302,550.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,260,000.00	5,307,340.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	369,920.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,152,221.85
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,220,000.00	3,065,440.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	840,930.50
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,500,000.00	2,461,250.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,469,000.00
小計	銘柄数：13	31,640,000.00	31,121,303.85 (3,340,871,968)
	組入時価比率：0.4%		0.4%
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,006,882.40
	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	107,387.40
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,272,389.56

	MALAYSIA GOVERNMENT	7,000,000.00	7,536,471.60	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,146.08	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	17,229,573.66	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,642,368.30	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	12,000,000.00	11,973,552.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	3,712,318.41	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	518,735.55	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	282,089.58	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,063,604.48	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	368,955.52	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,400,000.00	5,533,737.48	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,188,259.80	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,374,123.38	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,714,894.51	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,250,603.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,797,545.18	
小計	銘柄数：19	124,630,000.00	129,379,637.89	
			(3,967,762,982)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	27,300,000.00	27,310,199.28	
	CHINA GOVERNMENT BOND	142,100,000.00	141,979,300.26	
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,500,000.00	13,502,575.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	49,812,605.14	
	CHINA GOVERNMENT BOND	118,500,000.00	117,853,511.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,277,868.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	65,300,000.00	65,177,425.37	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	156,275,062.55	
	CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,119,417.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	68,351,190.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	90,188,389.25	
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	94,483,380.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	40,000,000.00	39,989,980.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	32,951,810.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	84,977,435.52	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	54,093,835.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,490,241.90	

	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	94,601,911.89
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	63,496,345.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	109,228,768.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	17,699,099.07
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	71,407,966.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	60,100,000.00	60,339,961.27
	CHINA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	60,833,550.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	74,814,066.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	93,854,327.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	49,833,764.88
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	73,994,924.30
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	156,324,370.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	90,214,659.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	24,499,772.36
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,410,372.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,178,244.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,791,438.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	63,528,538.32
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	50,028,560.66
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	71,718,175.96
	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	76,218,690.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	106,000,000.00	105,303,378.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	17,286,886.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	40,164,382.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	94,445,577.05
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	68,831,959.27
	CHINA GOVERNMENT BOND	72,800,000.00	77,357,447.44
小計	銘柄数：44	2,939,700,000.00	2,969,241,367.74
			(59,196,280,527)
	組入時価比率：7.4%		7.5%
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	700,000.00	670,366.97
	ISRAEL FIXED BOND	15,400,000.00	14,933,105.88
	ISRAEL FIXED BOND	2,400,000.00	2,243,595.60
	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,977,723.35
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,769,123.50
	ISRAEL FIXED BOND	6,600,000.00	6,225,264.54

小計	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,263,061.50
	ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	4,345,794.27
	ISRAEL FIXED BOND	10,300,000.00	11,999,782.22
	ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,230,156.41
	銘柄数：10 組入時価比率：0.3%	63,500,000.00	61,657,974.24 (2,424,434,707) 0.3%
合計			788,086,038,452 (788,086,038,452)

(注1) 外貨建有効証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有効証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有効証券の明細(2023年12月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	17,900,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	15,400,000	
		US TREASURY N/B	45,877,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	9,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	36,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	7,225,000	
		US TREASURY N/B	43,000,000	

		US TREASURY N/B	1,000,000
		US TREASURY N/B	40,000,000
		US TREASURY N/B	26,000,000
		US TREASURY N/B	27,000,000
		US TREASURY N/B	13,900,000
		US TREASURY N/B	425,000
		US TREASURY N/B	39,000,000
		US TREASURY N/B	40,000,000
		US TREASURY N/B	1,000,000
		US TREASURY N/B	32,000,000
		US TREASURY N/B	17,000,000
		US TREASURY N/B	85,000
		US TREASURY N/B	85,000
		US TREASURY N/B	15,300,000
		US TREASURY N/B	85,000
		US TREASURY N/B	20,300,000
		US TREASURY N/B	24,000,000
		US TREASURY N/B	50,000,000
		US TREASURY N/B	5,605,000
		US TREASURY N/B	38,000,000
		US TREASURY N/B	20,000,000
		US TREASURY N/B	85,000
		US TREASURY N/B	31,700,000
		US TREASURY N/B	21,200,000
		US TREASURY N/B	27,000,000
		US TREASURY N/B	34,000,000
		US TREASURY N/B	85,000
		US TREASURY N/B	50,000,000
		US TREASURY N/B	41,200,000
		US TREASURY N/B	28,000,000
		US TREASURY N/B	1,400,000
		US TREASURY N/B	8,516,000
		US TREASURY N/B	7,134,000
		US TREASURY N/B	24,000,000
		US TREASURY N/B	34,000,000
		US TREASURY N/B	2,400,000
		US TREASURY N/B	9,000,000
		US TREASURY N/B	28,000,000
		US TREASURY N/B	85,000
		US TREASURY N/B	11,000,000
		US TREASURY N/B	31,000,000
		US TREASURY N/B	18,800,000
		US TREASURY N/B	50,000,000
		US TREASURY N/B	8,000,000
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,800,000
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,500,000
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,900,000

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,400,000	
ニュージーランドドル		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,100,000	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,400,000	
スウェーデンクローナ		SWEDISH GOVERNMENT	3,000,000	
ノルウェークローネ		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000	
デンマーククローネ		KINGDOM OF DENMARK	3,000,000	
ズロチ		POLAND GOVERNMENT BOND	6,290,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,805,000	
ユーロ		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,650,000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3,300,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,900,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	13,500,000	
		SPANISH GOVERNMENT	7,800,000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7,700,000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,800,000	
		FINNISH GOVERNMENT	1,700,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年12月22日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	499,858,810	—	496,467,100	△3,391,710
米ドル	272,478,962	—	270,216,100	△2,262,862
ユーロ	172,884,470	—	172,109,520	△774,950
英ポンド	54,495,378	—	54,141,480	△353,898
売建	143,193,000	—	142,243,200	949,800
米ドル	143,193,000	—	142,243,200	949,800
合計	—	—	—	△2,441,910

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年12月22日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	91,861,834
コール・ローン	14,555,199
国債証券	9,739,696,193
未収利息	105,423,244
前払費用	20,578,871
流動資産合計	9,972,115,341
資産合計	9,972,115,341
負債の部	
流動負債	
未払解約金	9,532,691
未払利息	5
その他未払費用	554,400
流動負債合計	10,087,096
負債合計	10,087,096
純資産の部	
元本等	
元本	5,832,966,816
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,129,061,429
元本等合計	9,962,028,245
純資産合計	9,962,028,245
負債純資産合計	9,972,115,341

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月22日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,7079円
(10,000口当たり純資産額)	(17,079円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月22日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年12月22日現在	
期首	2023年6月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,947,198,093円
同期中における追加設定元本額	1,284,697,460円
同期中における一部解約元本額	1,398,928,737円
期末元本額	5,832,966,816円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	9,719,933円
野村資産設計ファンド2020	10,729,172円
野村資産設計ファンド2025	16,046,366円
野村資産設計ファンド2030	25,145,542円
野村資産設計ファンド2035	20,251,833円
野村資産設計ファンド2040	32,572,284円
野村資産設計ファンド2045	6,432,164円
野村インデックスファンド・新興国債券	624,887,394円
ネクストコア	20,336,109円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	559,284,459円
野村資産設計ファンド2050	5,813,412円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,040,963円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,484,810円

野村ターゲットデートファンド2016	2032-2034年目標型	987,105円
野村ターゲットデートファンド2016	2035-2037年目標型	869,454円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)		2,052,629円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)		743,918円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)		5,386,334円
世界6資産分散ファンド		136,037,863円
野村資産設計ファンド2060		3,142,720円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)		2,589,266,615円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)		697,722円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)		145,400,701円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド		567,085,240円
野村DC運用戦略ファンド		937,730,473円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)		73,637,576円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030		14,789,731円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040		11,469,324円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050		5,874,297円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060		3,050,673円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,400,000.00	7,258,524.58	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,300,000.00	7,263,339.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,684,880.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000.00	12,100,074.38	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,100,000.00	1,032,735.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000.00	9,222,517.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,150,000.00	5,815,255.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,800,000.00	6,604,024.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000.00	12,794,115.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000.00	10,494,310.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,500,000.00	3,156,860.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,821,160.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,555,584.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,893,590.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,100,000.00	5,810,555.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,740,811.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	9,459,334.00	

小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,400,000.00	2,125,224.00
	銘柄数：18	125,750,000.00	117,832,893.66 (984,788,408)
	組入時価比率：9.9%		10.2%
リアル	LETRA TESOURO NACIONAL	3,600,000.00	3,410,856.36
	LETRA TESOURO NACIONAL	2,600,000.00	2,257,602.88
	LETRA TESOURO NACIONAL	5,500,000.00	4,552,376.95
	LETRA TESOURO NACIONAL	6,700,000.00	5,303,864.05
	LETRA TESOURO NACIONAL	1,900,000.00	1,363,871.87
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000.00	4,089,298.91
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	520,000.00	5,468,300.76
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	310,000.00	3,230,448.31
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	160,000.00	1,651,861.28
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000.00	2,565,745.75
小計	銘柄数：10	21,931,000.00	33,894,227.12 (987,447,297)
	組入時価比率：9.9%		10.2%
チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	260,000,000.00	252,811,000.00
	BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	159,736,000.00
	BONOS TESORERIA PESOS	60,000,000.00	59,877,810.00
	BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	61,883,500.00
	BONOS TESORERIA PESOS	150,000,000.00	147,232,500.00
	BONOS TESORERIA PESOS	85,000,000.00	90,648,522.00
	BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	80,127,257.00
	BONOS TESORERIA PESOS	240,000,000.00	239,695,656.00
	BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	128,219,250.00
小計	銘柄数：9	1,210,000,000.00	1,220,231,495.00 (197,157,683)
	組入時価比率：2.0%		2.0%
コロンビアペソ	REPUBLIC OF COLOMBIA	490,000,000.00	465,485,251.00
	TITULOS DE TESORERIA	950,000,000.00	949,144,810.00
	TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	844,636,522.00
	TITULOS DE TESORERIA	580,000,000.00	555,261,898.00
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	797,148,720.00
	TITULOS DE TESORERIA	680,000,000.00	599,765,916.00
	TITULOS DE TESORERIA	1,330,000,000.00	1,212,134,735.00

小計	TITULOS DE TESORERIA	1,370,000,000.00	1,180,720,252.00		
	TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	830,333,394.00		
	TITULOS DE TESORERIA	1,040,000,000.00	1,236,881,776.00		
	TITULOS DE TESORERIA	1,850,000,000.00	1,523,618,375.00		
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	653,808,870.00		
	TITULOS DE TESORERIA	1,130,000,000.00	1,025,977,398.00		
	TITULOS DE TESORERIA	560,000,000.00	408,495,416.00		
	銘柄数：14	13,660,000,000.00	12,283,413,333.00	(442,252,013)	
組入時価比率：4.4%			4.5%		
ソル	BONOS DE TESORERIA	780,000.00	779,254.47		
	BONOS DE TESORERIA	1,500,000.00	1,452,166.20		
	BONOS DE TESORERIA	900,000.00	806,923.53		
	BONOS DE TESORERIA	700,000.00	593,242.93		
	PERU BONO SOBERANO	300,000.00	318,633.66		
	PERU BONO SOBERANO	900,000.00	923,961.42		
	PERU BONO SOBERANO	320,000.00	319,544.89		
	REPUBLIC OF PERU	600,000.00	614,029.32		
小計	銘柄数：8	6,000,000.00	5,807,756.42	(223,726,392)	
組入時価比率：2.2%			2.3%		
ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,848,371.60		
	小計	銘柄数：1	4,000,000.00	3,848,371.60	(13,889,927)
組入時価比率：0.1%			0.1%		
ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	9,636,560.00		
	小計	銘柄数：1	8,000,000.00	9,636,560.00	(23,768,575)
組入時価比率：0.2%			0.2%		
セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	19,649,253.80		
	小計	銘柄数：1	22,000,000.00	19,649,253.80	(26,243,582)
組入時価比率：0.3%			0.3%		
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	810,000.00	700,650.00		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,020,000.00	756,840.00		
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,315,800.00		

小計	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,111,200.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	1,775,600.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	336,000.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	700,000.00	473,200.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,523,400.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	6,500,000.00	5,213,000.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,182,600.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	3,004,400.00
	銘柄数 : 11	24,430,000.00	18,392,690.00
組入時価比率 : 0.9%		(89,798,630) 0.9%	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC	6,700,000.00	6,445,936.00
	CZECH REPUBLIC	4,200,000.00	4,056,360.00
	CZECH REPUBLIC	4,800,000.00	5,015,232.00
	CZECH REPUBLIC	6,400,000.00	5,927,232.00
	CZECH REPUBLIC	2,500,000.00	2,230,900.00
	CZECH REPUBLIC	7,800,000.00	7,383,207.00
	CZECH REPUBLIC	6,600,000.00	7,142,018.40
	CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,225,988.00
	CZECH REPUBLIC	12,100,000.00	10,201,558.40
	CZECH REPUBLIC	11,900,000.00	12,772,270.00
	CZECH REPUBLIC	5,800,000.00	4,876,698.00
	CZECH REPUBLIC	4,500,000.00	4,749,750.00
	CZECH REPUBLIC	8,300,000.00	7,123,790.40
	CZECH REPUBLIC	3,600,000.00	3,938,223.60
	CZECH REPUBLIC	5,000,000.00	4,864,125.00
	CZECH REPUBLIC	5,200,000.00	5,389,878.00
	銘柄数 : 16	98,800,000.00	95,343,166.80
	組入時価比率 : 6.1%		(607,602,933) 6.2%
	フォロント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	16,000,000.00
HUNGARY GOVERNMENT BOND		57,000,000.00	56,597,232.30
HUNGARY GOVERNMENT BOND		73,000,000.00	66,718,350.00
HUNGARY GOVERNMENT BOND		60,000,000.00	54,204,000.00
HUNGARY GOVERNMENT BOND		46,000,000.00	41,073,400.00
HUNGARY GOVERNMENT BOND		32,000,000.00	34,869,974.40

小計	HUNGARY GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	18,246,000.00		
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	38,474,053.80		
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	115,000,000.00	120,310,458.50		
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	75,000,000.00	64,820,250.00		
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	110,000,000.00	94,468,000.00		
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	104,000,000.00	96,449,600.00		
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	62,277,600.00		
	銘柄数：13	838,000,000.00	763,966,765.40		
			(313,220,262)		
	組入時価比率：3.1%		3.2%		
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,464,570.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,796,051.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,400,000.00	2,334,904.80	
POLAND GOVERNMENT BOND		1,400,000.00	1,320,690.00		
POLAND GOVERNMENT BOND		2,700,000.00	2,378,840.40		
POLAND GOVERNMENT BOND		1,200,000.00	1,160,238.00		
POLAND GOVERNMENT BOND		800,000.00	740,861.60		
POLAND GOVERNMENT BOND		800,000.00	736,630.40		
POLAND GOVERNMENT BOND		3,200,000.00	3,539,460.80		
POLAND GOVERNMENT BOND		2,300,000.00	2,073,077.40		
POLAND GOVERNMENT BOND		3,400,000.00	2,663,209.80		
POLAND GOVERNMENT BOND		500,000.00	535,814.50		
銘柄数：12		22,100,000.00	20,744,348.70		
		(750,899,785)			
組入時価比率：7.5%		7.7%			
ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00		
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00		

	小計	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00
		銘柄数 : 17	415,400,000.00	0.00 (0)
	組入時価比率 : 0.0%	0.0%		
レイ	小計	ROMANIA	400,000.00	391,960.00
		ROMANIA	920,000.00	907,120.00
		ROMANIA	500,000.00	482,450.00
		ROMANIA	500,000.00	486,659.45
		ROMANIA	700,000.00	654,570.00
		ROMANIA	760,000.00	750,867.99
		ROMANIA	230,000.00	201,641.00
		ROMANIA	1,150,000.00	1,089,686.87
		ROMANIA	200,000.00	217,220.00
		ROMANIA	700,000.00	590,121.91
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	550,000.00	525,360.00
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	600,000.00	617,209.14
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	785,995.00
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	400,000.00	375,768.00
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,100,000.00	1,128,160.00
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,133,400.00
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	824,800.00
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	300,000.00	343,560.00
		銘柄数 : 18	11,860,000.00	11,506,549.36 (362,559,863)
			組入時価比率 : 3.6%	3.7%
リング	小計	MALAYSIA GOVERNMENT	800,000.00	803,372.00
		MALAYSIA GOVERNMENT	850,000.00	855,850.04
		MALAYSIA GOVERNMENT	2,100,000.00	2,120,527.08
		MALAYSIA GOVERNMENT	800,000.00	793,306.56
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,507,294.32
		MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	430,753.76

	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	700,000.00	709,061.43
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,900,000.00	1,908,845.07
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	600,000.00	588,713.04
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,642,592.48
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	500,000.00	540,151.65
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,085,294.28
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	800,000.00	819,510.80
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	602,461.80
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,410,755.64
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,313,616.46
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,617,800.48
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,705,659.81
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,763,700.87
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,216,418.16
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	553,433.28
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	980,084.20
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,229,634.96
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,098,485.20
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,148,077.68
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,420,000.00	1,392,145.13
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	620,143.32
小計	銘柄数 : 27	31,020,000.00	31,457,689.50 (964,731,838)
	組入時価比率 : 9.7%		9.9%
パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,955,731.20
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,900,000.00	12,792,285.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	11,762,652.00
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,300,000.00	12,655,049.34
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	9,307,063.35
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,453,081.50
	THAILAND GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,276,613.22
	THAILAND GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	15,276,974.40
	THAILAND GOVERNMENT BOND	11,500,000.00	11,614,265.15
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,400,000.00	9,582,139.10
	THAILAND GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	10,963,002.60
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,424,021.42

	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,792,542.40	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,800,000.00	13,663,066.88	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	11,530,496.56	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,321,488.40	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,700,000.00	13,365,124.40	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,168,171.72	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,600,000.00	6,655,997.92	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,100,000.00	13,689,017.92	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,600,000.00	11,114,502.80	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,531,536.44	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,485,956.90	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,135,078.30	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	11,877,841.30	
小計	銘柄数：25	229,300,000.00	229,393,700.22	
			(940,514,170)	
	組入時価比率：9.4%		9.7%	
ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	3,300,000,000.00	3,296,868,960.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,692,284,280.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	6,600,000,000.00	6,476,645,340.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,200,000,000.00	2,301,044,460.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,800,000,000.00	4,622,388,480.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,517,136,260.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,739,717,180.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,593,240,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,565,040,148.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,500,000,000.00	3,757,532,100.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,338,409,584.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,699,394,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,900,000,000.00	3,862,950,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	5,700,000,000.00	6,385,672,950.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	800,000,000.00	934,703,520.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,700,000,000.00	4,630,471,960.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,754,472,480.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,997,644,460.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,100,000,000.00	2,175,463,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,200,000,000.00	3,207,009,280.00	

	INDONESIA GOVERNMENT	1,500,000,000.00	1,501,637,850.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,180,000,000.00	4,684,127,228.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,400,000,000.00	2,537,290,320.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,030,000,000.00	4,516,414,149.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,923,904,700.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,766,151,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,773,293,900.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,143,047,300.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,543,200,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,909,088,000.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,038,425,000.00	
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	961,560,100.00	
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	3,000,000,000.00	3,043,872,000.00	
小計	銘柄数：33	100,080,000,000.00	103,890,100,989.00	
			(955,788,929)	
	組入時価比率：9.6%		9.8%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	4,200,000.00	4,204,891.74	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	897,280.02	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,597,700.32	
	CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	801,492.72	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000.00	7,255,378.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,790,211.42	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	400,695.08	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,518,687.75	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,814,181.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,493,807.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,938,216.22	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,003,992.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,216,671.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,400,000.00	2,409,095.04	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,002,079.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,706,439.77	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,500,000.00	4,632,309.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	504,626.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,721,630.63	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,224,207.84	

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,185,541.82		
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,959,180.47		
		CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	430,766.60		
		CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	937,197.63		
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	531,301.15		
		銘柄数：25	47,500,000.00	48,177,582.72	(960,492,377)	
	組入時価比率：9.6%			9.9%		
	エジプトポンド	小計	EGYPT GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,760,037.80	
			EGYPT GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	4,983,726.60	
			EGYPT GOVERNMENT BOND	6,300,000.00	5,040,159.39	
			EGYPT GOVERNMENT BOND	3,200,000.00	2,312,411.20	
			EGYPT GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	3,335,700.50	
			銘柄数：5	22,500,000.00	17,432,035.49	(80,253,604)
	組入時価比率：0.8%			0.8%		
	ランド	小計	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000.00	13,636,350.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,500,000.00	18,036,525.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,060,000.00	7,581,408.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,800,000.00	12,048,090.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,700,000.00	9,865,440.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,800,000.00	3,150,000.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,800,000.00	8,414,280.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,600,000.00	7,546,560.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	5,050,000.00	3,076,207.50	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,800,000.00	8,761,500.00	
			REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000.00	13,123,940.00	
銘柄数：11			126,910,000.00	105,240,300.50	(814,559,925)	
組入時価比率：8.2%					8.4%	
合計			9,739,696,193	(9,739,696,193)		

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：円)

(2023年12月22日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,736,804,471
株式	591,833,311,000
派生商品評価勘定	5,186,190
未収配当金	57,392,150
未収利息	206,129
その他未収収益	11,572,326
差入委託証拠金	483,137,829
流動資産合計	623,127,610,095
資産合計	623,127,610,095
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	117,952,915
未払解約金	156,335,961
未払利息	10,829
有価証券貸借取引受入金	23,646,902,805
流動負債合計	23,921,202,510
負債合計	23,921,202,510
純資産の部	
元本等	
元本	230,502,869,990
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	368,703,537,595
元本等合計	599,206,407,585
純資産合計	599,206,407,585
負債純資産合計	623,127,610,095

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月22日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,5996円
(10,000口当たり純資産額)	(25,996円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	22,449,824,120円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月23日 至 2023年12月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月22日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年12月22日現在	
期首	2023年6月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	220,816,348,047円
同期中における追加設定元本額	23,754,841,780円
同期中における一部解約元本額	14,068,319,837円

期末元本額		230,502,869,990円
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30		105,351,489円
バランスセレクト50		241,070,677円
バランスセレクト70		388,272,622円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		1,739,169,036円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		2,392,671,885円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		9,992,221,600円
野村資産設計ファンド2015		26,507,011円
野村資産設計ファンド2020		29,294,171円
野村資産設計ファンド2025		45,063,654円
野村資産設計ファンド2030		77,810,598円
野村資産設計ファンド2035		77,411,830円
野村資産設計ファンド2040		139,335,433円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)		20,507,318,665円
のむラップ・ファンド(保守型)		1,750,646,187円
のむラップ・ファンド(普通型)		14,232,306,819円
のむラップ・ファンド(積極型)		6,621,836,259円
野村資産設計ファンド2045		31,611,483円
野村インデックスファンド・TOPIX		2,101,989,620円
マイ・ロード		2,083,629,872円
ネクストコア		21,998,603円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型		1,116,682,394円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)		2,846,344,575円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		1,062,054,011円
野村資産設計ファンド2050		35,785,346円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		8,359,588円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		5,550,223円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		4,616,481円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		4,493,442円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		341,198,317円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		1,080,036,883円
インデックス・ブレンド(タイプI)		3,906,532円
インデックス・ブレンド(タイプII)		3,788,733円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		26,860,951円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		12,117,173円
インデックス・ブレンド(タイプV)		37,717,394円
野村6資産均等バランス		4,144,477,164円
世界6資産分散ファンド		89,142,742円
野村資産設計ファンド2060		30,033,938円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)		14,340,707円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式		3,539,294,563円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		182,982,482円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		108,208,634円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		246,375,533円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)		113,168,765円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)		1,629,199円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)		4,673,910円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)		201,356円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)		1,469,153,609円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)		640,394円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		13,085,893円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)		28,862,580円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		8,087,536円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		69,089,252円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		129,047,580円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)		3,502,485,930円

野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	24,691,635円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	183,480,052円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	3,973,378,565円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	31,587,547円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	122,158,411円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1,828,993円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	5,026,885円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	26,437,908円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	33,721,615円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	98,951,758円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	7,573,212,972円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	23,190,151,914円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	30,260,729,028円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	40,252,624,413円
マイバランスDC30	3,308,998,004円
マイバランスDC50	6,169,471,112円
マイバランスDC70	7,358,761,922円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	13,614,299,419円
野村DC運用戦略ファンド	1,017,741,159円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	83,907,131円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	2,041,446,551円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,900,172,252円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,694,493,214円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	15,611,739円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	7,755,624円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	140,217,545円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	45,764,946円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	49,060,185円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	36,160,096円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,096,896,717円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	859,162,795円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	653,722,047円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	895,539,102円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	29,152,710円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	342,699,613円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	156,417,327円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	219,807,149円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	97,448,061円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	170,550円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	9,500	3,725.00	35,387,500	
		ニッセイ	250,000	762.80	190,700,000	貸付有価証券 1,000株
		マルハニチロ	37,100	2,740.00	101,654,000	貸付有価証券 300株

雪国まいたけ	21,300	919.00	19,574,700	貸付有価証券 600株
カネコ種苗	7,700	1,407.00	10,833,900	
サカタのタネ	28,400	3,860.00	109,624,000	貸付有価証券 800株
ホクト	20,000	1,731.00	34,620,000	
ホクリヨウ	2,300	1,008.00	2,318,400	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
住石ホールディングス	24,700	1,044.00	25,786,800	貸付有価証券 11,500株 (300株)
日鉄鉱業	10,000	5,230.00	52,300,000	
三井松島ホールディングス	14,800	2,683.00	39,708,400	貸付有価証券 6,500株 (1,800株)
I N P E X	924,500	1,928.50	1,782,898,250	貸付有価証券 158,600株
石油資源開発	29,000	5,220.00	151,380,000	
K&Oエナジーグループ	11,300	2,090.00	23,617,000	
ショーボンドホールディングス	34,100	6,151.00	209,749,100	
ミライト・ワン	82,700	1,853.50	153,284,450	貸付有価証券 800株
タマホーム	15,700	3,840.00	60,288,000	貸付有価証券 7,200株 (400株)
サンヨーホームズ	1,700	730.00	1,241,000	
日本アクア	5,800	863.00	5,005,400	貸付有価証券 2,700株 (1,200株)
ファーストコーポレーション	3,600	726.00	2,613,600	貸付有価証券 300株
ベステラ	3,300	1,048.00	3,458,400	貸付有価証券 1,500株 (900株)
キャンディル	2,500	568.00	1,420,000	貸付有価証券 1,600株
ダイセキ環境ソリューション	2,800	1,087.00	3,043,600	
第一カッター興業	6,400	1,313.00	8,403,200	
安藤・間	144,800	1,079.00	156,239,200	
東急建設	78,300	788.00	61,700,400	貸付有価証券 100株
コムシスホールディングス	79,800	3,108.00	248,018,400	貸付有価証券 900株
ビーアールホールディングス	36,600	350.00	12,810,000	貸付有価証券 1,200株
高松コンストラクショングループ	18,600	2,617.00	48,676,200	
東建コーポレーション	7,200	8,920.00	64,224,000	貸付有価証券 300株
ソネック	1,500	948.00	1,422,000	

ヤマウラ	12,700	1,340.00	17,018,000	貸付有価証券 1,700株
オリエンタル白石	92,500	333.00	30,802,500	貸付有価証券 400株
大成建設	163,600	4,751.00	777,263,600	貸付有価証券 3,400株
大林組	625,400	1,198.50	749,541,900	貸付有価証券 3,100株
清水建設	495,800	913.00	452,665,400	貸付有価証券 9,400株
飛島建設	18,000	1,282.00	23,076,000	
長谷工コーポレーション	160,400	1,785.50	286,394,200	貸付有価証券 24,600株 (100株)
松井建設	16,300	802.00	13,072,600	
銭高組	1,500	3,875.00	5,812,500	
鹿島建設	387,700	2,279.50	883,762,150	
不動テトラ	12,100	2,213.00	26,777,300	
大末建設	3,900	1,299.00	5,066,100	貸付有価証券 1,800株 (800株)
鉄建建設	12,500	1,919.00	23,987,500	
西松建設	33,400	3,860.00	128,924,000	
三井住友建設	130,200	396.00	51,559,200	貸付有価証券 1,000株
大豊建設	6,000	3,660.00	21,960,000	
佐田建設	6,200	606.00	3,757,200	
ナカノフドー建設	6,900	472.00	3,256,800	
奥村組	28,400	4,480.00	127,232,000	
東鉄工業	21,700	3,065.00	66,510,500	
イチケン	2,400	2,232.00	5,356,800	
富士ピー・エス	4,300	456.00	1,960,800	
浅沼組	12,900	3,635.00	46,891,500	
戸田建設	236,600	933.60	220,889,760	貸付有価証券 2,300株
熊谷組	29,300	3,465.00	101,524,500	
北野建設	1,800	3,115.00	5,607,000	
植木組	2,700	1,457.00	3,933,900	
矢作建設工業	23,800	1,308.00	31,130,400	貸付有価証券 100株
ピーエス三菱	22,200	850.00	18,870,000	貸付有価証券 8,700株 (1,100株)
日本ハウスホールディングス	37,300	292.00	10,891,600	貸付有価証券 12,900株 (5,000株)
新日本建設	24,500	1,059.00	25,945,500	

東亜道路工業	7,000	6,770.00	47,390,000	
日本道路	20,500	1,970.00	40,385,000	
東亜建設工業	13,500	3,405.00	45,967,500	
日本国土開発	49,700	567.00	28,179,900	貸付有価証券 1,400株
若築建設	6,100	2,996.00	18,275,600	
東洋建設	44,000	1,124.00	49,456,000	貸付有価証券 1,700株
五洋建設	247,900	781.10	193,634,690	貸付有価証券 100株
世紀東急工業	22,500	1,594.00	35,865,000	貸付有価証券 9,100株 (400株)
福田組	6,600	5,030.00	33,198,000	貸付有価証券 3,100株
住友林業	151,100	4,289.00	648,067,900	
日本基礎技術	5,900	424.00	2,501,600	貸付有価証券 300株
巴コーポレーション	12,200	565.00	6,893,000	
大和ハウス工業	483,600	4,151.00	2,007,423,600	貸付有価証券 31,700株
ライト工業	36,000	1,881.00	67,716,000	
積水ハウス	530,300	3,026.00	1,604,687,800	貸付有価証券 56,100株
日特建設	16,700	1,025.00	17,117,500	
北陸電気工事	12,000	982.00	11,784,000	
ユアテック	38,500	1,051.00	40,463,500	
日本リーテック	13,700	1,155.00	15,823,500	
四電工	7,300	3,000.00	21,900,000	
中電工	27,100	2,569.00	69,619,900	
関電工	109,500	1,349.00	147,715,500	貸付有価証券 300株 (200株)
きんでん	123,100	2,372.50	292,054,750	
東京エネシス	17,400	1,042.00	18,130,800	貸付有価証券 400株
トーエネック	5,800	4,320.00	25,056,000	
住友電設	16,600	2,603.00	43,209,800	
日本電設工業	32,800	1,923.00	63,074,400	
エクシオグループ	87,900	3,056.00	268,622,400	貸付有価証券 6,600株 (1,100株)
新日本空調	11,300	2,242.00	25,334,600	
九電工	37,800	5,036.00	190,360,800	貸付有価証券 400株
三機工業	37,800	1,729.00	65,356,200	

日揮ホールディングス	173,000	1,592.00	275,416,000	
中外炉工業	5,700	2,212.00	12,608,400	
ヤマト	8,100	918.00	7,435,800	貸付有価証券 200株
太平電業	10,900	4,280.00	46,652,000	
高砂熱学工業	46,800	3,235.00	151,398,000	貸付有価証券 700株
三晃金属工業	1,300	4,485.00	5,830,500	
朝日工業社	8,200	2,957.00	24,247,400	
明星工業	33,800	1,088.00	36,774,400	貸付有価証券 200株
大気社	20,200	4,120.00	83,224,000	貸付有価証券 300株
ダイダン	23,000	1,371.00	31,533,000	貸付有価証券 10,800株 (1,500株)
日比谷総合設備	12,700	2,523.00	32,042,100	
フィル・カンパニー	2,700	551.00	1,487,700	貸付有価証券 200株
テスホールディングス	37,700	410.00	15,457,000	貸付有価証券 1,100株
インフロニア・ホールディングス	201,600	1,398.00	281,836,800	貸付有価証券 5,700株
レイズネクスト	25,300	1,477.00	37,368,100	
ニッポン	52,600	2,237.00	117,666,200	貸付有価証券 24,700株 (24,400株)
日清製粉グループ本社	162,300	1,887.00	306,260,100	貸付有価証券 100株
日東富士製粉	3,100	4,740.00	14,694,000	
昭和産業	17,000	3,105.00	52,785,000	
鳥越製粉	8,700	673.00	5,855,100	貸付有価証券 4,000株
中部飼料	24,300	1,080.00	26,244,000	貸付有価証券 200株
フィード・ワン	25,700	770.00	19,789,000	
東洋精糖	1,800	1,986.00	3,574,800	貸付有価証券 800株
日本甜菜製糖	10,200	1,948.00	19,869,600	
DM三井製糖ホールディングス	17,400	2,909.00	50,616,600	
塩水港精糖	12,800	226.00	2,892,800	
ウェルネオシュガー	8,800	2,099.00	18,471,200	
森永製菓	37,600	5,081.00	191,045,600	
中村屋	4,400	3,060.00	13,464,000	貸付有価証券 300株

江崎グリコ	50,200	4,113.00	206,472,600	貸付有価証券 200株
名糖産業	6,900	1,660.00	11,454,000	貸付有価証券 2,200株
井村屋グループ	10,500	2,333.00	24,496,500	
不二家	12,000	2,515.00	30,180,000	貸付有価証券 5,600株
山崎製パン	117,500	3,227.00	379,172,500	
第一屋製パン	1,800	665.00	1,197,000	
モロゾフ	5,700	3,755.00	21,403,500	
亀田製菓	10,000	3,965.00	39,650,000	貸付有価証券 2,800株
寿スピリッツ	83,000	2,152.50	178,657,500	
カルビー	80,400	2,788.50	224,195,400	貸付有価証券 200株
森永乳業	63,800	2,657.00	169,516,600	貸付有価証券 7,200株 (1,100株)
六甲バター	12,900	1,340.00	17,286,000	貸付有価証券 6,000株
ヤクルト本社	250,900	3,127.00	784,564,300	
明治ホールディングス	215,200	3,292.00	708,438,400	貸付有価証券 500株
雪印メグミルク	42,500	2,080.00	88,400,000	貸付有価証券 200株
プリマハム	23,600	2,269.00	53,548,400	
日本ハム	75,500	4,589.00	346,469,500	
林兼産業	3,300	558.00	1,841,400	
丸大食品	17,700	1,605.00	28,408,500	
S F o o d s	19,400	3,285.00	63,729,000	
柿安本店	6,800	2,429.00	16,517,200	貸付有価証券 3,100株 (300株)
伊藤ハム米久ホールディングス	26,800	3,800.00	101,840,000	
サッポロホールディングス	57,800	6,066.00	350,614,800	貸付有価証券 7,400株
アサヒグループホールディングス	405,600	5,336.00	2,164,281,600	
キリンホールディングス	731,300	2,090.00	1,528,417,000	
宝ホールディングス	119,800	1,246.00	149,270,800	貸付有価証券 4,900株
オエノンホールディングス	52,500	366.00	19,215,000	貸付有価証券 24,600株
養命酒製造	5,800	1,852.00	10,741,600	
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	137,500	2,045.00	281,187,500	貸付有価証券 700株

ライフドリンク カンパニー	2,600	4,745.00	12,337,000	
サントリー食品インターナショナル	123,600	4,666.00	576,717,600	
ダイドーグループホールディングス	9,900	5,820.00	57,618,000	
伊藤園	59,500	4,074.00	242,403,000	貸付有価証券 11,300株
キーコーヒー	19,700	2,050.00	40,385,000	貸付有価証券 200株
ユニカフェ	3,200	973.00	3,113,600	貸付有価証券 1,500株 (100株)
ジャパンフーズ	1,500	1,226.00	1,839,000	貸付有価証券 1,000株
日清オイリオグループ	24,700	4,165.00	102,875,500	
不二製油グループ本社	40,900	2,285.00	93,456,500	
かどや製油	1,200	3,520.00	4,224,000	
J-オイルミルズ	20,100	1,919.00	38,571,900	
キッコーマン	116,300	8,617.00	1,002,157,100	貸付有価証券 3,700株
味の素	417,200	5,399.00	2,252,462,800	貸付有価証券 33,900株 (200株)
ブルドックソース	9,300	2,114.00	19,660,200	
キューピー	94,300	2,452.00	231,223,600	貸付有価証券 16,400株
ハウス食品グループ本社	60,500	3,040.00	183,920,000	貸付有価証券 200株 (200株)
カゴメ	75,500	3,113.00	235,031,500	
焼津水産化学工業	4,200	1,198.00	5,031,600	貸付有価証券 300株 (300株)
アリアケジャパン	17,500	4,605.00	80,587,500	貸付有価証券 1,100株
ピエトロ	1,300	1,833.00	2,382,900	貸付有価証券 300株
エバラ食品工業	4,200	2,780.00	11,676,000	
やまみ	900	3,400.00	3,060,000	
ニチレイ	80,500	3,440.00	276,920,000	
東洋水産	88,700	7,261.00	644,050,700	
イトアンドホールディングス	8,100	2,061.00	16,694,100	貸付有価証券 3,800株
大冷	1,400	1,913.00	2,678,200	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,000	1,022.00	8,176,000	貸付有価証券 3,700株 (2,600株)
日清食品ホールディングス	61,700	14,510.00	895,267,000	貸付有価証券 400株
永谷園ホールディングス	8,600	2,115.00	18,189,000	

一正蒲鉾	4,200	732.00	3,074,400	
フジッコ	18,000	1,889.00	34,002,000	
ロック・フィールド	19,600	1,559.00	30,556,400	
日本たばこ産業	1,066,800	3,722.00	3,970,629,600	貸付有価証券 14,400株
ケンコーマヨネーズ	12,100	1,622.00	19,626,200	
わらべや日洋ホールディングス	11,800	3,425.00	40,415,000	
なとり	11,000	2,048.00	22,528,000	
イフジ産業	1,900	1,389.00	2,639,100	貸付有価証券 700株(600株)
ファーマフーズ	25,200	985.00	24,822,000	貸付有価証券 11,700株
ユーグレナ	109,300	716.00	78,258,800	貸付有価証券 51,300株(5,300株)
紀文食品	15,200	1,179.00	17,920,800	
ピクルスホールディングス	10,300	1,200.00	12,360,000	
ミヨシ油脂	3,800	1,357.00	5,156,600	貸付有価証券 1,700株
理研ビタミン	15,200	2,241.00	34,063,200	
片倉工業	16,400	1,629.00	26,715,600	貸付有価証券 700株
グンゼ	12,700	5,050.00	64,135,000	
東洋紡	77,200	1,041.00	80,365,200	貸付有価証券 1,300株
ユニチカ	57,800	170.00	9,826,000	貸付有価証券 15,500株(2,900株)
富士紡ホールディングス	7,800	3,780.00	29,484,000	
倉敷紡績	13,300	2,744.00	36,495,200	
シキボウ	8,300	1,068.00	8,864,400	
日本毛織	47,100	1,272.00	59,911,200	貸付有価証券 2,100株
ダイトウボウ	16,200	89.00	1,441,800	貸付有価証券 7,600株(2,500株)
トーア紡コーポレーション	3,900	434.00	1,692,600	貸付有価証券 1,800株
ダイドーリミテッド	14,300	430.00	6,149,000	貸付有価証券 1,000株(900株)
帝国繊維	20,100	2,022.00	40,642,200	貸付有価証券 1,700株
帝人	171,600	1,323.00	227,026,800	貸付有価証券 100株
東レ	1,196,500	729.10	872,368,150	
住江織物	2,000	2,145.00	4,290,000	

日本フェルト	6,000	424.00	2,544,000	
イチカワ	1,200	1,585.00	1,902,000	
日東製網	1,000	1,488.00	1,488,000	
アツギ	6,900	495.00	3,415,500	
ダイニック	3,100	719.00	2,228,900	
セーレン	34,500	2,429.00	83,800,500	貸付有価証券 16,200株(14,100 株)
ソトー	3,100	698.00	2,163,800	
東海染工	1,000	888.00	888,000	
小松マテーレ	25,900	734.00	19,010,600	
ワコールホールディング ス	36,600	3,286.00	120,267,600	貸付有価証券 2,500株
ホギメディカル	23,600	3,575.00	84,370,000	
クラウドディアホールディ ングス	2,300	371.00	853,300	貸付有価証券 1,400株(1,000株)
T S I ホールディングス	58,100	718.00	41,715,800	貸付有価証券 8,800株
マツオカコーポレーショ ン	3,000	1,498.00	4,494,000	
ワールド	25,200	1,674.00	42,184,800	貸付有価証券 100株
三陽商会	5,900	2,753.00	16,242,700	貸付有価証券 100株(100株)
ナイガイ	3,300	268.00	884,400	貸付有価証券 1,700株
オンワードホールディン グス	105,300	490.00	51,597,000	
ルックホールディングス	4,300	2,490.00	10,707,000	貸付有価証券 2,000株
ゴールドウイン	31,600	10,070.00	318,212,000	
デサント	30,800	3,695.00	113,806,000	貸付有価証券 100株
キング	3,700	688.00	2,545,600	貸付有価証券 600株
ヤマトインターナシヨナ ル	7,800	296.00	2,308,800	
特種東海製紙	9,800	3,830.00	37,534,000	貸付有価証券 1,000株
王子ホールディングス	743,900	537.00	399,474,300	貸付有価証券 73,400株(5,300株)
日本製紙	100,800	1,274.00	128,419,200	貸付有価証券 200株
三菱製紙	13,400	516.00	6,914,400	貸付有価証券 5,700株
北越コーポレーション	87,800	1,690.00	148,382,000	貸付有価証券 41,200株

中越パルプ工業	4,000	1,740.00	6,960,000	
大王製紙	78,900	1,136.50	89,669,850	貸付有価証券 9,500株
阿波製紙	2,700	364.00	982,800	貸付有価証券 1,700株
レンゴー	162,600	929.70	151,169,220	貸付有価証券 1,900株
トーモク	10,300	2,132.00	21,959,600	貸付有価証券 200株
ザ・パック	13,300	3,170.00	42,161,000	貸付有価証券 6,200株
北の達人コーポレーション	75,200	203.00	15,265,600	貸付有価証券 35,300株 (100株)
クラレ	260,300	1,439.00	374,571,700	貸付有価証券 1,600株
旭化成	1,208,200	1,040.00	1,256,528,000	
共和レザー	5,700	710.00	4,047,000	
巴川製紙所	2,800	904.00	2,531,200	貸付有価証券 1,200株
レゾナック・ホールディングス	172,600	2,838.50	489,925,100	
住友化学	1,325,300	336.00	445,300,800	貸付有価証券 108,900株
住友精化	8,400	4,870.00	40,908,000	
日産化学	83,900	5,498.00	461,282,200	貸付有価証券 12,500株
ラサ工業	6,900	2,139.00	14,759,100	貸付有価証券 100株
クレハ	13,000	8,620.00	112,060,000	
多木化学	6,900	3,355.00	23,149,500	貸付有価証券 3,200株 (200株)
テイカ	15,400	1,335.00	20,559,000	
石原産業	29,600	1,325.00	39,220,000	
片倉コープアグリ	2,400	1,026.00	2,462,400	貸付有価証券 1,100株 (500株)
日本曹達	21,100	5,510.00	116,261,000	
東ソー	238,400	1,793.50	427,570,400	貸付有価証券 100株
トクヤマ	57,700	2,349.50	135,566,150	貸付有価証券 600株
セントラル硝子	19,100	2,626.00	50,156,600	貸付有価証券 200株
東亜合成	89,500	1,320.50	118,184,750	貸付有価証券 100株
大阪ソーダ	12,500	9,140.00	114,250,000	貸付有価証券 5,800株 (200株)
関東電化工業	34,500	854.00	29,463,000	貸付有価証券

				1,100株
デンカ	64,900	2,452.00	159,134,800	貸付有価証券 5,100株
信越化学工業	1,619,400	5,781.00	9,361,751,400	貸付有価証券 14,800株
日本カーバイド工業	6,600	1,404.00	9,266,400	
堺化学工業	13,600	1,864.00	25,350,400	
第一稀元素化学工業	19,500	945.00	18,427,500	貸付有価証券 100株
エア・ウォーター	168,500	1,851.00	311,893,500	貸付有価証券 3,500株
日本酸素ホールディングス	173,300	3,698.00	640,863,400	貸付有価証券 1,400株
日本化学工業	6,500	1,863.00	12,109,500	
東邦アセチレン	2,100	1,945.00	4,084,500	
日本パーカライジング	79,600	1,126.00	89,629,600	
高压ガス工業	25,900	874.00	22,636,600	
チタン工業	1,300	1,166.00	1,515,800	
四国化成ホールディングス	22,900	1,656.00	37,922,400	貸付有価証券 7,100株
戸田工業	4,100	1,476.00	6,051,600	貸付有価証券 1,900株 (800株)
ステラ ケミファ	9,700	3,290.00	31,913,000	貸付有価証券 100株
保土谷化学工業	5,600	3,550.00	19,880,000	
日本触媒	27,200	5,295.00	144,024,000	貸付有価証券 500株
大日精化工業	12,400	2,472.00	30,652,800	
カネカ	45,300	3,521.00	159,501,300	貸付有価証券 300株
三菱瓦斯化学	133,400	2,228.50	297,281,900	
三井化学	147,300	4,245.00	625,288,500	貸付有価証券 29,300株
J S R	194,500	4,004.00	778,778,000	貸付有価証券 1,600株
東京応化工業	28,400	9,223.00	261,933,200	
大阪有機化学工業	14,900	2,655.00	39,559,500	
三菱ケミカルグループ	1,305,600	888.10	1,159,503,360	貸付有価証券 6,300株
KHネオケム	27,200	2,256.00	61,363,200	貸付有価証券 500株
ダイセル	229,600	1,372.00	315,011,200	貸付有価証券 900株
住友ベークライト	25,000	7,293.00	182,325,000	貸付有価証券 1,400株

積水化学工業	362,000	2,024.50	732,869,000	貸付有価証券 8,300株
日本ゼオン	122,400	1,302.50	159,426,000	貸付有価証券 18,000株
アイカ工業	45,100	3,315.00	149,506,500	
UBE	85,000	2,277.50	193,587,500	
積水樹脂	26,700	2,459.00	65,655,300	
タキロンシーアイ	45,500	645.00	29,347,500	貸付有価証券 1,000株
旭有機材	11,900	3,760.00	44,744,000	
ニチバン	9,700	1,713.00	16,616,100	貸付有価証券 900株
リケンテクノス	38,500	841.00	32,378,500	
大倉工業	8,300	2,669.00	22,152,700	貸付有価証券 3,900株
積水化成品工業	25,100	472.00	11,847,200	
群栄化学工業	4,200	2,986.00	12,541,200	
タイガースポリマー	4,500	826.00	3,717,000	
ミライアル	3,400	1,395.00	4,743,000	貸付有価証券 1,500株 (1,400株)
ダイキアクシス	4,100	771.00	3,161,100	貸付有価証券 1,900株
ダイキョーニシカワ	39,400	684.00	26,949,600	
竹本容器	3,800	783.00	2,975,400	
森六ホールディングス	10,200	2,801.00	28,570,200	
恵和	12,800	1,202.00	15,385,600	貸付有価証券 6,000株 (1,600株)
日本化薬	136,400	1,329.50	181,343,800	貸付有価証券 3,100株
カーリットホールディングス	19,200	911.00	17,491,200	貸付有価証券 100株
日本精化	11,800	2,909.00	34,326,200	貸付有価証券 300株
扶桑化学工業	18,900	4,200.00	79,380,000	貸付有価証券 500株
トリケミカル研究所	21,700	3,510.00	76,167,000	貸付有価証券 2,800株
ADEKA	62,300	2,845.50	177,274,650	
日油	55,200	6,967.00	384,578,400	
新日本理化	13,700	177.00	2,424,900	貸付有価証券 4,500株 (3,300株)
ハリマ化成グループ	9,700	789.00	7,653,300	貸付有価証券 500株
花王	403,800	5,790.00	2,338,002,000	貸付有価証券 100株

第一工業製薬	7,100	1,749.00	12,417,900	
石原ケミカル	8,200	1,890.00	15,498,000	
日華化学	4,000	937.00	3,748,000	貸付有価証券 1,800株
ニイタカ	1,800	1,911.00	3,439,800	貸付有価証券 800株 (700株)
三洋化成工業	11,000	4,225.00	46,475,000	
有機合成薬品工業	8,100	278.00	2,251,800	貸付有価証券 1,000株
大日本塗料	19,800	1,005.00	19,899,000	貸付有価証券 200株
日本ペイントホールディングス	948,300	1,125.00	1,066,837,500	
関西ペイント	175,000	2,336.00	408,800,000	
神東塗料	8,300	126.00	1,045,800	貸付有価証券 100株
中国塗料	36,700	1,657.00	60,811,900	
日本特殊塗料	7,100	1,191.00	8,456,100	
藤倉化成	21,800	423.00	9,221,400	
太陽ホールディングス	31,100	3,080.00	95,788,000	貸付有価証券 100株
D I C	69,800	2,578.50	179,979,300	貸付有価証券 100株
サカタインクス	39,700	1,315.00	52,205,500	貸付有価証券 5,300株
東洋インキSCホールディングス	38,900	2,647.00	102,968,300	
T&K TOKA	17,100	1,443.00	24,675,300	
富士フイルムホールディングス	331,700	8,573.00	2,843,664,100	
資生堂	373,400	4,349.00	1,623,916,600	貸付有価証券 900株
ライオン	234,000	1,324.00	309,816,000	
高砂香料工業	13,400	3,365.00	45,091,000	
マンダム	38,600	1,270.00	49,022,000	
ミルボン	24,300	3,728.00	90,590,400	貸付有価証券 2,400株 (300株)
ファンケル	78,200	2,316.00	181,111,200	
コーセー	36,400	10,565.00	384,566,000	貸付有価証券 2,600株 (2,600株)
コタ	16,500	1,538.00	25,377,000	
シーボン	1,400	1,482.00	2,074,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	91,700	1,607.50	147,407,750	貸付有価証券 14,200株

ノビアホールディングス	15,900	5,150.00	81,885,000	
アジュバンホールディングス	2,400	920.00	2,208,000	貸付有価証券 700株
新日本製薬	10,200	1,666.00	16,993,200	
I - n e	3,600	2,423.00	8,722,800	貸付有価証券 200株 (100株)
アクシージア	9,100	898.00	8,171,800	貸付有価証券 600株
エステー	13,800	1,518.00	20,948,400	
アグロ カネショウ	7,100	1,574.00	11,175,400	
コニシ	25,800	2,645.00	68,241,000	貸付有価証券 100株
長谷川香料	34,200	3,185.00	108,927,000	貸付有価証券 1,300株
小林製薬	52,000	6,683.00	347,516,000	貸付有価証券 300株
荒川化学工業	15,100	1,001.00	15,115,100	
メック	14,700	4,085.00	60,049,500	貸付有価証券 5,800株
日本高純度化学	4,000	2,417.00	9,668,000	
タカラバイオ	48,200	1,194.00	57,550,800	貸付有価証券 300株
J C U	20,000	3,735.00	74,700,000	
新田ゼラチン	6,700	738.00	4,944,600	貸付有価証券 3,200株 (2,000株)
O A Tアグリオ	5,200	1,797.00	9,344,400	貸付有価証券 2,400株
デクセリアルズ	44,800	4,179.00	187,219,200	貸付有価証券 3,100株
アース製薬	16,200	4,620.00	74,844,000	貸付有価証券 2,800株 (700株)
北興化学工業	18,000	990.00	17,820,000	
大成ラミック	5,200	2,806.00	14,591,200	
クミアイ化学工業	71,000	780.00	55,380,000	貸付有価証券 33,300株
日本農薬	32,800	623.00	20,434,400	貸付有価証券 2,900株
アキレス	11,300	1,530.00	17,289,000	
有沢製作所	31,300	1,025.00	32,082,500	貸付有価証券 400株
日東電工	114,900	10,560.00	1,213,344,000	貸付有価証券 8,700株
レック	22,900	1,037.00	23,747,300	貸付有価証券 100株
三光合成	22,500	489.00	11,002,500	

きもと	16,400	185.00	3,034,000	貸付有価証券 300株
藤森工業	14,100	3,750.00	52,875,000	
前澤化成工業	11,500	1,525.00	17,537,500	貸付有価証券 5,400株
未来工業	6,400	3,110.00	19,904,000	
ウェーブロックホールディングス	3,700	628.00	2,323,600	貸付有価証券 700株 (700株)
J S P	12,600	1,767.00	22,264,200	貸付有価証券 5,900株
エフピコ	33,800	2,903.00	98,121,400	貸付有価証券 100株
天馬	13,000	2,167.00	28,171,000	
信越ポリマー	38,600	1,607.00	62,030,200	貸付有価証券 100株
東リ	24,500	324.00	7,938,000	貸付有価証券 900株
ニフコ	53,500	3,513.00	187,945,500	
バルカー	15,000	4,040.00	60,600,000	貸付有価証券 400株
ユニ・チャーム	372,500	5,027.00	1,872,557,500	貸付有価証券 100株
ショーエイコーポレーション	3,100	574.00	1,779,400	
協和キリン	216,000	2,341.00	505,656,000	
武田薬品工業	1,582,500	3,998.00	6,326,835,000	貸付有価証券 21,600株
アステラス製薬	1,568,500	1,670.00	2,619,395,000	貸付有価証券 13,500株
住友ファーマ	132,600	458.00	60,730,800	貸付有価証券 61,600株 (45,200株)
塩野義製薬	225,400	6,790.00	1,530,466,000	貸付有価証券 200株
わかもと製薬	10,500	193.00	2,026,500	貸付有価証券 200株
日本新薬	46,800	4,906.00	229,600,800	
中外製薬	559,700	5,315.00	2,974,805,500	貸付有価証券 100株
科研製薬	30,600	3,258.00	99,694,800	
エーザイ	217,500	6,983.00	1,518,802,500	貸付有価証券 100株
ロート製薬	173,200	2,816.50	487,817,800	
小野薬品工業	379,500	2,472.50	938,313,750	貸付有価証券 33,200株
久光製薬	39,700	4,296.00	170,551,200	貸付有価証券 9,200株 (900株)

持田製薬	20,500	3,285.00	67,342,500	
参天製薬	325,900	1,400.50	456,422,950	貸付有価証券 700株
扶桑薬品工業	6,300	1,863.00	11,736,900	
日本ケミファ	1,100	1,582.00	1,740,200	
ツムラ	56,300	2,656.00	149,532,800	
キッセイ薬品工業	29,600	3,220.00	95,312,000	貸付有価証券 1,000株
生化学工業	30,300	737.00	22,331,100	貸付有価証券 2,900株
栄研化学	34,800	1,719.00	59,821,200	貸付有価証券 1,500株
鳥居薬品	9,600	3,595.00	34,512,000	
JCRファーマ	60,500	1,122.00	67,881,000	貸付有価証券 6,000株
東和薬品	27,500	2,346.00	64,515,000	貸付有価証券 100株
富士製薬工業	13,200	1,630.00	21,516,000	
ゼリア新薬工業	24,800	1,981.00	49,128,800	
そーせいグループ	58,700	1,375.00	80,712,500	貸付有価証券 27,500株 (300株)
第一三共	1,557,800	3,831.00	5,967,931,800	貸付有価証券 27,300株
杏林製薬	38,800	1,768.00	68,598,400	
大幸薬品	36,800	272.00	10,009,600	貸付有価証券 17,200株 (4,500株)
ダイト	13,700	1,833.00	25,112,100	貸付有価証券 1,000株
大塚ホールディングス	371,900	5,317.00	1,977,392,300	
大正製薬ホールディングス	39,700	8,624.00	342,372,800	
ペプチドリーム	86,700	1,319.00	114,357,300	貸付有価証券 7,400株 (100株)
セルソース	4,900	1,336.00	6,546,400	貸付有価証券 2,300株 (2,200株)
あすか製薬ホールディングス	18,300	1,742.00	31,878,600	
サワイグループホールディングス	40,900	5,015.00	205,113,500	
日本コークス工業	181,400	118.00	21,405,200	
ニチレキ	23,200	2,401.00	55,703,200	貸付有価証券 100株
ユシロ化学工業	9,300	1,654.00	15,382,200	
ビーピー・カストロール	3,800	886.00	3,366,800	貸付有価証券 100株
富士石油	52,100	354.00	18,443,400	貸付有価証券

				1,200株
MORESCO	3,600	1,252.00	4,507,200	貸付有価証券 500株
出光興産	198,600	3,809.00	756,467,400	貸付有価証券 100株
ENEOSホールディングス	2,830,900	554.40	1,569,450,960	
コスモエネルギーホールディングス	53,000	5,596.00	296,588,000	
横浜ゴム	90,400	3,218.00	290,907,200	
TOYO TIRE	102,700	2,368.50	243,244,950	
ブリヂストン	523,400	5,943.00	3,110,566,200	
住友ゴム工業	175,400	1,549.00	271,694,600	
藤倉コンポジット	12,000	1,342.00	16,104,000	
オカモト	8,400	4,870.00	40,908,000	
フコク	9,400	1,354.00	12,727,600	貸付有価証券 100株
ニッタ	18,200	3,580.00	65,156,000	貸付有価証券 200株
住友理工	27,700	1,026.00	28,420,200	
三ツ星ベルト	21,700	4,320.00	93,744,000	貸付有価証券 10,100株 (100株)
バンドー化学	26,500	1,558.00	41,287,000	
日東紡績	22,600	4,445.00	100,457,000	貸付有価証券 500株
AGC	159,500	5,300.00	845,350,000	
日本板硝子	85,300	543.00	46,317,900	貸付有価証券 400株
石塚硝子	1,700	3,520.00	5,984,000	
日本山村硝子	3,700	1,344.00	4,972,800	貸付有価証券 1,700株 (500株)
日本電気硝子	73,000	3,072.00	224,256,000	
オハラ	8,500	1,052.00	8,942,000	貸付有価証券 3,900株 (400株)
住友大阪セメント	29,800	3,648.00	108,710,400	
太平洋セメント	105,700	2,751.50	290,833,550	貸付有価証券 1,700株
日本ヒューム	15,700	880.00	13,816,000	
日本コンクリート工業	34,700	318.00	11,034,600	貸付有価証券 100株
三谷セキサン	7,500	4,545.00	34,087,500	
アジアパイルホールディングス	25,400	690.00	17,526,000	
東海カーボン	165,000	1,030.50	170,032,500	貸付有価証券

				300 株
日本カーボン	9,500	4,455.00	42,322,500	貸付有価証券 200 株
東洋炭素	12,600	4,860.00	61,236,000	
ノリタケカンパニーリミ テド	9,900	6,650.00	65,835,000	貸付有価証券 300 株
TOTO	118,000	3,634.00	428,812,000	
日本碍子	208,000	1,667.00	346,736,000	貸付有価証券 3,900 株
日本特殊陶業	149,700	3,307.00	495,057,900	
ダントーホールディング ス	6,600	921.00	6,078,600	貸付有価証券 3,900 株
MARUWA	6,600	28,210.00	186,186,000	貸付有価証券 400 株
品川リフラクトリーズ	22,000	1,704.00	37,488,000	
黒崎播磨	3,600	11,440.00	41,184,000	
ヨータイ	11,000	1,570.00	17,270,000	
東京窯業	10,600	425.00	4,505,000	
ニッカトー	4,500	555.00	2,497,500	
フジミインコーポレーテ ッド	48,100	3,040.00	146,224,000	
クニミネ工業	2,900	986.00	2,859,400	
エーアンドエーマテリア ル	2,100	1,289.00	2,706,900	
ニチアス	45,200	3,315.00	149,838,000	
ニチハ	22,400	2,935.00	65,744,000	
日本製鉄	823,700	3,197.00	2,633,368,900	貸付有価証券 272,400 株 (241,600 株)
神戸製鋼所	370,000	1,725.00	638,250,000	貸付有価証券 19,000 株 (9,600 株)
中山製鋼所	42,100	800.00	33,680,000	貸付有価証券 9,800 株 (500 株)
合同製鐵	10,300	4,420.00	45,526,000	
J F E ホールディングス	511,600	2,152.00	1,100,963,200	貸付有価証券 14,600 株
東京製鐵	51,700	1,720.00	88,924,000	貸付有価証券 100 株
共英製鋼	21,000	1,915.00	40,215,000	貸付有価証券 200 株
大和工業	34,700	7,427.00	257,716,900	
東京鐵鋼	8,100	3,935.00	31,873,500	貸付有価証券 1,700 株
大阪製鐵	8,500	2,078.00	17,663,000	貸付有価証券 200 株

淀川製鋼所	20,900	3,780.00	79,002,000	
中部鋼板	12,100	2,104.00	25,458,400	貸付有価証券 700株
丸一鋼管	56,000	3,643.00	204,008,000	
モリ工業	3,300	4,200.00	13,860,000	
大同特殊鋼	23,200	7,184.00	166,668,800	貸付有価証券 2,300株 (300株)
日本高周波鋼業	3,900	544.00	2,121,600	貸付有価証券 1,800株 (1,600株)
日本冶金工業	13,400	4,140.00	55,476,000	貸付有価証券 1,000株
山陽特殊製鋼	18,200	2,590.00	47,138,000	貸付有価証券 800株
愛知製鋼	10,600	3,060.00	32,436,000	
日本金属	2,700	841.00	2,270,700	貸付有価証券 600株 (300株)
大太平洋金属	15,700	1,185.00	18,604,500	貸付有価証券 2,600株
新日本電工	91,500	276.00	25,254,000	貸付有価証券 4,100株
栗本鐵工所	8,500	3,050.00	25,925,000	
虹技	1,300	1,111.00	1,444,300	
日本鑄鉄管	1,100	1,052.00	1,157,200	
三菱製鋼	13,600	1,430.00	19,448,000	
日亜鋼業	10,400	321.00	3,338,400	
日本精線	2,900	4,830.00	14,007,000	
エンビプロ・ホールディングス	9,800	580.00	5,684,000	貸付有価証券 300株 (100株)
シンニッタン	12,800	254.00	3,251,200	貸付有価証券 100株
新家工業	2,200	2,819.00	6,201,800	
大紀アルミニウム工業所	23,300	1,158.00	26,981,400	貸付有価証券 8,500株
日本軽金属ホールディングス	53,700	1,696.00	91,075,200	
三井金属鉱業	53,500	4,216.00	225,556,000	
東邦亜鉛	11,800	1,065.00	12,567,000	貸付有価証券 5,200株
三菱マテリアル	131,500	2,421.00	318,361,500	貸付有価証券 600株
住友金属鉱山	213,300	4,232.00	902,685,600	貸付有価証券 22,400株
DOWAホールディングス	45,500	5,029.00	228,819,500	貸付有価証券 500株
古河機械金属	24,300	1,820.00	44,226,000	

大阪チタニウムテクノロ ジーズ	31,900	2,762.00	88,107,800	貸付有価証券 14,900株
東邦チタニウム	38,000	1,902.00	72,276,000	貸付有価証券 16,100株 (1,200株)
UACJ	25,800	3,760.00	97,008,000	
CKサンエツ	4,400	3,730.00	16,412,000	
古河電気工業	61,300	2,201.50	134,951,950	貸付有価証券 3,400株 (1,000株)
住友電気工業	688,100	1,781.50	1,225,850,150	貸付有価証券 24,400株
フジクラ	217,000	1,079.50	234,251,500	
SWCC	20,600	2,765.00	56,959,000	
タツタ電線	32,700	672.00	21,974,400	貸付有価証券 15,300株 (9,400株)
カナレ電気	1,800	1,524.00	2,743,200	
平河ヒューテック	11,800	1,253.00	14,785,400	貸付有価証券 4,500株
リョービ	19,600	2,640.00	51,744,000	貸付有価証券 2,200株 (400株)
アーレスティ	11,300	703.00	7,943,900	貸付有価証券 4,600株 (1,300株)
AREホールディングス	69,100	1,915.00	132,326,500	貸付有価証券 400株
稲葉製作所	9,100	1,435.00	13,058,500	貸付有価証券 4,300株 (100株)
宮地エンジニアリンググ ループ	9,200	3,200.00	29,440,000	
トーカロ	53,000	1,454.00	77,062,000	貸付有価証券 200株
アルファC o	3,700	1,357.00	5,020,900	
SUMCO	326,900	2,144.50	701,037,050	貸付有価証券 5,200株
川田テクノロジーズ	4,300	6,280.00	27,004,000	
R S T e c h n o l o g i e s	12,300	2,987.00	36,740,100	
ジェイテックコーポレー ション	1,400	1,786.00	2,500,400	貸付有価証券 600株 (300株)
信和	6,600	732.00	4,831,200	
東洋製罐グループホール ディングス	109,700	2,259.00	247,812,300	貸付有価証券 200株
ホッカンホールディング ス	9,000	1,603.00	14,427,000	
コロナ	10,300	945.00	9,733,500	
横河ブリッジホールディ ングス	28,800	2,502.00	72,057,600	貸付有価証券 300株
駒井ハルテック	1,800	2,020.00	3,636,000	

高田機工	700	3,450.00	2,415,000	
三和ホールディングス	184,800	2,161.00	399,352,800	貸付有価証券 500株(200株)
文化シャッター	48,100	1,354.00	65,127,400	
三協立山	21,000	770.00	16,170,000	貸付有価証券 800株
アルインコ	14,000	986.00	13,804,000	貸付有価証券 100株
東洋シャッター	2,300	650.00	1,495,000	
LIXIL	287,200	1,723.50	494,989,200	
日本ファイルコン	6,700	464.00	3,108,800	貸付有価証券 300株
ノーリツ	30,500	1,515.00	46,207,500	
長府製作所	18,300	1,992.00	36,453,600	貸付有価証券 500株
リンナイ	90,000	3,169.00	285,210,000	貸付有価証券 1,100株
ダイニチ工業	5,100	704.00	3,590,400	
日東精工	26,700	531.00	14,177,700	
三洋工業	1,200	2,594.00	3,112,800	
岡部	32,900	717.00	23,589,300	
ジーテクト	23,400	1,685.00	39,429,000	貸付有価証券 100株
東プレ	32,400	1,866.00	60,458,400	貸付有価証券 200株
高周波熱錬	28,400	950.00	26,980,000	貸付有価証券 300株
東京製綱	11,900	1,310.00	15,589,000	
サンコール	14,300	426.00	6,091,800	
モリテック スチール	9,000	275.00	2,475,000	貸付有価証券 400株
パイオラックス	22,800	2,195.00	50,046,000	貸付有価証券 300株
エイチワン	18,900	768.00	14,515,200	貸付有価証券 100株
日本発條	162,700	1,131.50	184,095,050	貸付有価証券 12,600株
中央発條	13,600	684.00	9,302,400	
アドバネクス	1,200	901.00	1,081,200	貸付有価証券 400株
立川ブラインド工業	8,300	1,460.00	12,118,000	貸付有価証券 3,900株
三益半導体工業	14,200	2,748.00	39,021,600	貸付有価証券 2,100株
日本ドライケミカル	2,400	2,857.00	6,856,800	

日本製鋼所	49,600	2,445.00	121,272,000	
三浦工業	75,200	2,771.50	208,416,800	貸付有価証券 200株
タクマ	60,900	1,706.00	103,895,400	貸付有価証券 2,800株
ツガミ	40,000	1,214.00	48,560,000	貸付有価証券 200株
オークマ	15,800	6,026.00	95,210,800	貸付有価証券 500株 (500株)
芝浦機械	18,000	3,455.00	62,190,000	
アマダ	287,300	1,456.50	418,452,450	貸付有価証券 2,300株
アイダエンジニアリング	41,700	817.00	34,068,900	貸付有価証券 1,400株
TAKISAWA	700	2,594.00	1,815,800	
FUJI	84,800	2,399.00	203,435,200	貸付有価証券 200株
牧野フライス製作所	19,900	5,890.00	117,211,000	貸付有価証券 1,400株
オーエスジー	79,400	1,974.50	156,775,300	貸付有価証券 30,200株
ダイジェット工業	1,000	830.00	830,000	
旭ダイヤモンド工業	43,100	806.00	34,738,600	貸付有価証券 200株
DMG森精機	109,200	2,736.50	298,825,800	貸付有価証券 25,400株 (17,400 株)
ソディック	43,800	721.00	31,579,800	
ディスコ	86,700	33,380.00	2,894,046,000	貸付有価証券 800株
日東工器	8,700	1,853.00	16,121,100	
日進工具	16,700	995.00	16,616,500	
パンチ工業	9,800	397.00	3,890,600	貸付有価証券 3,500株 (2,300株)
富士ダイス	9,300	632.00	5,877,600	貸付有価証券 400株 (200株)
豊和工業	5,400	742.00	4,006,800	貸付有価証券 200株 (200株)
リケンNPR	19,500	1,922.00	37,479,000	貸付有価証券 200株
東洋機械金属	8,300	663.00	5,502,900	
津田駒工業	1,800	342.00	615,600	貸付有価証券 900株
エンシュウ	2,300	668.00	1,536,400	
島精機製作所	28,600	1,454.00	41,584,400	貸付有価証券 4,000株 (2,200株)
オプトラン	29,600	1,693.00	50,112,800	

NCホールディングス	2,300	1,634.00	3,758,200	
イワキポンプ	12,000	2,131.00	25,572,000	
フリー	17,000	1,380.00	23,460,000	貸付有価証券 500株
ヤマシンフィルタ	43,200	304.00	13,132,800	貸付有価証券 4,300株
日阪製作所	19,600	904.00	17,718,400	
やまびこ	29,400	1,495.00	43,953,000	
野村マイクロ・サイエンス	6,100	14,060.00	85,766,000	貸付有価証券 2,800株(100株)
平田機工	8,600	6,000.00	51,600,000	貸付有価証券 400株
PEGASUS	19,900	427.00	8,497,300	貸付有価証券 8,600株(8,500株)
マルマエ	7,800	1,871.00	14,593,800	貸付有価証券 3,600株
タツモ	10,900	2,897.00	31,577,300	貸付有価証券 5,100株(2,500株)
ナブテスコ	113,000	2,837.00	320,581,000	
三井海洋開発	22,800	1,823.00	41,564,400	
レオン自動機	20,800	1,498.00	31,158,400	
SMC	53,900	74,690.00	4,025,791,000	貸付有価証券 1,600株
ホソカワミクロン	11,500	3,870.00	44,505,000	
ユニオンツール	7,900	3,445.00	27,215,500	貸付有価証券 900株(900株)
瑞光	13,000	1,440.00	18,720,000	貸付有価証券 3,600株(200株)
オイレス工業	24,400	1,906.00	46,506,400	貸付有価証券 4,700株
日精エー・エス・ビー機械	7,200	4,445.00	32,004,000	
サトーホールディングス	25,600	2,059.00	52,710,400	
技研製作所	16,900	1,776.00	30,014,400	貸付有価証券 3,000株(1,400株)
日本エアータック	8,400	1,325.00	11,130,000	
カワタ	3,100	1,046.00	3,242,600	
日精樹脂工業	13,400	1,098.00	14,713,200	
オカダアイオン	3,400	2,266.00	7,704,400	
ワイエイシイホールディングス	5,900	2,108.00	12,437,200	貸付有価証券 2,700株(600株)
小松製作所	844,000	3,679.00	3,105,076,000	
住友重機械工業	106,500	3,582.00	381,483,000	
日立建機	71,700	3,692.00	264,716,400	貸付有価証券

				10,500株
日工	26,700	668.00	17,835,600	
巴工業	7,000	4,000.00	28,000,000	貸付有価証券 100株
井関農機	16,900	1,095.00	18,505,500	貸付有価証券 400株
TOWA	20,000	7,270.00	145,400,000	貸付有価証券 6,700株(1,200株)
丸山製作所	1,700	2,567.00	4,363,900	
北川鉄工所	7,100	1,262.00	8,960,200	
ローツェ	9,400	14,780.00	138,932,000	
タカキタ	3,300	496.00	1,636,800	
クボタ	944,900	2,107.00	1,990,904,300	貸付有価証券 82,700株
荏原実業	9,500	2,740.00	26,030,000	
三菱化工機	6,300	3,090.00	19,467,000	
月島ホールディングス	24,300	1,302.00	31,638,600	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	12,700	3,005.00	38,163,500	
東京機械製作所	2,600	464.00	1,206,400	貸付有価証券 100株
新東工業	36,400	1,056.00	38,438,400	貸付有価証券 100株
澁谷工業	16,900	2,408.00	40,695,200	
アイチコーポレーション	25,100	1,130.00	28,363,000	
小森コーポレーション	44,300	1,112.00	49,261,600	
鶴見製作所	13,800	3,775.00	52,095,000	貸付有価証券 100株
日本ギア工業	3,800	579.00	2,200,200	貸付有価証券 400株
酒井重工業	2,500	5,820.00	14,550,000	
荏原製作所	73,900	8,504.00	628,445,600	貸付有価証券 100株
石井鐵工所	1,100	2,691.00	2,960,100	貸付有価証券 600株
西島製作所	15,500	2,208.00	34,224,000	
北越工業	18,100	2,539.00	45,955,900	
ダイキン工業	215,000	22,345.00	4,804,175,000	貸付有価証券 5,900株
オルガノ	21,600	5,750.00	124,200,000	
トーヨーカネツ	6,800	3,775.00	25,670,000	
栗田工業	100,700	5,530.00	556,871,000	

椿本チエイン	25,500	3,990.00	101,745,000	
大同工業	4,400	722.00	3,176,800	
木村化工機	13,700	733.00	10,042,100	
アネスト岩田	27,800	1,071.00	29,773,800	貸付有価証券 300株
ダイフク	303,900	2,831.00	860,340,900	貸付有価証券 11,000株
サムコ	4,800	3,880.00	18,624,000	貸付有価証券 2,200株 (700株)
加藤製作所	5,100	1,239.00	6,318,900	
油研工業	1,700	2,097.00	3,564,900	
タダノ	103,600	1,138.50	117,948,600	貸付有価証券 400株
フジテック	42,100	3,562.00	149,960,200	貸付有価証券 19,500株
CKD	49,800	2,481.00	123,553,800	貸付有価証券 5,300株
平和	53,200	2,034.00	108,208,800	
理想科学工業	14,400	2,659.00	38,289,600	
SANKYO	44,200	8,167.00	360,981,400	貸付有価証券 100株
日本金銭機械	21,800	1,280.00	27,904,000	貸付有価証券 1,000株
マースグループホールディングス	9,100	2,489.00	22,649,900	貸付有価証券 3,300株 (1,100株)
フクシマガリレイ	11,800	4,855.00	57,289,000	
オーイズミ	3,800	395.00	1,501,000	
ダイコク電機	8,900	3,300.00	29,370,000	貸付有価証券 4,500株
竹内製作所	32,700	4,280.00	139,956,000	貸付有価証券 100株
アマノ	51,100	3,253.00	166,228,300	
JUKI	27,900	464.00	12,945,600	貸付有価証券 12,600株 (1,700株)
ジャノメ	18,200	670.00	12,194,000	
マックス	25,400	3,045.00	77,343,000	貸付有価証券 100株
グローリー	43,200	2,786.50	120,376,800	
新晃工業	18,100	2,565.00	46,426,500	
大和冷機工業	27,600	1,510.00	41,676,000	
セガサミーホールディングス	160,800	1,938.00	311,630,400	
TPR	22,900	1,622.00	37,143,800	貸付有価証券 1,800株

ツバキ・ナカシマ	36,100	722.00	26,064,200	貸付有価証券 16,900株(10,200 株)
ホシザキ	106,300	5,110.00	543,193,000	
大豊工業	15,600	781.00	12,183,600	
日本精工	333,400	755.30	251,817,020	
NTN	390,500	259.00	101,139,500	貸付有価証券 122,100株(39,100 株)
ジェイテクト	160,200	1,185.50	189,917,100	
不二越	13,300	3,615.00	48,079,500	貸付有価証券 3,300株
日本トムソン	49,000	582.00	28,518,000	貸付有価証券 700株
THK	103,900	2,740.00	284,686,000	
ユーシン精機	14,300	660.00	9,438,000	
前澤給装工業	13,800	1,326.00	18,298,800	
イーグル工業	19,900	1,594.00	31,720,600	
前澤工業	5,700	962.00	5,483,400	
日本ピラー工業	16,700	4,340.00	72,478,000	貸付有価証券 300株
キッツ	60,300	1,169.00	70,490,700	
マキタ	205,400	3,838.00	788,325,200	
三井E&S	86,200	638.00	54,995,600	
日立造船	158,900	917.00	145,711,300	貸付有価証券 1,800株(100株)
三菱重工業	314,900	7,865.00	2,476,688,500	貸付有価証券 6,200株
IHI	134,100	2,611.00	350,135,100	貸付有価証券 29,600株
サノヤスホールディングス	14,600	138.00	2,014,800	
スター精密	33,500	1,737.00	58,189,500	貸付有価証券 300株
日清紡ホールディングス	135,400	1,117.00	151,241,800	貸付有価証券 600株
イビデン	93,900	7,734.00	726,222,600	貸付有価証券 8,200株
コニカミノルタ	402,200	405.40	163,051,880	貸付有価証券 200株
ブラザー工業	240,600	2,280.50	548,688,300	貸付有価証券 100株
ミネベアミツミ	313,200	2,872.50	899,667,000	貸付有価証券 40,500株
日立製作所	865,400	10,000.00	8,654,000,000	貸付有価証券 10,600株

三菱電機	2,004,200	2,022.50	4,053,494,500	貸付有価証券 1,800株
富士電機	109,500	6,044.00	661,818,000	
東洋電機製造	3,200	961.00	3,075,200	
安川電機	195,600	5,737.00	1,122,157,200	貸付有価証券 9,500株(7,300株)
シンフォニアテクノロジー	19,900	2,128.00	42,347,200	
明電舎	33,400	2,363.00	78,924,200	
オリジン	2,200	1,205.00	2,651,000	
山洋電気	7,800	6,040.00	47,112,000	
デンヨー	13,700	2,210.00	30,277,000	
PHCホールディングス	33,600	1,412.00	47,443,200	貸付有価証券 7,800株
KOKUSAI ELECTRIC	69,200	3,175.00	219,710,000	貸付有価証券 3,100株
ソシオネクスト	26,100	11,205.00	292,450,500	貸付有価証券 3,200株(500株)
東芝テック	23,100	2,865.00	66,181,500	
芝浦メカトロニクス	10,200	6,200.00	63,240,000	貸付有価証券 3,000株
マブチモーター	44,700	4,698.00	210,000,600	貸付有価証券 100株(100株)
ニデック	397,600	5,538.00	2,201,908,800	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,300	339.00	3,830,700	貸付有価証券 300株(200株)
トレックス・セミコンダクター	9,200	1,655.00	15,226,000	
東光高岳	10,900	2,026.00	22,083,400	
ダブル・スコープ	51,500	880.00	45,320,000	貸付有価証券 24,200株(14,600株)
ダイヘン	18,100	6,110.00	110,591,000	
ヤーマン	31,100	1,006.00	31,286,600	貸付有価証券 14,000株(3,800株)
JVCケンウッド	142,100	745.00	105,864,500	貸付有価証券 1,600株
ミマキエンジニアリング	17,100	875.00	14,962,500	
IPEX	12,500	1,467.00	18,337,500	貸付有価証券 1,000株(400株)
大崎電気工業	39,400	629.00	24,782,600	貸付有価証券 100株
オムロン	137,500	6,348.00	872,850,000	貸付有価証券 4,700株
日東工業	24,300	3,480.00	84,564,000	貸付有価証券 100株

I D E C	26,600	2,816.00	74,905,600	
正興電機製作所	3,400	1,120.00	3,808,000	貸付有価証券 1,500株
不二電機工業	2,000	1,156.00	2,312,000	貸付有価証券 1,000株
ジーエス・ユアサ コー ポレーション	70,300	1,975.50	138,877,650	貸付有価証券 5,400株
サクサホールディングス	2,300	2,643.00	6,078,900	
メルコホールディングス	5,600	3,425.00	19,180,000	
テクノメディカ	4,400	2,240.00	9,856,000	
ダイヤモンドエレクトリ ックホールディング	6,700	657.00	4,401,900	貸付有価証券 1,400株 (300株)
日本電気	236,500	8,149.00	1,927,238,500	
富士通	165,700	20,885.00	3,460,644,500	
沖電気工業	81,400	886.00	72,120,400	貸付有価証券 200株
岩崎通信機	4,700	764.00	3,590,800	
電気興業	8,100	2,270.00	18,387,000	
サンケン電気	16,700	7,586.00	126,686,200	貸付有価証券 1,100株
ナカヨ	1,600	1,201.00	1,921,600	
アイホン	9,700	2,655.00	25,753,500	貸付有価証券 300株
ルネサスエレクトロニク ス	1,175,200	2,514.00	2,954,452,800	貸付有価証券 239,100株
セイコーエプソン	231,000	2,067.50	477,592,500	貸付有価証券 23,900株 (5,600株)
ワコム	136,900	658.00	90,080,200	貸付有価証券 2,500株
アルバック	42,800	6,548.00	280,254,400	貸付有価証券 400株
アクセル	6,300	2,065.00	13,009,500	貸付有価証券 400株 (400株)
E I Z O	13,200	4,855.00	64,086,000	貸付有価証券 400株
日本信号	41,000	959.00	39,319,000	
京三製作所	37,700	451.00	17,002,700	
能美防災	24,300	2,086.00	50,689,800	
ホーチキ	13,400	1,608.00	21,547,200	
星和電機	4,400	488.00	2,147,200	
エレコム	43,000	1,666.00	71,638,000	
パナソニック ホールデ ィングス	2,127,200	1,388.00	2,952,553,600	貸付有価証券 17,600株
シャープ	303,500	1,002.00	304,107,000	貸付有価証券

				90,100株
アンリツ	126,800	1,290.00	163,572,000	
富士通ゼネラル	51,000	2,258.00	115,158,000	貸付有価証券 23,900株(2,100株)
ソニーグループ	1,261,200	12,985.00	16,376,682,000	貸付有価証券 8,700株
TDK	285,100	6,707.00	1,912,165,700	貸付有価証券 9,400株
帝国通信工業	7,900	1,879.00	14,844,100	
タムラ製作所	71,700	518.00	37,140,600	貸付有価証券 14,200株
アルプスアルパイン	160,800	1,224.50	196,899,600	貸付有価証券 6,800株(200株)
池上通信機	3,200	888.00	2,841,600	
日本電波工業	21,600	1,157.00	24,991,200	貸付有価証券 6,700株(100株)
鈴木	9,600	1,101.00	10,569,600	
メイコー	17,900	4,060.00	72,674,000	
日本トリム	4,000	2,959.00	11,836,000	
ローランド ディー. ジー.	9,900	3,710.00	36,729,000	貸付有価証券 100株
フォスター電機	13,300	992.00	13,193,600	
SMK	4,800	2,510.00	12,048,000	
ヨコオ	15,900	1,386.00	22,037,400	
ティアック	16,400	95.00	1,558,000	貸付有価証券 7,400株(7,400株)
ホシデン	40,900	1,642.00	67,157,800	貸付有価証券 1,100株
ヒロセ電機	26,600	16,105.00	428,393,000	貸付有価証券 1,900株
日本航空電子工業	43,100	3,015.00	129,946,500	貸付有価証券 300株
TOA	20,500	1,021.00	20,930,500	貸付有価証券 100株
マクセル	39,800	1,564.00	62,247,200	貸付有価証券 200株
古野電気	23,400	1,785.00	41,769,000	
スミダコーポレーション	24,100	1,183.00	28,510,300	
アイコム	6,900	3,520.00	24,288,000	
リオン	7,400	2,329.00	17,234,600	
横河電機	197,000	2,706.00	533,082,000	
新電元工業	6,900	3,030.00	20,907,000	貸付有価証券 200株
アズビル	122,700	4,576.00	561,475,200	貸付有価証券

				2,200株(300株)
東亜ディーケーケー	4,600	884.00	4,066,400	
日本光電工業	76,500	3,748.00	286,722,000	貸付有価証券 400株
チノー	7,400	2,078.00	15,377,200	貸付有価証券 1,800株
共和電業	9,300	409.00	3,803,700	
日本電子材料	11,000	1,760.00	19,360,000	
堀場製作所	34,000	10,940.00	371,960,000	
アドバンテスト	510,800	4,818.00	2,461,034,400	貸付有価証券 16,000株
小野測器	4,100	443.00	1,816,300	貸付有価証券 500株(500株)
エスペック	14,300	2,286.00	32,689,800	
キーエンス	178,400	62,020.00	11,064,368,000	貸付有価証券 44,000株
日置電機	8,400	6,140.00	51,576,000	貸付有価証券 100株
シスメックス	153,800	7,758.00	1,193,180,400	
日本マイクロニクス	32,000	3,515.00	112,480,000	
メガチップス	14,100	4,615.00	65,071,500	
OBARA GROUP	9,700	3,710.00	35,987,000	
澤藤電機	1,200	1,186.00	1,423,200	貸付有価証券 200株
原田工業	4,400	745.00	3,278,000	貸付有価証券 2,600株
コーセル	21,400	1,342.00	28,718,800	貸付有価証券 400株
イリソ電子工業	16,400	3,625.00	59,450,000	貸付有価証券 200株
オブテックスグループ	32,700	1,773.00	57,977,100	
千代田インテグレ	7,000	2,923.00	20,461,000	貸付有価証券 1,200株
レーザーテック	81,700	35,850.00	2,928,945,000	貸付有価証券 300株
スタンレー電気	114,100	2,645.00	301,794,500	貸付有価証券 500株
ウシオ電機	90,600	2,012.50	182,332,500	
岡谷電機産業	7,600	280.00	2,128,000	
ヘリオス テクノ ホールディング	9,900	498.00	4,930,200	貸付有価証券 5,000株
エノモト	2,700	1,524.00	4,114,800	貸付有価証券 100株
日本セラミック	14,500	2,805.00	40,672,500	

遠藤照明	4,400	1,184.00	5,209,600	
古河電池	13,100	823.00	10,781,300	貸付有価証券 1,100株(500株)
双信電機	4,000	297.00	1,188,000	
山一電機	16,000	1,850.00	29,600,000	貸付有価証券 600株
図研	15,500	4,015.00	62,232,500	
日本電子	44,700	5,928.00	264,981,600	
カシオ計算機	128,800	1,204.00	155,075,200	貸付有価証券 6,000株
ファナック	869,400	4,155.00	3,612,357,000	貸付有価証券 37,500株
日本シイエムケイ	37,900	715.00	27,098,500	貸付有価証券 200株
エンプラス	5,200	12,140.00	63,128,000	貸付有価証券 2,400株(700株)
大真空	26,500	817.00	21,650,500	
ローム	329,600	2,751.50	906,894,400	貸付有価証券 5,200株
浜松ホトニクス	143,100	5,788.00	828,262,800	
三井ハイテック	15,800	7,575.00	119,685,000	貸付有価証券 1,100株(400株)
新光電気工業	63,100	5,430.00	342,633,000	貸付有価証券 11,400株(4,700株)
京セラ	276,900	8,085.00	2,238,736,500	貸付有価証券 16,400株
太陽誘電	86,800	3,588.00	311,438,400	貸付有価証券 3,400株(700株)
村田製作所	1,622,100	2,841.50	4,609,197,150	貸付有価証券 10,500株
双葉電子工業	33,900	499.00	16,916,100	貸付有価証券 100株
北陸電気工業	3,700	1,305.00	4,828,500	
ニチコン	46,800	1,307.00	61,167,600	貸付有価証券 3,200株(2,300株)
日本ケミコン	19,000	1,294.00	24,586,000	貸付有価証券 2,900株
KOA	27,000	1,495.00	40,365,000	貸付有価証券 2,800株(2,800株)
市光工業	32,100	498.00	15,985,800	
小糸製作所	193,000	2,264.00	436,952,000	貸付有価証券 100株
ミツバ	33,400	925.00	30,895,000	
SCREENホールディングス	61,000	11,555.00	704,855,000	貸付有価証券 10,000株(1,500株)
キャノン電子	19,700	2,048.00	40,345,600	

キヤノン	889,300	3,687.00	3,278,849,100	貸付有価証券 200株
リコー	447,000	1,048.00	468,456,000	貸付有価証券 12,500株(700株)
象印マホービン	48,400	1,537.00	74,390,800	貸付有価証券 2,900株
MUTOHホールディング ス	1,300	1,930.00	2,509,000	
東京エレクトロン	377,300	24,905.00	9,396,656,500	貸付有価証券 3,800株
イノテック	11,900	1,572.00	18,706,800	
トヨタ紡織	75,100	2,228.00	167,322,800	
芦森工業	2,000	2,060.00	4,120,000	
ユニプレス	32,000	948.00	30,336,000	貸付有価証券 2,000株
豊田自動織機	152,100	11,410.00	1,735,461,000	貸付有価証券 18,000株
モリタホールディングス	31,300	1,506.00	47,137,800	
三櫻工業	27,200	767.00	20,862,400	貸付有価証券 300株
デンソー	1,471,000	2,113.00	3,108,223,000	
東海理化電機製作所	50,300	2,180.00	109,654,000	貸付有価証券 200株(200株)
川崎重工業	145,500	3,058.00	444,939,000	貸付有価証券 1,300株
名村造船所	38,800	1,374.00	53,311,200	貸付有価証券 18,200株(8,300株)
日本車輛製造	5,900	2,051.00	12,100,900	
三菱ロジスネクスト	28,500	1,314.00	37,449,000	
近畿車輛	1,400	1,745.00	2,443,000	
日産自動車	2,532,700	565.30	1,431,735,310	貸付有価証券 653,000株
いすゞ自動車	518,300	1,801.50	933,717,450	貸付有価証券 1,900株
トヨタ自動車	9,789,900	2,516.00	24,631,388,400	貸付有価証券 85,100株
日野自動車	268,200	449.80	120,636,360	貸付有価証券 100株
三菱自動車工業	695,500	446.70	310,679,850	貸付有価証券 29,500株
エフテック	6,900	617.00	4,257,300	貸付有価証券 2,100株
レシップホールディング ス	4,300	576.00	2,476,800	貸付有価証券 200株(200株)
GMB	1,900	1,147.00	2,179,300	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ファルテック	1,900	531.00	1,008,900	

武蔵精密工業	43,600	1,407.00	61,345,200	
日産車体	21,000	903.00	18,963,000	貸付有価証券 9,800株
新明和工業	51,300	1,129.00	57,917,700	
極東開発工業	29,400	1,941.00	57,065,400	貸付有価証券 1,000株
トビー工業	14,400	2,502.00	36,028,800	
ティラド	4,000	3,035.00	12,140,000	
タチエス	32,900	1,692.00	55,666,800	貸付有価証券 100株
NOK	69,300	1,858.50	128,794,050	貸付有価証券 2,400株
フタバ産業	47,800	793.00	37,905,400	貸付有価証券 200株
カヤバ	17,200	4,900.00	84,280,000	貸付有価証券 600株
大同メタル工業	34,900	541.00	18,880,900	
プレス工業	71,200	576.00	41,011,200	
ミクニ	12,500	439.00	5,487,500	
太平洋工業	40,900	1,276.00	52,188,400	貸付有価証券 100株
アイシン	137,500	4,856.00	667,700,000	貸付有価証券 200株
マツダ	589,700	1,540.50	908,432,850	貸付有価証券 9,300株
今仙電機製作所	6,300	636.00	4,006,800	貸付有価証券 100株 (100株)
本田技研工業	4,347,800	1,446.50	6,289,092,700	貸付有価証券 83,800株
スズキ	327,500	6,100.00	1,997,750,000	貸付有価証券 1,100株
S U B A R U	564,100	2,574.00	1,451,993,400	貸付有価証券 13,600株
安永	4,300	638.00	2,743,400	貸付有価証券 2,400株 (2,400株)
ヤマハ発動機	256,800	3,913.00	1,004,858,400	貸付有価証券 1,100株
T B K	10,800	368.00	3,974,400	貸付有価証券 300株
エクセディ	29,200	2,476.00	72,299,200	
豊田合成	52,000	2,597.00	135,044,000	
愛三工業	29,500	1,171.00	34,544,500	
盟和産業	1,400	976.00	1,366,400	
日本プラスト	8,400	506.00	4,250,400	
ヨロズ	16,700	828.00	13,827,600	

エフ・シー・シー	31,600	1,726.00	54,541,600	貸付有価証券 100株
シマノ	72,400	22,030.00	1,594,972,000	貸付有価証券 500株(500株)
テイ・エス テック	63,500	1,669.00	105,981,500	貸付有価証券 200株
ジャムコ	7,500	1,462.00	10,965,000	貸付有価証券 3,200株
テルモ	498,500	4,554.00	2,270,169,000	貸付有価証券 14,700株
クリエートメディック	3,200	903.00	2,889,600	
日機装	41,500	995.00	41,292,500	貸付有価証券 100株
日本エム・ディ・エム	14,100	748.00	10,546,800	
島津製作所	236,900	3,938.00	932,912,200	貸付有価証券 100株
JMS	16,500	497.00	8,200,500	
クボテック	2,800	271.00	758,800	貸付有価証券 1,300株
長野計器	13,000	1,968.00	25,584,000	貸付有価証券 1,900株
ブイ・テクノロジー	9,400	2,560.00	24,064,000	貸付有価証券 100株
東京計器	13,700	1,712.00	23,454,400	貸付有価証券 1,900株
愛知時計電機	7,700	2,311.00	17,794,700	
インターアクション	8,400	932.00	7,828,800	貸付有価証券 400株
オーバル	8,700	475.00	4,132,500	
東京精密	36,500	8,348.00	304,702,000	
マニー	71,300	2,088.50	148,910,050	貸付有価証券 100株(100株)
ニコン	257,800	1,395.50	359,759,900	貸付有価証券 11,000株
トプコン	86,700	1,508.00	130,743,600	貸付有価証券 2,700株
オリンパス	1,097,500	2,073.50	2,275,666,250	貸付有価証券 67,900株
理研計器	12,600	6,910.00	87,066,000	貸付有価証券 300株
タムロン	10,900	5,450.00	59,405,000	
HOYA	354,100	17,105.00	6,056,880,500	
シード	5,000	793.00	3,965,000	
ノーリツ鋼機	16,900	2,958.00	49,990,200	貸付有価証券 600株
A&Dホロンホールディングス	26,000	1,736.00	45,136,000	

朝日インテック	199,200	2,793.00	556,365,600	貸付有価証券 19,400株
シチズン時計	164,000	834.00	136,776,000	貸付有価証券 47,600株(15,200 株)
リズム	2,200	2,897.00	6,373,400	貸付有価証券 300株
大研医器	8,500	491.00	4,173,500	
メニコン	61,300	2,363.00	144,851,900	貸付有価証券 4,700株(100株)
シンシア	1,100	556.00	611,600	貸付有価証券 600株(600株)
松風	8,100	2,726.00	22,080,600	
セイコーグループ	24,800	2,586.00	64,132,800	貸付有価証券 500株
ニプロ	148,600	1,088.50	161,751,100	貸付有価証券 18,400株(800株)
KYORITSU	14,800	176.00	2,604,800	
中本パックス	3,300	1,628.00	5,372,400	貸付有価証券 1,500株
スノーピーク	25,400	875.00	22,225,000	貸付有価証券 10,200株(1,300株)
パラマウントベッドホールディングス	37,100	2,714.00	100,689,400	
トランザクション	11,800	2,160.00	25,488,000	
粧美堂	2,700	709.00	1,914,300	貸付有価証券 600株(500株)
ニホンフラッシュ	16,700	903.00	15,080,100	
前田工織	15,100	2,997.00	45,254,700	貸付有価証券 500株
永大産業	11,700	223.00	2,609,100	
アートネイチャー	16,100	790.00	12,719,000	
バンダイナムコホールディングス	488,400	2,739.00	1,337,727,600	貸付有価証券 15,100株
アイフィスジャパン	2,700	633.00	1,709,100	貸付有価証券 1,200株
SHOEI	40,300	1,860.00	74,958,000	貸付有価証券 9,700株
フランスベッドホールディングス	23,000	1,318.00	30,314,000	
パイロットコーポレーション	25,100	4,200.00	105,420,000	貸付有価証券 1,800株(200株)
萩原工業	11,900	1,404.00	16,707,600	貸付有価証券 2,000株
フジシールインターナショナル	36,100	1,689.00	60,972,900	
タカラトミー	81,100	2,260.50	183,326,550	貸付有価証券 200株

広済堂ホールディングス	40,100	739.00	29,633,900	貸付有価証券 13,500株
エステールホールディングス	2,300	627.00	1,442,100	
タカノ	3,700	930.00	3,441,000	貸付有価証券 2,300株
プロネクサス	18,500	1,279.00	23,661,500	
ホクシン	7,600	110.00	836,000	貸付有価証券 4,100株 (600株)
ウッドワン	3,600	1,018.00	3,664,800	貸付有価証券 1,700株 (1,300株)
TOPPANホールディングス	219,200	3,906.00	856,195,200	
大日本印刷	194,800	4,187.00	815,627,600	貸付有価証券 1,400株
共同印刷	5,000	3,135.00	15,675,000	
NISSHA	30,500	1,450.00	44,225,000	
光村印刷	800	1,350.00	1,080,000	
TAKARA & COMPANY	11,400	2,593.00	29,560,200	
アシックス	151,900	4,482.00	680,815,800	
ツツミ	4,200	2,302.00	9,668,400	
ローランド	13,100	4,560.00	59,736,000	
小松ウオール工業	7,300	2,869.00	20,943,700	
ヤマハ	112,400	3,233.00	363,389,200	貸付有価証券 7,800株
河合楽器製作所	5,400	3,790.00	20,466,000	
クリナップ	17,500	674.00	11,795,000	
ビジョン	113,600	1,644.00	186,758,400	
キングジム	15,700	863.00	13,549,100	貸付有価証券 4,300株 (100株)
リンテック	35,800	2,714.00	97,161,200	
イトーキ	36,500	1,338.00	48,837,000	貸付有価証券 200株
任天堂	1,125,600	6,946.00	7,818,417,600	貸付有価証券 12,900株
三菱鉛筆	25,300	2,128.00	53,838,400	
タカラスタANDARD	37,500	1,657.00	62,137,500	貸付有価証券 200株
コクヨ	72,900	2,288.50	166,831,650	
ナカバヤシ	19,200	533.00	10,233,600	
グローブライド	16,000	1,942.00	31,072,000	貸付有価証券 400株 (100株)
オカムラ	53,700	2,039.00	109,494,300	貸付有価証券

				300 株
美津濃	17,700	3,900.00	69,030,000	
東京電力ホールディングス	1,607,200	736.20	1,183,220,640	貸付有価証券 191,400 株
中部電力	657,000	1,786.00	1,173,402,000	貸付有価証券 21,000 株
関西電力	688,500	1,814.00	1,248,939,000	貸付有価証券 5,500 株
中国電力	309,800	972.80	301,373,440	貸付有価証券 500 株
北陸電力	182,300	715.70	130,472,110	貸付有価証券 1,100 株
東北電力	469,400	928.10	435,650,140	貸付有価証券 1,000 株
四国電力	166,000	988.00	164,008,000	貸付有価証券 800 株
九州電力	411,000	990.80	407,218,800	貸付有価証券 1,200 株
北海道電力	172,200	609.70	104,990,340	貸付有価証券 100 株
沖縄電力	45,500	1,071.00	48,730,500	貸付有価証券 2,400 株
電源開発	146,500	2,251.00	329,771,500	貸付有価証券 12,900 株 (8,100 株)
エフオン	11,500	431.00	4,956,500	
イーレックス	31,700	705.00	22,348,500	貸付有価証券 14,800 株 (5,800 株)
レノバ	47,500	1,040.00	49,400,000	貸付有価証券 14,400 株 (1,500 株)
東京瓦斯	376,900	3,270.00	1,232,463,000	貸付有価証券 11,900 株
大阪瓦斯	361,200	2,915.50	1,053,078,600	貸付有価証券 14,800 株
東邦瓦斯	77,200	2,880.00	222,336,000	貸付有価証券 200 株
北海道瓦斯	10,600	2,172.00	23,023,200	
広島ガス	37,700	371.00	13,986,700	
西部ガスホールディングス	18,600	1,942.00	36,121,200	
静岡ガス	35,600	979.00	34,852,400	貸付有価証券 16,700 株
メタウォーター	21,400	2,072.00	44,340,800	貸付有価証券 100 株
SBSホールディングス	15,900	2,461.00	39,129,900	貸付有価証券 1,500 株
東武鉄道	195,800	3,747.00	733,662,600	貸付有価証券 500 株
相鉄ホールディングス	63,800	2,696.50	172,036,700	貸付有価証券

				400 株
東急	499,900	1,719.50	859,578,050	貸付有価証券 2,000 株
京浜急行電鉄	220,600	1,273.50	280,934,100	貸付有価証券 500 株
小田急電鉄	294,800	2,229.50	657,256,600	貸付有価証券 100 株
京王電鉄	85,700	4,313.00	369,624,100	貸付有価証券 200 株
京成電鉄	115,000	6,574.00	756,010,000	貸付有価証券 100 株
富士急行	22,000	4,025.00	88,550,000	貸付有価証券 700 株 (100 株)
東日本旅客鉄道	327,600	8,079.00	2,646,680,400	貸付有価証券 7,200 株
西日本旅客鉄道	211,500	5,789.00	1,224,373,500	
東海旅客鉄道	686,700	3,575.00	2,454,952,500	
西武ホールディングス	215,700	1,914.00	412,849,800	貸付有価証券 700 株
鴻池運輸	30,400	1,879.00	57,121,600	貸付有価証券 100 株
西日本鉄道	47,600	2,382.00	113,383,200	貸付有価証券 200 株 (200 株)
ハマキョウレックス	15,200	3,920.00	59,584,000	
サカイ引越センター	19,800	2,703.00	53,519,400	貸付有価証券 1,400 株
近鉄グループホールディングス	178,000	4,384.00	780,352,000	貸付有価証券 17,400 株 (100 株)
阪急阪神ホールディングス	237,400	4,478.00	1,063,077,200	貸付有価証券 8,800 株
南海電気鉄道	79,400	2,833.00	224,940,200	
京阪ホールディングス	98,100	3,647.00	357,770,700	貸付有価証券 2,500 株
神戸電鉄	4,800	2,829.00	13,579,200	貸付有価証券 2,200 株
名古屋鉄道	183,600	2,221.00	407,775,600	貸付有価証券 100 株
山陽電気鉄道	13,400	2,127.00	28,501,800	貸付有価証券 5,900 株
アルプス物流	14,200	1,619.00	22,989,800	
ヤマトホールディングス	227,900	2,652.00	604,390,800	貸付有価証券 4,100 株
山九	45,300	5,141.00	232,887,300	
丸運	5,800	266.00	1,542,800	貸付有価証券 1,300 株
丸全昭和運輸	11,000	3,705.00	40,755,000	
センコーグループホール	94,300	1,109.00	104,578,700	貸付有価証券

ディングス				2,200株
トナミホールディングス	3,900	4,495.00	17,530,500	
ニッコンホールディングス	57,000	2,993.50	170,629,500	
日本石油輸送	1,000	2,842.00	2,842,000	
福山通運	20,300	3,965.00	80,489,500	貸付有価証券 900株
セイノーホールディングス	100,100	2,119.50	212,161,950	貸付有価証券 24,700株 (1,400株)
エスライングループ本社	2,800	865.00	2,422,000	
神奈川中央交通	5,000	2,980.00	14,900,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	45,500	1,505.00	68,477,500	貸付有価証券 7,300株 (2,800株)
C&Fロジホールディングス	17,100	1,502.00	25,684,200	
九州旅客鉄道	125,900	3,081.00	387,897,900	
SGホールディングス	298,900	2,011.00	601,087,900	貸付有価証券 6,500株
NIPPON EXPRESSホールディングス	60,400	7,991.00	482,656,400	
日本郵船	510,200	4,590.00	2,341,818,000	貸付有価証券 8,500株
商船三井	386,300	4,712.00	1,820,245,600	貸付有価証券 3,300株
川崎汽船	150,400	6,616.00	995,046,400	貸付有価証券 49,500株
NSユニテッド海運	9,600	5,060.00	48,576,000	貸付有価証券 2,600株
明海グループ	10,800	777.00	8,391,600	貸付有価証券 2,000株 (300株)
飯野海運	65,300	1,234.00	80,580,200	貸付有価証券 600株
共栄タンカー	1,800	890.00	1,602,000	
乾汽船	20,900	1,108.00	23,157,200	貸付有価証券 9,600株 (200株)
日本航空	437,200	2,763.50	1,208,202,200	
ANAホールディングス	484,300	3,063.00	1,483,410,900	貸付有価証券 114,300株 (13,700株)
パスコ	1,900	1,708.00	3,245,200	
トランコム	5,200	7,380.00	38,376,000	
日新	13,500	2,443.00	32,980,500	
三菱倉庫	43,700	4,265.00	186,380,500	
三井倉庫ホールディングス	16,600	4,770.00	79,182,000	
住友倉庫	48,000	2,457.00	117,936,000	

澁澤倉庫	8,100	2,855.00	23,125,500	
東陽倉庫	2,600	1,522.00	3,957,200	
日本トランスシティ	35,800	608.00	21,766,400	
ケイヒン	1,700	1,744.00	2,964,800	
中央倉庫	9,500	1,089.00	10,345,500	
川西倉庫	1,900	1,113.00	2,114,700	
安田倉庫	12,100	1,114.00	13,479,400	
ファイブホールディングス	1,400	1,129.00	1,580,600	貸付有価証券 600株 (600株)
東洋埠頭	2,800	1,378.00	3,858,400	
上組	85,400	3,317.00	283,271,800	貸付有価証券 100株
サンリツ	2,400	742.00	1,780,800	
キムラユニティー	4,700	1,324.00	6,222,800	
キューソー流通システム	7,100	888.00	6,304,800	
東海運	5,800	284.00	1,647,200	
エーアイテイー	11,200	1,659.00	18,580,800	
内外トランスライン	7,100	2,450.00	17,395,000	貸付有価証券 3,300株
日本コンセプト	6,500	1,643.00	10,679,500	貸付有価証券 200株
NEC ネットエスアイ	69,700	2,297.00	160,100,900	貸付有価証券 300株
クロスキャット	11,300	1,056.00	11,932,800	貸付有価証券 600株
システナ	270,600	310.00	83,886,000	
デジタルアーツ	11,300	4,955.00	55,991,500	
日鉄ソリューションズ	30,500	4,555.00	138,927,500	
キューブシステム	9,500	1,084.00	10,298,000	
コア	7,900	1,737.00	13,722,300	
手間いらず	3,000	2,913.00	8,739,000	貸付有価証券 1,400株 (1,000株)
ラクーンホールディングス	14,800	592.00	8,761,600	貸付有価証券 4,300株
ソリトンシステムズ	9,200	1,383.00	12,723,600	
ソフトクリエイイトホールディングス	14,700	1,668.00	24,519,600	
T I S	195,600	3,047.00	595,993,200	
テクミラホールディングス	4,600	455.00	2,093,000	貸付有価証券 2,400株 (1,400株)
グリー	47,900	560.00	26,824,000	貸付有価証券 1,000株 (800株)

GMOペパボ	2,200	1,162.00	2,556,400	
コーエーテクモホールディングス	112,000	1,579.00	176,848,000	貸付有価証券 6,200株(1,300株)
三菱総合研究所	8,800	4,630.00	40,744,000	貸付有価証券 100株
ボルテージ	2,800	243.00	680,400	貸付有価証券 1,300株(100株)
電算	1,200	1,505.00	1,806,000	
A G S	4,100	827.00	3,390,700	
ファインデックス	14,200	1,012.00	14,370,400	貸付有価証券 100株
ブレインパッド	13,400	1,044.00	13,989,600	貸付有価証券 600株
K L a b	32,900	281.00	9,244,900	貸付有価証券 11,800株(3,000株)
ポールトゥウィンホールディングス	30,500	451.00	13,755,500	
ネクソン	399,600	2,609.00	1,042,556,400	貸付有価証券 300株
アイスタイル	53,000	402.00	21,306,000	貸付有価証券 20,500株
エムアップホールディングス	21,900	1,029.00	22,535,100	貸付有価証券 1,600株
エイチーム	10,600	544.00	5,766,400	貸付有価証券 2,400株
エニグモ	22,700	331.00	7,513,700	貸付有価証券 10,600株(4,700株)
テクノスジャパン	8,800	616.00	5,420,800	
e n i s h	9,100	162.00	1,474,200	貸付有価証券 4,200株(700株)
コロプラ	69,400	561.00	38,933,400	貸付有価証券 9,400株
オルトプラス	8,500	142.00	1,207,000	貸付有価証券 1,100株
ブロードリーフ	84,900	577.00	48,987,300	貸付有価証券 700株
クロス・マーケティンググループ	6,000	543.00	3,258,000	
デジタルハーツホールディングス	11,200	945.00	10,584,000	貸付有価証券 300株(100株)
システム情報	4,700	929.00	4,366,300	貸付有価証券 800株(500株)
メディアドゥ	8,100	1,414.00	11,453,400	貸付有価証券 100株
じげん	52,100	536.00	27,925,600	貸付有価証券 8,900株(8,600株)
ブイキューブ	21,400	310.00	6,634,000	貸付有価証券 4,500株(800株)

エンカレッジ・テクノロジ	2,300	522.00	1,200,600	
サイバーリンクス	3,800	740.00	2,812,000	
ディー・エル・イー	7,100	202.00	1,434,200	貸付有価証券 3,900株
フィックスターズ	20,200	1,297.00	26,199,400	貸付有価証券 3,100株(200株)
CARTA HOLDINGS	8,400	1,316.00	11,054,400	貸付有価証券 3,800株
オブティム	18,400	775.00	14,260,000	貸付有価証券 5,300株(3,100株)
セレス	7,200	1,168.00	8,409,600	貸付有価証券 3,100株(3,100株)
SHIFT	11,900	34,830.00	414,477,000	貸付有価証券 700株
ティーガイア	18,700	1,890.00	35,343,000	貸付有価証券 200株
セック	1,900	4,810.00	9,139,000	
テクマトリックス	32,600	1,717.00	55,974,200	
プロシップ	8,600	1,334.00	11,472,400	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	46,500	2,258.00	104,997,000	
GMOペイメントゲートウェイ	35,700	9,500.00	339,150,000	貸付有価証券 2,400株
ザッパラス	2,700	474.00	1,279,800	貸付有価証券 1,400株(800株)
システムリサーチ	6,100	2,950.00	17,995,000	
インターネットイニシアティブ	85,500	2,787.50	238,331,250	貸付有価証券 200株
さくらインターネット	20,100	2,014.00	40,481,400	貸付有価証券 9,400株(1,900株)
ヴィンクス	2,400	2,017.00	4,840,800	貸付有価証券 500株(200株)
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,500	2,596.00	14,278,000	貸付有価証券 2,500株(2,300株)
SRAホールディングス	9,100	3,475.00	31,622,500	
システムインテグレータ	3,000	389.00	1,167,000	
朝日ネット	19,200	607.00	11,654,400	
eBASE	25,200	761.00	19,177,200	
アバントグループ	22,600	1,388.00	31,368,800	
アドソル日進	7,500	1,516.00	11,370,000	
ODKソリューションズ	1,900	586.00	1,113,400	
フリービット	9,400	1,384.00	13,009,600	貸付有価証券 3,300株
コムチュア	25,800	1,774.00	45,769,200	

サイバーコム	1,600	1,902.00	3,043,200	貸付有価証券 200株 (200株)
アステリア	14,000	638.00	8,932,000	貸付有価証券 600株
アイル	8,300	3,155.00	26,186,500	
マークライNZ	9,700	2,774.00	26,907,800	
メディカル・データ・ビ ジョン	21,300	594.00	12,652,200	貸付有価証券 1,900株 (1,000株)
g u m i	26,400	368.00	9,715,200	貸付有価証券 12,400株 (1,100株)
ショーケース	2,300	314.00	722,200	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
モバイルファクトリー	2,100	600.00	1,260,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
テラスカイ	7,700	1,686.00	12,982,200	貸付有価証券 3,500株 (400株)
デジタル・インフォメー ション・テクノロジー	10,300	1,600.00	16,480,000	
P C I ホールディングス	3,800	1,012.00	3,845,600	貸付有価証券 400株 (400株)
アイビーシー	1,500	448.00	672,000	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	6,000	993.00	5,958,000	貸付有価証券 2,800株
P R T I M E S	3,600	1,754.00	6,314,400	貸付有価証券 100株
ラクス	84,600	2,567.50	217,210,500	貸付有価証券 200株
ランドコンピュータ	4,800	882.00	4,233,600	
ダブルスタンダード	5,400	1,474.00	7,959,600	貸付有価証券 1,400株
オープンドア	10,400	754.00	7,841,600	貸付有価証券 4,800株 (700株)
マイネット	3,200	279.00	892,800	
アカツキ	8,500	2,492.00	21,182,000	
ベネフィットジャパン	600	1,237.00	742,200	
U b i c o mホールディ ングス	5,600	1,588.00	8,892,800	貸付有価証券 1,600株
カナミックネットワーク	19,300	391.00	7,546,300	貸付有価証券 200株
ノムラシステムコーポレ ーション	10,800	115.00	1,242,000	
チェンジホールディング ス	38,900	1,374.00	53,448,600	貸付有価証券 18,200株 (1,000株)
シンクロ・フード	6,300	666.00	4,195,800	
オークネット	7,100	1,797.00	12,758,700	貸付有価証券 3,500株

キャピタル・アセット・プランニング	1,900	680.00	1,292,000	
セグエグループ	3,100	920.00	2,852,000	
エイトレッド	1,500	1,362.00	2,043,000	貸付有価証券 200株 (200株)
マクロミル	35,100	793.00	27,834,300	
ビーグリー	2,100	1,235.00	2,593,500	貸付有価証券 100株
オロ	6,500	2,691.00	17,491,500	貸付有価証券 3,000株 (900株)
ユーザーローカル	6,500	1,902.00	12,363,000	貸付有価証券 1,400株 (1,000株)
テモナ	2,300	213.00	489,900	
ニーズウェル	5,400	739.00	3,990,600	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
マネーフォワード	39,800	4,130.00	164,374,000	貸付有価証券 100株
サインポスト	3,800	364.00	1,383,200	貸付有価証券 1,000株 (500株)
Sun Asterisk	12,700	890.00	11,303,000	貸付有価証券 2,900株 (2,900株)
プラスアルファ・コンサルティング	10,600	2,769.00	29,351,400	
電算システムホールディングス	7,900	2,695.00	21,290,500	
Appier Group	61,100	1,644.00	100,448,400	貸付有価証券 5,800株
ソルクシーズ	8,000	404.00	3,232,000	貸付有価証券 200株
フェイス	2,800	475.00	1,330,000	貸付有価証券 100株
プロトコーポレーション	19,600	1,335.00	26,166,000	
ハイマックス	5,600	1,396.00	7,817,600	
野村総合研究所	396,100	4,058.00	1,607,373,800	貸付有価証券 7,000株
サイバネットシステム	12,800	1,092.00	13,977,600	貸付有価証券 2,400株 (1,100株)
CEホールディングス	5,100	614.00	3,131,400	貸付有価証券 100株
日本システム技術	5,800	2,910.00	16,878,000	
インテージホールディングス	20,200	1,626.00	32,845,200	貸付有価証券 1,700株 (800株)
東邦システムサイエンス	5,800	1,223.00	7,093,400	貸付有価証券 100株 (100株)
ソースネクスト	81,800	158.00	12,924,400	貸付有価証券 38,400株 (200株)
インフォコム	23,000	2,375.00	54,625,000	貸付有価証券 200株

シンプレクス・ホールディングス	26,900	2,605.00	70,074,500	
HEROZ	6,000	1,765.00	10,590,000	貸付有価証券 2,700株(800株)
ラクスル	43,000	1,189.00	51,127,000	貸付有価証券 16,800株
メルカリ	108,400	2,536.00	274,902,400	貸付有価証券 13,300株(1,600株)
I P S	5,000	1,881.00	9,405,000	貸付有価証券 1,100株(900株)
F I G	11,500	339.00	3,898,500	貸付有価証券 7,500株
システムサポート	6,900	1,926.00	13,289,400	
イーソル	12,900	558.00	7,198,200	貸付有価証券 300株
東海ソフト	1,500	1,110.00	1,665,000	
ウイングアーク1st	18,500	3,035.00	56,147,500	貸付有価証券 100株
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	4,800	1,202.00	5,769,600	貸付有価証券 400株
サーバーワークス	3,700	3,190.00	11,803,000	
東名	700	1,719.00	1,203,300	貸付有価証券 400株
ヴィッツ	1,000	858.00	858,000	
トビラシステムズ	2,800	866.00	2,424,800	貸付有価証券 500株(500株)
S a n s a n	58,600	1,606.00	94,111,600	貸付有価証券 6,800株
L i n k - U	2,400	724.00	1,737,600	貸付有価証券 1,100株(400株)
ギフトィ	15,600	1,740.00	27,144,000	貸付有価証券 4,900株(200株)
メドレー	24,000	4,500.00	108,000,000	貸付有価証券 1,300株
ベース	6,100	3,525.00	21,502,500	貸付有価証券 2,500株(900株)
J M D C	30,500	4,053.00	123,616,500	貸付有価証券 4,800株(800株)
フォーカスシステムズ	11,900	981.00	11,673,900	
クレスコ	14,700	1,875.00	27,562,500	
フジ・メディア・ホールディングス	171,800	1,650.00	283,470,000	貸付有価証券 7,700株
オービック	59,800	23,705.00	1,417,559,000	貸付有価証券 1,700株
ジャストシステム	25,700	2,977.00	76,508,900	貸付有価証券 1,200株
T D C ソフト	16,700	2,090.00	34,903,000	

LINEヤフー	2,545,400	481.40	1,225,355,560	貸付有価証券 755,900株
トレンドマイクロ	84,500	8,071.00	681,999,500	
IDホールディングス	12,000	1,729.00	20,748,000	
日本オラクル	34,200	11,195.00	382,869,000	貸付有価証券 100株
アルファシステムズ	4,700	2,934.00	13,789,800	
フューチャー	38,100	1,702.00	64,846,200	
CAC Holdings	9,600	1,770.00	16,992,000	
SBテクノロジー	7,600	2,341.00	17,791,600	
トーセ	2,800	689.00	1,929,200	
オービックビジネスコン サルタント	25,100	6,281.00	157,653,100	
アイティフォー	22,900	1,171.00	26,815,900	
東計電算	2,500	7,100.00	17,750,000	貸付有価証券 400株
エクスネット	1,400	1,073.00	1,502,200	
大塚商会	88,700	5,924.00	525,458,800	
サイボウズ	24,600	1,936.00	47,625,600	貸付有価証券 5,000株
電通国際情報サービス	21,700	5,640.00	122,388,000	貸付有価証券 6,900株 (6,900株)
ACCESS	18,600	804.00	14,954,400	貸付有価証券 1,900株 (300株)
デジタルガレージ	28,600	3,815.00	109,109,000	
EMシステムズ	29,800	689.00	20,532,200	貸付有価証券 2,400株
ウェザーニューズ	5,500	5,360.00	29,480,000	
C I J	29,700	640.00	19,008,000	貸付有価証券 300株
ビジネスエンジニアリン グ	2,900	4,400.00	12,760,000	貸付有価証券 1,300株
日本エンタープライズ	10,300	121.00	1,246,300	貸付有価証券 3,700株 (1,900株)
WOWOW	13,500	1,040.00	14,040,000	貸付有価証券 300株
スカラ	16,600	758.00	12,582,800	貸付有価証券 800株
インテリジェント ウェ イブ	5,300	1,013.00	5,368,900	貸付有価証券 2,400株 (1,900株)
ANYCOLOR	6,300	3,270.00	20,601,000	貸付有価証券 2,900株
IMAGICA GRO UP	17,900	628.00	11,241,200	貸付有価証券 4,300株 (3,900株)
ネットワンシステムズ	72,200	2,370.50	171,150,100	貸付有価証券

				1,100株
システムソフト	62,200	62.00	3,856,400	貸付有価証券 1,000株(200株)
アルゴグラフィックス	16,400	3,545.00	58,138,000	
マーベラス	29,000	692.00	20,068,000	
エイベックス	30,400	1,337.00	40,644,800	
B I P R O G Y	58,500	4,268.00	249,678,000	
都築電気	9,400	2,161.00	20,313,400	
T B S ホールディングス	91,500	2,984.50	273,081,750	貸付有価証券 4,000株
日本テレビホールディングス	158,300	1,503.50	238,004,050	貸付有価証券 2,200株
朝日放送グループホールディングス	16,700	656.00	10,955,200	貸付有価証券 100株
テレビ朝日ホールディングス	43,400	1,610.00	69,874,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	138,900	642.00	89,173,800	貸付有価証券 2,500株
テレビ東京ホールディングス	12,900	2,953.00	38,093,700	貸付有価証券 3,100株
日本BS放送	3,600	887.00	3,193,200	
ビジョン	26,900	1,190.00	32,011,000	貸付有価証券 400株
スマートバリュー	2,400	410.00	984,000	貸付有価証券 400株(100株)
U S E N - N E X T H O L D I N G S	20,000	3,825.00	76,500,000	
ワイヤレスゲート	4,300	227.00	976,100	貸付有価証券 2,000株(500株)
日本通信	176,000	227.00	39,952,000	貸付有価証券 12,600株(12,500株)
クロップス	1,300	1,070.00	1,391,000	
日本電信電話	53,189,300	171.90	9,143,240,670	貸付有価証券 1,071,900株
K D D I	1,381,700	4,419.00	6,105,732,300	貸付有価証券 12,900株
ソフトバンク	2,877,000	1,723.00	4,957,071,000	貸付有価証券 170,200株
光通信	18,000	23,340.00	420,120,000	
エムティーアイ	12,300	639.00	7,859,700	貸付有価証券 700株
G M O インターネットグループ	66,100	2,484.50	164,225,450	貸付有価証券 100株
ファイバーゲート	9,600	898.00	8,620,800	貸付有価証券 100株
アイドママーケティング	2,700	221.00	596,700	

コミュニケーション				
KADOKAWA	94,500	2,755.50	260,394,750	貸付有価証券 200株
学研ホールディングス	29,800	980.00	29,204,000	
ゼンリン	30,600	863.00	26,407,800	貸付有価証券 100株
昭文社ホールディングス	4,200	359.00	1,507,800	貸付有価証券 500株(300株)
インプレスホールディングス	10,000	176.00	1,760,000	貸付有価証券 1,100株
アイネット	10,800	1,727.00	18,651,600	
松竹	9,300	9,011.00	83,802,300	貸付有価証券 800株
東宝	99,500	4,742.00	471,829,000	
東映	5,900	20,490.00	120,891,000	
NTTデータグループ	467,500	1,924.50	899,703,750	貸付有価証券 13,200株
ピー・シー・エー	10,300	1,079.00	11,113,700	
ビジネスブレイン太田昭和	7,000	2,104.00	14,728,000	
D T S	38,100	3,545.00	135,064,500	貸付有価証券 800株
スクウェア・エニックス・ホールディングス	81,700	4,674.00	381,865,800	
シーイーシー	22,600	1,549.00	35,007,400	
カブコン	159,900	4,491.00	718,110,900	
アイ・エス・ビー	9,100	1,519.00	13,822,900	
ジャステック	11,000	1,425.00	15,675,000	貸付有価証券 100株
S C S K	125,100	2,733.00	341,898,300	
N S W	7,900	2,783.00	21,985,700	
アイネス	13,900	1,660.00	23,074,000	
T K C	28,400	3,630.00	103,092,000	
富士ソフト	35,900	5,900.00	211,810,000	貸付有価証券 16,600株(100株)
N S D	63,800	2,677.00	170,792,600	
コナミグループ	67,000	7,226.00	484,142,000	貸付有価証券 6,400株
福井コンピュータホールディングス	11,000	2,488.00	27,368,000	
J B C Cホールディングス	11,900	3,670.00	43,673,000	
ミロク情報サービス	16,200	1,655.00	26,811,000	貸付有価証券 2,600株

ソフトバンクグループ	882,100	6,024.00	5,313,770,400	貸付有価証券 17,400株
高千穂交易	5,200	3,510.00	18,252,000	貸付有価証券 2,500株
オルパヘルスケアホールディングス	1,600	1,750.00	2,800,000	
伊藤忠食品	4,200	7,780.00	32,676,000	
エレマテック	16,900	1,718.00	29,034,200	
あらた	14,400	6,300.00	90,720,000	貸付有価証券 200株
トーメンデバイス	2,700	5,060.00	13,662,000	貸付有価証券 200株
東京エレクトロン デバイス	18,800	5,160.00	97,008,000	
円谷フィールズホールディングス	32,400	1,183.00	38,329,200	貸付有価証券 15,200株
双日	210,000	3,186.00	669,060,000	
アルフレッサ ホールディングス	189,300	2,407.00	455,645,100	
横浜冷凍	51,400	1,040.00	53,456,000	貸付有価証券 3,000株
神栄	1,500	1,829.00	2,743,500	貸付有価証券 100株
ラサ商事	6,700	1,487.00	9,962,900	
アルコニックス	24,800	1,288.00	31,942,400	貸付有価証券 100株
神戸物産	145,900	4,147.00	605,047,300	貸付有価証券 9,300株 (900株)
ハイパー	2,300	309.00	710,700	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
あい ホールディングス	30,200	2,393.00	72,268,600	
ディーブイエックス	2,900	1,051.00	3,047,900	
ダイワボウホールディングス	83,500	3,052.00	254,842,000	貸付有価証券 500株
マクニカホールディングス	44,600	7,550.00	336,730,000	貸付有価証券 6,600株 (4,900株)
ラクト・ジャパン	7,300	1,927.00	14,067,100	貸付有価証券 100株 (100株)
グリムス	7,900	1,976.00	15,610,400	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,500	1,060.00	30,210,000	貸付有価証券 100株
八洲電機	15,200	1,290.00	19,608,000	
メディアスホールディングス	12,100	755.00	9,135,500	
レスターホールディングス	16,000	2,719.00	43,504,000	
ジオリーヴグループ	2,400	1,267.00	3,040,800	

大光	4,400	630.00	2,772,000	貸付有価証券 1,800株
OCHIホールディングス	2,400	1,412.00	3,388,800	
TOKAIホールディングス	102,400	950.00	97,280,000	貸付有価証券 1,300株(600株)
黒谷	2,900	582.00	1,687,800	
Cominix	2,100	783.00	1,644,300	
三洋貿易	21,300	1,192.00	25,389,600	
ビューティガレージ	6,000	1,994.00	11,964,000	
ウイン・パートナーズ	12,200	1,131.00	13,798,200	
ミタチ産業	2,700	1,070.00	2,889,000	貸付有価証券 1,200株(800株)
シップヘルスケアホールディングス	67,800	2,281.50	154,685,700	
明治電機工業	7,000	1,396.00	9,772,000	
デリカフーズホールディングス	4,500	576.00	2,592,000	
スターティアホールディングス	2,700	1,275.00	3,442,500	貸付有価証券 1,100株(600株)
コメダホールディングス	46,200	2,689.00	124,231,800	
ピーバンドットコム	1,300	359.00	466,700	
アセンテック	7,200	494.00	3,556,800	
富士興産	2,900	1,811.00	5,251,900	
協栄産業	1,100	2,380.00	2,618,000	
フルサト・マルカホールディングス	16,800	2,545.00	42,756,000	貸付有価証券 100株
ヤマエグループホールディングス	10,700	3,865.00	41,355,500	貸付有価証券 2,500株
小野建	18,500	1,676.00	31,006,000	
南陽	2,200	2,057.00	4,525,400	
佐島電機	9,200	1,906.00	17,535,200	貸付有価証券 200株
エコートレーディング	2,000	1,517.00	3,034,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
伯東	10,800	5,300.00	57,240,000	貸付有価証券 600株
コンドーテック	14,500	1,147.00	16,631,500	
中山福	5,600	360.00	2,016,000	
ナガイレーベン	23,800	2,349.00	55,906,200	
三菱食品	17,400	4,730.00	82,302,000	貸付有価証券 400株
松田産業	14,400	2,378.00	34,243,200	貸付有価証券 200株

第一興商	73,000	2,049.00	149,577,000	
メディパルホールディングス	195,400	2,272.00	443,948,800	
S P K	8,400	1,812.00	15,220,800	
萩原電気ホールディングス	8,100	4,790.00	38,799,000	
アズワン	29,500	5,405.00	159,447,500	
スズデン	6,600	2,266.00	14,955,600	貸付有価証券 200株
尾家産業	2,500	1,832.00	4,580,000	貸付有価証券 100株 (100株)
シモジマ	12,900	1,263.00	16,292,700	
ドウシシャ	17,400	2,024.00	35,217,600	貸付有価証券 300株
小津産業	2,300	1,568.00	3,606,400	貸付有価証券 700株 (700株)
高速	11,200	2,016.00	22,579,200	
たけびし	7,200	1,865.00	13,428,000	
リックス	3,300	3,345.00	11,038,500	
丸文	16,800	1,566.00	26,308,800	
ハビネット	16,000	2,642.00	42,272,000	
橋本総業ホールディングス	7,500	1,301.00	9,757,500	
日本ライフライン	55,300	1,186.00	65,585,800	
タカショー	16,400	494.00	8,101,600	貸付有価証券 7,700株 (700株)
I D O M	49,900	954.00	47,604,600	貸付有価証券 700株
進和	11,500	2,308.00	26,542,000	
エスケイジャパン	2,500	788.00	1,970,000	
ダイトロン	7,400	2,826.00	20,912,400	
シークス	26,900	1,413.00	38,009,700	貸付有価証券 10,700株
田中商事	2,900	754.00	2,186,600	
オーハシテクニカ	10,000	1,796.00	17,960,000	
白銅	5,300	2,262.00	11,988,600	貸付有価証券 3,100株
ダイコー通産	1,100	1,152.00	1,267,200	
伊藤忠商事	1,268,000	5,752.00	7,293,536,000	貸付有価証券 1,700株
丸紅	1,572,700	2,215.00	3,483,530,500	貸付有価証券 30,200株
高島	7,100	1,131.00	8,030,100	貸付有価証券 1,200株 (900株)

長瀬産業	86,500	2,246.00	194,279,000	貸付有価証券 300株
蝶理	11,800	2,836.00	33,464,800	
豊田通商	165,200	8,332.00	1,376,446,400	貸付有価証券 3,900株
三共生興	26,100	708.00	18,478,800	
兼松	78,900	2,019.00	159,299,100	
ツカモトコーポレーション	1,500	1,163.00	1,744,500	
三井物産	1,421,300	5,211.00	7,406,394,300	貸付有価証券 2,800株
日本紙パルプ商事	9,000	4,925.00	44,325,000	
カメイ	20,100	1,707.00	34,310,700	貸付有価証券 100株
東都水産	500	7,320.00	3,660,000	貸付有価証券 300株
OUGホールディングス	1,500	2,405.00	3,607,500	
スターゼン	13,000	2,518.00	32,734,000	
山善	57,200	1,199.00	68,582,800	貸付有価証券 26,800株 (11,900株)
椿本興業	3,900	6,520.00	25,428,000	
住友商事	1,141,600	3,055.00	3,487,588,000	
内田洋行	7,600	7,080.00	53,808,000	
三菱商事	1,245,900	6,652.00	8,287,726,800	貸付有価証券 32,300株
第一実業	17,700	1,872.00	33,134,400	
キャノンマーケティング ジャパン	43,700	4,124.00	180,218,800	
西華産業	7,400	2,947.00	21,807,800	
佐藤商事	13,100	1,444.00	18,916,400	
菱洋エレクトロ	17,900	3,530.00	63,187,000	貸付有価証券 4,700株 (3,400株)
東京産業	17,200	814.00	14,000,800	
ユアサ商事	14,700	4,700.00	69,090,000	
神鋼商事	4,700	5,800.00	27,260,000	貸付有価証券 100株
トルク	5,600	252.00	1,411,200	貸付有価証券 2,600株 (2,600株)
阪和興業	33,900	4,860.00	164,754,000	貸付有価証券 700株
正栄食品工業	12,500	4,840.00	60,500,000	貸付有価証券 2,500株
カナデン	14,200	1,573.00	22,336,600	

RYODEN	15,200	2,533.00	38,501,600	貸付有価証券 6,600株
岩谷産業	42,900	6,297.00	270,141,300	貸付有価証券 4,300株
ナイス	3,200	1,604.00	5,132,800	
ニチモウ	1,700	3,945.00	6,706,500	貸付有価証券 100株
極東貿易	11,300	1,896.00	21,424,800	
アステナホールディングス	35,400	469.00	16,602,600	
三愛オブリ	45,300	1,650.00	74,745,000	貸付有価証券 1,700株
稲畑産業	37,300	3,100.00	115,630,000	貸付有価証券 400株
G S I クレオス	10,100	2,126.00	21,472,600	
明和産業	22,300	628.00	14,004,400	貸付有価証券 600株
クワザワホールディングス	3,800	680.00	2,584,000	貸付有価証券 800株
ワキタ	31,200	1,615.00	50,388,000	
東邦ホールディングス	52,200	3,234.00	168,814,800	貸付有価証券 300株
サンゲツ	43,400	3,055.00	132,587,000	貸付有価証券 700株
ミツウロコグループホールディングス	24,100	1,534.00	36,969,400	貸付有価証券 200株
シナネンホールディングス	5,200	4,155.00	21,606,000	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	46,800	1,555.00	72,774,000	
サンリオ	53,500	5,492.00	293,822,000	貸付有価証券 7,800株 (2,500株)
サンワテクノス	9,600	2,160.00	20,736,000	
リョーサン	13,300	4,645.00	61,778,500	貸付有価証券 6,000株
新光商事	25,300	1,145.00	28,968,500	貸付有価証券 100株
トーヨー	7,300	2,763.00	20,169,900	貸付有価証券 3,400株
三信電気	7,600	2,105.00	15,998,000	
東陽テクニカ	19,100	1,360.00	25,976,000	
モスフードサービス	27,700	3,225.00	89,332,500	貸付有価証券 2,800株
加賀電子	17,200	6,240.00	107,328,000	貸付有価証券 200株
ソーダニッカ	13,900	1,098.00	15,262,200	
立花エレテック	12,500	2,780.00	34,750,000	

フォーバル	7,400	1,394.00	10,315,600	貸付有価証券 3,400株
PAL TAC	25,400	4,453.00	113,106,200	
三谷産業	32,900	324.00	10,659,600	貸付有価証券 100株
太平洋興発	3,900	781.00	3,045,900	
西本Wismettac ホールディングス	4,800	5,950.00	28,560,000	貸付有価証券 2,200株
ヤマシタヘルスケアホー ルディングス	900	2,150.00	1,935,000	
コア商事ホールディン グス	10,600	711.00	7,536,600	
KPPグループホールデ ィングス	48,800	696.00	33,964,800	貸付有価証券 1,000株
ヤマタネ	8,300	2,424.00	20,119,200	
丸紅建材リース	800	2,583.00	2,066,400	
泉州電業	9,500	3,485.00	33,107,500	
トラスコ中山	39,600	2,431.00	96,267,600	
オートボックスセブン	65,600	1,553.50	101,909,600	貸付有価証券 100株
モリト	13,500	1,263.00	17,050,500	
加藤産業	23,300	4,465.00	104,034,500	貸付有価証券 100株 (100株)
北恵	2,700	817.00	2,205,900	
イエローハット	30,000	1,750.00	52,500,000	貸付有価証券 4,500株
JKホールディングス	14,500	1,030.00	14,935,000	
日伝	12,800	2,869.00	36,723,200	貸付有価証券 700株
北沢産業	6,400	271.00	1,734,400	貸付有価証券 500株 (100株)
杉本商事	9,100	2,198.00	20,001,800	
因幡電機産業	48,900	3,395.00	166,015,500	貸付有価証券 500株
東テク	6,300	4,795.00	30,208,500	
ミスミグループ本社	284,800	2,176.00	619,724,800	
アルテック	5,600	231.00	1,293,600	貸付有価証券 600株
タキヒヨー	2,500	980.00	2,450,000	貸付有価証券 100株
蔵王産業	1,900	2,407.00	4,573,300	
スズケン	71,800	4,813.00	345,573,400	
ジェコス	11,300	1,039.00	11,740,700	
グローセル	19,300	680.00	13,124,000	貸付有価証券

				1,200株
ローソン	40,100	7,387.00	296,218,700	
サンエー	14,400	4,530.00	65,232,000	
カワチ薬品	14,800	2,536.00	37,532,800	
エービーシー・マート	82,500	2,475.50	204,228,750	
ハードオフコーポレーション	5,900	1,569.00	9,257,100	
アスクル	39,000	2,189.00	85,371,000	貸付有価証券 4,200株
ゲオホールディングス	21,100	2,113.00	44,584,300	貸付有価証券 500株
アダストリア	22,800	3,565.00	81,282,000	
ジーフット	8,500	287.00	2,439,500	貸付有価証券 200株
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	1,400	666.00	932,400	貸付有価証券 600株
くら寿司	22,100	3,290.00	72,709,000	
キャンドウ	6,700	2,661.00	17,828,700	貸付有価証券 800株 (100株)
I Kホールディングス	3,300	324.00	1,069,200	
パルグループホールディングス	37,000	2,577.00	95,349,000	
エディオン	74,700	1,505.00	112,423,500	貸付有価証券 35,100株
サーラコーポレーション	39,600	714.00	28,274,400	貸付有価証券 1,500株 (1,000株)
ワッツ	5,100	605.00	3,085,500	貸付有価証券 1,000株 (500株)
ハローズ	8,600	4,050.00	34,830,000	
フジオフードグループ本社	21,200	1,411.00	29,913,200	貸付有価証券 9,900株
あみやき亭	4,600	3,710.00	17,066,000	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	24,900	267.00	6,648,300	貸付有価証券 5,600株 (5,300株)
大黒天物産	5,800	7,210.00	41,818,000	
ハニーズホールディングス	14,900	1,780.00	26,522,000	
ファーマライズホールディングス	2,300	635.00	1,460,500	貸付有価証券 1,200株
アルペン	15,600	1,949.00	30,404,400	貸付有価証券 7,300株
ハブ	3,400	705.00	2,397,000	
クオールホールディングス	25,900	1,642.00	42,527,800	
ジンズホールディングス	11,200	4,670.00	52,304,000	貸付有価証券

				5,100株
ビックカメラ	100,400	1,319.00	132,427,600	貸付有価証券 11,800株(1,700株)
DCMホールディングス	99,700	1,320.00	131,604,000	貸付有価証券 2,100株
MonotaRO	267,400	1,512.00	404,308,800	貸付有価証券 27,100株(17,500株)
東京一番フーズ	2,400	501.00	1,202,400	貸付有価証券 100株
DDグループ	6,800	1,266.00	8,608,800	貸付有価証券 600株
きちりホールディングス	2,500	1,088.00	2,720,000	貸付有価証券 1,400株
J.フロントリテイリング	216,500	1,313.00	284,264,500	貸付有価証券 32,500株
ドトール・日レスホールディングス	33,500	2,133.00	71,455,500	貸付有価証券 2,000株
マツキヨココカラ&カンパニー	343,200	2,492.50	855,426,000	
ブロンコビリー	11,100	3,175.00	35,242,500	貸付有価証券 5,200株
ZOZO	124,700	3,120.00	389,064,000	貸付有価証券 10,600株
トレジャー・ファクトリー	9,100	1,306.00	11,884,600	貸付有価証券 2,300株(2,100株)
物語コーポレーション	31,500	4,475.00	140,962,500	貸付有価証券 14,800株
三越伊勢丹ホールディングス	317,700	1,507.50	478,932,750	
Hamee	6,500	926.00	6,019,000	貸付有価証券 2,200株
マーケットエンタープライズ	1,100	994.00	1,093,400	貸付有価証券 500株(500株)
ウエルシアホールディングス	97,800	2,420.00	236,676,000	
クリエイトSDホールディングス	31,200	3,075.00	95,940,000	貸付有価証券 7,200株(300株)
丸善CHIホールディングス	12,300	328.00	4,034,400	貸付有価証券 2,400株(1,000株)
ミサワ	2,100	665.00	1,396,500	
ティーライフ	1,400	1,390.00	1,946,000	
エー・ピーホールディングス	2,600	895.00	2,327,000	貸付有価証券 1,500株
チムニー	3,200	1,424.00	4,556,800	貸付有価証券 2,000株
シュッピン	17,000	1,174.00	19,958,000	貸付有価証券 1,500株(1,500株)
オイシックス・ラ・大地	25,400	1,301.00	33,045,400	貸付有価証券

				11,700株 (7,100株)
ネクステージ	43,100	2,622.00	113,008,200	貸付有価証券 20,100株
ジョイフル本田	54,900	1,821.00	99,972,900	貸付有価証券 21,600株
鳥貴族ホールディングス	7,000	3,325.00	23,275,000	貸付有価証券 3,200株
ホットランド	14,400	1,899.00	27,345,600	貸付有価証券 6,700株 (100株)
すかいらくホールディングス	257,900	2,065.00	532,563,500	貸付有価証券 121,200株 (2,400株)
SFPホールディングス	10,300	2,084.00	21,465,200	貸付有価証券 4,800株
綿半ホールディングス	14,600	1,379.00	20,133,400	貸付有価証券 100株
ヨシックスホールディングス	3,400	2,655.00	9,027,000	貸付有価証券 700株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	52,700	1,013.00	53,385,100	貸付有価証券 24,700株
ゴルフダイジェスト・オンライン	8,500	676.00	5,746,000	貸付有価証券 4,000株 (2,100株)
B E E N O S	7,700	1,402.00	10,795,400	貸付有価証券 2,800株
あさひ	17,500	1,275.00	22,312,500	
日本調剤	12,800	1,350.00	17,280,000	貸付有価証券 400株
コスモス薬品	18,700	16,210.00	303,127,000	貸付有価証券 200株
トーエル	4,600	733.00	3,371,800	貸付有価証券 2,100株 (100株)
セブン&アイ・ホールディングス	650,100	5,550.00	3,608,055,000	貸付有価証券 128,800株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	127,700	1,063.00	135,745,100	貸付有価証券 61,700株 (3,800株)
ツルハホールディングス	39,600	13,005.00	514,998,000	貸付有価証券 5,500株
サンマルクホールディングス	15,200	2,021.00	30,719,200	
フェリシモ	2,300	952.00	2,189,600	貸付有価証券 100株
トリドールホールディングス	52,800	3,981.00	210,196,800	貸付有価証券 9,000株
TOKYO BASE	22,600	271.00	6,124,600	貸付有価証券 10,600株 (8,500株)
ウイルプラスホールディングス	1,700	991.00	1,684,700	
JMホールディングス	14,200	2,255.00	32,021,000	
サツドラホールディング	4,700	799.00	3,755,300	貸付有価証券

ス				1,600株 (1,600株)
アレザホールディングス	14,100	1,037.00	14,621,700	貸付有価証券 6,600株
串カツ田中ホールディングス	5,000	1,558.00	7,790,000	貸付有価証券 1,100株
バロックジャパンリミテッド	14,700	817.00	12,009,900	貸付有価証券 6,900株 (400株)
クスリのアオキホールディングス	50,500	3,467.00	175,083,500	貸付有価証券 3,700株 (3,700株)
力の源ホールディングス	8,400	1,417.00	11,902,800	貸付有価証券 3,900株
FOOD & LIFE COMPANIE	100,600	2,835.00	285,201,000	
メディカルシステムネットワーク	20,400	660.00	13,464,000	
一家ホールディングス	2,600	659.00	1,713,400	貸付有価証券 1,300株
ジャパクラフトホールディングス	6,100	172.00	1,049,200	貸付有価証券 2,800株 (300株)
はるやまホールディングス	4,900	585.00	2,866,500	貸付有価証券 3,100株
ノジマ	54,700	1,758.00	96,162,600	
カッパ・クリエイト	29,700	1,629.00	48,381,300	貸付有価証券 200株
ライトオン	7,900	440.00	3,476,000	貸付有価証券 4,100株
良品計画	205,900	2,306.50	474,908,350	
パリミキホールディングス	13,100	506.00	6,628,600	貸付有価証券 100株
アドヴァングループ	17,900	1,065.00	19,063,500	
アルビス	6,200	2,580.00	15,996,000	
コナカ	11,400	395.00	4,503,000	貸付有価証券 100株
ハウス オブ ローゼ	1,300	1,600.00	2,080,000	
G-7ホールディングス	20,600	1,156.00	23,813,600	
イオン北海道	55,800	914.00	51,001,200	貸付有価証券 200株
コジマ	31,200	762.00	23,774,400	貸付有価証券 14,600株
ヒマラヤ	3,300	921.00	3,039,300	貸付有価証券 200株
コーナン商事	23,100	3,865.00	89,281,500	
エコス	7,000	2,381.00	16,667,000	
ワタミ	19,900	1,020.00	20,298,000	貸付有価証券 100株
マルシェ	3,700	246.00	910,200	貸付有価証券 100株 (100株)

パン・パシフィック・インターナショナルホ	380,900	3,312.00	1,261,540,800	貸付有価証券 200株
西松屋チェーン	37,100	2,089.00	77,501,900	貸付有価証券 1,700株
ゼンショーホールディングス	96,100	7,150.00	687,115,000	
幸楽苑ホールディングス	14,000	1,201.00	16,814,000	貸付有価証券 6,300株(100株)
ハークスレイ	3,700	883.00	3,267,100	
サイゼリヤ	27,900	4,970.00	138,663,000	貸付有価証券 700株
VTホールディングス	71,600	508.00	36,372,800	
魚力	6,600	2,292.00	15,127,200	
ポプラ	2,800	188.00	526,400	貸付有価証券 1,700株
フジ・コーポレーション	9,000	1,610.00	14,490,000	
ユナイテッドアローズ	22,200	1,889.00	41,935,800	
ハイデイ日高	28,000	2,720.00	76,160,000	貸付有価証券 10,900株
YU-WA Creation Holdi	5,800	150.00	870,000	貸付有価証券 2,700株(2,400株)
コロワイド	81,100	2,194.00	177,933,400	貸付有価証券 38,100株
壺番屋	14,900	5,160.00	76,884,000	貸付有価証券 700株
トップカルチャー	3,400	159.00	540,600	貸付有価証券 200株
PLANT	2,300	1,503.00	3,456,900	
スギホールディングス	38,000	6,262.00	237,956,000	貸付有価証券 1,400株(1,100株)
薬王堂ホールディングス	9,200	2,678.00	24,637,600	
スクロール	28,100	948.00	26,638,800	
ヨンドシーホールディングス	17,800	1,997.00	35,546,600	
木曽路	28,500	2,499.00	71,221,500	貸付有価証券 11,500株
SRSホールディングス	31,100	1,066.00	33,152,600	貸付有価証券 14,600株
千趣会	34,700	392.00	13,602,400	貸付有価証券 16,300株
リテールパートナーズ	28,000	1,598.00	44,744,000	
上新電機	18,700	2,387.00	44,636,900	貸付有価証券 100株
日本瓦斯	100,000	2,306.00	230,600,000	貸付有価証券 100株
ロイヤルホールディングス	33,200	2,519.00	83,630,800	貸付有価証券 16,000株

東天紅	800	820.00	656,000	貸付有価証券 300株
いなげや	18,300	1,249.00	22,856,700	貸付有価証券 1,800株 (300株)
チヨダ	18,000	846.00	15,228,000	
ライフコーポレーション	19,800	3,375.00	66,825,000	
リンガーハット	24,300	2,336.00	56,764,800	貸付有価証券 11,300株 (2,300株)
MrMaxHD	23,800	614.00	14,613,200	
テンアライド	13,800	301.00	4,153,800	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
AOKIホールディングス	40,400	1,116.00	45,086,400	貸付有価証券 100株
オークワ	27,100	814.00	22,059,400	貸付有価証券 4,000株
コメリ	29,000	3,100.00	89,900,000	貸付有価証券 7,600株
青山商事	40,300	1,491.00	60,087,300	
しまむら	22,100	15,670.00	346,307,000	
はせがわ	5,000	358.00	1,790,000	
高島屋	130,400	1,947.50	253,954,000	貸付有価証券 5,000株 (2,000株)
松屋	32,000	913.00	29,216,000	貸付有価証券 2,100株
エイチ・ツー・オー リテイリング	83,500	1,528.00	127,588,000	
近鉄百貨店	8,100	2,597.00	21,035,700	
丸井グループ	125,200	2,383.00	298,351,600	貸付有価証券 8,500株
アクシアル リテイリング	12,900	4,170.00	53,793,000	
井筒屋	5,000	358.00	1,790,000	貸付有価証券 3,200株
イオン	639,500	3,182.00	2,034,889,000	貸付有価証券 106,400株
イズミ	33,400	3,607.00	120,473,800	貸付有価証券 3,400株
平和堂	31,500	2,193.00	69,079,500	
フジ	29,000	1,887.00	54,723,000	貸付有価証券 10,900株
ヤオコー	21,300	8,192.00	174,489,600	貸付有価証券 9,900株
ゼビオホールディングス	25,600	940.00	24,064,000	貸付有価証券 100株
ケーズホールディングス	133,300	1,325.50	176,689,150	貸付有価証券 600株
Olympicグループ	4,700	518.00	2,434,600	

日産東京販売ホールディングス	15,500	441.00	6,835,500	
シルバーライフ	3,600	986.00	3,549,600	
Genky Drug Stores	8,300	5,450.00	45,235,000	貸付有価証券 3,500株
ナルミヤ・インターナショナル	1,700	1,146.00	1,948,200	貸付有価証券 100株 (100株)
ブックオフグループホールディングス	9,600	1,127.00	10,819,200	貸付有価証券 4,500株 (1,800株)
ギフトホールディングス	8,000	2,406.00	19,248,000	
アインホールディングス	26,000	4,477.00	116,402,000	
元気寿司	10,700	3,230.00	34,561,000	貸付有価証券 4,600株
ヤマダホールディングス	580,200	428.90	248,847,780	貸付有価証券 80,500株
アークランズ	56,100	1,674.00	93,911,400	貸付有価証券 100株
ニトリホールディングス	68,700	18,445.00	1,267,171,500	貸付有価証券 8,000株
グルメ杵屋	15,300	1,051.00	16,080,300	貸付有価証券 7,100株
愛眼	7,700	175.00	1,347,500	貸付有価証券 100株
ケーユーホールディングス	8,800	1,069.00	9,407,200	
吉野家ホールディングス	69,500	3,162.00	219,759,000	貸付有価証券 12,600株
松屋フーズホールディングス	8,900	5,110.00	45,479,000	
サガミホールディングス	28,300	1,385.00	39,195,500	貸付有価証券 10,400株
関西フードマーケット	12,800	1,366.00	17,484,800	貸付有価証券 200株
王将フードサービス	14,000	7,910.00	110,740,000	
ミニストップ	13,700	1,503.00	20,591,100	貸付有価証券 6,400株
アークス	34,600	2,760.00	95,496,000	
バローホールディングス	36,000	2,386.00	85,896,000	貸付有価証券 200株
ベルク	9,400	6,210.00	58,374,000	
大庄	7,900	1,200.00	9,480,000	貸付有価証券 2,700株
ファーストリテイリング	84,900	35,610.00	3,023,289,000	貸付有価証券 400株
サンドラッグ	63,600	4,486.00	285,309,600	貸付有価証券 100株 (100株)
サックスパーホールディングス	15,900	796.00	12,656,400	

ヤマザワ	2,200	1,250.00	2,750,000	
やまや	2,200	2,998.00	6,595,600	貸付有価証券 700株
ベルーナ	45,400	598.00	27,149,200	貸付有価証券 3,100株
いよぎんホールディングス	209,000	912.00	190,608,000	貸付有価証券 600株
しずおかフィナンシャルグループ	390,100	1,133.00	441,983,300	貸付有価証券 14,800株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	147,800	980.40	144,903,120	
楽天銀行	61,100	2,107.00	128,737,700	貸付有価証券 9,600株 (3,100株)
京都フィナンシャルグループ	55,600	8,681.00	482,663,600	貸付有価証券 600株
島根銀行	2,800	508.00	1,422,400	
じもとホールディングス	8,600	538.00	4,626,800	
めぶきフィナンシャルグループ	871,300	429.30	374,049,090	貸付有価証券 3,100株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	22,500	3,955.00	88,987,500	
九州フィナンシャルグループ	339,800	794.90	270,107,020	貸付有価証券 4,000株
ゆうちょ銀行	1,929,600	1,431.00	2,761,257,600	貸付有価証券 51,500株 (49,900株)
富山第一銀行	55,700	766.00	42,666,200	貸付有価証券 1,500株 (300株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	942,200	642.10	604,986,620	貸付有価証券 100株
西日本フィナンシャルホールディングス	99,100	1,580.00	156,578,000	貸付有価証券 100株
三十三フィナンシャルグループ	15,700	1,804.00	28,322,800	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	27,600	3,810.00	105,156,000	
ひろぎんホールディングス	249,900	893.30	223,235,670	
おきなわフィナンシャルグループ	15,000	2,290.00	34,350,000	
十六フィナンシャルグループ	22,800	3,680.00	83,904,000	
北國フィナンシャルホールディングス	18,500	4,605.00	85,192,500	
プロクレアホールディングス	20,100	1,825.00	36,682,500	
あいちフィナンシャルグループ	27,000	2,238.00	60,426,000	貸付有価証券 100株
あおぞら銀行	126,200	3,116.00	393,239,200	貸付有価証券

				59,500株(3,300株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,997,000	1,216.00	13,372,352,000	貸付有価証券 106,500株
りそなホールディングス	2,047,500	717.30	1,468,671,750	貸付有価証券 21,100株
三井住友トラスト・ホールディングス	315,500	5,332.00	1,682,246,000	
三井住友フィナンシャルグループ	1,248,500	6,840.00	8,539,740,000	貸付有価証券 14,900株
千葉銀行	489,400	1,000.50	489,644,700	貸付有価証券 9,600株
群馬銀行	340,700	680.40	231,812,280	貸付有価証券 800株
武蔵野銀行	24,500	2,669.00	65,390,500	
千葉興業銀行	29,000	785.00	22,765,000	貸付有価証券 1,400株
筑波銀行	77,100	248.00	19,120,800	
七十七銀行	51,100	3,430.00	175,273,000	
秋田銀行	11,800	1,896.00	22,372,800	
山形銀行	19,500	1,061.00	20,689,500	貸付有価証券 1,500株
岩手銀行	11,100	2,435.00	27,028,500	貸付有価証券 400株
東邦銀行	138,900	289.00	40,142,100	貸付有価証券 2,300株
東北銀行	4,800	1,171.00	5,620,800	貸付有価証券 100株
ふくおかフィナンシャルグループ	152,900	3,262.00	498,759,800	
スルガ銀行	154,800	795.00	123,066,000	貸付有価証券 5,800株
八十二銀行	376,800	767.60	289,231,680	貸付有価証券 100株
山梨中央銀行	19,700	1,688.00	33,253,600	貸付有価証券 300株
大垣共立銀行	33,500	1,819.00	60,936,500	貸付有価証券 200株
福井銀行	15,700	1,603.00	25,167,100	
清水銀行	7,000	1,482.00	10,374,000	
富山銀行	1,600	1,683.00	2,692,800	
滋賀銀行	29,200	3,405.00	99,426,000	貸付有価証券 700株
南都銀行	26,400	2,393.00	63,175,200	
百五銀行	165,200	530.00	87,556,000	貸付有価証券 2,900株(2,600株)
紀陽銀行	62,800	1,536.00	96,460,800	貸付有価証券 500株

ほくほくフィナンシャルグループ	108,700	1,499.50	162,995,650	貸付有価証券 2,000株(800株)
山陰合同銀行	109,900	996.00	109,460,400	
鳥取銀行	3,400	1,345.00	4,573,000	
百十四銀行	17,300	2,308.00	39,928,400	貸付有価証券 900株
四国銀行	25,700	943.00	24,235,100	
阿波銀行	24,600	2,307.00	56,752,200	
大分銀行	10,600	2,474.00	26,224,400	貸付有価証券 400株
宮崎銀行	10,600	2,501.00	26,510,600	
佐賀銀行	10,300	1,801.00	18,550,300	
琉球銀行	37,400	1,089.00	40,728,600	
セブン銀行	550,400	294.40	162,037,760	貸付有価証券 20,200株
みずほフィナンシャルグループ	2,370,200	2,383.50	5,649,371,700	貸付有価証券 92,300株
高知銀行	3,300	901.00	2,973,300	貸付有価証券 300株
山口フィナンシャルグループ	172,200	1,240.00	213,528,000	貸付有価証券 1,100株
名古屋銀行	11,400	5,340.00	60,876,000	
北洋銀行	266,100	354.00	94,199,400	貸付有価証券 200株
大光銀行	3,100	1,246.00	3,862,600	
愛媛銀行	23,700	966.00	22,894,200	貸付有価証券 700株
トマト銀行	3,500	1,132.00	3,962,000	
京葉銀行	73,700	670.00	49,379,000	貸付有価証券 200株
栃木銀行	87,700	305.00	26,748,500	貸付有価証券 300株
北日本銀行	5,700	2,059.00	11,736,300	
東和銀行	32,200	588.00	18,933,600	
福島銀行	10,300	233.00	2,399,900	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
大東銀行	4,200	740.00	3,108,000	
トモニホールディングス	166,200	375.00	62,325,000	貸付有価証券 68,800株(6,600株)
フィデアホールディングス	18,100	1,487.00	26,914,700	貸付有価証券 300株
池田泉州ホールディングス	243,600	323.00	78,682,800	貸付有価証券 2,300株
F P G	59,400	1,663.00	98,782,200	貸付有価証券 1,100株

ジャパンインベストメントアドバイザー	14,400	1,552.00	22,348,800	
マーキュリアホールディングス	5,000	722.00	3,610,000	
SBIホールディングス	257,000	3,055.00	785,135,000	貸付有価証券 29,900株(14,200株)
日本アジア投資	7,200	251.00	1,807,200	
ジャフコグループ	52,300	1,639.50	85,745,850	貸付有価証券 4,500株(700株)
大和証券グループ本社	1,360,200	953.00	1,296,270,600	貸付有価証券 3,200株
野村ホールディングス	2,952,900	638.10	1,884,245,490	貸付有価証券 17,300株
岡三証券グループ	154,200	703.00	108,402,600	貸付有価証券 51,300株
丸三証券	58,400	821.00	47,946,400	貸付有価証券 18,300株(18,300株)
東洋証券	46,600	289.00	13,467,400	貸付有価証券 4,600株(1,000株)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	208,500	523.00	109,045,500	貸付有価証券 1,800株
光世証券	2,200	459.00	1,009,800	
水戸証券	51,800	410.00	21,238,000	
いちよし証券	32,900	696.00	22,898,400	
松井証券	86,400	709.00	61,257,600	貸付有価証券 4,200株
マネックスグループ	172,000	691.00	118,852,000	貸付有価証券 300株
極東証券	24,000	939.00	22,536,000	
岩井コスモホールディングス	20,000	1,775.00	35,500,000	
アイザワ証券グループ	25,300	1,181.00	29,879,300	
マネーパートナーズグループ	10,100	289.00	2,918,900	
スパークス・グループ	19,600	1,557.00	30,517,200	
小林洋行	4,200	234.00	982,800	貸付有価証券 1,100株
かんぽ生命保険	178,800	2,479.00	443,245,200	貸付有価証券 39,400株
FPパートナー	3,500	5,270.00	18,445,000	貸付有価証券 1,500株
SOMPOホールディングス	278,200	6,734.00	1,873,398,800	貸付有価証券 13,300株
アニコムホールディングス	59,600	520.00	30,992,000	貸付有価証券 400株
MS&ADインシュアラ	393,200	5,335.00	2,097,722,000	

ンスグループホール				
第一生命ホールディングス	858,000	2,965.50	2,544,399,000	貸付有価証券 26,000株
東京海上ホールディングス	1,735,700	3,455.00	5,996,843,500	貸付有価証券 7,900株
T&Dホールディングス	510,500	2,214.50	1,130,502,250	貸付有価証券 23,900株
アドバンスクリエイト	10,200	983.00	10,026,600	貸付有価証券 400株 (400株)
全国保証	45,900	5,315.00	243,958,500	
あんしん保証	4,200	238.00	999,600	
ジェイリース	4,600	2,016.00	9,273,600	貸付有価証券 900株 (900株)
イントラスト	3,700	783.00	2,897,100	
日本モーゲージサービス	5,400	499.00	2,694,600	貸付有価証券 2,900株
C a s a	3,800	869.00	3,302,200	貸付有価証券 300株
アルヒ	16,800	785.00	13,188,000	
プレミアグループ	29,600	1,766.00	52,273,600	貸付有価証券 100株
ネットプロテクションズ ホールディングス	58,200	178.00	10,359,600	貸付有価証券 4,100株
クレディセゾン	111,300	2,474.00	275,356,200	貸付有価証券 200株
芙蓉総合リース	16,200	11,970.00	193,914,000	
みずほリース	29,400	4,770.00	140,238,000	
東京センチュリー	32,800	5,947.00	195,061,600	貸付有価証券 4,500株
日本証券金融	64,500	1,515.00	97,717,500	
アイフル	258,500	368.00	95,128,000	貸付有価証券 1,700株
リコーリース	16,700	4,695.00	78,406,500	
イオンフィナンシャルサ ービス	100,800	1,235.00	124,488,000	
アコム	313,400	342.60	107,370,840	貸付有価証券 3,600株
ジャックス	18,700	5,080.00	94,996,000	
オリエントコーポレーシ ョン	57,300	1,045.00	59,878,500	
オリックス	1,070,300	2,635.00	2,820,240,500	
三菱HCキャピタル	782,400	935.00	731,544,000	貸付有価証券 1,900株
九州リースサービス	3,900	1,076.00	4,196,400	貸付有価証券 100株
日本取引所グループ	458,100	2,881.00	1,319,786,100	貸付有価証券

				15,800株
イー・ギャランティ	28,500	1,960.00	55,860,000	貸付有価証券 100株
アサックス	4,400	698.00	3,071,200	
NECキャピタルソリューション	8,600	3,250.00	27,950,000	
Robot Home	48,600	169.00	8,213,400	貸付有価証券 500株
大東建託	64,300	16,020.00	1,030,086,000	貸付有価証券 27,300株 (27,300株)
いちご	202,200	327.00	66,119,400	貸付有価証券 10,600株 (7,700株)
日本駐車場開発	185,800	201.00	37,345,800	貸付有価証券 87,300株 (300株)
スター・マイカ・ホールディングス	20,400	612.00	12,484,800	
SREホールディングス	7,600	2,756.00	20,945,600	貸付有価証券 3,500株 (2,400株)
ADワークスグループ	24,700	232.00	5,730,400	貸付有価証券 4,700株
ヒューリック	409,600	1,485.00	608,256,000	貸付有価証券 600株 (600株)
野村不動産ホールディングス	97,700	3,617.00	353,380,900	貸付有価証券 8,900株
三重交通グループホールディングス	37,600	570.00	21,432,000	貸付有価証券 17,500株 (900株)
サムティ	28,000	2,380.00	66,640,000	貸付有価証券 9,200株
ディア・ライフ	29,900	886.00	26,491,400	貸付有価証券 100株
コーセーアールイー	3,100	1,015.00	3,146,500	
地主	13,400	2,241.00	30,029,400	貸付有価証券 6,200株 (1,500株)
プレサンスコーポレーション	27,800	1,581.00	43,951,800	貸付有価証券 10,000株
ハウスコム	1,600	903.00	1,444,800	
JPMC	10,100	1,133.00	11,443,300	
サンセイランディック	2,900	1,022.00	2,963,800	貸付有価証券 100株 (100株)
エストラスト	1,000	650.00	650,000	
フージャースホールディングス	27,100	1,033.00	27,994,300	
オープンハウスグループ	64,300	4,133.00	265,751,900	貸付有価証券 1,400株
東急不動産ホールディングス	527,900	891.60	470,675,640	貸付有価証券 53,600株
飯田グループホールディングス	168,200	2,118.00	356,247,600	貸付有価証券

ングス				10,000株(400株)
イーグランド	1,500	1,485.00	2,227,500	
ムゲンエステート	6,500	1,184.00	7,696,000	貸付有価証券 300株(200株)
ビーロット	6,700	999.00	6,693,300	
ファーストブラザーズ	1,900	942.00	1,789,800	貸付有価証券 1,200株
And Doホールディングス	10,600	1,005.00	10,653,000	
シーアールイー	9,800	1,373.00	13,455,400	
ケイアイスター不動産	8,500	3,085.00	26,222,500	貸付有価証券 3,600株(1,500株)
アグレ都市デザイン	1,700	1,491.00	2,534,700	
グッドコムアセット	16,300	678.00	11,051,400	貸付有価証券 6,100株(400株)
ジェイ・エス・ビー	8,700	2,387.00	20,766,900	
ロードスターキャピタル	11,400	2,039.00	23,244,600	貸付有価証券 500株(200株)
テンポイノベーション	2,900	1,046.00	3,033,400	貸付有価証券 1,500株
グローバル・リンク・マネジメント	1,900	2,302.00	4,373,800	貸付有価証券 200株(200株)
フェイスネットワーク	2,700	1,385.00	3,739,500	
霞ヶ関キャピタル	4,100	8,570.00	35,137,000	貸付有価証券 1,900株
パーク24	114,000	1,849.00	210,786,000	貸付有価証券 700株
パラカ	6,200	1,905.00	11,811,000	
ミガロホールディングス	1,500	1,467.00	2,200,500	
三井不動産	812,000	3,384.00	2,747,808,000	貸付有価証券 3,300株
三菱地所	1,147,800	1,943.00	2,230,175,400	貸付有価証券 15,500株
平和不動産	28,500	3,725.00	106,162,500	貸付有価証券 200株
東京建物	153,400	2,049.00	314,316,600	貸付有価証券 3,200株
京阪神ビルディング	32,800	1,401.00	45,952,800	貸付有価証券 200株
住友不動産	253,900	4,172.00	1,059,270,800	
テーオーシー	31,300	691.00	21,628,300	貸付有価証券 200株
東京楽天地	2,900	6,870.00	19,923,000	貸付有価証券 100株
レオパレス21	175,700	414.00	72,739,800	貸付有価証券 3,700株(3,700株)

スターツコーポレーション	25,200	2,810.00	70,812,000	貸付有価証券 200株
フジ住宅	22,100	699.00	15,447,900	
空港施設	24,700	578.00	14,276,600	
明和地所	8,800	1,211.00	10,656,800	
ゴールドクレスト	14,300	2,206.00	31,545,800	貸付有価証券 900株
エスリード	8,200	3,230.00	26,486,000	
日神グループホールディングス	28,200	488.00	13,761,600	貸付有価証券 100株
日本エスコン	32,900	920.00	30,268,000	貸付有価証券 1,100株
MIRARTHホールディングス	80,700	453.00	36,557,100	貸付有価証券 2,200株
AVANTIA	5,500	869.00	4,779,500	
イオンモール	91,000	1,733.50	157,748,500	
毎日コムネット	3,600	735.00	2,646,000	貸付有価証券 400株 (400株)
ファースト住建	3,900	1,025.00	3,997,500	貸付有価証券 800株 (800株)
カチタス	47,200	2,149.00	101,432,800	貸付有価証券 21,200株
トーセイ	29,200	1,900.00	55,480,000	貸付有価証券 13,700株
穴吹興産	1,900	1,984.00	3,769,600	貸付有価証券 500株 (500株)
サンフロンティア不動産	26,000	1,647.00	42,822,000	貸付有価証券 800株
FJネクストホールディングス	18,500	1,088.00	20,128,000	貸付有価証券 100株
インテリックス	2,400	471.00	1,130,400	
ランドビジネス	3,600	268.00	964,800	貸付有価証券 200株 (100株)
サンネクスタグループ	2,900	960.00	2,784,000	
グランディハウス	11,500	598.00	6,877,000	
日本空港ビルディング	62,100	6,210.00	385,641,000	貸付有価証券 300株
明豊ファシリティワークス	5,100	796.00	4,059,600	
LIFULL	62,700	172.00	10,784,400	貸付有価証券 23,800株 (3,700株)
MIXI	39,300	2,345.00	92,158,500	貸付有価証券 1,000株
ジェイエシーリクルートメント	16,600	2,729.00	45,301,400	
日本M&Aセンターホールディングス	292,000	754.20	220,226,400	貸付有価証券 19,000株

メンバーズ	6,300	895.00	5,638,500	貸付有価証券 2,900株(500株)
中広	1,600	407.00	651,200	
UTグループ	23,600	2,385.00	56,286,000	貸付有価証券 1,100株
アイティメディア	7,000	935.00	6,545,000	貸付有価証券 100株
ケアネット	28,100	941.00	26,442,100	貸付有価証券 13,200株(9,400株)
E・Jホールディングス	10,700	1,575.00	16,852,500	
オープンアップグループ	55,000	2,271.00	124,905,000	貸付有価証券 1,300株
コシダカホールディングス	54,900	1,056.00	57,974,400	貸付有価証券 600株
アルトナー	4,300	2,164.00	9,305,200	
パソナグループ	22,200	2,677.00	59,429,400	貸付有価証券 2,700株(1,300株)
CDS	2,500	1,723.00	4,307,500	
リンクアンドモチベーション	52,800	562.00	29,673,600	貸付有価証券 200株
エス・エム・エス	64,200	2,826.00	181,429,200	貸付有価証券 200株
サニーサイドアップグループ	3,000	581.00	1,743,000	
パーソルホールディングス	1,865,800	234.80	438,089,840	貸付有価証券 2,400株
リニカル	6,600	506.00	3,339,600	貸付有価証券 100株
クックパッド	50,100	112.00	5,611,200	貸付有価証券 2,800株
エスクリ	4,100	280.00	1,148,000	貸付有価証券 2,300株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	5,000	646.00	3,230,000	
学情	9,300	1,749.00	16,265,700	貸付有価証券 100株
スタジオアリス	9,200	2,088.00	19,209,600	貸付有価証券 4,100株
シミックホールディングス	8,800	2,647.00	23,293,600	貸付有価証券 200株(200株)
エプコ	2,800	855.00	2,394,000	
NJS	4,000	2,832.00	11,328,000	貸付有価証券 1,800株
総合警備保障	306,100	806.10	246,747,210	
カカコム	121,100	1,702.00	206,112,200	
アイロムグループ	7,400	1,974.00	14,607,600	貸付有価証券 3,400株(1,300株)

セントケア・ホールディング	13,300	941.00	12,515,300	貸付有価証券 4,800株
サイネックス	1,700	759.00	1,290,300	
ルネサンス	14,300	849.00	12,140,700	貸付有価証券 6,700株(1,200株)
ディップ	28,100	3,125.00	87,812,500	
デジタルホールディングス	9,500	1,279.00	12,150,500	貸付有価証券 2,100株
新日本科学	16,700	1,674.00	27,955,800	貸付有価証券 7,800株(100株)
キャリアデザインセンター	2,100	2,120.00	4,452,000	
ベネフィット・ワン	63,700	2,117.00	134,852,900	貸付有価証券 29,600株(4,200株)
エムスリー	362,200	2,251.50	815,493,300	貸付有価証券 17,900株
ツカダ・グローバルホールディング	6,500	379.00	2,463,500	貸付有価証券 3,000株(2,300株)
プラス	1,100	658.00	723,800	貸付有価証券 600株
アウトソーシング	117,600	1,746.00	205,329,600	
ウェルネット	7,800	549.00	4,282,200	貸付有価証券 1,500株(1,000株)
ワールドホールディングス	8,200	2,813.00	23,066,600	
ディー・エヌ・エー	65,200	1,337.50	87,205,000	貸付有価証券 300株
博報堂D Yホールディングス	233,800	1,063.00	248,529,400	貸付有価証券 2,500株
ぐるなび	34,100	257.00	8,763,700	貸付有価証券 9,400株(5,800株)
タカミヤ	24,800	491.00	12,176,800	貸付有価証券 100株
ジャパンベストレスキューシステム	9,100	998.00	9,081,800	貸付有価証券 100株(100株)
ファンコミュニケーションズ	25,600	420.00	10,752,000	貸付有価証券 1,100株(800株)
ライク	6,800	1,424.00	9,683,200	貸付有価証券 3,000株
A o b a - B B T	3,800	410.00	1,558,000	
エスプール	52,700	418.00	22,028,600	貸付有価証券 24,700株(7,100株)
WDBホールディングス	9,400	2,208.00	20,755,200	貸付有価証券 1,000株
ティア	6,000	455.00	2,730,000	
CDG	1,100	1,180.00	1,298,000	
アドウェイズ	25,200	518.00	13,053,600	貸付有価証券 11,800株(1,600株)

バリューコマース	16,100	1,445.00	23,264,500	
インフォマート	190,300	427.00	81,258,100	貸付有価証券 6,200株
J Pホールディングス	46,900	451.00	21,151,900	貸付有価証券 200株
C Lホールディングス	4,300	851.00	3,659,300	貸付有価証券 2,200株
プレステージ・インター ナショナル	85,800	581.00	49,849,800	貸付有価証券 12,300株
アミューズ	11,200	1,459.00	16,340,800	
ドリームインキュベータ	6,300	2,888.00	18,194,400	
クイック	12,700	2,495.00	31,686,500	
T A C	4,900	199.00	975,100	
電通グループ	180,100	3,625.00	652,862,500	貸付有価証券 9,200株
テイクアンドギヴ・ニ ーズ	6,100	1,148.00	7,002,800	
ぴあ	6,200	3,300.00	20,460,000	
イオンファンタジー	6,600	2,433.00	16,057,800	貸付有価証券 3,600株
シーティーエス	23,100	634.00	14,645,400	
ネクシィーズグループ	3,100	701.00	2,173,100	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
H. U. グループホール ディングス	53,600	2,617.00	140,271,200	
アルプス技研	17,400	2,758.00	47,989,200	
日本空調サービス	19,700	802.00	15,799,400	
オリエンタルランド	969,900	5,262.00	5,103,613,800	貸付有価証券 27,500株
ダスキン	40,800	3,300.00	134,640,000	
明光ネットワークジャ パン	22,200	725.00	16,095,000	
ファルコホールディング ス	8,300	2,107.00	17,488,100	
秀英予備校	2,200	300.00	660,000	貸付有価証券 100株
ラウンドワン	172,400	555.00	95,682,000	
リゾートトラスト	79,600	2,413.00	192,074,800	
ビー・エム・エル	22,600	2,956.00	66,805,600	貸付有価証券 700株
リソー教育	93,700	211.00	19,770,700	貸付有価証券 39,600株
早稲田アカデミー	10,100	1,805.00	18,230,500	貸付有価証券 4,600株 (200株)
ユー・エス・エス	205,600	2,804.50	576,605,200	貸付有価証券 79,600株

東京個別指導学院	21,700	429.00	9,309,300	貸付有価証券 2,800株
サイバーエージェント	405,000	843.70	341,698,500	
楽天グループ	1,570,000	578.80	908,716,000	貸付有価証券 31,700株
クリーク・アンド・リバー社	9,200	2,098.00	19,301,600	
SBIグローバルアセット マネジメント	35,900	594.00	21,324,600	
テー・オー・ダブリュー	35,900	326.00	11,703,400	
山田コンサルティンググループ	8,000	1,744.00	13,952,000	
セントラルスポーツ	6,900	2,405.00	16,594,500	貸付有価証券 3,200株
フルキャストホールディングス	17,500	1,731.00	30,292,500	
エン・ジャパン	29,800	2,578.00	76,824,400	
リソルホールディングス	900	5,430.00	4,887,000	
テクノプロ・ホールディングス	107,300	3,661.00	392,825,300	
アトラグループ	3,100	195.00	604,500	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
アイ・アールジャパンホールディングス	9,500	1,453.00	13,803,500	貸付有価証券 1,000株
Keepers 技研	11,300	7,090.00	80,117,000	貸付有価証券 1,400株
ファーストロジック	2,400	546.00	1,310,400	
三機サービス	1,500	1,139.00	1,708,500	
Gunosy	14,500	686.00	9,947,000	貸付有価証券 900株
デザインワン・ジャパン	2,500	127.00	317,500	貸付有価証券 1,100株
イー・ガーディアン	6,900	1,570.00	10,833,000	貸付有価証券 1,400株
リブセンス	4,700	251.00	1,179,700	
ジャパンマテリアル	56,100	2,389.00	134,022,900	貸付有価証券 100株
ベクトル	22,500	1,105.00	24,862,500	貸付有価証券 800株 (200株)
ウチヤマホールディングス	4,300	359.00	1,543,700	貸付有価証券 600株
チャーム・ケア・コーポレーション	15,300	1,201.00	18,375,300	貸付有価証券 300株
キャリアリンク	6,700	2,246.00	15,048,200	貸付有価証券 2,300株 (1,900株)
I B J	14,000	725.00	10,150,000	貸付有価証券 1,100株

アサンテ	9,100	1,637.00	14,896,700	貸付有価証券 2,400株
バリュールHR	16,000	1,564.00	25,024,000	貸付有価証券 7,500株
M&Aキャピタルパート ナーズ	14,800	2,349.00	34,765,200	貸付有価証券 4,700株
ライドオンエクスプレス ホールディングス	7,300	1,005.00	7,336,500	
ERIホールディングス	2,600	1,646.00	4,279,600	
アビスト	1,600	2,967.00	4,747,200	
シグマクス・ホールデ ィングス	24,700	1,415.00	34,950,500	
ウィルグループ	15,300	1,112.00	17,013,600	
エスクロー・エージェン ト・ジャパン	12,300	136.00	1,672,800	貸付有価証券 400株
メドピア	16,100	700.00	11,270,000	貸付有価証券 7,300株 (3,400株)
レアジョブ	2,000	864.00	1,728,000	
リクルートホールディン グス	1,356,900	5,862.00	7,954,147,800	貸付有価証券 13,800株
エラン	24,200	1,089.00	26,353,800	貸付有価証券 300株
土木管理総合試験所	4,700	326.00	1,532,200	
日本郵政	2,153,700	1,268.50	2,731,968,450	貸付有価証券 12,600株
ベルシステム24ホール ディングス	19,700	1,696.00	33,411,200	
鎌倉新書	15,600	536.00	8,361,600	貸付有価証券 8,900株 (200株)
SMN	2,000	266.00	532,000	貸付有価証券 600株
一蔵	1,300	575.00	747,500	
グローバルキッズCOM PANY	1,900	635.00	1,206,500	貸付有価証券 500株
エアトリ	13,400	1,789.00	23,972,600	貸付有価証券 6,200株
アトラエ	10,800	655.00	7,074,000	
ストライク	7,700	4,510.00	34,727,000	
ソラスト	50,500	576.00	29,088,000	貸付有価証券 1,200株
セラク	5,600	1,236.00	6,921,600	貸付有価証券 300株
インソース	39,800	836.00	33,272,800	貸付有価証券 4,100株 (600株)
ベイカレント・コンサル ティング	134,700	4,810.00	647,907,000	貸付有価証券 200株
Orchestra H	3,900	988.00	3,853,200	貸付有価証券

oldings				1,500株
アイモバイル	24,500	435.00	10,657,500	貸付有価証券 600株
キャリアインデックス	3,500	200.00	700,000	貸付有価証券 1,600株(1,100株)
MS-Japan	5,800	1,118.00	6,484,400	
船場	2,100	917.00	1,925,700	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	59,400	2,330.00	138,402,000	貸付有価証券 100株
フルテック	1,400	1,229.00	1,720,600	貸付有価証券 600株
グリーンズ	3,700	1,750.00	6,475,000	
ツナググループ・ホールディングス	2,900	929.00	2,694,100	
GameWith	3,100	306.00	948,600	貸付有価証券 300株
MS&Consulting	1,400	685.00	959,000	
ウェルビー	9,200	784.00	7,212,800	
エル・ティー・エス	2,100	2,813.00	5,907,300	
ミダックホールディングス	11,100	1,958.00	21,733,800	貸付有価証券 2,100株
キュービーネットホールディングス	8,700	1,451.00	12,623,700	
RPAホールディングス	24,800	257.00	6,373,600	貸付有価証券 600株(600株)
スプリックス	3,000	823.00	2,469,000	
マネジメントソリューションズ	7,800	3,245.00	25,311,000	貸付有価証券 3,600株(1,000株)
プロレド・パートナーズ	4,500	346.00	1,557,000	
and factory	3,000	333.00	999,000	貸付有価証券 100株
テノ.ホールディングス	1,300	585.00	760,500	貸付有価証券 200株(200株)
フロンティア・マネジメント	4,600	1,535.00	7,061,000	貸付有価証券 400株
ピアラ	1,900	282.00	535,800	貸付有価証券 300株
コプロ・ホールディングス	3,300	1,524.00	5,029,200	
ギークス	1,400	472.00	660,800	貸付有価証券 800株
アンビスホールディングス	19,600	3,100.00	60,760,000	貸付有価証券 600株
カーブスホールディングス	50,100	629.00	31,512,900	貸付有価証券 800株
フォーラムエンジニアリ	24,900	826.00	20,567,400	

ング				
Fast Fitness Japan	6,200	1,047.00	6,491,400	
ダイレクトマーケティングミックス	18,900	420.00	7,938,000	貸付有価証券 400株
ポピンズ	2,700	1,135.00	3,064,500	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
LITALICO	14,300	2,020.00	28,886,000	貸付有価証券 1,600株
コンフィデンス・インターワークス	900	1,490.00	1,341,000	
アドバンテッジリスクマネジメント	5,200	493.00	2,563,600	
リログループ	91,800	1,601.50	147,017,700	貸付有価証券 400株
東祥	12,800	781.00	9,996,800	
ID&Eホールディングス	11,100	3,280.00	36,408,000	
ビーウィズ	4,700	2,075.00	9,752,500	貸付有価証券 100株 (100株)
TREホールディングス	35,100	1,026.00	36,012,600	貸付有価証券 200株
人・夢・技術グループ	6,900	1,699.00	11,723,100	
NISSOホールディングス	15,900	766.00	12,179,400	貸付有価証券 7,300株
大栄環境	33,300	2,366.00	78,787,800	
日本管財ホールディングス	19,200	2,516.00	48,307,200	
M&A総研ホールディングス	8,800	4,350.00	38,280,000	
エイチ・アイ・エス	53,200	1,826.00	97,143,200	貸付有価証券 25,000株 (11,500株)
ラックランド	8,300	2,443.00	20,276,900	貸付有価証券 3,900株 (100株)
共立メンテナンス	28,800	5,607.00	161,481,600	貸付有価証券 4,400株 (1,900株)
イチネンホールディングス	19,400	1,537.00	29,817,800	
建設技術研究所	9,400	5,160.00	48,504,000	
スペース	12,000	934.00	11,208,000	
燦ホールディングス	17,200	1,118.00	19,229,600	貸付有価証券 2,900株
スバル興業	1,000	14,860.00	14,860,000	貸付有価証券 400株
東京テアトル	3,700	1,087.00	4,021,900	貸付有価証券 100株 (100株)
タナベコンサルティング	5,500	998.00	5,489,000	

グループ				
ナガワ	5,700	6,920.00	39,444,000	貸付有価証券 2,600株
東京都競馬	15,300	4,340.00	66,402,000	貸付有価証券 7,100株
常磐興産	3,800	1,225.00	4,655,000	貸付有価証券 2,400株
カナモト	28,400	2,794.00	79,349,600	貸付有価証券 13,100株
ニシオホールディングス	17,000	3,820.00	64,940,000	貸付有価証券 100株
トランス・コスモス	22,800	2,897.00	66,051,600	貸付有価証券 300株
乃村工藝社	79,900	849.00	67,835,100	貸付有価証券 100株
藤田観光	7,300	5,300.00	38,690,000	貸付有価証券 3,400株 (100株)
KNT-CTホールディングス	10,900	1,270.00	13,843,000	貸付有価証券 800株
トーカイ	16,200	2,069.00	33,517,800	
白洋舎	1,600	2,581.00	4,129,600	
セコム	186,700	10,075.00	1,881,002,500	
セントラル警備保障	9,900	2,532.00	25,066,800	
丹青社	35,500	852.00	30,246,000	
メイテックグループホールディングス	66,000	2,808.00	185,328,000	
応用地質	17,100	2,014.00	34,439,400	
船井総研ホールディングス	38,100	2,563.00	97,650,300	
進学会ホールディングス	2,700	249.00	672,300	貸付有価証券 1,200株 (200株)
オオバ	6,300	902.00	5,682,600	貸付有価証券 2,800株
いであ	2,700	1,765.00	4,765,500	
学究社	7,300	1,975.00	14,417,500	
ベネッセホールディングス	61,600	2,624.50	161,669,200	貸付有価証券 14,200株 (2,200株)
イオンディライト	19,700	3,510.00	69,147,000	
ナック	7,800	978.00	7,628,400	
ダイセキ	37,400	3,830.00	143,242,000	
ステップ	6,700	1,861.00	12,468,700	
小計	銘柄数：2,137 組入時価比率：98.8%		591,833,311,000 100.0%	
合計			591,833,311,000	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年12月22日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,459,985,800	—	7,347,375,000	△112,766,725
合計	7,459,985,800	—	7,347,375,000	△112,766,725

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年12月22日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	17,482,358,506
コール・ローン	1,162,354,108
株式	1,856,856,586,410
投資証券	39,193,650,219
派生商品評価勘定	293,907,360
未収入金	15,613,559
未収配当金	1,671,353,006
差入委託証拠金	13,730,418,159
流動資産合計	1,930,406,241,327
資産合計	1,930,406,241,327
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,077,903
未払金	14,835,554,721
未払解約金	641,648,552
未払利息	409
その他未払費用	4,029,200
流動負債合計	15,492,310,785

負債合計	15,492,310,785
純資産の部	
元本等	
元本	330,063,569,821
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,584,850,360,721
元本等合計	1,914,913,930,542
純資産合計	1,914,913,930,542
負債純資産合計	1,930,406,241,327

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月22日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

1口当たり純資産額
(10,000口当たり純資産額)

5.8017円
(58,017円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月23日
至 2023年12月22日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月22日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年12月22日現在

期首	2023年6月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	317,399,079,442円
同期中における追加設定元本額	26,999,195,299円
同期中における一部解約元本額	14,334,704,920円
期末元本額	330,063,569,821円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	23,884,311円
バランスセレクト50	73,087,640円
バランスセレクト70	97,883,259円
野村外国株式インデックスファンド	461,529,280円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,406,487,927円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,310,739,810円

野村世界6資産分散投信（成長コース）	4,608,745,253円
野村資産設計ファンド2015	7,090,532円
野村資産設計ファンド2020	7,836,638円
野村資産設計ファンド2025	12,124,498円
野村資産設計ファンド2030	20,899,932円
野村資産設計ファンド2035	20,742,854円
野村資産設計ファンド2040	37,192,215円
野村外国株インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	41,384,602,684円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,214,206,077円
のむラップ・ファンド（普通型）	13,254,770,019円
のむラップ・ファンド（積極型）	15,220,112,114円
野村資産設計ファンド2045	8,478,155円
野村インデックスファンド・外国株式	8,874,902,240円
マイ・ロード	1,288,229,755円
ネクストコア	13,530,762円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	169,036,196円
野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	3,653,055,592円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	344,733,841円
野村資産設計ファンド2050	9,583,775円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,236,283円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,477,790円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,234,385円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,204,013円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	285,002,796円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	1,410,511,514円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,034,600円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	4,244,853円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	39,417,068円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	17,167,598円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	54,409,148円
野村6資産均等バランス	1,911,570,946円
野村つみたて外国株投信	17,417,950,625円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,380,284,703円
世界6資産分散ファンド	41,115,600円
野村資産設計ファンド2060	8,034,526円
野村スリーゼロ先進国株式投信	2,469,320,928円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	208,993,776円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,227,888,856円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,070,439,594円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	84,388,825円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	49,905,225円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	339,649,963円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	260,021,537円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	751,244円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	2,634,144円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	204,302円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	118,146円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	4,023,442円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	301,006,251円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,796,969円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	21,239,618円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	59,517,519円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,846,214,928円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	11,385,762円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,146,557,506円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,122,640,756円

野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	843,579円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,149,545円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7,898,899円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,630,636円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I（確定拠出年金向け）	103,404,108,472円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,731,896,922円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,121,765,791円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,718,975,061円
マイバランスDC30	755,127,150円
マイバランスDC50	1,861,126,012円
マイバランスDC70	1,863,244,325円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	46,648,717,447円
野村DC運用戦略ファンド	625,969,970円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	42,893,471円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	556,390,030円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	479,477,896円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	508,368,190円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	21,601,962円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	10,731,456円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	64,673,000円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	12,292,489円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	13,095,466円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	9,684,141円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	318,678,919円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	245,208,523円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	171,094,144円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	229,473,597円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	7,798,795円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	87,813,610円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	90,181,103円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	67,588,138円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	44,946,286円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	43,698円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	237,000	34.04	8,067,480.00	
		HALLIBURTON CO	210,000	36.64	7,694,400.00	
		SCHLUMBERGER LTD	336,000	52.58	17,666,880.00	
		APA CORPORATION	72,000	35.94	2,587,680.00	
		CHENIERE ENERGY INC	56,400	171.72	9,685,008.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,100	77.33	2,018,313.00	
		CHEVRON CORP	429,900	150.71	64,790,229.00	
		CONOCOPHILLIPS	283,700	116.83	33,144,671.00	

COTERRA ENERGY INC	177,000	25.74	4,555,980.00
DEVON ENERGY CORP	154,000	45.85	7,060,900.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	40,900	156.26	6,391,034.00
EOG RESOURCES INC	138,800	121.08	16,805,904.00
EQT CORP	94,000	39.02	3,667,880.00
EXXON MOBIL CORP	949,200	101.73	96,562,116.00
HESS CORP	64,600	146.15	9,441,290.00
HF SINCLAIR CORP	40,000	56.81	2,272,400.00
KINDER MORGAN INC	479,000	17.64	8,449,560.00
MARATHON OIL CORP	147,000	24.71	3,632,370.00
MARATHON PETROLEUM CORP	94,000	152.66	14,350,040.00
OCCIDENTAL PETE CORP	155,000	60.44	9,368,200.00
ONEOK INC	136,300	69.53	9,476,939.00
OVINTIV INC	62,000	43.65	2,706,300.00
PHILLIPS 66	107,200	134.29	14,395,888.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	55,200	228.74	12,626,448.00
TARGA RESOURCES CORP	50,800	87.11	4,425,188.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,480	1,618.02	2,394,669.60
VALERO ENERGY CORP	85,500	131.92	11,279,160.00
WILLIAMS COS	288,000	34.97	10,071,360.00
AIR PRODUCTS	52,400	271.74	14,239,176.00
ALBEMARLE CORP	27,500	145.45	3,999,875.00
CELANESE CORP-SERIES A	24,600	154.33	3,796,518.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	46,300	79.83	3,696,129.00
CORTEVA INC	169,000	47.29	7,992,010.00
DOW INC	166,000	54.97	9,125,020.00
DUPONT DE NEMOURS INC	108,900	74.36	8,097,804.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	89.13	2,424,336.00
ECOLAB INC	60,700	196.91	11,952,437.00
FMC CORP	28,400	62.10	1,763,640.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	61,800	80.45	4,971,810.00
LINDE PLC	115,600	409.13	47,295,428.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	60,800	96.44	5,863,552.00
MOSAIC CO/THE	76,000	36.33	2,761,080.00
PPG INDUSTRIES	56,500	147.75	8,347,875.00
RPM INTERNATIONAL INC	30,300	111.64	3,382,692.00

SHERWIN-WILLIAMS	57,800	306.93	17,740,554.00
WESTLAKE CORPORATION	9,400	140.80	1,323,520.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	14,800	492.48	7,288,704.00
VULCAN MATERIALS CO	31,300	223.28	6,988,664.00
AMCOR PLC	335,000	9.71	3,252,850.00
AVERY DENNISON CORP	19,200	202.70	3,891,840.00
BALL CORP	73,000	56.73	4,141,290.00
CROWN HOLDINGS INC	27,100	92.07	2,495,097.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	79,000	36.58	2,889,820.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	22,000	163.24	3,591,280.00
WESTROCK CO	63,000	41.91	2,640,330.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	20.89	2,402,350.00
FREEMONT-MCMORAN INC	342,000	42.23	14,442,660.00
NEWMONT CORP	273,000	41.43	11,310,390.00
NUCOR CORP	58,900	176.62	10,402,918.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	13,700	279.01	3,822,437.00
STEEL DYNAMICS	38,500	120.19	4,627,315.00
AXON ENTERPRISE INC	17,200	256.84	4,417,648.00
BOEING CO	135,800	262.02	35,582,316.00
GENERAL DYNAMICS	55,100	252.43	13,908,893.00
HEICO CORP	10,700	178.85	1,913,695.00
HEICO CORP-CLASS A	17,000	142.08	2,415,360.00
HOWMET AEROSPACE INC	94,000	53.47	5,026,180.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,500	254.02	2,413,190.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	44,400	207.54	9,214,776.00
LOCKHEED MARTIN	53,100	448.02	23,789,862.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	34,000	459.22	15,613,480.00
RTX CORP	344,900	82.01	28,285,249.00
TEXTRON INC	46,400	80.07	3,715,248.00
TRANSDIGM GROUP INC	12,990	994.12	12,913,618.80
ALLEGION PLC	19,700	123.01	2,423,297.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,900	164.62	5,086,758.00
CARLISLE COS INC	12,300	310.67	3,821,241.00
CARRIER GLOBAL CORP	198,000	56.92	11,270,160.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	31,000	77.27	2,395,370.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	161,000	55.97	9,011,170.00

PLC				
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,700	443.69	3,416,413.00	
MASCO CORP	54,000	67.38	3,638,520.00	
OWENS CORNING INC	21,100	147.95	3,121,745.00	
SMITH (A. O.) CORP	27,900	81.56	2,275,524.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	54,600	243.40	13,289,640.00	
AECOM	31,500	92.65	2,918,475.00	
QUANTA SERVICES INC	34,900	212.45	7,414,505.00	
AMETEK INC	55,300	163.69	9,052,057.00	
EATON CORP PLC	95,000	237.29	22,542,550.00	
EMERSON ELEC	136,500	95.71	13,064,415.00	
HUBBELL INC	13,000	324.55	4,219,150.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	27,300	306.75	8,374,275.00	
VERTIV HOLDINGS CO	82,000	48.58	3,983,560.00	
3M CORP	130,400	105.56	13,765,024.00	
GENERAL ELECTRIC CO	257,900	126.97	32,745,563.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	157,300	205.05	32,254,365.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	38,000	39.63	1,505,940.00	
CATERPILLAR INC DEL	120,800	290.07	35,040,456.00	
CNH INDUSTRIAL NV	240,000	11.90	2,856,000.00	
CUMMINS INC	33,600	244.00	8,198,400.00	
DEERE & COMPANY	65,100	393.34	25,606,434.00	
DOVER CORP	33,100	152.48	5,047,088.00	
FORTIVE CORP	83,200	72.58	6,038,656.00	
GRACO INC	39,900	85.68	3,418,632.00	
IDEX CORP	18,400	214.11	3,939,624.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	72,100	260.49	18,781,329.00	
INGERSOLL-RAND INC	96,400	75.80	7,307,120.00	
NORDSON CORP	12,200	259.17	3,161,874.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	98,100	88.40	8,672,040.00	
PACCAR	125,000	96.90	12,112,500.00	
PARKER HANNIFIN CORP	30,700	455.90	13,996,130.00	
PENTAIR PLC	37,300	71.29	2,659,117.00	
SNAP-ON INC	12,400	287.02	3,559,048.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	35,400	96.92	3,430,968.00	
TORO CO	25,200	99.56	2,508,912.00	

WABTEC CORP	41,400	126.47	5,235,858.00
XYLEM INC	56,500	111.69	6,310,485.00
AERCAP HOLDINGS NV	48,600	73.85	3,589,110.00
FASTENAL CO	134,000	65.09	8,722,060.00
FERGUSON PLC	48,500	190.00	9,215,000.00
GRAINGER(W.W.) INC	10,500	824.04	8,652,420.00
UNITED RENTALS INC	16,000	570.95	9,135,200.00
WATSCO INC	8,000	425.37	3,402,960.00
CINTAS CORP	21,900	589.95	12,919,905.00
COPART INC	204,000	48.41	9,875,640.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	53,100	161.65	8,583,615.00
ROLLINS INC	67,000	42.81	2,868,270.00
VERALTO CORP	56,700	81.12	4,599,504.00
WASTE CONNECTIONS INC	61,100	147.30	9,000,030.00
WASTE MANAGEMENT INC	96,000	176.81	16,973,760.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	25,900	85.85	2,223,515.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	126.67	4,408,116.00
FEDEX CORPORATION	56,400	247.36	13,951,104.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	171,400	157.16	26,937,224.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	41.12	1,480,320.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	29.60	1,006,400.00
CSX CORP	472,000	34.46	16,265,120.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	450,000	3.26	1,467,000.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	19,200	200.64	3,852,288.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	38,000	58.78	2,233,640.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	53,900	234.42	12,635,238.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	23,100	409.21	9,452,751.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	67.33	1,615,920.00
UBER TECHNOLOGIES INC	436,000	61.46	26,796,560.00
UNION PAC CORP	144,400	242.11	34,960,684.00
APTIV PLC	67,400	89.07	6,003,318.00
BORGWARNER INC	56,000	35.91	2,010,960.00
LEAR CORP	13,700	140.77	1,928,549.00
FORD MOTOR COMPANY	940,000	12.34	11,599,600.00
GENERAL MOTORS CO	322,000	36.25	11,672,500.00

LUCID GROUP INC	205,000	4.33	887,650.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	151,000	23.58	3,560,580.00
TESLA INC	676,800	254.50	172,245,600.00
DR HORTON INC	71,400	150.33	10,733,562.00
GARMIN LTD	35,400	127.42	4,510,668.00
LENNAR CORP-A	59,400	147.91	8,785,854.00
NVR INC	789	6,939.98	5,475,644.22
PULTEGROUP INC	51,000	102.43	5,223,930.00
HASBRO INC	31,700	51.08	1,619,236.00
DECKERS OUTDOOR CORP	6,290	704.13	4,428,977.70
LULULEMON ATHLETICA INC	27,100	511.03	13,848,913.00
NIKE INC-B	288,900	122.53	35,398,917.00
V F CORP	72,000	19.21	1,383,120.00
AIRBNB INC-CLASS A	101,000	142.09	14,351,090.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,460	3,519.55	29,775,393.00
CAESARS ENTERTAINMENT INC	53,000	47.67	2,526,510.00
CARNIVAL CORP	244,000	19.19	4,682,360.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,580	2,307.10	15,180,718.00
DARDEN RESTAURANTS INC	28,100	162.21	4,558,101.00
DOMINOS PIZZA INC	8,000	408.80	3,270,400.00
DOORDASH INC-A	61,700	100.56	6,204,552.00
DRAFTKINGS INC	102,000	35.11	3,581,220.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	154.52	5,222,776.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	62,700	181.52	11,381,304.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	130.03	1,378,318.00
LAS VEGAS SANDS CORP	91,000	48.79	4,439,890.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	60,900	221.84	13,510,056.00
MCDONALD'S CORP	172,700	291.39	50,323,053.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	44.49	2,891,850.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	58,200	127.12	7,398,384.00
STARBUCKS CORP	272,500	95.33	25,977,425.00
VAIL RESORTS INC	8,900	223.50	1,989,150.00
WYNN RESORTS LTD	24,500	90.72	2,222,640.00
YUM BRANDS INC	65,700	129.98	8,539,686.00
GENUINE PARTS CO	33,700	138.47	4,666,439.00
LKQ CORP	62,000	47.43	2,940,660.00

POOL CORP	9,500	395.63	3,758,485.00
AMAZON.COM INC	2,200,200	153.84	338,478,768.00
EBAY INC	126,000	43.73	5,509,980.00
ETSY INC	28,000	85.24	2,386,720.00
GLOBAL-E ONLINE LTD	20,000	40.38	807,600.00
MERCADOLIBRE INC	10,750	1,598.33	17,182,047.50
AUTOZONE	4,210	2,612.67	10,999,340.70
BATH & BODY WORKS INC	50,400	43.72	2,203,488.00
BEST BUY COMPANY INC	44,700	75.82	3,389,154.00
BURLINGTON STORES INC	15,900	190.48	3,028,632.00
CARMAX INC	36,700	78.55	2,882,785.00
DICK S SPORTING GOODS INC	13,900	146.81	2,040,659.00
HOME DEPOT	237,000	348.97	82,705,890.00
LOWES COS INC	136,800	223.55	30,581,640.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	14,370	957.55	13,759,993.50
ROSS STORES INC	80,700	135.88	10,965,516.00
TJX COS INC	269,500	91.38	24,626,910.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	25,600	211.70	5,419,520.00
ULTA BEAUTY INC	11,500	477.47	5,490,905.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	76,000	22.79	1,732,040.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	104,900	665.16	69,775,284.00
DOLLAR GENERAL CORP	52,200	130.09	6,790,698.00
DOLLAR TREE INC	49,400	134.33	6,635,902.00
KROGER CO	162,000	45.02	7,293,240.00
SYSCO CORP	118,900	73.53	8,742,717.00
TARGET CORP	109,100	139.37	15,205,267.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	176,000	26.06	4,586,560.00
WALMART INC	350,800	154.80	54,303,840.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	71,100	57.54	4,091,094.00
CELSIUS HOLDINGS INC	36,000	50.29	1,810,440.00
COCA COLA CO	973,200	57.99	56,435,868.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	49,000	65.23	3,196,270.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	39,100	235.87	9,222,517.00
KEURIG DR PEPPER INC	250,000	32.52	8,130,000.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	46,000	61.04	2,807,840.00
MONSTER BEVERAGE CORP	184,000	55.38	10,189,920.00

PEPSICO INC	325,800	166.97	54,398,826.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	129,000	70.93	9,149,970.00
BUNGE GLOBAL SA	36,200	101.23	3,664,526.00
CAMPBELL SOUP CO	46,000	42.77	1,967,420.00
CONAGRA BRANDS INC	112,000	28.47	3,188,640.00
DARLING INGREDIENTS INC	37,500	49.86	1,869,750.00
GENERAL MILLS	138,600	64.21	8,899,506.00
HERSHEY CO/THE	36,100	181.00	6,534,100.00
HORMEL FOODS CORP	67,000	31.67	2,121,890.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	24,200	123.66	2,992,572.00
KELLANOVA	62,600	53.85	3,371,010.00
KRAFT HEINZ CO/THE	204,000	35.96	7,335,840.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	35,200	103.96	3,659,392.00
MCCORMICK & CO INC.	57,800	67.87	3,922,886.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	320,700	70.46	22,596,522.00
TYSON FOODS INC-CL A	67,000	51.66	3,461,220.00
ALTRIA GROUP INC	423,000	40.31	17,051,130.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	367,800	92.83	34,142,874.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	57,100	91.79	5,241,209.00
CLOROX CO	28,400	141.16	4,008,944.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	186,000	77.91	14,491,260.00
KIMBERLY-CLARK CORP	79,000	119.43	9,434,970.00
PROCTER & GAMBLE CO	558,400	144.26	80,554,784.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	54,400	145.46	7,913,024.00
KENVUE INC	410,000	21.22	8,700,200.00
ABBOTT LABORATORIES	411,200	108.48	44,606,976.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,700	274.10	4,577,470.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	123,000	38.91	4,785,930.00
BECTON, DICKINSON	68,600	243.13	16,678,718.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	346,000	55.65	19,254,900.00
DEXCOM INC	91,100	122.80	11,187,080.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	145,500	74.95	10,905,225.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	95,400	77.19	7,363,926.00
HOLOGIC INC	57,900	71.07	4,114,953.00
IDEXX LABORATORIES INC	19,500	552.61	10,775,895.00
INSULET CORP	17,000	218.97	3,722,490.00

INTUITIVE SURGICAL INC	83,300	333.45	27,776,385.00
MEDTRONIC PLC	316,600	81.96	25,948,536.00
RESMED INC	34,400	174.81	6,013,464.00
STERIS PLC	23,300	218.43	5,089,419.00
STRYKER CORP	80,500	296.03	23,830,415.00
TELEFLEX INC	11,400	251.43	2,866,302.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	11,800	368.46	4,347,828.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	49,300	119.65	5,898,745.00
CARDINAL HEALTH INC	60,700	101.24	6,145,268.00
CENCORA INC	40,300	202.27	8,151,481.00
CENTENE CORP	130,000	73.41	9,543,300.00
CVS HEALTH CORP	305,700	78.62	24,034,134.00
DAVITA INC	12,500	104.76	1,309,500.00
ELEVANCE HEALTH INC	55,600	464.09	25,803,404.00
HCA HEALTHCARE INC	48,200	268.75	12,953,750.00
HENRY SCHEIN INC	30,100	74.99	2,257,199.00
HUMANA INC	29,100	453.94	13,209,654.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	21,200	222.15	4,709,580.00
MCKESSON CORP	32,200	452.71	14,577,262.00
MOLINA HEALTHCARE INC	14,000	358.23	5,015,220.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	27,000	136.04	3,673,080.00
THE CIGNA GROUP	69,700	297.24	20,717,628.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	219,470	519.88	114,098,063.60
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	151.01	2,159,443.00
ABBVIE INC	418,200	152.59	63,813,138.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	29,100	181.14	5,271,174.00
AMGEN INC	126,700	279.33	35,391,111.00
BIOGEN INC	34,300	253.86	8,707,398.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	43,200	95.16	4,110,912.00
EXACT SCIENCES CORP	43,300	71.43	3,092,919.00
GILEAD SCIENCES INC	293,700	78.93	23,181,741.00
INCYTE CORP	45,000	61.69	2,776,050.00
MODERNA INC	77,900	91.16	7,101,364.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	23,000	121.16	2,786,680.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	25,420	841.88	21,400,589.60
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,000	218.27	2,400,970.00

VERTEX PHARMACEUTICALS	61,400	400.63	24,598,682.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	492,500	51.26	25,245,550.00
CATALENT INC	43,000	43.90	1,887,700.00
ELI LILLY & CO.	191,180	572.00	109,354,960.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	15,100	121.10	1,828,610.00
JOHNSON & JOHNSON	570,546	154.84	88,343,342.64
MERCK & CO INC	601,200	106.39	63,961,668.00
PFIZER INC	1,337,500	28.31	37,864,625.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	87,000	27.38	2,382,060.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	274,000	10.59	2,901,660.00
VIATRIS INC	292,000	10.65	3,109,800.00
ZOETIS INC	109,600	194.66	21,334,736.00
BANK OF AMERICA CORP	1,695,000	33.20	56,274,000.00
CITIGROUP	459,000	50.60	23,225,400.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	32.91	3,587,190.00
FIFTH THIRD BANCORP	160,000	34.40	5,504,000.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,419.55	3,563,070.50
HUNTINGTON BANCSHARES INC	341,000	12.64	4,310,240.00
JPMORGAN CHASE & CO	688,600	167.50	115,340,500.00
KEYCORP	221,000	14.28	3,155,880.00
M & T BANK CORP	39,700	136.21	5,407,537.00
PNC FINANCIAL	95,100	151.77	14,433,327.00
REGIONS FINANCIAL CORP	223,000	19.14	4,268,220.00
TRUIST FINANCIAL CORP	316,000	36.49	11,530,840.00
US BANCORP	362,000	43.31	15,678,220.00
WELLS FARGO CO	867,000	49.45	42,873,150.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	95,200	91.80	8,739,360.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	309,900	356.14	110,367,786.00
BLOCK INC	130,000	76.90	9,997,000.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	33.49	2,645,710.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	138,000	59.71	8,239,980.00
FISERV INC	145,600	133.21	19,395,376.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	16,600	277.03	4,598,698.00
GLOBAL PAYMENTS INC	61,000	126.37	7,708,570.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,500	163.27	2,857,225.00
MASTERCARD INC	199,300	423.44	84,391,592.00

PAYPAL HOLDINGS INC	247,000	62.06	15,328,820.00
TOAST INC-CLASS A	72,000	18.28	1,316,160.00
VISA INC-CLASS A SHARES	380,700	259.54	98,806,878.00
AFLAC INC	135,800	81.21	11,028,318.00
ALLSTATE CORP	62,400	135.40	8,448,960.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,500	118.63	2,076,025.00
AMERICAN INTL GROUP	167,800	66.57	11,170,446.00
AON PLC	48,400	288.19	13,948,396.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	88,400	74.16	6,555,744.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	50,600	222.86	11,276,716.00
ASSURANT INC	12,900	165.18	2,130,822.00
BROWN & BROWN INC	56,100	70.41	3,950,001.00
CHUBB LTD	97,500	220.02	21,451,950.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	36,000	101.85	3,666,600.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,200	329.62	2,043,644.00
EVEREST GROUP LTD	10,600	357.63	3,790,878.00
FNF GROUP	59,000	49.52	2,921,680.00
GLOBE LIFE INC	21,700	121.67	2,640,239.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	74,000	79.07	5,851,180.00
LOEWS CORP	45,300	68.52	3,103,956.00
MARKEL GROUP INC	2,940	1,387.39	4,078,926.60
MARSH & MCLENNAN COS	116,500	186.82	21,764,530.00
METLIFE INC	154,200	65.59	10,113,978.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	57,100	78.71	4,494,341.00
PROGRESSIVE CO	137,800	156.48	21,562,944.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	86,600	103.23	8,939,718.00
TRAVELERS COS INC/THE	54,700	185.57	10,150,679.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	25,300	238.35	6,030,255.00
WR BERKLEY CORP	48,600	69.76	3,390,336.00
ACCENTURE PLC-CL A	148,700	348.75	51,859,125.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	35,800	119.49	4,277,742.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	66,600	84.85	5,651,010.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	120,400	74.16	8,928,864.00
EPAM SYSTEMS INC	13,800	294.30	4,061,340.00
GARTNER INC	18,900	443.34	8,379,126.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	106.90	3,688,050.00

INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	215,800	160.78	34,696,324.00
MONGODB INC	16,600	409.82	6,803,012.00
OKTA INC	36,400	89.04	3,241,056.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	66,500	196.79	13,086,535.00
TWILIO INC - A	41,400	76.21	3,155,094.00
VERISIGN INC	22,000	204.46	4,498,120.00
WIX.COM LTD	12,200	121.33	1,480,226.00
ADOBE INC	107,900	600.14	64,755,106.00
ANSYS INC	20,400	303.16	6,184,464.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	216.23	1,556,856.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	37,200	245.03	9,115,116.00
AUTODESK INC.	50,600	241.89	12,239,634.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	51.36	2,465,280.00
BILL HOLDINGS INC	22,400	82.97	1,858,528.00
CADENCE DESIGN SYS INC	64,300	275.57	17,719,151.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	150.85	3,288,530.00
CONFLUENT INC-CLASS A	47,000	24.29	1,141,865.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	53,600	257.32	13,792,352.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	9,500	215.30	2,045,350.00
DATADOG INC - CLASS A	59,400	122.48	7,275,312.00
DOCUSIGN INC	50,000	60.47	3,023,500.00
DROPBOX INC-CLASS A	57,000	29.99	1,709,430.00
DYNATRACE INC	58,000	55.23	3,203,340.00
FAIR ISAAC CORP	5,850	1,165.46	6,817,941.00
FORTINET INC	160,000	58.51	9,361,600.00
GEN DIGITAL INC	141,000	23.18	3,268,380.00
HUBSPOT INC	11,300	578.31	6,534,903.00
INTUIT INC	66,400	620.99	41,233,736.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	14,000	219.83	3,077,620.00
MICROSOFT CORP	1,672,400	373.54	624,708,296.00
MONDAY.COM LTD	6,800	188.13	1,279,284.00
ORACLE CORPORATION	389,400	105.86	41,221,884.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	439,000	17.59	7,722,010.00
PALO ALTO NETWORKS INC	73,500	299.40	22,005,900.00
PTC INC	28,600	171.19	4,896,034.00

ROPER TECHNOLOGIES INC	25,500	540.30	13,777,650.00
SALESFORCE INC	230,540	267.25	61,611,815.00
SERVICENOW INC	48,410	700.76	33,923,791.60
SPLUNK INC	38,600	151.80	5,859,480.00
SYNOPSYS INC	35,900	559.96	20,102,564.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	9,800	412.49	4,042,402.00
UIPATH INC - CLASS A	96,000	25.25	2,424,000.00
UNITY SOFTWARE INC	62,000	39.71	2,462,020.00
WORKDAY INC-CLASS A	49,400	272.90	13,481,260.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	57,900	71.90	4,163,010.00
ZSCALER INC	21,100	221.33	4,670,063.00
ARISTA NETWORKS INC	62,800	235.34	14,779,352.00
CISCO SYSTEMS	959,900	49.70	47,707,030.00
F5 INC	13,900	178.09	2,475,451.00
JUNIPER NETWORKS INC	72,000	29.21	2,103,120.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	39,700	310.55	12,328,835.00
APPLE INC	3,704,300	194.68	721,153,124.00
DELL TECHNOLOGIES-C	59,000	75.32	4,443,880.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	299,000	17.00	5,083,000.00
HP INC	207,000	30.14	6,238,980.00
NETAPP INC	49,100	89.55	4,396,905.00
SEAGATE TECHNOLOGY	48,100	85.30	4,102,930.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	11,600	304.18	3,528,488.00
WESTERN DIGITAL CORP	79,000	52.38	4,138,020.00
AMPHENOL CORP-CL A	142,400	98.29	13,996,496.00
CDW CORPORATION	31,400	225.10	7,068,140.00
CORNING INC	189,000	30.18	5,704,020.00
JABIL INC	31,000	128.75	3,991,250.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	42,100	158.83	6,686,743.00
TE CONNECTIVITY LTD	75,100	139.88	10,504,988.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	11,400	426.30	4,859,820.00
TRIMBLE INC	58,000	52.36	3,036,880.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12,600	265.31	3,342,906.00
ADVANCED MICRO DEVICES	382,848	139.91	53,564,263.68
ANALOG DEVICES INC	118,200	196.28	23,200,296.00
APPLIED MATERIALS	198,200	161.39	31,987,498.00

BROADCOM INC	105,147	1,127.29	118,531,161.63
ENPHASE ENERGY INC	32,500	133.86	4,350,450.00
ENTEGRIS INC	35,700	119.63	4,270,791.00
FIRST SOLAR INC	24,700	170.04	4,199,988.00
INTEL CORP	992,500	47.08	46,726,900.00
KLA CORP	32,500	580.45	18,864,625.00
LAM RESEARCH	31,470	776.92	24,449,672.40
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	30,700	70.43	2,162,201.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	206,000	60.25	12,411,500.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	130,200	89.88	11,702,376.00
MICRON TECHNOLOGY	261,500	85.48	22,353,020.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	10,900	621.73	6,776,857.00
NVIDIA CORP	585,240	489.90	286,709,076.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	61,400	229.25	14,075,950.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	101,100	83.65	8,457,015.00
QORVO INC	22,500	111.21	2,502,225.00
QUALCOMM INC	264,400	142.44	37,661,136.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	37,900	112.18	4,251,622.00
TERADYNE INC	36,500	106.59	3,890,535.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	215,100	166.81	35,880,831.00
AT & T INC	1,694,000	16.49	27,934,060.00
LIBERTY GLOBAL LTD-C	64,000	17.80	1,139,200.00
VERIZON COMMUNICATIONS	996,000	37.43	37,280,280.00
T-MOBILE US INC	125,800	154.93	19,490,194.00
ALLIANT ENERGY CORP	60,000	50.57	3,034,200.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	121,900	80.04	9,756,876.00
CONSTELLATION ENERGY	76,000	118.31	8,991,560.00
DUKE ENERGY CORP	181,700	96.36	17,508,612.00
EDISON INTERNATIONAL	89,400	68.87	6,156,978.00
ENTERGY CORP	51,200	99.73	5,106,176.00
EVERGY INC	52,000	51.07	2,655,640.00
EVERSOURCE ENERGY	82,000	60.91	4,994,620.00
EXELON CORPORATION	236,000	35.07	8,276,520.00
FIRSTENERGY CORP	126,000	36.33	4,577,580.00
NEXTERA ENERGY INC	485,900	59.60	28,959,640.00
NRG ENERGY INC	55,000	50.09	2,754,950.00

PG&E CORP	482,000	17.46	8,415,720.00
PPL CORPORATION	173,000	26.39	4,565,470.00
SOUTHERN CO.	259,900	69.37	18,029,263.00
XCEL ENERGY INC	130,600	61.53	8,035,818.00
ATMOS ENERGY CORP	34,100	113.75	3,878,875.00
AMEREN CORPORATION	63,700	72.10	4,592,770.00
CENTERPOINT ENERGY INC	151,000	28.30	4,273,300.00
CMS ENERGY CORP	68,000	56.91	3,869,880.00
CONSOLIDATED EDISON INC	82,300	89.21	7,341,983.00
DOMINION ENERGY INC	198,000	46.75	9,256,500.00
DTE ENERGY COMPANY	49,300	109.74	5,410,182.00
NISOURCE INC	93,000	26.04	2,421,720.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	117,200	60.35	7,073,020.00
SEMPRA	148,900	73.14	10,890,546.00
WEC ENERGY GROUP INC	75,100	82.35	6,184,485.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	45,500	131.50	5,983,250.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	57,000	37.05	2,111,850.00
ALLY FINANCIAL INC	66,000	34.27	2,261,820.00
AMERICAN EXPRESS CO	148,800	184.79	27,496,752.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	90,400	129.64	11,719,456.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	59,900	111.16	6,658,484.00
SYNCHRONY FINANCIAL	97,800	38.05	3,721,290.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	24,700	376.03	9,287,941.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	37,800	115.18	4,353,804.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	183,000	51.40	9,406,200.00
BLACKROCK INC	35,270	799.10	28,184,257.00
BLACKSTONE INC	169,000	129.14	21,824,660.00
CARLYLE GROUP INC/THE	52,000	40.91	2,127,320.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	24,200	176.11	4,261,862.00
CME GROUP INC	84,800	213.77	18,127,696.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	41,000	168.03	6,889,230.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	9,000	470.18	4,231,620.00
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	29.55	2,216,250.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	53.01	689,130.00
GOLDMAN SACHS GROUP	77,900	380.57	29,646,403.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	136,500	124.23	16,957,395.00

KKR & CO INC-A	135,200	81.85	11,066,120.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	18,400	223.01	4,103,384.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,500	285.68	2,428,280.00
MOODYS CORP	39,400	386.13	15,213,522.00
MORGAN STANLEY	295,000	92.63	27,325,850.00
MSCI INC	18,700	553.02	10,341,474.00
NASDAQ INC	79,000	56.09	4,431,110.00
NORTHERN TRUST CORP	48,200	83.80	4,039,160.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	46,700	111.01	5,184,167.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	96,000	12.89	1,237,440.00
S&P GLOBAL INC	76,895	432.69	33,271,697.55
SCHWAB (CHARLES) CORP	358,100	68.18	24,415,258.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	64.43	1,675,180.00
STATE STREET CORP	78,900	77.01	6,076,089.00
T ROWE PRICE GROUP INC	52,500	106.89	5,611,725.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	24,300	91.00	2,211,300.00
AES CORP	152,000	18.85	2,865,200.00
VISTRA CORP	80,000	37.79	3,023,200.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	36,500	187.02	6,826,230.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	69,300	138.94	9,628,542.00
AVANTOR INC	161,000	22.89	3,685,290.00
BIO TECHNE CORP	37,900	77.72	2,945,588.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	319.57	1,629,807.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	12,600	235.72	2,970,072.00
DANAHER CORP	166,200	230.35	38,284,170.00
ILLUMINA INC	37,000	140.23	5,188,510.00
IQVIA HOLDINGS INC	43,500	229.33	9,975,855.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,260	1,209.10	6,359,866.00
REPLIGEN CORP	12,500	182.09	2,276,125.00
REVVITY INC	29,700	105.76	3,141,072.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	91,440	526.56	48,148,646.40
WATERS CORP	13,900	328.79	4,570,181.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	17,700	353.76	6,261,552.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	97,300	228.99	22,280,727.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	30,900	125.77	3,886,293.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	27,300	196.36	5,360,628.00

INC				
CERIDIAN HCM HOLDING INC	34,400	67.29	2,314,776.00	
EQUIFAX INC	29,000	242.21	7,024,090.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	29,300	127.54	3,736,922.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	29,800	106.59	3,176,382.00	
PAYCHEX INC	76,000	118.90	9,036,400.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	12,600	206.60	2,603,160.00	
PAYLOCITY HOLDING CORP	10,500	165.00	1,732,500.00	
ROBERT HALF INC	24,700	86.82	2,144,454.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	54,000	60.31	3,256,740.00	
TRUNSION	46,200	67.99	3,141,138.00	
VERISK ANALYTICS INC	34,400	235.01	8,084,344.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	23,200	383.51	8,897,432.00	
COMCAST CORP-CL A	975,100	44.02	42,923,902.00	
FOX CORP-CLASS A	61,000	29.97	1,828,170.00	
FOX CORP-CLASS B	30,000	27.89	836,700.00	
INTERPUBRIC GROUP	93,000	32.97	3,066,210.00	
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	78.32	2,122,472.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	34,000	28.63	973,420.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	23.70	2,038,200.00	
OMNICOM GROUP	45,600	86.43	3,941,208.00	
PARAMOUNT GLOBAL	109,000	15.07	1,642,630.00	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	5.48	937,080.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	104,300	76.38	7,966,434.00	
DISNEY (WALT) CO	433,500	92.02	39,890,670.00	
ELECTRONIC ARTS	60,100	137.88	8,286,588.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	47,200	64.35	3,037,320.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	38,100	91.40	3,482,340.00	
NETFLIX INC	105,000	491.61	51,619,050.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	103,000	44.48	4,581,440.00	
ROKU INC	30,500	92.04	2,807,220.00	
SEA LTD-ADR	86,000	37.97	3,265,420.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	40,400	160.39	6,479,756.00	
WARNER BROS DISCOVERY INC	557,000	11.49	6,399,930.00	
ALPHABET INC-CL A	1,405,700	140.42	197,388,394.00	
ALPHABET INC-CL C	1,237,000	141.80	175,406,600.00	

	MATCH GROUP INC	63,000	35.14	2,213,820.00
	META PLATFORMS INC-CLASS A	526,600	354.09	186,463,794.00
	PINTEREST INC- CLASS A	138,000	37.36	5,155,680.00
	SNAP INC-A	239,000	17.23	4,117,970.00
	CBRE GROUP INC	73,400	91.51	6,716,834.00
	COSTAR GROUP INC	98,000	87.07	8,532,860.00
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	3.35	871,000.00
	ZILLOW GROUP INC - C	38,000	58.75	2,232,500.00
小計	銘柄数：588			9,717,100,530.22 (1,383,132,089,471))
	組入時価比率：72.2%			74.4%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	145,000	19.69	2,855,050.00
	CAMECO CORP	100,000	57.98	5,798,000.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	261,100	86.13	22,488,543.00
	CENOVUS ENERGY INC	333,000	22.13	7,369,290.00
	ENBRIDGE INC	507,000	47.55	24,107,850.00
	IMPERIAL OIL	48,000	74.77	3,588,960.00
	KEYERA CORP	57,000	31.98	1,822,860.00
	MEG ENERGY CORP	67,000	23.73	1,589,910.00
	PARKLAND CORP	36,000	43.04	1,549,440.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	127,000	45.29	5,751,830.00
	SUNCOR ENERGY INC	306,000	42.44	12,986,640.00
	TC ENERGY CORP	247,000	52.80	13,041,600.00
	TOURMALINE OIL CORP	77,000	59.58	4,587,660.00
	NUTRIEN LTD	118,000	75.30	8,885,400.00
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	37,000	59.18	2,189,660.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	116,000	72.58	8,419,280.00
	BARRICK GOLD	413,000	23.85	9,850,050.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	138,000	10.62	1,465,560.00
	FRANCO-NEVADA CORP	45,700	145.89	6,667,173.00
	IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	13.02	1,835,820.00
	KINROSS GOLD CORP	300,000	8.12	2,436,000.00
	LUNDIN MINING CORP	169,000	10.94	1,848,860.00
	PAN AMERICAN SILVER CORP	81,000	21.84	1,769,040.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	112,000	56.33	6,308,960.00

WHEATON PRECIOUS METALS CORP	105,000	65.79	6,907,950.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	112.70	1,600,340.00
CAE INC	76,000	28.54	2,169,040.00
STANTEC INC	25,000	103.52	2,588,000.00
WSP GLOBAL INC	29,300	182.51	5,347,543.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	114.98	2,230,612.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	44.28	2,391,120.00
RB GLOBAL INC	43,300	87.52	3,789,616.00
AIR CANADA	43,000	18.59	799,370.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	132,900	164.18	21,819,522.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	219,600	105.07	23,073,372.00
TFI INTERNATIONAL INC	18,900	162.53	3,071,817.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	63,000	78.18	4,925,340.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	92.91	687,534.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	44,000	44.07	1,939,080.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	69,300	101.41	7,027,713.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	140.32	1,613,680.00
DOLLARAMA INC	65,200	92.63	6,039,476.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	183,000	74.72	13,673,760.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	34.12	1,330,680.00
LOBLAW COMPANIES	38,200	125.17	4,781,494.00
METRO INC	53,000	66.57	3,528,210.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	160.64	2,441,728.00
SAPUTO INC	57,000	26.42	1,505,940.00
BANK OF MONTREAL	170,700	129.16	22,047,612.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	288,000	62.92	18,120,960.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	221,000	63.31	13,991,510.00
NATIONAL BANK OF CANADA	80,700	99.08	7,995,756.00
ROYAL BANK OF CANADA	330,600	133.09	43,999,554.00
TORONTO DOMINION BANK	431,200	84.74	36,539,888.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	98,000	21.14	2,071,720.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,940	1,185.54	5,856,567.60
GREAT-WEST LIFE CO INC	64,000	42.75	2,736,000.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	89.85	2,165,385.00
INTACT FINANCIAL CORP	41,800	198.80	8,309,840.00

MANULIFE FINANCIAL CORP	428,000	28.96	12,394,880.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	133,000	37.53	4,991,490.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	138,000	67.39	9,299,820.00	
CGI INC	48,500	141.80	6,877,300.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	286,500	101.13	28,973,745.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,770	3,231.16	15,412,633.20	
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	20,800	109.90	2,285,920.00	
OPEN TEXT CORP	62,000	55.95	3,468,900.00	
BCE INC	14,400	51.45	740,880.00	
QUEBECOR INC-CL B	34,000	31.04	1,055,360.00	
TELUS CORP	98,600	23.46	2,313,156.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	85,000	61.70	5,244,500.00	
EMERA INC	68,000	48.95	3,328,600.00	
FORTIS INC	118,000	53.64	6,329,520.00	
HYDRO ONE LTD	78,000	38.77	3,024,060.00	
ALTAGAS LTD	72,000	27.35	1,969,200.00	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	8.49	1,180,110.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	31.20	842,400.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	80,000	52.33	4,186,400.00	
BROOKFIELD CORP	333,000	52.97	17,639,010.00	
IGM FINANCIAL INC	21,000	35.37	742,770.00	
ONEX CORPORATION	16,900	91.74	1,550,406.00	
TMX GROUP LTD	66,000	31.00	2,046,000.00	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	38.73	1,123,170.00	
NORTHLAND POWER INC	53,000	23.88	1,265,640.00	
THOMSON REUTERS CORP	38,500	189.61	7,299,985.00	
FIRSTSERVICE CORP	10,000	214.37	2,143,700.00	
小計	銘柄数 : 86		596,060,720.80	
			(63,873,866,840)	
	組入時価比率 : 3.3%		3.4%	
ユーロ	TENARIS SA	115,000	15.97	1,836,550.00
	ENI SPA	566,000	15.20	8,603,200.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	13.49	1,632,290.00
	NESTE OYJ	102,000	32.25	3,289,500.00
	OMV AG	32,000	39.18	1,253,760.00
	REPSOL SA	306,000	13.62	4,167,720.00

TOTALENERGIES SE	543,000	62.00	33,666,000.00
AIR LIQUIDE SA	124,700	176.74	22,039,478.00
AKZO NOBEL	39,400	74.58	2,938,452.00
ARKEMA	13,600	102.45	1,393,320.00
BASF SE	212,000	48.47	10,275,640.00
COVESTRO AG	47,000	53.20	2,500,400.00
DSM-FIRMENICH AG	43,000	91.70	3,943,100.00
EVONIK INDUSTRIES AG	60,000	18.40	1,104,300.00
OCI	28,000	25.99	727,720.00
SYENSQO SA	16,400	91.50	1,500,600.00
SYMRISE AG	31,200	98.14	3,061,968.00
UMICORE	53,000	24.73	1,310,690.00
WACKER CHEMIE AG	4,100	114.40	469,040.00
HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	81.10	2,733,070.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	62,000	36.80	2,281,600.00
ARCELORMITTAL	119,000	25.95	3,088,050.00
VOESTALPINE AG	29,000	28.68	831,720.00
STORA ENSO OYJ-R	139,000	12.58	1,749,315.00
UPM-KYMMENE OYJ	125,000	34.12	4,265,000.00
AIRBUS SE	139,700	138.52	19,351,244.00
DASSAULT AVIATION SA	4,700	180.40	847,880.00
LEONARDO SPA	102,000	14.68	1,497,870.00
MTU AERO ENGINES AG	13,100	194.15	2,543,365.00
RHEINMETALL AG	10,300	286.20	2,947,860.00
SAFRAN SA	80,700	159.34	12,858,738.00
THALES SA	25,000	134.95	3,373,750.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	109,000	66.11	7,205,990.00
KINGSPAN GROUP PLC	36,800	77.86	2,865,248.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	52,598	39.77	2,091,822.46
BOUYGUES	43,000	34.39	1,478,770.00
EIFFAGE SA	18,100	96.12	1,739,772.00
FERROVIAL SE	119,606	32.58	3,896,763.48
VINCI	119,400	113.64	13,568,616.00
LEGRAND SA	61,700	95.16	5,871,372.00
PRYSMIAN SPA	65,000	40.69	2,644,850.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	129,500	180.44	23,366,980.00

SIEMENS ENERGY AG	120,000	11.41	1,369,800.00
SIEMENS AG	180,100	168.48	30,343,248.00
ALSTOM	71,000	12.21	867,265.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	129,000	34.00	4,386,000.00
GEA GROUP AG	41,000	36.76	1,507,160.00
KNORR-BREMSE AG	18,600	59.26	1,102,236.00
KONE OYJ	80,000	43.76	3,500,800.00
METSO CORPORATION	163,000	9.18	1,496,992.00
RATIONAL AG	1,360	698.50	949,960.00
WARTSILA OYJ	115,000	13.08	1,504,200.00
BRENTAG SE	34,100	82.42	2,810,522.00
IMCD NV	12,600	154.35	1,944,810.00
DHL GROUP	237,000	44.95	10,653,150.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	8.07	1,106,275.00
ADP	9,000	117.40	1,056,600.00
AENA SME SA	17,200	164.15	2,823,380.00
GETLINK	88,000	16.42	1,445,400.00
CONTINENTAL AG	26,000	76.60	1,991,600.00
MICHELIN (CGDE)	164,000	32.52	5,333,280.00
BAYER MOTOREN WERK	75,900	99.55	7,555,845.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	88.80	1,332,000.00
DR ING HC F PORSCHE AG	27,700	80.30	2,224,310.00
FERRARI NV	30,200	306.60	9,259,320.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	191,700	62.71	12,021,507.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	46.68	1,643,136.00
RENAULT SA	46,000	38.06	1,750,990.00
STELLANTIS NV	524,000	21.24	11,132,380.00
VOLKSWAGEN AG	6,300	119.75	754,425.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	48,600	112.46	5,465,556.00
SEB SA	5,400	113.80	614,520.00
ADIDAS AG	38,100	194.42	7,407,402.00
HERMES INTERNATIONAL	7,480	1,992.20	14,901,656.00
KERING SA	17,900	401.65	7,189,535.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	65,420	743.40	48,633,228.00
MONCLER SPA	49,000	56.26	2,756,740.00

PUMA SE	24,100	53.76	1,295,616.00
ACCOR SA	46,000	34.68	1,595,280.00
AMADEUS IT GROUP SA	108,200	64.94	7,026,508.00
DELIVERY HERO SE	38,000	25.67	975,460.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	41,500	162.40	6,739,600.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	32.76	786,240.00
SODEXO	20,400	98.00	1,999,200.00
D'IETEREN GROUP	5,400	175.70	948,780.00
PROSUS NV	344,000	29.59	10,178,960.00
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	261,000	39.15	10,218,150.00
ZALANDO SE	50,000	22.90	1,145,000.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	16.55	2,367,365.00
HELLOFRESH SE	35,000	14.27	499,450.00
JERONIMO MARTINS	64,000	23.12	1,479,680.00
KESKO OYJ-B SHS	70,000	17.67	1,236,900.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	228,000	26.28	5,991,840.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	205,000	57.60	11,808,000.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	123,000	10.18	1,252,755.00
HEINEKEN HOLDING NV	30,400	76.45	2,324,080.00
HEINEKEN NV	68,600	91.14	6,252,204.00
PERNOD RICARD SA	49,100	160.80	7,895,280.00
REMY COINTREAU	4,900	114.55	561,295.00
DANONE	152,500	58.30	8,890,750.00
JDE PEET'S BV	31,000	24.38	755,780.00
KERRY GROUP PLC-A	39,100	75.84	2,965,344.00
LOTUS BAKERIES	92	8,090.00	744,280.00
HENKEL AG & CO KGAA	22,900	64.50	1,477,050.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	41,000	72.42	2,969,220.00
BEIERSDORF AG	24,600	134.35	3,305,010.00
LOREAL-ORD	57,200	448.20	25,637,040.00
BIOMERIEUX	8,800	100.25	882,200.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	99.80	858,280.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	92.66	555,960.00
ESSILORLUXOTTICA	69,600	181.26	12,615,696.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	185,998	20.79	3,866,898.42
SIEMENS HEALTHINEERS AG	66,000	53.14	3,507,240.00

AMPLIFON SPA	30,000	31.81	954,300.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	38.30	1,953,300.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	99,000	28.57	2,828,430.00
ARGENX SE	14,100	298.70	4,211,670.00
GRIFOLS SA	63,000	14.34	903,735.00
BAYER AG-REG	230,000	32.61	7,501,450.00
IPSEN	9,000	106.60	959,400.00
MERCK KGAA	31,300	140.55	4,399,215.00
ORION OYJ	24,200	38.96	942,832.00
RECORDATI SPA	24,000	48.13	1,155,120.00
SANOFI	270,800	88.96	24,090,368.00
UCB SA	29,100	76.20	2,217,420.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	13.44	1,612,800.00
AIB GROUP PLC	360,000	3.78	1,360,800.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,410,000	8.23	11,607,120.00
BANCO BPM SPA	300,000	4.71	1,413,300.00
BANCO SANTANDER SA	3,820,000	3.79	14,489,260.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	243,000	8.17	1,987,254.00
BNP PARIBAS	249,000	62.88	15,657,120.00
CAIXABANK	980,000	3.73	3,662,260.00
COMMERZBANK AG	256,000	10.66	2,730,240.00
CREDIT AGRICOLE SA	251,000	12.79	3,212,298.00
ERSTE GROUP BANK AG	82,000	36.32	2,978,240.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	139,000	13.40	1,862,600.00
ING GROEP NV	856,000	13.58	11,626,192.00
INTESA SANPAOLO	3,690,000	2.63	9,704,700.00
KBC GROEP NV	59,600	57.86	3,448,456.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	11.13	1,380,740.00
NORDEA BANK ABP	767,000	11.07	8,495,292.00
SOCIETE GENERALE	173,000	24.04	4,158,920.00
UNICREDIT SPA	378,000	24.34	9,200,520.00
ADYEN NV	5,110	1,166.60	5,961,326.00
EDENRED	61,000	54.88	3,347,680.00
EURAZEO SE	10,700	72.75	778,425.00
EXOR NV	24,300	91.38	2,220,534.00

GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	71.40	1,527,960.00
NEXI SPA	130,000	7.37	958,620.00
SOFINA SA	3,700	223.20	825,840.00
WORLDLINE SA	54,000	15.69	847,260.00
AEGON LTD	400,000	5.21	2,087,200.00
AGEAS	36,000	39.15	1,409,400.00
ALLIANZ SE-REG	96,000	241.65	23,198,400.00
ASR NEDERLAND NV	36,000	42.45	1,528,200.00
ASSICURAZIONI GENERALI	237,000	19.08	4,523,145.00
AXA SA	433,000	29.52	12,784,325.00
HANNOVER RUECK SE	14,000	216.10	3,025,400.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	32,200	379.20	12,210,240.00
NN GROUP NV	67,000	35.23	2,360,410.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	10.23	1,227,600.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	39.40	4,176,930.00
TALANX AG	14,000	64.90	908,600.00
BECHTLE AG	20,000	45.34	906,800.00
CAPGEMINI SA	36,700	189.10	6,939,970.00
DASSAULT SYSTEMES SE	159,000	44.68	7,104,120.00
NEMETSCHEK SE	14,200	78.74	1,118,108.00
SAP SE	247,400	137.58	34,037,292.00
NOKIA OYJ	1,280,000	3.01	3,854,080.00
ASM INTERNATIONAL NV	10,900	473.40	5,160,060.00
ASML HOLDING NV	95,520	682.60	65,201,952.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	17,400	136.95	2,382,930.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	309,000	37.86	11,700,285.00
STMICROELECTRONICS NV	163,000	45.52	7,420,575.00
CELLNEX TELECOM SA	134,000	35.76	4,791,840.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	764,000	21.65	16,544,420.00
ELISA OYJ	31,700	41.99	1,331,083.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	11.54	831,240.00
KONINKLIJKE KPN NV	730,000	3.11	2,275,410.00
ORANGE SA	431,000	10.44	4,502,226.00
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.30	812,430.00
TELEFONICA SA	1,200,000	3.62	4,347,600.00
ACCIONA S. A.	5,800	133.00	771,400.00

ELIA GROUP SA/NV	6,626	112.40	744,762.40
ENDESA S. A.	75,000	19.30	1,447,500.00
ENEL SPA	1,922,000	6.67	12,827,428.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	730,000	4.49	3,282,080.00
FORTUM OYJ	100,000	13.01	1,301,500.00
IBERDROLA SA	1,437,002	11.78	16,935,068.57
REDEIA CORP SA	89,000	14.94	1,330,105.00
TERNA SPA	332,000	7.60	2,525,192.00
VERBUND AG	16,900	84.45	1,427,205.00
ENAGAS SA	60,000	15.50	930,000.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32,000	27.00	864,000.00
SNAM SPA	460,000	4.64	2,136,700.00
E.ON SE	524,000	12.25	6,419,000.00
ENGIE	426,000	16.24	6,919,944.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	163,000	29.08	4,740,040.00
AMUNDI SA	12,800	60.95	780,160.00
DEUTSCHE BANK AG-REG	454,000	12.28	5,576,936.00
DEUTSCHE BOERSE AG	45,100	183.10	8,257,810.00
EURONEXT NV	21,200	78.50	1,664,200.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14,000	27.88	390,320.00
EDP RENOVAVEIS SA	66,880	18.27	1,222,232.00
RWE AG	149,000	40.58	6,046,420.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	30,600	58.92	1,802,952.00
QIAGEN N. V.	52,000	38.97	2,026,440.00
SARTORIUS AG-VORZUG	6,200	338.00	2,095,600.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,000	242.50	1,697,500.00
BUREAU VERITAS SA	68,000	22.56	1,534,080.00
RANDSTAD NV	25,500	56.80	1,448,400.00
TELEPERFORMANCE	13,300	136.05	1,809,465.00
WOLTERS KLUWER	60,400	129.50	7,821,800.00
PUBLICIS GROUPE	55,400	84.32	4,671,328.00
VIVENDI SE	164,000	9.57	1,570,464.00
BOLLORE SE	162,000	5.61	909,630.00
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	196,000	25.73	5,043,080.00
SCOUT24 SE	17,900	61.68	1,104,072.00

	LEG IMMOBILIEN SE	17,000	78.38	1,332,460.00
	VONOVIA SE	170,000	28.14	4,783,800.00
小計	銘柄数：221			1,151,323,335.33 (180,251,181,379)
	組入時価比率：9.4%			9.7%
英ボンド	BP PLC	4,060,000	4.66	18,929,750.00
	SHELL PLC-NEW	1,568,000	25.57	40,093,760.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	31,100	50.54	1,571,794.00
	CRH PLC	169,200	53.72	9,089,424.00
	ANGLO AMERICAN PLC	298,000	19.24	5,733,520.00
	ANTOFAGASTA PLC	89,000	17.05	1,517,895.00
	ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	17.85	731,850.00
	GLENCORE PLC	2,490,000	4.70	11,707,980.00
	RIO TINTO PLC-REG	268,300	58.12	15,593,596.00
	MONDI PLC	113,000	15.35	1,734,550.00
	BAE SYSTEMS PLC	714,000	10.93	7,807,590.00
	MELROSE INDUSTRIES PLC	305,000	5.66	1,728,130.00
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,020,000	2.99	6,055,960.00
	DCC PLC	25,000	57.66	1,441,500.00
	SMITHS GROUP PLC	80,000	17.60	1,408,400.00
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	17,000	104.95	1,784,150.00
	ASHTED GROUP PLC	102,200	54.40	5,559,680.00
	BUNZLE	77,000	32.06	2,468,620.00
	RENTOKIL INITIAL PLC	586,000	4.40	2,578,400.00
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	250,000	5.63	1,407,500.00
	PERSIMMON PLC	77,000	13.72	1,056,825.00
	TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.43	1,209,180.00
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	47.69	1,158,867.00
	BURBERRY GROUP PLC	91,000	14.29	1,300,390.00
	COMPASS GROUP PLC	410,000	21.15	8,671,500.00
	ENTAIN PLC	150,000	10.05	1,507,500.00
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	38,200	71.00	2,712,200.00
	WHITBREAD PLC	46,000	36.33	1,671,180.00
	NEXT PLC	28,600	81.98	2,344,628.00
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.73	1,061,095.00
	KINGFISHER PLC	450,000	2.44	1,102,050.00

OCADO GROUP PLC	148,000	7.57	1,120,656.00
SAINSBURY	400,000	2.98	1,194,400.00
TESCO PLC	1,690,000	2.87	4,855,370.00
COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	22.87	1,234,980.00
DIAGEO PLC	529,000	28.49	15,071,210.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	23.75	1,876,250.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	507,000	22.84	11,582,415.00
IMPERIAL BRANDS PLC	207,000	18.10	3,747,735.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	169,600	54.26	9,202,496.00
HALEON PLC	1,320,000	3.20	4,234,560.00
UNILEVER PLC	592,300	37.79	22,383,017.00
SMITH & NEPHEW PLC	198,000	10.71	2,120,580.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	367,180	104.80	38,480,464.00
GSK PLC	965,000	14.50	13,992,500.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	17.89	661,930.00
BARCLAYS PLC	3,640,000	1.51	5,511,688.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,617,000	6.22	28,740,825.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	15,100,000	0.47	7,125,690.00
NATWEST GROUP PLC	1,410,000	2.17	3,061,110.00
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	6.55	3,668,000.00
M&G PLC	500,000	2.21	1,108,500.00
WISE PLC - A	137,000	8.80	1,205,600.00
ADMIRAL GROUP PLC	61,000	26.73	1,630,530.00
AVIVA PLC	650,000	4.28	2,787,200.00
LEGAL & GENERAL	1,420,000	2.48	3,530,120.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.25	892,500.00
PRUDENTIAL PLC	641,000	8.73	5,601,058.00
SAGE GROUP PLC (THE)	239,000	11.80	2,820,200.00
HALMA PLC	92,000	23.16	2,130,720.00
BT GROUP PLC	1,510,000	1.26	1,907,130.00
VODAFONE GROUP PLC	5,380,000	0.69	3,712,200.00
SSE PLC	263,000	18.50	4,865,500.00
CENTRICA PLC	1,270,000	1.42	1,809,750.00
NATIONAL GRID PLC	882,000	10.61	9,362,430.00
SEVERN TRENT PLC	66,000	26.29	1,735,140.00

	UNITED UTILITIES GROUP PLC	167,000	10.68	1,783,560.00
	3I GROUP PLC	232,000	24.17	5,607,440.00
	ABRDN PLC	440,000	1.81	799,480.00
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	7.20	590,564.00
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	98,500	92.56	9,117,160.00
	SCHRODERS PLC	189,176	4.39	830,482.64
	ST JAMES S PLACE PLC	118,000	6.78	800,984.00
	PEARSON	143,000	9.56	1,367,652.00
	EXPERIAN PLC	219,000	31.91	6,988,290.00
	INTERTEK GROUP PLC	39,000	42.35	1,651,650.00
	RELX PLC	447,000	30.77	13,754,190.00
	INFORMA PLC	335,000	7.71	2,583,520.00
	WPP PLC	257,000	7.53	1,935,210.00
	AUTO TRADER GROUP PLC	223,000	7.17	1,599,802.00
小計	銘柄数：81			437,113,902.64
				(78,951,513,094)
	組入時価比率：4.1%			4.3%
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	12.51	663,030.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	686.50	1,118,995.00
	GIVAUDAN-REG	2,190	3,477.00	7,614,630.00
	SIKA AG-REG	36,200	271.60	9,831,920.00
	HOLCIM LTD	124,900	66.54	8,310,846.00
	SIG GROUP AG	74,000	19.46	1,440,040.00
	GEBERIT AG-REG	7,900	539.00	4,258,100.00
	ABB LTD	378,000	37.29	14,095,620.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	197.60	1,165,840.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	9,300	209.60	1,949,280.00
	VAT GROUP AG	6,600	417.50	2,755,500.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,200	290.20	3,830,640.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	124,500	117.55	14,634,975.00
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,900	228.70	1,578,030.00
	THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	43.75	459,375.00
	AVOLTA AG	22,000	33.25	731,500.00
	BARRY CALLEBAUT AG	810	1,388.00	1,124,280.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	10,210.00	2,317,670.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	26	103,400.00	2,688,400.00

NESTLE SA-REG	632,600	96.99	61,355,874.00	
ALCON INC	117,100	65.46	7,665,366.00	
SONOVA HOLDING AG-REG	12,400	277.00	3,434,800.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	27,000	136.00	3,672,000.00	
NOVARTIS AG-REG	485,700	84.29	40,939,653.00	
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	166,500	245.00	40,792,500.00	
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	7,400	261.60	1,935,840.00	
SANDOZ GROUP AG	94,140	27.19	2,559,666.60	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	106.90	694,850.00	
BALOISE HOLDING AG	11,300	131.60	1,487,080.00	
HELVETIA HOLDING AG-REG	8,300	115.30	956,990.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	7,150	578.20	4,134,130.00	
SWISS RE LTD	71,600	95.34	6,826,344.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	34,900	440.40	15,369,960.00	
TEMENOS AG-REG	13,700	78.04	1,069,148.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	37,600	79.96	3,006,496.00	
SWISSCOM AG-REG	6,040	507.00	3,062,280.00	
BKW AG	4,600	149.50	687,700.00	
JULIUS BAER GROUP LTD	49,900	47.04	2,347,296.00	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,410	1,219.50	6,597,495.00	
UBS GROUP AG	783,000	26.32	20,608,560.00	
BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	64.35	508,365.00	
LONZA AG-REG	17,500	346.40	6,062,000.00	
ADECCO GROUP AG-REG	38,000	41.14	1,563,320.00	
SGS SA-REG	35,100	72.98	2,561,598.00	
SWISS PRIME SITE-REG	17,500	89.55	1,567,125.00	
小計	銘柄数 : 45		322,035,107.60 (53,512,573,829) 組入時価比率 : 2.8% 2.9%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	66,000	314.80	20,776,800.00
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	429.40	10,305,600.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	137,000	152.35	20,871,950.00
	SAAB AB-B	18,000	600.60	10,810,800.00
	ASSA ABLOY AB-B	237,000	288.30	68,327,100.00
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	72.04	26,942,960.00

SKANSKA AB-B SHS	77,000	180.15	13,871,550.00
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	259.20	8,553,600.00
LIFCO AB-B SHS	52,000	245.00	12,740,000.00
ALFA LAVAL AB	69,000	401.40	27,696,600.00
ATLAS COPCO AB-A SHS	643,000	171.15	110,049,450.00
ATLAS COPCO AB-B SHS	370,000	147.05	54,408,500.00
EPIROC AB - A	151,000	201.20	30,381,200.00
EPIROC AB - B	89,000	175.30	15,601,700.00
HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	84.44	7,937,360.00
INDUTRADE AB	64,000	258.60	16,550,400.00
SANDVIK AB	250,000	217.90	54,475,000.00
SKF AB-B SHARES	76,000	205.10	15,587,600.00
VOLVO AB-A SHS	50,000	265.00	13,250,000.00
VOLVO AB-B SHS	354,000	259.65	91,916,100.00
BEIJER REF AB	94,000	134.30	12,624,200.00
SECURITAS AB-B SHS	110,857	98.10	10,875,071.70
VOLVO CAR AB-B	120,000	32.66	3,919,200.00
EVOLUTION AB	42,600	1,198.60	51,060,360.00
HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	180.58	27,989,900.00
ESSITY AKTIEBOLAG-B	141,000	251.00	35,391,000.00
GETINGE AB-B SHS	53,000	224.10	11,877,300.00
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	262.00	13,137,466.00
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	367,000	135.95	49,893,650.00
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	342,000	107.45	36,747,900.00
SWEDBANK AB	197,000	197.25	38,858,250.00
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	326.20	10,112,200.00
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	326.50	13,060,000.00
INVESTOR AB-B SHS	411,000	231.15	95,002,650.00
LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	547.40	10,948,000.00
ERICSSON LM-B	710,000	61.96	43,991,600.00
HEXAGON AB-B SHS	498,000	118.65	59,087,700.00
TELIA CO AB	580,000	25.29	14,668,200.00
TELE 2 AB-B SHS	116,000	85.02	9,862,320.00
EQT AB	81,000	279.20	22,615,200.00
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	69.74	9,833,340.00
SAGAX AB-B	50,000	274.50	13,725,000.00

小計	銘柄数：42			1,226,334,777.70 (17,279,057,017) 0.9%
ノルウェー ローネ	AKER BP ASA	72,000	297.90	21,448,800.00
	EQUINOR ASA	210,000	324.20	68,082,000.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	361.30	13,368,100.00
	NORSK HYDRO	330,000	65.64	21,661,200.00
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	462.00	9,702,000.00
	MOWI ASA	109,000	176.85	19,276,650.00
	ORKLA ASA	180,000	77.66	13,978,800.00
	SALMAR ASA	16,000	556.00	8,896,000.00
	DNB BANK ASA	215,000	209.80	45,107,000.00
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	179.70	9,344,400.00
	TELENOR ASA	165,000	116.50	19,222,500.00
	ADEVINTA ASA	93,000	112.00	10,416,000.00
小計	銘柄数：12			260,503,450.00 (3,605,367,748) 0.2%
デンマーク ローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,500	562.60	13,221,100.00
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	50,000	368.20	18,410,000.00
	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	1,969.00	5,119,400.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	236,000	199.64	47,115,040.00
	DSV A/S	44,300	1,176.50	52,118,950.00
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	12,210.00	8,791,200.00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,090	12,440.00	13,559,600.00
	PANDORA A/S	20,000	942.00	18,840,000.00
	CARLSBERG B	23,400	842.20	19,707,480.00
	COLOPLAST-B	31,500	774.20	24,387,300.00
	DEMANT A/S	25,000	289.90	7,247,500.00
	GENMAB A/S	15,800	2,104.00	33,243,200.00
	NOVO NORDISK A/S-B	773,200	700.30	541,471,960.00
	DANSKE BANK AS	166,000	176.25	29,257,500.00
	TRYG A/S	83,000	145.95	12,113,850.00
	ORSTED A/S	43,300	364.70	15,791,510.00
小計	銘柄数：16			860,395,590.00

				(18,068,307,390)
	組入時価比率：0.9%			1.0%
豪ドル	AMPOL LTD	59,000	36.03	2,125,770.00
	SANTOS LTD.	760,000	7.60	5,776,000.00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	444,000	30.89	13,715,160.00
	ORICA LTD	99,000	15.97	1,581,030.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	101,000	54.57	5,511,570.00
	BHP GROUP LIMITED	1,201,000	49.74	59,737,740.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	23.10	2,402,400.00
	FORTESCUE LTD	404,000	28.03	11,324,120.00
	IGO LTD	150,000	9.01	1,351,500.00
	MINERAL RESOURCES LTD	42,000	67.32	2,827,440.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	257,000	13.62	3,500,340.00
	PILBARA MINERALS LTD	630,000	3.72	2,343,600.00
	RIO TINTO LTD	88,300	134.40	11,867,520.00
	SOUTH32 LTD	1,110,000	3.25	3,607,500.00
	REECE LTD	49,000	21.77	1,066,730.00
	BRAMBLES LTD	318,000	13.54	4,305,720.00
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	5.37	1,181,400.00
	AURIZON HOLDINGS LTD	470,000	3.77	1,771,900.00
	TRANSURBAN GROUP	743,000	13.96	10,372,280.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	134,000	40.80	5,467,200.00
	LOTTERY CORP LTD/THE	550,000	4.77	2,623,500.00
	WESFARMERS LIMITED	272,000	55.94	15,215,680.00
	COLES GROUP LTD	317,000	15.89	5,037,130.00
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	5.18	1,709,400.00
	WOOLWORTHS GROUP LTD	292,000	36.67	10,707,640.00
	TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	10.86	2,193,720.00
	COCHLEAR LTD	15,400	295.39	4,549,006.00
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	52.04	2,133,640.00
	SONIC HEALTHCARE LTD	112,000	31.69	3,549,280.00
	CSL LIMITED	115,000	282.51	32,488,650.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	718,000	25.83	18,545,940.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	397,200	110.56	43,914,432.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	741,000	30.48	22,585,680.00	
WESTPAC BANKING CORP	839,000	22.85	19,171,150.00	

	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	32.70	1,863,900.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	600,000	5.69	3,414,000.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.54	2,442,600.00	
	QBE INSURANCE	355,000	14.71	5,222,050.00	
	SUNCORP GROUP LTD	291,000	13.83	4,024,530.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	39,000	73.32	2,859,480.00	
	XERO LIMITED	34,300	109.95	3,771,285.00	
	TELSTRA GROUP LTD	920,000	3.97	3,652,400.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	410,000	8.40	3,444,000.00	
	APA GROUP	300,000	8.71	2,613,000.00	
	ASX LTD	47,000	62.53	2,938,910.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	86,000	181.37	15,597,820.00	
	IDP EDUCATION LTD	62,000	20.55	1,274,100.00	
	COMPUTERSHARE LTD	137,000	24.28	3,326,360.00	
	CAR GROUP LTD	90,000	30.50	2,745,000.00	
	REA GROUP LTD	12,500	175.78	2,197,250.00	
	SEEK LTD	87,000	26.01	2,262,870.00	
	小計 銘柄数 : 51			399,911,323.00	
				(38,663,426,707)	
	組入時価比率 : 2.0%			2.1%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	310,000	8.56	2,653,600.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	144,000	23.75	3,420,000.00	
	EBOS GROUP LTD	35,000	35.70	1,249,500.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	5.14	2,210,200.00	
	MERCURY NZ LTD	137,000	6.37	872,690.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.41	1,623,000.00	
	小計 銘柄数 : 6			12,028,990.00	
				(1,077,436,634)	
	組入時価比率 : 0.1%			0.1%	
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	8.34	3,586,200.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	620,040	40.65	25,204,626.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	325,000	91.30	29,672,500.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	13.62	3,813,600.00	
	MTR CORP	390,000	29.40	11,466,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	530,000	42.50	22,525,000.00	

	SANDS CHINA LTD	564,000	22.75	12,831,000.00
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	410,000	14.46	5,928,600.00
	WH GROUP LIMITED	2,099,806	4.91	10,310,047.46
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	840,000	20.40	17,136,000.00
	HANG SENG BANK	191,000	87.80	16,769,800.00
	AIA GROUP LTD	2,732,000	66.25	180,995,000.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	9.07	7,705,872.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	42.70	5,721,800.00
	CLP HLDGS	394,000	63.35	24,959,900.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	44.15	15,452,500.00
	HONG KONG & CHINA GAS	2,630,383	5.79	15,229,917.57
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	285,000	257.40	73,359,000.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	38.20	18,337,528.00
	ESR GROUP LTD	570,000	10.44	5,950,800.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	10.58	4,866,800.00
	HENDERSON LAND	310,443	23.30	7,233,321.90
	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	11.90	3,688,000.40
	SINO LAND CO. LTD	890,000	8.19	7,289,100.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	341,000	82.70	28,200,700.00
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	62.35	6,484,400.00
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	15.42	3,546,600.00
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	24.55	6,137,500.00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	24.85	9,517,550.00
	小計 銘柄数 : 29			583,919,663.33
	組入時価比率 : 0.6%			(10,644,855,462)
				0.6%
シンガポール ド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	3.74	1,421,200.00
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	28.35	595,350.00
	KEPPEL CORP.	360,000	6.89	2,480,400.00
	SEATRUM LTD	10,173,615	0.11	1,149,618.49
	SINGAPORE AIRLINES LTD	360,000	6.34	2,282,400.00
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.96	1,360,650.00
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	3.44	1,513,600.00
	DBS GROUP HLDGS	434,000	31.67	13,744,780.00
	OCBC-ORD	814,000	12.43	10,118,020.00

		UNITED OVERSEAS BANK	298,000	27.44	8,177,120.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,890,000	2.41	4,554,900.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.10	1,020,000.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	9.51	1,892,490.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	2.94	1,764,000.00	
		CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	6.41	641,000.00	
		UOL GROUP LIMITED	130,000	6.06	787,800.00	
	小計	銘柄数：16			53,503,328.49	
		組入時価比率：0.3%			(5,743,582,313)	0.3%
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	18.04	3,427,600.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	783.40	4,622,060.00	
		BANK HAPOALIM BM	291,000	32.76	9,533,160.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	364,000	29.00	10,556,000.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	18.19	5,093,200.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	138.30	5,393,700.00	
		NICE LTD	14,800	725.40	10,735,920.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	238.20	2,858,400.00	
	小計	銘柄数：8			52,220,040.00	
		組入時価比率：0.1%			(2,053,328,526)	0.1%
	合計				1,856,856,586,410	
					(1,856,856,586,410)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
		小計	4,480.00	0.00	(0)
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	(0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	39,800	5,129,822.00	

	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	75,000	2,690,250.00	
	AMERICAN TOWER CORP	111,000	23,785,080.00	
	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	116,000	2,354,800.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	33,400	6,234,110.00	
	BOSTON PROPERTIES	33,600	2,394,000.00	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	24,700	2,401,828.00	
	CROWN CASTLE INC	102,700	11,769,420.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	71,900	9,700,029.00	
	EQUINIX INC	22,300	17,875,680.00	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,600	2,883,006.00	
	EQUITY RESIDENTIAL	87,000	5,291,340.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	15,300	3,704,436.00	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	49,300	7,695,730.00	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	61,000	2,954,230.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	123,000	2,386,200.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	173,000	3,385,610.00	
	INVITATION HOMES INC	143,000	4,893,460.00	
	IRON MOUNTAIN INC	70,000	4,833,500.00	
	KIMCO REALTY CORP	164,000	3,581,760.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	26,800	3,538,404.00	
	PROLOGIS INC	218,900	28,667,144.00	
	PUBLIC STORAGE	37,000	10,994,180.00	
	REALTY INCOME CORP	169,000	9,626,240.00	
	REGENCY CENTERS CORP	39,000	2,595,840.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	25,600	6,446,336.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	78,300	11,135,826.00	
	SUN COMMUNITIES INC	29,000	3,848,010.00	
	UDR INC	73,000	2,721,440.00	
	VENTAS INC	97,000	4,791,800.00	
	VICI PROPERTIES INC	236,000	7,415,120.00	
	WELLTOWER INC	123,100	11,072,845.00	
	WEYERHAEUSER CO	175,000	5,969,250.00	
	WP CAREY INC	49,100	3,193,464.00	
小計	銘柄数 : 34	2,933,400	237,960,190.00	
			(33,871,253,444)	
	組入時価比率 : 1.8%		86.4%	

カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,013,250.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	512,960.00	
小計	銘柄数：2	49,000	1,526,210.00	(163,548,663)
	組入時価比率：0.0%			0.4%
ユーロ	COVIVIO	11,300	548,050.00	
	GECINA SA	11,700	1,283,490.00	
	KLEPIERRE	49,000	1,210,300.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,300	1,849,848.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	1,270,800.00	
	小計	銘柄数：5	144,300	6,162,488.00
	組入時価比率：0.1%			2.5%
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,296,000.00	
	SEGRO PLC	265,000	2,370,690.00	
小計	銘柄数：2	445,000	3,666,690.00	(662,277,547)
	組入時価比率：0.0%			1.7%
豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,935,360.00	
	GOODMAN GROUP	400,000	9,800,000.00	
	GPT GROUP	440,000	2,024,000.00	
	MIRVAC GROUP	890,000	1,833,400.00	
	SCENTRE GROUP	1,210,000	3,545,300.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,381,400.00	
	VICINITY CENTRES	980,000	1,955,100.00	
	小計	銘柄数：7	4,712,000	23,474,560.00
	組入時価比率：0.1%			5.8%
香港ドル	LINK REIT	590,000	25,606,000.00	
小計	銘柄数：1	590,000	25,606,000.00	(466,797,380)
	組入時価比率：0.0%			1.2%
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	890,040	2,616,717.60	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,320,021	2,626,841.79	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	860,029	1,436,248.43	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	490,000	730,100.00	

		TRUST		
	小計	銘柄数：4	3,560,090	7,409,907.82 (795,453,604)
		組入時価比率：0.0%		2.0%
	合計			39,193,650,219 (39,193,650,219)
	合計			39,193,650,219 (39,193,650,219)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年12月22日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	17,531,330,995	—	17,814,622,872	283,291,877
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	315,629,100	—	315,166,680	△462,420
米ドル	114,393,600	—	113,794,560	△599,040
ユーロ	101,723,700	—	101,701,080	△22,620
スイスフラン	99,511,800	—	99,671,040	159,240
合計	—	—	—	282,829,457

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

(単位：円)

(2023年12月22日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	696,306,785
コール・ローン	90,193,602
株式	93,715,216,162
投資信託受益証券	3,701,651,309
投資証券	125,560,739
派生商品評価勘定	110,465,804
未収配当金	155,227,736
差入委託証拠金	3,457,574,845
流動資産合計	102,052,196,982
資産合計	102,052,196,982
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,305,908
未払解約金	34,544,714
未払利息	31
その他未払費用	2,621,200
流動負債合計	39,471,853
負債合計	39,471,853
純資産の部	
元本等	
元本	59,265,776,386
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	42,746,948,743
元本等合計	102,012,725,129
純資産合計	102,012,725,129
負債純資産合計	102,052,196,982

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p>
--------------------	--

	計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月22日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7213円
(10,000口当たり純資産額)	(17,213円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月23日 至 2023年12月22日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月22日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年12月22日現在	
期首	2023年6月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	57,686,459,204円
同期中における追加設定元本額	6,141,147,265円
同期中における一部解約元本額	4,561,830,083円
期末元本額	59,265,776,386円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	16,821,904円
野村資産設計ファンド2020	18,599,007円
野村資産設計ファンド2025	28,383,990円
野村資産設計ファンド2030	49,150,575円
野村資産設計ファンド2035	49,037,717円
野村資産設計ファンド2040	88,745,188円
野村資産設計ファンド2045	19,999,443円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,752,717,400円
ネクストコア	17,848,037円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	554,010,342円
野村資産設計ファンド2050	22,685,365円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,311,380円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,504,254円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,933,622円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,871,070円
インデックス・ブレンド(タイプI)	389,934円
インデックス・ブレンド(タイプII)	630,604円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	6,074,868円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,926,089円
インデックス・ブレンド(タイプV)	8,830,111円
野村つみたて外国株投信	7,211,357,625円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	882,592,380円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	2,226,667,173円
世界6資産分散ファンド	134,755,128円
野村資産設計ファンド2060	19,070,000円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)	86,493,820円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	14,916,115円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,272,528,181円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	1,006,433,649円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	3,057,609円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	2,000,647,896円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	691,710円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	38,717,140,737円
野村DC運用戦略ファンド	823,335,004円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	53,936,106円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	28,893,651円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	31,243,286円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	22,923,000円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	18,509,152円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	59,113,264円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	85,000	1.53	130,305.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	14.88	321,408.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	7,990	85.99	687,060.10	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	13,420	58.51	785,204.20	
		ZTO EXPRESS CAYMAN INC	45,100	20.01	902,451.00	
		NIO INC ADR	140,400	8.29	1,163,916.00	
		H WORLD GROUP LTD-ADR	20,300	34.38	697,914.00	
		YUM CHINA HOLDINGS INC	42,000	41.53	1,744,260.00	
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
		PDD HOLDINGS INC ADR	59,730	146.72	8,763,585.60	
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	37,900	17.12	648,848.00			
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00			
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	5,700	60.04	342,228.00			

	BANCO DE CHILE-ADR	21,400	22.86	489,204.00
	BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	19.30	378,280.00
	BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	10,030	29.74	298,292.20
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.27	332,326.00
	CREDICORP LTD	7,450	152.60	1,136,870.00
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00
	STATE BANK OF INDIA-GDR	16,980	78.00	1,324,440.00
	TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00
	VTB BANK JSC	175,780,000	0.00	0.00
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	45,240	1.93	87,403.68
	DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	6,020	25.33	152,486.60
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00
	ENEL CHILE SA-ADR	42,900	3.37	144,573.00
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00
	LUFAX HOLDING LTD-ADR	16,775	2.88	48,312.00
	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	12,100	14.85	179,685.00
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	39,000	12.56	489,840.00
	IQIYI INC-ADR	41,500	4.73	196,295.00
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	71,500	8.86	633,490.00
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	28.42	213,150.00
	JOYY INC	4,250	40.56	172,380.00
	KANZHUN LTD	19,900	15.87	315,813.00
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00
	WEIBO CORP-SPON ADR	8,900	10.50	93,450.00
	YANDEX NV-A	23,640	0.00	0.00
	KE HOLDINGS INC ADR	65,800	15.59	1,025,822.00
小計	銘柄数：54			23,899,292.38
				(3,401,825,277)
	組入時価比率：3.3%			3.6%
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93,958	38.23	3,592,014.34
	CEMEX SAB - CPO	1,455,985	13.75	20,019,793.75
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	305,983	89.83	27,486,452.89
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	16,210	243.19	3,942,109.90
	ALFA S. A. B. -A	218,000	14.01	3,054,180.00
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	181.30	11,784,500.00

	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	507.55	9,592,695.00
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	29,000	179.90	5,217,100.00
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	37,000	299.24	11,071,880.00
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	183.19	3,407,334.00
	WALMART DE MEXICO-SER V	512,000	70.75	36,224,000.00
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	189.67	11,000,860.00
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	52,000	163.50	8,502,000.00
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	200,000	223.68	44,736,000.00
	GRUMA S. A. B. -B	21,900	316.67	6,935,073.00
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	131,000	88.29	11,565,990.00
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	37.71	5,392,530.00
	BANCO DEL BAJIO SA	68,000	57.96	3,941,280.00
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	260,800	171.46	44,716,768.00
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	45.81	9,574,290.00
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	23.78	2,639,580.00
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	1,961,000	15.89	31,160,290.00
小計	銘柄数 : 22			315,556,720.88
	組入時価比率 : 2.6%			(2,637,265,294)
				2.8%
リアル	COSAN SA	136,000	19.00	2,584,000.00
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	372,000	38.11	14,176,920.00
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	476,000	36.39	17,321,640.00
	PRIO SA	85,700	45.16	3,870,212.00
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	26.26	2,258,360.00
	KLABIN SA-UNIT	61,000	21.75	1,326,750.00
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	19.05	1,543,050.00
	GERDAU SA PFD NPV	117,600	23.40	2,751,840.00
	VALE SA	340,052	76.97	26,173,802.44
	SUZANO SA	77,860	54.45	4,239,477.00
	WEG SA	171,848	36.39	6,253,548.72
	LOCALIZA RENT A CAR	92,095	64.53	5,942,890.35
	RUMO SA	123,000	22.82	2,806,860.00
	CCR SA	121,000	14.35	1,736,350.00
	MAGAZINE LUIZA SA	230,000	2.09	480,700.00
	LOJAS RENNEN S. A.	88,974	17.32	1,541,029.68
	VIBRA ENERGIA SA	113,500	22.35	2,536,725.00

	ATACADA0 SA	54,000	12.49	674,460.00
	RAIA DROGASIL SA	130,080	29.02	3,774,921.60
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	136,000	13.24	1,800,640.00
	AMBEV SA	464,956	13.70	6,369,897.20
	JBS SA	74,600	24.82	1,851,572.00
	NATURA &CO HOLDING SA	92,500	16.59	1,534,575.00
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515,987	4.33	2,234,223.71
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	65,300	27.91	1,822,523.00
	HYPERA SA	33,000	35.65	1,176,450.00
	BANCO BRADESCO S. A.	156,953	15.46	2,426,493.38
	BANCO BRADESCO SA - PREF	502,042	17.27	8,670,265.34
	BANCO DO BRASIL SA	91,000	54.29	4,940,390.00
	BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	43,700	31.38	1,371,306.00
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	483,991	32.79	15,870,064.89
	ITAUSA SA	516,618	10.10	5,217,841.80
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	67,000	33.15	2,221,050.00
	TOTVS SA	61,000	33.35	2,034,350.00
	TELEFONICA BRASIL S. A.	41,005	53.20	2,181,466.00
	TIM SA	82,952	18.00	1,493,136.00
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	46.47	1,347,630.00
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	121,100	41.60	5,037,760.00
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	135,987	11.49	1,562,490.63
	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	95,000	10.12	961,400.00
	CPFL ENERGIA SA	18,400	38.66	711,344.00
	ENERGISA SA-UNITS	20,800	51.46	1,070,368.00
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	111,000	35.29	3,917,190.00
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	33,600	74.24	2,494,464.00
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	14.49	8,650,515.51
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	109,000	36.66	3,995,940.00
	ENEVA SA	84,000	13.52	1,135,680.00
	ENGIE BRASIL SA	16,600	44.60	740,360.00
小計	銘柄数：48			196,834,923.25
				(5,734,431,186)
	組入時価比率：5.6%			6.1%
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	33,400	6,300.00	210,420,000.00

	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,682.00	200,158,000.00
	LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	8.88	160,888,196.00
	CIA SUD AMERICANA VAPORES	1,226,200	54.70	67,073,140.00
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	2,215.00	208,210,000.00
	CENCOSUD SA	126,000	1,650.00	207,900,000.00
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	8,134	23,291.00	189,448,994.00
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	96.89	225,269,250.00
小計	銘柄数：8			1,469,367,580.00 (237,411,597) 0.3%
	組入時価比率：0.2%			
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	32,300.00	933,470,000.00
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	33,800	14,880.00	502,944,000.00
小計	銘柄数：2			1,436,414,000.00 (51,716,649) 0.1%
	組入時価比率：0.1%			
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	5,900	24.26	143,134.00
	MYTILINEOS S. A.	12,000	36.50	438,000.00
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00
	OPAP SA	20,200	15.45	312,090.00
	JUMBO SA	10,732	25.06	268,943.92
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	206,500	1.52	314,912.50
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	1.63	482,767.50
	NATIONAL BANK OF GREECE	77,700	6.46	501,942.00
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S. A.	50,900	3.21	163,796.20
	HELLENIC TELECOM	18,000	12.88	231,840.00
	PUBLIC POWER CORP	20,000	11.24	224,800.00
小計	銘柄数：11			3,082,226.12 (482,553,321) 0.5%
	組入時価比率：0.5%			
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	88,900	152.50	13,557,250.00
	HEKTAS TICARET T. A. S	100,000	21.60	2,160,000.00
	SASA POLYESTER SANAYI	89,699	40.26	3,611,281.74
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	43.12	5,001,920.00
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	121,000	21.00	2,541,000.00
	AELSAN ELEKTRONIK SANAYI	124,920	47.62	5,948,690.40
	KOC HLDGS	85,000	144.50	12,282,500.00

	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	47.66	7,149,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	6,000	686.00	4,116,000.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	44,000	245.00	10,780,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	770.50	4,777,100.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	12,000	218.30	2,619,600.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	45,000	309.25	13,916,250.00	
	AKBANK T. A. S	325,000	39.10	12,707,500.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	65.70	8,672,400.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	383,995	24.02	9,223,559.90	
	YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	260,000	20.80	5,408,000.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	55.95	6,546,150.00	
小計	銘柄数 : 18			131,018,202.04	
				(639,670,167)	
	組入時価比率 : 0.6%			0.7%	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	709.00	6,416,450.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	92.10	3,868,200.00	
	CEZ AS	15,500	953.00	14,771,500.00	
小計	銘柄数 : 3			25,056,150.00	
				(159,677,832)	
	組入時価比率 : 0.2%			0.2%	
フォロント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,830.00	106,125,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	16,200	8,810.00	142,722,000.00	
	OTP BANK NYRT	22,300	15,780.00	351,894,000.00	
小計	銘柄数 : 3			600,741,000.00	
				(246,299,004)	
	組入時価比率 : 0.2%			0.3%	
ズロチ	ORLEN SA	59,587	64.20	3,825,485.40	
	KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	13,800	123.90	1,709,820.00	
	BUDIMEX	900	625.00	562,500.00	
	LPP SA	130	16,670.00	2,167,100.00	
	ALLEGRO. EU SA	44,400	33.04	1,466,976.00	
	PEPCO GROUP NV	21,700	25.90	562,030.00	
	DINO POLSKA SA	4,910	460.60	2,261,546.00	
	BANK PEKAO SA	20,600	151.35	3,117,810.00	
	MBANK	1,100	549.40	604,340.00	
	PKO BANK POLSKI SA	87,100	50.30	4,381,130.00	

	SANTANDER BANK POLSKA SA	3,100	488.00	1,512,800.00
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	63,600	47.93	3,048,348.00
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	8.87	647,510.00
	CYFROWY POLSAT SA	18,900	12.67	239,463.00
	CD PROJEKT RED SA	8,000	116.00	928,000.00
	小計銘柄数：15			27,034,858.40
				(978,602,397)
	組入時価比率：1.0%			1.0%
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	7.80	1,591,200.00
	CHINA COAL ENERGY CO-H	150,000	6.69	1,003,500.00
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,510,900	3.89	9,767,401.00
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	337,000	25.35	8,542,950.00
	COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	7.20	907,200.00
	PETROCHINA CO LTD-H	2,070,000	4.90	10,143,000.00
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	207,000	14.62	3,026,340.00
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	48,440	27.05	1,310,302.00
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	17.48	2,412,240.00
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	3.18	1,249,740.00
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	3.58	1,754,200.00
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	250,000	6.20	1,550,000.00
	CMOC GROUP LTD-H	405,000	3.99	1,615,950.00
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	10.64	1,042,720.00
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	14.42	865,200.00
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	9.28	1,568,320.00
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	559,000	12.30	6,875,700.00
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	118,000	3.77	444,860.00
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	3.27	660,540.00
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	3.11	542,384.00
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.30	1,386,000.00
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	8.60	1,954,350.00
	CITIC LTD	559,000	7.46	4,170,140.00
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.37	987,357.80
	CRRC CORP LTD-H	550,000	3.32	1,826,000.00
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	17.70	1,008,900.00

SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	145,000	7.14	1,035,300.00
SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	14.32	973,760.00
WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	12.80	2,749,440.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	21.50	1,186,800.00
BOC AVIATION LTD	15,000	59.00	885,000.00
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	281,000	2.37	665,970.00
JD LOGISTICS INC	193,700	9.25	1,791,725.00
AIR CHINA LIMITED-H	148,000	4.73	700,040.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES H	216,000	3.11	671,760.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	273,000	7.94	2,167,620.00
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	108.70	1,467,450.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	10.42	1,896,440.00
COSCO SHIPPING PORTS LTD	182,000	5.53	1,006,460.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	6.93	1,025,640.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	5.14	808,624.80
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	38.00	2,356,000.00
MINTH GROUP LTD	66,000	15.22	1,004,520.00
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	302,000	4.05	1,223,100.00
BYD CO LTD-H	104,000	201.40	20,945,600.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	232,000	3.73	865,360.00
GEEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	580,000	7.89	4,576,200.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	9.80	2,675,400.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	3.44	983,461.60
LI AUTO INC	115,800	128.80	14,915,040.00
XPENG INC	111,300	54.70	6,088,110.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	13.48	1,806,320.00
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	35.85	1,828,350.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	238,000	21.10	5,021,800.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	132,200	74.10	9,796,020.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	3.48	1,218,000.00
LI NING CO LTD	227,000	19.84	4,503,680.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	82,300	84.50	6,954,350.00
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	105,000	4.49	471,450.00
H Aidilao INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	13.84	2,629,600.00
MEITUAN-CLASS B	506,940	79.70	40,403,118.00

TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	125,600	14.48	1,818,688.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	12.58	1,371,220.00
TRIP.COM GROUP LTD	54,300	267.00	14,498,100.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,640,480	73.35	120,329,208.00
JD.COM, INC.	233,567	105.30	24,594,605.10
MINISO GROUP HOLDING LTD	36,800	37.65	1,385,520.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY F CO LTD	6,100	70.70	431,270.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	11.12	1,954,896.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	44,600	19.90	887,540.00
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	202,000	6.10	1,232,200.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	16.52	1,189,440.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	486,000	4.11	1,997,460.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	106,900	37.80	4,040,820.00
PING AN HEALTHCARE AND TECHNOLOGY CO LTD	73,000	16.92	1,235,160.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	109.64	1,348,572.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	159,333	33.45	5,329,688.85
NONGFU SPRING LTD	201,200	44.75	9,003,700.00
TSING TAO BREWERY CO-H	60,000	49.55	2,973,000.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	4.14	1,676,700.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	309,000	20.05	6,195,450.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	168,000	9.12	1,532,160.00
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	125,000	5.35	668,750.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.67	2,582,510.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	147,000	6.45	948,150.00
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	23,000	22.70	522,100.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	28.50	1,710,000.00
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	82,000	7.92	649,440.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	7.48	1,855,040.00
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO	39,400	35.45	1,396,730.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	10.86	1,075,140.00
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	18.86	2,497,064.00
3SBIO, INC	233,000	6.78	1,579,740.00
AKESO INC	45,000	43.50	1,957,500.00
BEIGENE LTD	70,120	103.40	7,250,408.00

INNOVENT BIOLOGICS INC	104,000	39.75	4,134,000.00
ZAI LAB LTD	87,700	20.75	1,819,775.00
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	158,000	13.52	2,136,160.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	4.80	861,600.00
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	248,000	3.98	987,040.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	891,520	6.85	6,106,912.00
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	13.36	1,736,800.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	58,000	16.32	946,560.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,021,500	3.12	3,187,080.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	2.92	8,701,600.00
BANK OF CHINA LTD-H	7,860,000	2.90	22,794,000.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	4.71	4,431,120.90
CHINA CITIC BANK-H	810,000	3.56	2,883,600.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	9,608,000	4.51	43,332,080.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.23	573,110.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	386,692	26.00	10,053,992.00
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	2.59	1,527,582.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	6,390,000	3.68	23,515,200.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	3.65	3,113,450.00
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	6.27	965,580.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	718,000	9.70	6,964,600.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	261,000	14.94	3,899,340.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	6.35	657,047.20
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	14.54	1,046,880.00
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	2.34	1,989,000.00
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	720,420	8.91	6,418,942.20
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	669,500	33.20	22,227,400.00
ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE-H	58,000	17.24	999,920.00
CHINASOFT INTERNATIONAL LIMITED	280,000	5.94	1,663,200.00
GDS HOLDINGS LIMITED	84,200	8.13	684,546.00
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	264,000	10.72	2,830,080.00
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	79,000	33.30	2,630,700.00
ZTE CORP-H	76,052	16.62	1,263,984.24
LENOVO GROUP LTD	718,000	10.40	7,467,200.00

XIAOMI CORPORATION	1,525,000	15.96	24,339,000.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	23.00	2,116,000.00
KINGBOARD HOLDINGS LTD	60,000	18.32	1,099,200.00
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	65,000	6.68	434,200.00
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	70.25	4,861,300.00
FLAT GLASS GROUP CO LTD	49,000	11.84	580,160.00
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,956,000	1.14	2,229,840.00
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	18.20	1,274,000.00
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	4.29	2,007,720.00
CHINA TOWER CORP LTD	4,300,000	0.81	3,483,000.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	25.85	1,266,650.00
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	7.12	2,264,160.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	86,000	24.60	2,115,600.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	78,000	56.00	4,368,000.00
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	6.72	3,010,560.00
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	1.60	648,000.00
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	5.36	1,811,680.00
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	620,000	0.74	458,800.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	3.92	1,803,200.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	10.66	1,837,784.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	15.42	2,930,571.00
GF SECURITIES CO LTD-H	82,600	8.93	737,618.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	4.02	1,077,360.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	9.56	1,204,560.00
EAST BUY HOLDING LTD	35,500	29.25	1,038,375.00
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	149,000	57.45	8,560,050.00
CGN POWER CO LTD-H	980,000	1.96	1,920,800.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	5.91	2,163,060.00
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	2.79	1,367,100.00
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	192,000	15.52	2,979,840.00
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.10	1,681,000.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	19.64	2,199,680.00
WUXI APPTEC CO LTD	36,200	78.00	2,823,600.00
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	382,000	28.45	10,867,900.00

	CHINA LITERATURE LTD	49,800	29.50	1,469,100.00
	BILIBILI INC	19,120	88.90	1,699,768.00
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	1.79	1,389,040.00
	KINGSOFT CORP LTD	91,000	24.55	2,234,050.00
	NETEASE, INC.	193,350	161.80	31,284,030.00
	BAIDU INC-CLASS A	225,360	112.20	25,285,392.00
	KUAISHOU TECHNOLOGY	226,800	54.00	12,247,200.00
	TENCENT HOLDINGS LTD	669,600	312.60	209,316,960.00
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	15.54	1,134,420.00
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	380,000	13.50	5,130,000.00
	CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	155,000	5.66	877,300.00
	CHINA RESOURCES LAND LTD	328,444	27.05	8,884,410.20
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	26.10	1,853,100.00
	CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	7.07	1,718,010.00
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	173,000	6.52	1,127,960.00
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	98,000	7.36	721,280.00
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	187,000	12.44	2,326,280.00
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	175,000	6.25	1,093,750.00
小計	銘柄数 : 183			1,065,124,473.89 (19,417,219,159)
	組入時価比率 : 19.0%			20.8%
リング	DIALOG GROUP BHD	313,044	2.05	641,740.20
	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	21.96	658,800.00
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	244,000	7.21	1,759,240.00
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	4.82	1,923,180.00
	GAMUDA BERHAD	177,000	4.61	815,970.00
	SIME DARBY BERHAD	220,000	2.40	528,000.00
	MISC BHD	125,960	7.30	919,508.00
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	7.40	898,804.00
	GENTING BHD	187,000	4.65	869,550.00
	GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.68	613,720.00
	MR DIY GROUP M BHD	187,500	1.47	275,625.00
	IOI CORP	247,000	3.93	970,710.00
	KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	21.92	929,408.00
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	119.50	872,350.00

	PPB GROUP BERHAD	51,740	14.66	758,508.40
	QL RESOURCES BHD	119,000	5.78	687,820.00
	SIME DARBY PLANTATION BHD	238,000	4.52	1,075,760.00
	IHH HEALTHCARE BHD	260,000	6.00	1,560,000.00
	AMMB HOLDING	125,000	4.01	501,250.00
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	628,000	5.80	3,642,400.00
	HONG LEONG BANK	60,960	18.98	1,157,020.80
	MALAYAN BANKING	562,000	8.89	4,996,180.00
	PUBLIC BANK BHD	1,521,000	4.27	6,494,670.00
	RHB BANK BHD	125,023	5.45	681,375.35
	INARI AMERTRON BHD	271,000	3.00	813,000.00
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	5.52	712,080.00
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.44	844,240.00
	CELCOMDIGI BHD	286,000	4.10	1,172,600.00
	MAXIS BHD	265,000	3.86	1,022,900.00
	TENAGA NASIONAL	258,000	10.00	2,580,000.00
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.46	1,588,860.00
小計	銘柄数 : 31			42,965,269.75 (1,317,641,706)
	組入時価比率 : 1.3%			1.4%
パーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	780,000	6.75	5,265,000.00
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	135,000	146.50	19,777,500.00
	PTT PCL-NVDR	996,000	35.00	34,860,000.00
	THAI OIL PCL-NVDR	157,000	53.75	8,438,750.00
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	187,967	27.25	5,122,100.75
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	37.75	8,606,773.50
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81,200	294.00	23,872,800.00
	SCG PACKAGING PLC-NVDR	150,000	36.25	5,437,500.00
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	880,000	7.25	6,380,000.00
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	459,000	60.50	27,769,500.00
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	8.00	6,480,000.00
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	700,000	3.54	2,478,000.00
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	270,978	27.25	7,384,150.50
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	40.00	6,201,000.00
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	11.80	6,843,964.60
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	19.90	5,134,200.00

	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	73,700	25.75	1,897,775.00
	CP ALL PCL-NVDR	573,000	55.25	31,658,250.00
	CP AXTRA PCL-NVDR	207,000	26.50	5,485,500.00
	OSOTSPA PCL-NVDR	112,000	21.60	2,419,200.00
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	18.70	7,966,200.00
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,033,000	26.00	26,858,000.00
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	218.00	12,862,000.00
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	49,000	131.50	6,443,500.00
	KRUNG THAI BANK-NVDR	267,050	18.30	4,887,015.00
	SCB X PCL-NVDR	81,000	103.50	8,383,500.00
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.60	3,796,800.00
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	315,000	91.00	28,665,000.00
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	5.30	6,200,819.80
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	114,000	220.00	25,080,000.00
	INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	125,000	71.50	8,937,500.00
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	46.00	6,164,000.00
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	49,000	45.25	2,217,250.00
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	179,000	45.00	8,055,000.00
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	59,000	48.50	2,861,500.00
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	288,000	45.50	13,104,000.00
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	185,000	67.50	12,487,500.00
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	1,010,000	7.85	7,928,500.00
小計	銘柄数 : 38			414,410,049.15
				(1,699,081,201)
	組入時価比率 : 1.7%			1.8%
フィリピンペン	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	146,000	49.00	7,154,000.00
	AYALA CORPORATION	28,302	710.00	20,094,420.00
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	41.00	10,455,205.00
	SM INVESTMENTS CORP	22,100	903.00	19,956,300.00
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	93,000	238.00	22,134,000.00
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	242.00	10,406,000.00
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	115.00	12,305,000.00
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207,040	104.60	21,656,384.00
	BDO UNIBANK INC	249,997	130.40	32,599,608.80
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	50.85	10,429,080.75

	PLDT INC	7,000	1,291.00	9,037,000.00
	MANILA ELECTRIC COMPANY	16,900	387.00	6,540,300.00
	AYALA LAND INC	768,000	33.85	25,996,800.00
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	33.00	35,177,175.00
小計	銘柄数：14			243,941,273.55 (624,514,054)
	組入時価比率：0.6%			0.7%
ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,170,000	2,600.00	3,042,000,000.00
	UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	22,000.00	3,235,100,000.00
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,889,701	1,475.00	4,262,308,975.00
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	377,079	6,150.00	2,319,035,850.00
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	651,000	6,300.00	4,101,300,000.00
	ANEKA TAMBANG TBK	760,000	1,635.00	1,242,600,000.00
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	2,570.00	2,867,639,410.00
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	8,325.00	1,998,000,000.00
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,980,000	5,550.00	10,989,000,000.00
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	81,130,000	88.00	7,139,440,000.00
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,880.00	5,673,600,000.00
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	178,000	10,550.00	1,877,900,000.00
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	6,275.00	2,635,500,000.00
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	5,025.00	3,517,500,000.00
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	3,470.00	2,845,400,000.00
	KALBE FARMA PT	2,300,000	1,600.00	3,680,000,000.00
	BANK CENTRAL ASIA	5,640,000	9,325.00	52,593,000,000.00
	BANK MANDIRI	3,890,000	5,975.00	23,242,750,000.00
	BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	5,150.00	8,343,000,000.00
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,780,028	5,575.00	37,798,656,100.00
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	1,479,000	955.00	1,412,445,000.00
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,880,000	3,950.00	19,276,000,000.00
小計	銘柄数：22			204,092,175,335.00 (1,877,648,013)
	組入時価比率：1.8%			2.0%
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	64,100.00	326,910,000.00
	S-OIL CORPORATION	3,930	69,600.00	273,528,000.00
	SK INNOVATION CO LTD	5,417	137,900.00	747,004,300.00
	ECOPRO CO., LTD.	2,000	692,000.00	1,384,000,000.00

HANWHA SOLUTIONS CORP	9,256	38,750.00	358,670,000.00
KUM YANG CO LTD	3,190	111,800.00	356,642,000.00
KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	139,300.00	207,557,000.00
LG CHEM LTD - PREFERRED	630	324,000.00	204,120,000.00
LG CHEMICALS LTD	4,924	495,000.00	2,437,380,000.00
LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	155,500.00	300,426,000.00
SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,490	80,100.00	199,449,000.00
SKC CO LTD	2,610	90,400.00	235,944,000.00
HYUNDAI STEEL CO	7,399	34,950.00	258,595,050.00
KOREA ZINC CO LTD	850	500,000.00	425,000,000.00
POSCO HOLDINGS INC	7,350	486,500.00	3,575,775,000.00
HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,470	125,400.00	435,138,000.00
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	49,450.00	346,150,000.00
HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	34,800.00	240,120,000.00
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	14,400	27,600.00	397,440,000.00
DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	15,550.00	761,950,000.00
ECOPRO BM CO LTD	4,790	306,000.00	1,465,740,000.00
LG ENERGY SOLUTION	4,590	423,000.00	1,941,570,000.00
POSCO FUTURE M CO LTD	2,920	368,000.00	1,074,560,000.00
GS HOLDINGS CORP	3,600	42,900.00	154,440,000.00
LG CORP	9,340	86,400.00	806,976,000.00
SAMSUNG C&T CORP	9,070	128,300.00	1,163,681,000.00
SK INC	3,370	175,300.00	590,761,000.00
SK SQUARE CO LTD	8,699	50,700.00	441,039,300.00
DOOSAN BOBCAT INC	6,550	49,750.00	325,862,500.00
HANWHA OCEAN CO LTD	5,719	24,500.00	140,115,500.00
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	120,700.00	335,546,000.00
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	110,400.00	542,064,000.00
HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	2,100	77,300.00	162,330,000.00
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	63,000	7,520.00	473,760,000.00
POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	59,600.00	309,920,000.00
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,810	183,100.00	331,411,000.00
KOREAN AIR LINES CO LTD	17,500	23,850.00	417,375,000.00
HMM COMPANY LIMITED	27,100	19,530.00	529,263,000.00
HANKOOK TIRE & TECHNNOGY CO	9,300	44,650.00	415,245,000.00

HANON SYSTEMS	23,400	7,100.00	166,140,000.00
HYUNDAI MOBIS	6,100	230,500.00	1,406,050,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD	13,480	198,700.00	2,678,476,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	113,100.00	467,103,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	112,400.00	325,960,000.00
KIA CORP	25,850	95,400.00	2,466,090,000.00
COWAY CO LTD	4,970	56,000.00	278,320,000.00
LG ELECTRONICS INC	10,300	99,500.00	1,024,850,000.00
F&F CO LTD / NEW	1,600	87,800.00	140,480,000.00
KANGWON LAND INC	7,900	16,610.00	131,219,000.00
HOTEL SHILLA CO LTD	3,680	65,200.00	239,936,000.00
CJ CHEILJEDANG CORP	820	319,500.00	261,990,000.00
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	115,400.00	333,506,000.00
KT & G CORP	11,170	90,800.00	1,014,236,000.00
AMOREPACIFIC CORP	2,460	136,500.00	335,790,000.00
LG H&H	1,002	350,500.00	351,201,000.00
HLB INC	13,125	50,600.00	664,125,000.00
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	9,972	75,900.00	756,874,800.00
CELLTRION INC	11,480	187,700.00	2,154,796,000.00
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	68,800.00	134,160,000.00
CELLTRION PHARM INC	1,135	89,700.00	101,809,500.00
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	508	328,500.00	166,878,000.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	91,200.00	302,784,000.00
YUHAN CORPORATION	4,190	65,300.00	273,607,000.00
HANA FINANCIAL HOLDINGS	30,000	43,050.00	1,291,500,000.00
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	11,850.00	309,285,000.00
KAKAOBANK CORP	19,300	27,500.00	530,750,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	37,700	53,100.00	2,001,870,000.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP	44,500	39,300.00	1,748,850,000.00
WOORI FINANCIAL GROUP INC	67,000	12,980.00	869,660,000.00
KAKAO PAY CORP	2,570	47,650.00	122,460,500.00
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	11,900	57,000.00	678,300,000.00
DB INSURANCE CO LTD	3,800	81,600.00	310,080,000.00
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,110	257,000.00	799,270,000.00
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	71,500.00	586,300,000.00
POSCO DX CO LTD	5,300	60,200.00	319,060,000.00

SAMSUNG SDS CO LTD	3,620	167,700.00	607,074,000.00
COSMO AM&T CO LTD	2,367	151,400.00	358,363,800.00
SAMSUNG ELECTRONICS	477,130	75,000.00	35,784,750,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	83,600	59,900.00	5,007,640,000.00
L&F CO LTD	2,180	193,300.00	421,394,000.00
LG INNOTEK CO LTD	1,260	238,500.00	300,510,000.00
LG.DISPLAY CO LTD	23,500	12,170.00	285,995,000.00
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	5,740	150,200.00	862,148,000.00
SAMSUNG SDI CO,LTD	5,482	451,000.00	2,472,382,000.00
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	4,300	59,200.00	254,560,000.00
SK HYNIX INC	54,550	140,500.00	7,664,275,000.00
KT CORP	6,400	35,750.00	228,800,000.00
LG UPLUS CORP	17,400	10,400.00	180,960,000.00
SK TELECOM CO LTD	5,500	50,100.00	275,550,000.00
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	18,710.00	497,686,000.00
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	62,700.00	334,818,000.00
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	7,590.00	187,753,830.00
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	10,270.00	192,049,000.00
SAMSUNG SECURITIES	6,800	40,550.00	275,740,000.00
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,703	712,000.00	1,212,536,000.00
HYBE CO LTD	2,010	230,500.00	463,305,000.00
JYP ENTERTAINMENT CORP	2,800	102,900.00	288,120,000.00
KRAFTON INC	2,990	207,000.00	618,930,000.00
NCSOFT CORPORATION	1,631	240,000.00	391,440,000.00
NETMARBLE CORP	1,470	59,400.00	87,318,000.00
PEARL ABYSS CORP	2,860	39,200.00	112,112,000.00
KAKAO CORP	30,420	52,800.00	1,606,176,000.00
NAVER CORP	13,080	216,500.00	2,831,820,000.00
小計 銘柄数 : 103			114,641,430,080.00 (12,587,629,022)
組入時価比率 : 12.3%			13.4%
新台湾ドル			
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	122,360	81.90	10,021,284.00
FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	331,998	62.90	20,882,674.20
FORMOSA PLASTIC	393,424	79.50	31,277,208.00
NAN YA PLASTICS CORP	487,726	66.00	32,189,916.00
ASIA CEMENT	208,980	40.30	8,421,894.00

TAIWAN CEMENT	637,888	34.25	21,847,664.00
CHINA STEEL	1,119,544	26.60	29,779,870.40
VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	6,000	1,625.00	9,750,000.00
WALSIN LIHWA CORP	268,429	39.55	10,616,366.95
FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	31.50	9,873,801.00
AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	1,005.00	15,541,320.00
CHINA AIRLINES LTD	375,000	21.25	7,968,750.00
EVA AIRWAYS CORP	303,000	31.15	9,438,450.00
EVERGREEN MARINE	101,950	152.00	15,496,400.00
WAN HAI LINES LIMITED	86,335	59.60	5,145,566.00
YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	55.40	10,581,400.00
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	30.20	7,459,400.00
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	47.90	10,635,524.40
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,000	347.50	4,865,000.00
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17,443	555.00	9,680,865.00
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	44,592	178.00	7,937,376.00
POU CHEN CORP	267,468	31.75	8,492,109.00
MOMO.COM INC	6,160	502.00	3,092,320.00
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	29,580	685.00	20,262,300.00
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	53,816	267.50	14,395,780.00
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	492,836	73.70	36,322,013.20
PHARMAESSENTIA CORPORATION	24,000	331.50	7,956,000.00
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	560,268	17.45	9,776,676.60
CTBC FINANCIAL HOLDING	1,729,212	27.85	48,158,554.20
E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,423,300	25.40	36,151,820.00
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,046,996	26.80	28,059,492.80
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	824,710	21.85	18,019,913.50
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,110,956	38.30	42,549,614.80
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT-RTS	23,138	5.30	122,631.40
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	986,360	19.30	19,036,748.00
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,170,341	17.75	20,773,552.75
TAIWAN BUSINESS BANK	664,576	13.55	9,005,004.80
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,064,196	26.15	27,828,725.40
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	370,906	45.20	16,764,951.20
CHAILEASE HOLDING CO LTD	152,692	187.50	28,629,750.00

YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,072,556	26.45	28,369,106.20
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	933,293	44.70	41,718,197.10
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1,757,789	12.30	21,620,804.70
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	764,886	63.40	48,493,772.40
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,330,113	8.70	11,571,983.10
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	50,000	488.50	24,425,000.00
ACER INC	256,767	44.65	11,464,646.55
ADVANTECH CO., LTD.	42,620	359.50	15,321,890.00
ASUSTEK COMPUTER INC	66,805	453.50	30,296,067.50
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	54,840	189.00	10,364,760.00
COMPAL ELECTRONICS	410,590	36.70	15,068,653.00
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	50,000	262.00	13,100,000.00
INVENTEC CO., LTD	251,911	50.00	12,595,550.00
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	189,897	114.00	21,648,258.00
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74,000	181.50	13,431,000.00
PEGATRON CORP	199,692	85.90	17,153,542.80
QUANTA COMPUTER INC	264,684	215.50	57,039,402.00
WISTRON CORP	255,000	95.20	24,276,000.00
WIWYNN CORP	10,000	1,825.00	18,250,000.00
AUO CORP	573,606	16.60	9,521,859.60
DELTA ELECTRONICS INC	193,681	303.50	58,782,183.50
E INK HOLDINGS INC	96,000	182.00	17,472,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,237,649	103.50	128,096,671.50
INNOLUX CORP	984,937	13.00	12,804,181.00
LARGAN PRECISION CO LTD	10,040	2,680.00	26,907,200.00
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORPORATION	20,000	244.50	4,890,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	68.90	8,444,797.40
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	135,000	179.00	24,165,000.00
WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	81.90	13,954,695.30
YAGEO CORPORATION	32,137	607.00	19,507,159.00
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	107.00	6,891,870.00
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	7,000	3,340.00	23,380,000.00
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	321,658	130.00	41,815,540.00
EMEMORY TECHNOLOGY INC	6,000	2,390.00	14,340,000.00
GLOBAL UNICHIP CORP	8,000	1,695.00	13,560,000.00

	GLOBALWAFERS CO LTD	20,000	614.00	12,280,000.00
	MEDIATEK INC	150,538	976.00	146,925,088.00
	NANYA TECHNOLOGY CO	151,000	75.40	11,385,400.00
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	60,058	494.50	29,698,681.00
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	9,000	1,180.00	10,620,000.00
	POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	302,000	28.75	8,682,500.00
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	49,417	459.00	22,682,403.00
	SILERGY CORP	35,000	443.00	15,505,000.00
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,461,000	577.00	1,419,997,000.00
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,163,500	49.40	57,476,900.00
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	77.40	7,894,800.00
	WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	380,728	28.40	10,812,675.20
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	372,065	118.00	43,903,670.00
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	144,000	79.10	11,390,400.00
	TAIWAN MOBILE CO LTD	192,200	97.60	18,758,720.00
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	36.40	5,558,316.40
	小計銘柄数：91			3,379,122,031.85
				(15,353,378,863)
	組入時価比率：15.1%			16.4%
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	82,000	449.55	36,863,100.00
	COAL INDIA LTD	142,000	355.50	50,481,000.00
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	64,380	375.70	24,187,566.00
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	268,500	124.15	33,334,275.00
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	343,000	202.65	69,508,950.00
	PETRONET LNG LTD	77,000	211.45	16,281,650.00
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	304,200	2,562.55	779,527,710.00
	ASIAN PAINTS LTD	38,800	3,302.95	128,154,460.00
	BERGER PAINTS INDIA LTD	22,800	574.15	13,090,620.00
	PI INDUSTRIES LTD	7,000	3,424.95	23,974,650.00
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	2,616.10	40,549,550.00
	SRF LTD	14,200	2,396.00	34,023,200.00
	SUPREME INDUSTRIES LTD	5,200	4,454.95	23,165,740.00
	UPL LTD	43,200	577.40	24,943,680.00
	AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	503.90	28,722,300.00
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	25,400	2,085.60	52,974,240.00
	SHREE CEMENT LIMITED	1,080	28,213.80	30,470,904.00

ULTRATECH CEMENT LTD	12,090	9,954.45	120,349,300.50
APL APOLLO TUBES LTD	16,600	1,585.70	26,322,620.00
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	133,100	556.25	74,036,875.00
JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	706.05	32,478,300.00
JSW STEEL LTD	66,000	841.90	55,565,400.00
TATA STEEL LIMITED	699,400	131.00	91,621,400.00
VEDANTA LTD	85,000	255.95	21,755,750.00
BHARAT ELECTRONICS LTD	348,000	170.65	59,386,200.00
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	22,400	2,706.50	60,625,600.00
ASTRAL LTD	9,600	1,884.15	18,087,840.00
LARSEN&TOUBRO LIMITED	70,400	3,424.15	241,060,160.00
ABB INDIA LTD	4,700	4,684.50	22,017,150.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	59,000	456.10	26,909,900.00
HAVELLS INDIA LTD	24,300	1,341.10	32,588,730.00
POLYCAB INDIA LTD	4,500	5,619.30	25,286,850.00
SUZLON ENERGY LIMITED	881,000	37.10	32,685,100.00
SIEMENS LIMITED	10,200	3,966.95	40,462,890.00
ASHOK LEYLAND LIMITED	118,500	169.35	20,067,975.00
CUMMINS INDIA LTD	11,000	1,941.35	21,354,850.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,799.75	46,195,875.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	868.25	19,275,150.00
INTERGLOBE AVIATION LTD	15,200	2,882.70	43,817,040.00
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	839.75	18,810,400.00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52,400	1,018.95	53,392,980.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,479.60	17,357,200.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,183.95	35,992,080.00
MRF LTD	200	117,575.20	23,515,040.00
SAMVARDHANA INTERNATIONAL LTD	236,000	93.95	22,172,200.00
SONA BLW PRECISION FORGINGS	40,000	571.40	22,856,000.00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	3,565.95	43,504,590.00
BAJAJ AUTO LIMITED	6,500	6,246.35	40,601,275.00
EICHER MOTORS LTD	14,300	3,957.95	56,598,685.00
HERO MOTOCORP LTD	12,400	3,850.15	47,741,860.00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	93,200	1,633.85	152,274,820.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	13,300	10,012.85	133,170,905.00

TATA MOTORS LTD	172,700	708.85	122,418,395.00
TATA MOTORS LTD-A-DVR	46,000	474.75	21,838,500.00
TVS MOTOR CO LTD	27,400	1,945.70	53,312,180.00
PAGE INDUSTRIES LTD	530	37,229.25	19,731,502.50
TITAN CO LTD	36,500	3,580.00	130,670,000.00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	75,000	429.35	32,201,250.00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	565.50	20,358,000.00
ZOMATO LTD	488,000	127.35	62,146,800.00
TRENT LTD	20,000	2,955.20	59,104,000.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	15,800	3,954.50	62,481,100.00
UNITED SPIRITS LTD	32,700	1,059.20	34,635,840.00
VARUN BEVERAGES LTD	50,700	1,291.30	65,468,910.00
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,700	5,059.60	54,137,720.00
MARICO LIMITED	46,000	526.90	24,237,400.00
NESTLE INDIA LIMITED	3,400	25,115.85	85,393,890.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	55,700	979.30	54,547,010.00
ITC LTD	297,000	451.45	134,080,650.00
COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	15,900	2,394.65	38,074,935.00
DABUR INDIA LTD	59,800	530.25	31,708,950.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	1,072.90	46,671,150.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	82,000	2,553.20	209,362,400.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,870	5,475.85	59,522,489.50
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	76,000	649.85	49,388,600.00
AUROBINDO PHARMA LTD	26,300	1,092.15	28,723,545.00
CIPLA LIMITED	52,400	1,221.85	64,024,940.00
DR. REDDYS LABORATORIES	11,160	5,554.50	61,988,220.00
LUPIN LTD	25,700	1,256.80	32,299,760.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	95,900	1,233.50	118,292,650.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	2,195.20	25,332,608.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	12,600	771.30	9,718,380.00
AXIS BANK LIMITED	227,700	1,095.40	249,422,580.00
BANDHAN BANK LTD	56,000	238.25	13,342,000.00
BANK OF BARODA	100,000	224.85	22,485,000.00
HDFC BANK LIMITED	278,688	1,686.70	470,063,049.60
ICICI BANK LTD	517,300	1,004.40	519,576,120.00
IDFC FIRST BANK LTD	266,000	88.35	23,501,100.00

INDUSIND BANK LTD	28,700	1,570.00	45,059,000.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	106,900	1,852.70	198,053,630.00
YES BANK LTD	1,230,000	21.15	26,014,500.00
BAJAJ FINSERV LTD	37,060	1,666.85	61,773,461.00
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,350	7,742.95	18,195,932.50
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	303,500	238.00	72,233,000.00
ONE 97 COMMUNICATIONS LTD	22,200	638.50	14,174,700.00
POWER FINANCE CORPORATION	151,600	388.85	58,949,660.00
REC LTD	135,500	412.20	55,853,100.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	90,400	644.20	58,235,680.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23,100	1,405.75	32,472,825.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	518.95	17,229,140.00
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	42,600	1,403.75	59,799,750.00
HCL TECHNOLOGIES LTD	91,700	1,422.05	130,401,985.00
INFOSYS LTD	329,300	1,536.00	505,804,800.00
LTIMINDTREE LTD	9,680	6,111.05	59,154,964.00
MPHASIS LTD	10,500	2,644.35	27,765,675.00
PERSISTENT SYSTEMS LTD	5,000	7,162.60	35,813,000.00
TATA CONSULTANCY SVS LTD	89,025	3,787.50	337,182,187.50
TECH MAHINDRA LTD	57,400	1,250.10	71,755,740.00
WIPRO LTD	126,700	434.00	54,987,800.00
TATA ELXSI LTD	4,000	8,770.45	35,081,800.00
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,728.95	19,710,030.00
BHARTI AIRTEL LIMITED	222,300	977.90	217,387,170.00
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	454,666	232.35	105,641,645.10
TATA POWER COMPANY LIMITED	139,000	328.55	45,668,450.00
GAIL INDIA LTD	273,000	140.70	38,411,100.00
INDRAPRASTHA GAS LTD	34,200	402.55	13,767,210.00
BAJAJ FINANCE LTD	27,160	7,367.15	200,091,794.00
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	40,000	1,228.05	49,122,000.00
MUTHOOT FINANCE LTD	10,000	1,453.70	14,537,000.00
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	765.20	18,364,800.00
SHRIRAM FINANCE LTD	30,700	2,016.85	61,917,295.00
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	3,148.60	32,115,720.00
ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	1,519.55	43,763,040.00

	ADANI POWER LIMITED	61,000	511.65	31,210,650.00
	NTPC LIMITED	460,000	301.95	138,897,000.00
	DIVIS LABORATORIES LTD	10,400	3,632.70	37,780,080.00
	INFO EDGE INDIA LTD	6,670	5,005.10	33,384,017.00
	DLF LIMITED	58,000	692.90	40,188,200.00
	GODREJ PROPERTIES LTD	9,300	1,957.70	18,206,610.00
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	24,100	923.35	22,252,735.00
	小計 銘柄数：130			9,478,863,086.20 (16,303,644,508)
	組入時価比率：16.0%			17.4%
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	15.79	1,010,560.00
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	220,000	3.39	745,800.00
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	462,000	1.63	753,060.00
	INDUSTRIES QATAR	143,000	12.61	1,803,230.00
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	5.62	1,652,280.00
	DUKHAN BANK	233,000	3.98	928,039.00
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.47	1,444,950.00
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.41	895,260.00
	QATAR ISLAMIC BANK	171,000	20.23	3,459,330.00
	QATAR NATIONAL BANK	474,000	15.84	7,508,160.00
	OOREDOO QSC	100,000	10.40	1,040,000.00
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	34,400	17.48	601,312.00
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.80	546,000.00
	小計 銘柄数：13			22,387,981.00 (876,265,576)
	組入時価比率：0.9%			0.9%
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	51,525	26.35	1,357,683.75
	EFG HOLDING S. A. E.	75,000	17.20	1,290,000.00
	小計 銘柄数：2			2,647,683.75 (12,189,406)
	組入時価比率：0.0%			0.0%
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	197.70	5,575,140.00
	SASOL LTD	57,900	181.59	10,514,061.00
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,330	929.46	4,954,021.80
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	40,800	350.12	14,284,896.00
	GOLD FIELDS LTD	93,300	298.50	27,850,050.00

HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	116.48	7,920,640.00	
IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	81,200	86.30	7,007,560.00	
KUMBA IRON ORE LTD	7,600	597.50	4,541,000.00	
NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	44,700	138.91	6,209,277.00	
SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	25.32	6,912,360.00	
BIDVEST GROUP LTD	25,500	245.75	6,266,625.00	
NASPERS LTD-N SHS	18,620	3,332.00	62,041,840.00	
WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	69.59	6,541,460.00	
PEPKOR HOLDINGS LTD	173,000	19.09	3,302,570.00	
BID CORP LTD	33,000	414.53	13,679,490.00	
CLICKS GROUP LTD	23,700	312.04	7,395,348.00	
SHOPRITE HOLDINGS LTD	48,100	261.51	12,578,631.00	
ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	192.82	8,252,696.00	
ABSA GROUP LTD	88,700	156.31	13,864,697.00	
CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	9,330	1,925.44	17,964,355.20	
NEDBANK GROUP LTD	44,579	206.03	9,184,611.37	
STANDARD BANK GROUP LTD	131,700	197.92	26,066,064.00	
FIRSTRAND LTD	489,000	69.71	34,088,190.00	
REMGRO LTD	47,300	153.61	7,265,753.00	
DISCOVERY LTD	46,907	138.12	6,478,794.84	
OLD MUTUAL LTD	434,000	12.07	5,238,380.00	
OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	42.00	3,402,000.00	
SANLAM LIMITED	190,000	69.01	13,111,900.00	
MTN GROUP LTD	171,000	112.16	19,179,360.00	
VODACOM GROUP	68,100	103.92	7,076,952.00	
REINET INVESTMENTS SCA	14,200	448.86	6,373,812.00	
NEPI ROCKCASTLE N.V.	41,900	122.45	5,130,655.00	
小計	銘柄数 : 32		390,253,190.21 (3,020,559,692)	
	組入時価比率 : 3.0%		3.2%	
UAEディールハム	MULTIPLY GROUP	391,000	3.21	1,255,110.00
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.97	896,940.00
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.57	1,063,860.00
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	299,852	8.63	2,587,722.76
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	128,000	10.14	1,297,920.00

	DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	5.69	1,627,505.01
	EMIRATES NBD PJSC	194,000	16.90	3,278,600.00
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	442,925	13.68	6,059,214.00
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	344,900	19.20	6,622,080.00
	ALDAR PROPERTIES PJSC	427,000	5.22	2,228,940.00
	EMAAR PROPERTIES PJSC	640,000	7.74	4,953,600.00
小計	銘柄数：11			31,871,491.77
				(1,237,570,025)
	組入時価比率：1.2%			1.3%
クウェートディ ナール	AGILITY	134,400	0.51	69,619.20
	BOUBYAN BANK K. S. C	135,628	0.59	81,241.17
	GULF BANK	258,630	0.28	72,416.40
	KUWAIT FINANCE HOUSE	808,500	0.72	586,971.00
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	744,450	0.91	684,149.55
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.49	93,555.00
	MABANEE CO SAKC	80,505	0.81	65,933.59
小計	銘柄数：7			1,653,885.91
				(764,823,000)
	組入時価比率：0.7%			0.8%
サウジアラビア リヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	47,751	10.62	507,115.62
	SAUDI ARABIAN OIL CO	264,440	33.00	8,726,520.00
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10,833	38.15	413,278.95
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	28,000	11.94	334,320.00
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	24,500	135.40	3,317,300.00
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	33.00	1,339,800.00
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	140.80	901,120.00
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	88,200	81.20	7,161,840.00
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	29,368	21.60	634,348.80
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	10.74	719,580.00
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	37.95	1,096,755.00
	SAUDI ARABIAN MINING CO	125,700	41.80	5,254,260.00
	JARIR MARKETING CO	61,000	15.08	919,880.00
	NAHDI MEDICAL CO	3,400	133.80	454,920.00
	ALMARAI CO	26,300	57.00	1,499,100.00
	SAVOLA	27,400	36.75	1,006,950.00

	DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	171.60	549,120.00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	7,800	276.20	2,154,360.00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	108.40	1,084,000.00	
	AL RAJHI BANK	199,100	82.50	16,425,750.00	
	ALINMA BANK	94,300	37.30	3,517,390.00	
	ARAB NATIONAL BANK	60,800	25.15	1,529,120.00	
	BANK AL - JAZIRA	34,100	18.78	640,398.00	
	BANK ALBILAD	53,266	41.85	2,229,182.10	
	BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	39.30	2,460,180.00	
	RIYAD BANK	153,200	28.30	4,335,560.00	
	SAUDI AWWAL BANK	95,500	35.85	3,423,675.00	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	39,000	15.84	617,760.00	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	290,084	38.10	11,052,200.40	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	7,750	211.00	1,635,250.00	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7,200	126.80	912,960.00	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	326.00	684,600.00	
	ELM CO	2,700	810.00	2,187,000.00	
	SAUDI TELECOM CO	201,000	39.20	7,879,200.00	
	ETIHAD ETISALAT CO	34,300	47.85	1,641,255.00	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57,000	14.04	800,280.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	77,000	18.80	1,447,600.00	
	POWER&WATER UTILITY CO FOR	5,100	59.10	301,410.00	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	180.20	991,100.00	
	ACWA POWER CO	10,500	253.00	2,656,500.00	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	2,800	159.60	446,880.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	14.26	755,780.00	
	小計 銘柄数：42			106,645,598.87	
				(4,053,599,213)	
	組入時価比率：4.0%			4.3%	
	合計			93,715,216,162	
				(93,715,216,162)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	6,499,800	26,005,699.80
	小計	銘柄数：1	6,499,800	26,005,699.80
		組入時価比率：3.6%		(3,701,651,309)
合計				3,701,651,309 (3,701,651,309)
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	9,672,080.00
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	69,000	5,351,640.00
	小計	銘柄数：2	388,000	15,023,720.00
		組入時価比率：0.1%		(125,560,739)
合計				125,560,739 (125,560,739)
合計				3,827,212,048 (3,827,212,048)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年12月22日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	4,214,200,597	—	4,322,360,493	108,159,896
合計	4,214,200,597	—	4,322,360,493	108,159,896

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年12月22日現在)

資産の部

流動資産	
コール・ローン	989,299,954
投資証券	50,383,441,500
未収入金	97,296,175
未収配当金	235,365,102
差入委託証拠金	95,028,562
流動資産合計	51,800,431,293
資産合計	51,800,431,293
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	20,326,580
未払金	28,505,600
未払解約金	96,503,177
未払利息	348
流動負債合計	145,335,705
負債合計	145,335,705
純資産の部	
元本等	
元本	19,990,505,116
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	31,664,590,472
元本等合計	51,655,095,588
純資産合計	51,655,095,588
負債純資産合計	51,800,431,293

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月22日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,584円
(10,000口当たり純資産額)	(25,840円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月23日 至 2023年12月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。
○市場リスクの管理	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。
○信用リスクの管理	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。
○流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月22日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年12月22日現在	
期首	2023年6月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,722,407,456円
同期中における追加設定元本額	3,490,747,374円
同期中における一部解約元本額	2,222,649,714円
期末元本額	19,990,505,116円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,724,861,772円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,372,988,635円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,415,717,258円
野村資産設計ファンド2015	13,144,434円
野村資産設計ファンド2020	14,526,591円
野村資産設計ファンド2025	18,622,056円
野村資産設計ファンド2030	22,697,244円
野村資産設計ファンド2035	21,935,715円
野村資産設計ファンド2040	44,103,053円
野村資産設計ファンド2045	7,547,566円

野村インデックスファンド・J-REIT	2,942,597,331円
ネクストコア	25,930,238円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,107,495,953円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,468,978,209円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	876,256,494円
野村資産設計ファンド2050	5,724,347円
インデックス・ブレンド(タイプI)	259,152円
インデックス・ブレンド(タイプII)	209,212円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	1,349,900円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	485,446円
インデックス・ブレンド(タイプV)	1,172,429円
野村6資産均等バランス	4,110,382,885円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	105,262,362円
野村資産設計ファンド2060	4,255,273円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	229,491,099円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	136,815,248円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	43,574,547円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,660,829,786円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	168,515,677円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	453,493円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	11,379,921円
野村DC運用戦略ファンド	1,195,961,856円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	116,362,909円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	15,483,310円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	7,691,823円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	19,866,292円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	13,349,547円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	15,528,702円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	5,784,297円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	4,130,411円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	38,782,643円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,005	116,077,500	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,583	142,944,900	
		SOSiLA物流リート投資法人 投資証券	2,466	291,481,200	
		東海道リート投資法人 投資証券	735	91,434,000	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	1,706	1,020,188,000	

森ヒルズリート投資法人 投資証券	5,811	803,661,300
産業ファンド投資法人 投資証券	7,540	1,023,178,000
アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,849	1,541,982,000
アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,593	991,822,500
GLP投資法人 投資証券	16,693	2,288,610,300
コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	2,430	771,525,000
日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	8,609	2,259,001,600
星野リゾート・リート投資法人 投 資証券	912	521,664,000
Oneリート投資法人 投資証券	862	227,309,400
イオンリート投資法人 投資証券	6,062	840,193,200
ヒューリックリート投資法人 投資 証券	4,624	681,577,600
日本リート投資法人 投資証券	1,605	550,515,000
積水ハウス・リート投資法人 投資 証券	14,850	1,131,570,000
トーセイ・リート投資法人 投資証 券	1,041	140,639,100
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,218	167,475,000
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,347	147,092,400
野村不動産マスターファンド投資法 人 投資証券	15,981	2,582,529,600
いちごホテルリート投資法人 投資 証券	819	87,796,800
ラサールロジポート投資法人 投資 証券	6,317	937,442,800
スターアジア不動産投資法人 投資 証券	7,616	434,112,000
マリモ地方創生リート投資法人 投 資証券	762	94,183,200
三井不動産ロジスティクスパーク投 資法人 投資証券	2,055	916,530,000
大江戸温泉リート投資法人 投資証 券	756	53,222,400
投資法人みらい 投資証券	6,782	290,608,700
三菱地所物流リート投資法人 投資 証券	1,706	621,837,000
CREロジスティクスファンド投資 法人 投資証券	2,127	327,132,600
ザイマックス・リート投資法人 投 資証券	802	93,352,800

タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	2,343	229,145,400	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,165	272,357,000	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,765	3,562,770,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5,076	2,923,776,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証券	23,688	2,383,012,800	
オリックス不動産投資法人 投資証券	9,847	1,638,540,800	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,380	1,223,560,000	
N T T都市開発リート投資法人	5,010	627,753,000	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	3,313	560,559,600	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	3,649	397,011,200	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	11,055	1,580,865,000	
森トラストリート投資法人 投資証券	9,525	692,467,500	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	23,927	1,445,190,800	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,834	795,956,000	
平和不動産リート投資法人 投資証券	3,692	488,082,400	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,166	870,016,800	
福岡リート投資法人 投資証券	2,556	433,242,000	
K D X不動産投資法人 投資証券	14,221	2,248,340,100	
いちごオフィスリート投資法人 投資証券	4,049	333,232,700	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	1,024	680,960,000	
阪急阪神リート投資法人 投資証券	2,356	323,243,200	
スターツプロシード投資法人 投資証券	857	170,200,200	
大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,449	1,865,229,600	
ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	16,543	1,151,392,800	
大和証券リビング投資法人 投資証券	7,277	757,535,700	
ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	4,295	540,311,000	

小計	銘柄数：58 組入時価比率：97.5%	312,326	50,383,441,500 100.0%
合計			50,383,441,500

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年12月22日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	1,285,722,600	—	1,265,475,000	△20,326,580
合計	1,285,722,600	—	1,265,475,000	△20,326,580

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年12月22日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	492,402,843
コール・ローン	68,633,965
投資証券	72,011,764,395
派生商品評価勘定	28,443,803
未収入金	169,184
未収配当金	244,680,914
差入委託証拠金	204,473,444
流動資産合計	73,050,568,548
資産合計	73,050,568,548
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	745,862
未払解約金	45,971,403
未払利息	24
その他未払費用	301,100
流動負債合計	47,018,389
負債合計	47,018,389
純資産の部	

元本等	
元本	20,832,097,908
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	52,171,452,251
元本等合計	73,003,550,159
純資産合計	73,003,550,159
負債純資産合計	73,050,568,548

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年12月22日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.5044円
(10,000口当たり純資産額)	(35,044円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年6月23日 至 2023年12月22日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ</p>

ります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月22日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年12月22日現在

期首	2023年6月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,889,351,893円
同期中における追加設定元本額	3,014,068,056円
同期中における一部解約元本額	2,071,322,041円
期末元本額	20,832,097,908円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,390,694,136円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,913,255,692円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,141,442,066円
野村資産設計ファンド2015	10,597,103円
野村資産設計ファンド2020	11,712,270円
野村資産設計ファンド2025	15,014,292円
野村資産設計ファンド2030	18,299,898円
野村資産設計ファンド2035	17,685,981円
野村資産設計ファンド2040	35,558,482円
野村資産設計ファンド2045	6,085,330円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,539,756,208円
ネクストコア	9,078,211円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	586,109,667円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	701,470,507円
野村資産設計ファンド2050	4,615,336円
インデックス・ブレンド(タイプI)	767,355円
インデックス・ブレンド(タイプII)	930,099円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	7,945,696円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,876,301円
インデックス・ブレンド(タイプV)	8,679,975円
野村6資産均等バランス	3,314,054,784円

野村資産設計ファンド2060	3,430,862円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	5,772,650,729円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）REIT	2,693,965,105円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）	1,018,009,948円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT（適格機関投資家専用）	73,378,458円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	365,622円
野村DC運用戦略ファンド	419,481,049円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	27,360,572円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	12,483,639円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	6,201,642円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	16,017,480円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	10,763,261円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	12,520,238円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	4,663,672円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	3,330,202円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	20,846,040円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年12月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年12月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	35,000	592,900.00	
		AGREE REALTY CORP	37,110	2,316,406.20	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	26,600	499,548.00	
		ALEXANDERS INC	800	169,592.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	57,840	7,454,997.60	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,800	81,552.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	17,700	402,675.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	117,600	4,218,312.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	98,400	2,938,224.00	
		APARTMENT INCOME REIT CO	54,200	1,810,280.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	49,400	382,850.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	79,100	1,339,163.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	24,500	312,375.00	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,000	22,920.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	52,530	9,804,724.50	
		BOSTON PROPERTIES	53,360	3,801,900.00	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	50,600.00	

	BRANDYWINE REALTY TRUST	62,700	331,683.00
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	111,000	2,599,620.00
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	70,100	1,208,524.00
	BRT APARTMENTS CORP	4,200	77,868.00
	CAMDEN PROPERTY TRUST	39,460	3,837,090.40
	CARETRUST REIT INC	43,900	998,286.00
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	8,900	216,626.00
	CENTERSPACE	5,830	336,915.70
	CHATHAM LODGING TRUST	17,800	191,884.00
	CITY OFFICE REIT INC	12,800	82,176.00
	CLIPPER REALTY INC	4,000	21,880.00
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	9,700	260,542.00
	COPT DEFENSE PROPERTIES	42,100	1,060,499.00
	COUSINS PROPERTIES INC	56,800	1,365,472.00
	CTO REALTY GROWTH INC	7,400	126,910.00
	CUBESMART	83,100	3,818,445.00
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	77,600	734,096.00
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	285,000	182,400.00
	DIGITAL REALTY TRUST INC	112,030	15,113,967.30
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	291,920.00
	DOUGLAS EMMETT INC	61,500	928,650.00
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	35,500	481,380.00
	EASTGROUP PROPERTIES	17,110	3,122,575.00
	ELME COMMUNITIES	32,000	460,800.00
	EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	47,300	461,648.00
	EPR PROPERTIES	28,000	1,358,560.00
	EQUINIX INC	34,740	27,847,584.00
	EQUITY COMMONWEALTH	39,200	751,072.00
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	68,910	4,893,299.10
	EQUITY RESIDENTIAL	127,790	7,772,187.80
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	58,000	1,491,760.00
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	23,730	5,745,507.60
	EXTRA SPACE STORAGE INC	78,150	12,199,215.00
	FARMLAND PARTNERS INC	16,500	207,900.00

FEDERAL REALTY INVS TRUST	27,320	2,853,574.00	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	49,200	2,560,860.00	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	33,600	846,720.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	31,000	79,050.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	98,700	4,780,041.00	
GETTY REALTY CORP	17,600	520,960.00	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,400	187,200.00	
GLADSTONE LAND CORP	13,300	193,382.00	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	21,400	242,462.00	
GLOBAL NET LEASE INC	71,400	693,294.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	141,800	2,410,600.00	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	202,200	3,922,680.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	38,900	888,476.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	260,800	5,103,856.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	45,600	407,664.00	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	84,000	1,272,600.00	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	24,000	110,880.00	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	10,400	1,036,360.00	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	25,300	652,740.00	
INVITATION HOMES INC	212,700	7,278,594.00	
IRON MOUNTAIN INC	107,980	7,456,019.00	
JBG SMITH PROPERTIES	31,900	542,938.00	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	250,000	87,500.00	
KILROY REALTY CORP	39,600	1,624,788.00	
KIMCO REALTY CORP	229,200	5,005,728.00	
KITE REALTY GROUP TRUST	81,600	1,869,456.00	
LTC PROPERTIES INC	15,100	491,505.00	
LXP INDUSTRIAL TRUST	109,500	1,065,435.00	
MACERICH CO /THE	80,600	1,258,972.00	
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	46,060.17	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	223,800	1,105,572.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	43,140	5,695,774.20	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	28,500	1,161,945.00	
NATL HEALTH INVESTORS INC	16,260	925,519.20	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,324	88,910.80	

	NETSTREIT CORP	25,100	440,505.00
	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	12,138	94,676.40
	NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,200	278,636.00
	NNN REIT INC	67,400	2,874,610.00
	OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	120,684.00
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	90,500	2,780,160.00
	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,500	120,835.00
	ORION OFFICE REIT INC	20,800	125,840.00
	PARAMOUNT GROUP INC	63,100	331,275.00
	PARK HOTELS & RESORTS INC	77,400	1,288,710.00
	PEAKSTONE REALTY TRUST	12,500	249,375.00
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	45,200	715,516.00
	PHILLIPS EDISON & CO INC	43,700	1,612,093.00
	PHYSICIANS REALTY TRUST	89,200	1,166,736.00
	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	47,300	336,303.00
	PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	13,100	314,531.00
	POSTAL REALTY TRUST INC-A	6,600	95,964.00
	PRIME US REIT	212,000	50,880.00
	PROLOGIS INC	341,980	44,785,700.80
	PUBLIC STORAGE	58,540	17,394,575.60
	REALTY INCOME CORP	267,850	15,256,736.00
	REGENCY CENTERS CORP	60,720	4,041,523.20
	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	46,800	648,180.00
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	78,020	4,337,131.80
	RLJ LODGING TRUST	58,400	691,456.00
	RPT REALTY	29,000	383,090.00
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	22,230	2,421,291.60
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	85,900	1,235,242.00
	SAFEHOLD INC	17,100	385,605.00
	SAUL CENTERS INC	4,800	193,488.00
	SERVICE PROPERTIES TRUST	60,700	514,129.00
	SIMON PROPERTY GROUP INC	120,690	17,164,531.80
	SITE CENTERS CORP	66,800	920,504.00
	SL GREEN REALTY CORP	24,100	1,119,686.00
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	52,600	2,297,042.00

	STAG INDUSTRIAL INC	66,900	2,591,706.00	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	41,200	272,744.00	
	SUN COMMUNITIES INC	46,010	6,105,066.90	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	76,300	830,907.00	
	TANGER INC	39,400	1,114,232.00	
	TERRENO REALTY CORP	31,220	1,964,674.60	
	UDR INC	111,800	4,167,904.00	
	UMH PROPERTIES INC	22,800	342,000.00	
	UNITI GROUP INC	88,600	483,756.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,600	198,398.00	
	URBAN EDGE PROPERTIES	43,600	806,600.00	
	VENTAS INC	148,800	7,350,720.00	
	VERIS RESIDENTIAL INC	30,500	481,595.00	
	VICI PROPERTIES INC	382,800	12,027,576.00	
	VORNADO REALTY TRUST	59,500	1,757,630.00	
	WELLTOWER INC	204,760	18,418,162.00	
	WHITESTONE REIT	16,800	205,968.00	
	WP CAREY INC	80,830	5,257,183.20	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	38,900	529,429.00	
小計	銘柄数 : 141	9,711,517	392,939,571.47	
			(55,931,018,603)	
	組入時価比率 : 76.6%		77.6%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	22,800	448,020.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	119,070.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	8,300	575,688.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	7,400	115,292.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	15,000	42,750.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	30,300	1,461,975.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT	58,900	803,985.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	19,700	271,269.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	20,900	301,796.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	47,900	660,541.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	6,000	58,560.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	38,900	585,056.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	11,440	857,084.80	

	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	48,200	473,324.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	27,000	344,790.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	22,200	392,274.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	131,200.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	107,018.00	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	99,918.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	42,000	202,020.00	
	PRIMARIS REIT	17,600	238,128.00	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	51,480.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	55,400	1,014,928.00	
	SLATE GROCERY REIT	10,800	124,308.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	26,400	640,992.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	2,435	24,763.95	
小計	銘柄数：26	597,575	10,146,230.75 (1,087,270,087)	
	組入時価比率：1.5%		1.5%	
ユーロ	AEDIFICA	17,520	1,119,528.00	
	ALTAREA	1,700	127,330.00	
	CARE PROPERTY INVEST	13,800	198,168.00	
	CARMILA	21,200	333,688.00	
	COFINIMMO	13,400	944,700.00	
	COVIVIO	17,650	856,025.00	
	CROMWELL REIT EUR	126,000	181,440.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	15,900	354,252.00	
	GECINA SA	19,070	2,091,979.00	
	HAMBORNER REIT AG	26,400	179,256.00	
	ICADE	11,300	397,308.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	41,310.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	105,200	687,482.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	10,900	225,630.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	164,000	177,448.00	
	KLEPIERRE	72,400	1,788,280.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	20,000	121,800.00	
	MERCIALYS	35,800	346,365.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	122,900	1,231,458.00	
	MONTEA	5,680	487,344.00	

	NSI NV	6,400	119,040.00	
	RETAIL ESTATES	4,560	293,208.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	11,600	511,328.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	37,720	2,555,907.20	
	VASTNED RETAIL NV	7,200	146,160.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	59,800	1,688,752.00	
	WERELDHAVE NV	15,700	227,650.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	10,800	324,000.00	
小計	銘柄数：28	992,600	17,756,836.20	
			(2,780,010,275)	
	組入時価比率：3.8%		3.9%	
英ボンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	74,200.00	
	AEW UK REIT PLC	64,000	64,512.00	
	ASSURA PLC	1,093,000	527,481.80	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	275,000	199,375.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	71,900	880,056.00	
	BRITISH LAND	347,000	1,406,391.00	
	CLS HOLDINGS PLC	46,000	45,816.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	140,960.00	
	DERWENT LONDON PLC	41,000	966,780.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	221,000	208,403.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	92,800	394,400.00	
	HAMMERSON PLC	1,440,000	402,336.00	
	HELICAL PLC	38,000	85,500.00	
	HOME REIT PLC	267,000	101,593.50	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	160,000	143,040.00	
	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	279,300	2,010,960.00	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	76,136.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	399,000	768,474.00	
	LXI REIT PLC	623,000	652,904.00	
	NEWRIVER REIT PLC	119,000	95,795.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	140,592.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	493,000	515,678.00	
	PRS REIT PLC/THE	191,000	161,586.00	

	REGIONAL REIT LTD	190,000	65,455.00	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	80,400	707,520.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	92,000.00	
	SEGRO PLC	452,900	4,051,643.40	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	713,000	971,106.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	465,000	406,410.00	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	242,000	206,668.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	76,680.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	705,000	1,192,860.00	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	313,000	188,113.00	
	UNITE GROUP PLC	147,000	1,530,270.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	184,000	232,208.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	155,000	141,205.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	48,700	279,294.50	
小計	銘柄数：38	11,087,000	20,204,402.20	
			(3,649,319,125)	
	組入時価比率：5.0%		5.1%	
豪ドル	ABACUS GROUP	144,000	173,520.00	
	ABACUS STORAGE KING	190,000	211,850.00	
	ARENA REIT	137,000	511,010.00	
	BWP TRUST	184,000	655,040.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	293,000	509,820.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	195,000	641,550.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	161,000	216,545.00	
	CHARTER HALL GROUP	174,400	2,056,176.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	243,000	911,250.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	192,000	712,320.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	124,000	373,240.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	221,000.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	80,000	228,000.00	
	DEXUS/AU	398,800	3,062,784.00	
	GDI PROPERTY GROUP	210,000	130,200.00	
	GOODMAN GROUP	638,800	15,650,600.00	
	GPT GROUP	710,000	3,266,000.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	247,200.00	

		HEALTHCO REIT	176,000	263,120.00	
		HMC CAPITAL LTD	94,000	556,480.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	657,000	808,110.00	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	66,000	203,280.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	139,000	594,920.00	
		MIRVAC GROUP	1,463,000	3,013,780.00	
		NATIONAL STORAGE REIT	460,000	1,062,600.00	
		REGION RE LTD	421,000	964,090.00	
		RURAL FUNDS GROUP	140,000	294,000.00	
		SCENTRE GROUP	1,913,000	5,605,090.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	886,000	3,907,260.00	
		VICINITY CENTRES	1,421,000	2,834,895.00	
		WAYPOINT REIT	256,000	640,000.00	
小計		銘柄数：31	12,790,000	50,525,730.00	
				(4,884,827,576)	
		組入時価比率：6.7%		6.8%	
ニュージーランドドル		ARGOSY PROPERTY LTD	330,000	366,300.00	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	376,000	823,440.00	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	580,000	504,600.00	
		PRECINCT PROPERTIES GROUP	500,000	635,000.00	
小計		銘柄数：4	1,786,000	2,329,340.00	
				(208,638,983)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
香港ドル		CHAMPION REIT	700,000	1,687,000.00	
		FORTUNE REIT	525,000	2,588,250.00	
		LINK REIT	947,000	41,099,800.00	
		PROSPERITY REIT	430,000	580,500.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	360,000	774,000.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	829,800	979,164.00	
小計		銘柄数：6	3,791,800	47,708,714.00	
				(869,729,856)	
		組入時価比率：1.2%		1.2%	
シンガポールドル		AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	265,650	345,345.00	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,320,762	3,883,040.28	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	897,956	871,017.32	
		CAPITALAND CHINA TRUST	408,279	365,409.70	

	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,877,694	3,736,611.06	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	243,000	264,870.00	
	EC WORLD REIT	60,000	16,800.00	
	ESR-LOGOS REIT	2,260,272	700,684.32	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	386,000	260,550.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	394,838	876,540.36	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,070,746	1,220,650.44	
	KEPPEL DC REIT	493,211	907,508.24	
	KEPPEL REIT	837,000	778,410.00	
	LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL	610,000	390,400.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	763,000	1,869,350.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,225,980	2,047,386.60	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	868,716	1,294,386.84	
	PARAGON REIT	478,000	411,080.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	149,000	521,500.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	180,000	122,400.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	520,000	273,000.00	
	SUNTEC REIT	818,000	973,420.00	
小計	銘柄数：22	16,128,104	22,130,360.16	
			(2,375,694,163)	
	組入時価比率：3.3%		3.3%	
ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	22,000	68,750,000.00	
	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	60,000	219,900,000.00	
	JR REIT XXVII	60,000	253,200,000.00	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	19,000	96,900,000.00	
	LOTTE REIT CO LTD	45,000	144,225,000.00	
	NH ALL-ONE REIT CO LTD	14,000	48,160,000.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	28,000	180,320,000.00	
	SK REITS CO LTD	44,000	171,160,000.00	
小計	銘柄数：8	292,000	1,182,615,000.00	
			(129,851,127)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	260,000	444,340.00	
	REIT 1 LTD	74,000	1,277,980.00	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	704,000.00	

小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%	414,000	2,426,320.00 (95,404,600) 0.1%
合計			72,011,764,395 (72,011,764,395)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年12月22日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	905,554,269	—	933,252,210	27,697,941
合計	905,554,269	—	933,252,210	27,697,941

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村資産設計ファンド2015

2024年1月31日現在

I 資産総額	704,787,493円
II 負債総額	147,444円
III 純資産総額 (I - II)	704,640,049円
IV 発行済口数	602,814,864口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1689円

野村資産設計ファンド2020

2024年1月31日現在

I 資産総額	783,300,786円
II 負債総額	2,303,097円
III 純資産総額 (I - II)	780,997,689円
IV 発行済口数	644,595,402口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2116円

野村資産設計ファンド2025

2024年1月31日現在

I 資産総額	1,000,840,335円
II 負債総額	2,171,480円
III 純資産総額 (I - II)	998,668,855円
IV 発行済口数	733,125,424口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3622円

野村資産設計ファンド2030

2024年1月31日現在

I 資産総額	1,226,051,992円
II 負債総額	1,527,688円
III 純資産総額 (I - II)	1,224,524,304円
IV 発行済口数	817,449,911口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4980円

野村資産設計ファンド2035

2024年1月31日現在

I 資産総額	993,260,176円
II 負債総額	2,078,262円
III 純資産総額 (I - II)	991,181,914円
IV 発行済口数	630,795,451口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5713円

野村資産設計ファンド2040

2024年1月31日現在

I 資産総額	1,601,763,253円
II 負債総額	1,672,434円
III 純資産総額 (I - II)	1,600,090,819円
IV 発行済口数	987,833,152口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6198円

野村資産設計ファンド2045

2024年1月31日現在

I 資産総額	316,143,572円
II 負債総額	519,575円
III 純資産総額 (I - II)	315,623,997円
IV 発行済口数	105,085,219口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.0035円

野村資産設計ファンド2050

2024年1月31日現在

I 資産総額	314,674,725円
II 負債総額	2,388,489円
III 純資産総額 (I - II)	312,286,236円
IV 発行済口数	179,914,023口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7358円

野村資産設計ファンド2060

2024年1月31日現在

I 資産総額	233,176,087円
II 負債総額	949,928円
III 純資産総額 (I - II)	232,226,159円
IV 発行済口数	152,586,086口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5219円

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	1,016,005,301,318円
II 負債総額	9,157,534,688円
III 純資産総額 (I - II)	1,006,847,766,630円
IV 発行済口数	801,048,314,510口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2569円

(参考) 外国債券マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	817,460,062,140円
II 負債総額	1,717,806,548円
III 純資産総額 (I - II)	815,742,255,592円
IV 発行済口数	284,810,793,517口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.8642円

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	10,393,156,196円
II 負債総額	29,438,770円
III 純資産総額 (I - II)	10,363,717,426円
IV 発行済口数	5,910,142,856口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7535円

(参考) 国内株式マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	714,971,371,930円
II 負債総額	55,302,256,465円
III 純資産総額 (I - II)	659,669,115,465円
IV 発行済口数	232,064,214,434口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.8426円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	2,081,416,383,343円
II 負債総額	7,367,169,428円
III 純資産総額 (I - II)	2,074,049,213,915円
IV 発行済口数	335,149,983,633口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6.1884円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	104,496,075,681円
II 負債総額	536,921,991円
III 純資産総額 (I - II)	103,959,153,690円
IV 発行済口数	59,293,037,354口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7533円

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	55,638,779,835円
II 負債総額	1,659,522,544円
III 純資産総額 (I - II)	53,979,257,291円
IV 発行済口数	20,614,600,621口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6185円

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	72,684,812,669円
II 負債総額	97,573,833円
III 純資産総額 (I - II)	72,587,238,836円
IV 発行済口数	20,493,102,559口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.5420円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

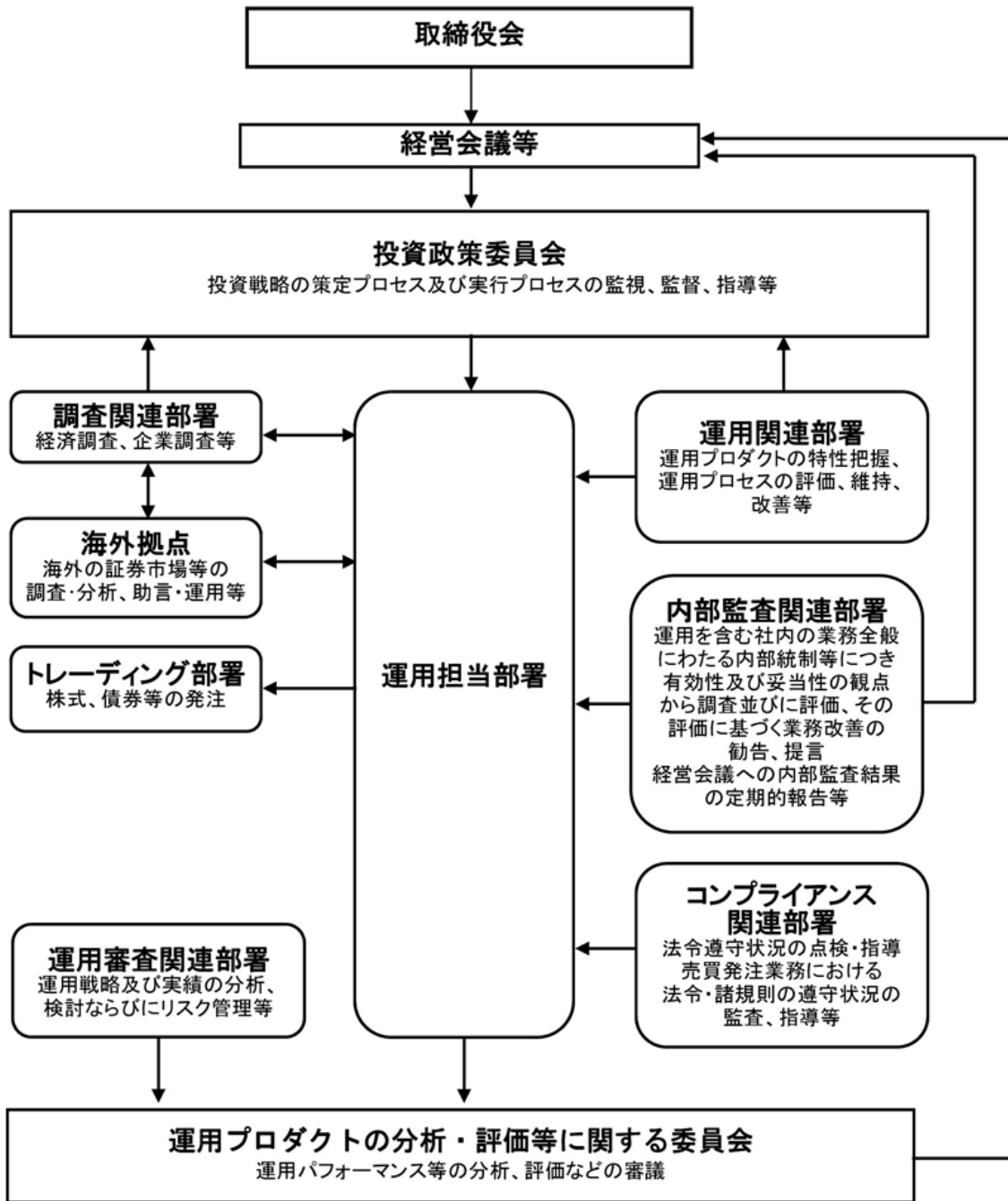
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	994	49,640,942
単位型株式投資信託	176	662,104
追加型公社債投資信託	14	7,094,438
単位型公社債投資信託	464	933,607
合計	1,648	58,331,091

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
經常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 913 1023 1010"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※) 1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
期首残高	1,371		1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	48		-	
資産除去債務の履行による減少	△296		-	
期末残高	1,123		1,123	

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬 (注)	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬 (注)	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付 金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*1)	29,119	未払手 数 料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,904百万円	損益計算書上の当期純利益	26,064百万円
普通株式に係る当期純利益	24,904百万円	普通株式に係る当期純利益	26,064百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7,755
金銭の信託		42,741
未収委託者報酬		28,981
未収運用受託報酬		5,565
短期貸付金		747
その他		1,398
貸倒引当金		△17
流動資産計		87,173
固定資産		
有形固定資産	※1	1,140
無形固定資産		5,519
ソフトウェア		5,518
その他		0
投資その他の資産		16,784
投資有価証券		1,862
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,721
繰延税金資産		1,761
その他		893
固定資産計		23,444
資産合計		110,617

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		29,900
未払金		12,829
未払収益分配金		1
未払償還金		40
未払手数料		9,305
関係会社未払金		2,395
その他未払金	※2	1,085
未払費用		10,122
未払法人税等		2,521
賞与引当金		1,993
その他		201
流動負債計		57,568
固定負債		
退職給付引当金		2,855
時効後支払損引当金		601
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,579
負債合計		62,148
(純資産の部)		
株主資本		48,142
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		17,232
利益準備金		685
その他利益剰余金		16,547
繰越利益剰余金		16,547
評価・換算差額等		325
その他有価証券評価差額金		325
純資産合計		48,468
負債・純資産合計		110,617

◇ 中間損益計算書

		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		59,892
運用受託報酬		10,062
その他営業収益		156
営業収益計		70,111
営業費用		
支払手数料		20,743
調査費		15,670
その他営業費用		2,845
営業費用計		39,259
一般管理費	※1	15,475
営業利益		15,376
営業外収益	※2	7,161
営業外費用	※3	715
経常利益		21,822
特別利益	※4	11
特別損失	※5	10
税引前中間純利益		21,823
法人税、住民税及び事業税		4,781
法人税等調整額		536
中間純利益		16,505

◇ 中間株主資本等変動計算書
 当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当中間期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
中間純利益							16,505	16,505	16,505
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△14,669	△39,276	△39,276
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	—	16,547	17,232	48,142

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当中間期変動額			
剰余金の配当			△55,782
中間純利益			16,505
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	96	96	96
当中間期変動額合計	96	96	△39,179
当中間期末残高	325	325	48,468

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="671 965 1046 1059"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2023年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,754百万円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇ 中間損益計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	196百万円
無形固定資産	958百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金	6,692百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの 金銭の信託運用損	627百万円
※4 特別利益の内訳 株式報酬受入益	11百万円
※5 特別損失の内訳 固定資産除却損	10百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	—	—
				当中間会計期間末 5,150,693株
2 配当に関する事項				
	配当金支払額			
	2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		55,782百万円	
	(2) 1株当たり配当額		10,830円	
	(3) 基準日		2023年3月31日	
	(4) 効力発生日		2023年6月30日	

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,741	42,741	-
資産計	42,741	42,741	-
(2) その他（デリバティブ取引）	60	60	-
負債計	60	60	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	10,266
組合出資金等	1,621
合計	11,888

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,741	-	42,741
資産計	-	42,741	-	42,741
デリバティブ取引（通貨関連）	-	60	-	60
負債計	-	60	-	60

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末（2023年9月30日）

1. 売買目的有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	684	-	△60	△60

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
委託者報酬	59,884 百万円
運用受託報酬	9,422 百万円
成功報酬 (注)	646 百万円
その他営業収益	156 百万円
合計	70,111 百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日									
1 株当たり純資産額	9,410 円 05 銭								
1 株当たり中間純利益	3,204 円 61 銭								
<p>(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。</p> <p>2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>中間純利益</td> <td>16,505 百万円</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る中間純利益</td> <td>16,505 百万円</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数</td> <td>5,150 千株</td> </tr> </table>		中間純利益	16,505 百万円	普通株主に帰属しない金額	—	普通株式に係る中間純利益	16,505 百万円	期中平均株式数	5,150 千株
中間純利益	16,505 百万円								
普通株主に帰属しない金額	—								
普通株式に係る中間純利益	16,505 百万円								
期中平均株式数	5,150 千株								

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村資産設計ファンド2015)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：39%

外国債券マザーファンド受益証券：15%

国内株式マザーファンド受益証券：18%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：18%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2015年6月の決算日の翌日（第16計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ② デリバティブの直接利用は行ないません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第29条の規定に基づき、初回決算は平成20年6月23日とし、その後安定運用開始時期前は年2回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2015
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混成寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2015年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第15計算期間まで・・・年10,000分の86

2. 第16計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド2020)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：29%

外国債券マザーファンド受益証券：15%

国内株式マザーファンド受益証券：21.5%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：21.5%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：6.5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：6.5%

② 2020年6月の決算日の翌日（第26計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2020
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混成寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2020年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第25計算期間まで・・・年10,000分の86

2. 第26計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド 2025)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：22%

外国債券マザーファンド受益証券：15%

国内株式マザーファンド受益証券：24%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：24%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：7.5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：7.5%

② 2025 年 6 月の決算日の翌日（第 36 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2025
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混成寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2025年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第35計算期間まで・・・年10,000分の86

2. 第36計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2060

(野村資産設計ファンド 2030)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：17%

外国債券マザーファンド受益証券：15%

国内株式マザーファンド受益証券：28%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：28%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：6%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：6%

② 2030 年 6 月の決算日の翌日（第 46 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2030
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混成寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2030年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第45計算期間まで・・・年10,000分の86
2. 第46計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド 2035)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：13.5%

外国債券マザーファンド受益証券：13.5%

国内株式マザーファンド受益証券：31.5%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：31.5%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2035 年 6 月の決算日の翌日（第 56 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2035
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混成寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2035年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第55計算期間まで・・・年10,000分の86

2. 第56計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2060

(野村資産設計ファンド 2040)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：11%

外国債券マザーファンド受益証券：11%

国内株式マザーファンド受益証券：34%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：34%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2040 年 6 月の決算日の翌日（第 66 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券： 5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 29 条の規定に基づき、初回決算は平成 20 年 6 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2040
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の

価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種

類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。）、

第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第26条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条 （削除）

(混成寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、2040年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成20年6月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第65計算期間まで・・・年10,000分の86
2. 第66計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、第1計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官

庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第38条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド 2045)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券 マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：10%

外国債券マザーファンド受益証券：8.4%

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券：1.6%

国内株式マザーファンド受益証券：35%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：24.3%

新興国株式マザーファンド受益証券：10.7%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2045 年 6 月の決算日の翌日（第 71 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の
合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第28条の規定に基づき、初回決算は平成22年12月22日とし、その後安定運用開始時期前は年2回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2045
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、）の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

- ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を含みます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合

計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、2045年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年12月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第70計算期間まで・・・年10,000分の86

2. 第71計算期間以降・・・年10,000分の77

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同

じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、

当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 45 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年9月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド2060

(野村資産設計ファンド 2050)

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券 マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：10%

外国債券マザーファンド受益証券：8.1%

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券：1.9%

国内株式マザーファンド受益証券：35%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：21.2%

新興国株式マザーファンド受益証券：13.8%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2050 年 6 月の決算日の翌日（第 71 計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ない、リスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 28 条の規定に基づき、初回決算は平成 27 年 12 月 22 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド 2050
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、2050年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成27年12月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 70 計算期間まで・・・年 10,000 分の 86

2. 第 71 計算期間以降・・・年 10,000 分の 77

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間

終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替

機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 27 年 9 月 17 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(野村資産設計ファンド2060)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

(2) 投資態度

① 当初設定時の各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：10%

外国債券マザーファンド受益証券：8.2%

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券：1.8%

国内株式マザーファンド受益証券：35%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：20.3%

新興国株式マザーファンド受益証券：14.7%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

② 2060年6月の決算日の翌日（第83計算期間開始日）を安定運用開始時期とし、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくに当たって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減と公社債の実質組入れの漸増を行ないリスクの漸減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%

国内株式マザーファンド受益証券：10%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ② デリバティブの直接利用は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（約款第 28 条の規定に基づき、初回決算は 2019 年 12 月 23 日とし、その後安定運用開始時期前は年 2 回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
野村資産設計ファンド2060
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドの受益証券、国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、新興国株式マザーファンドの受益証券、J-REIT インデックス マザーファンドの受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を

いいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、2060年6月22日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。）までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2019年12月23日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれ

のない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第 1 計算期間から第 82 計算期間まで・・・年 10,000 分の 86

2. 第 83 計算期間以降・・・年 10,000 分の 77

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2019年9月13日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2015

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2020

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2025

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2030

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2035

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2040

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2045

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2050

追加型証券投資信託 野村資産設計ファンド 2060

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないません。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

す。)

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第18条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第20条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て） マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限りません。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証券、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証券（前項に定める証券または証券を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証券を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証券を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本とし

て定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金3億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金800億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条第1項、第31条第2項、第34条第1項、第35条第1項および第37条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第21条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第24条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第27条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第28条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第29条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第30条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第31条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第33条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第34条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 40 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 42 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 43 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。) ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 16 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 18 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 19 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第 20 条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないません。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社